

令和5年3月13日告示

小樽市地域防災計画

令和5年2月

小 樽 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 小樽市の概況	6
第4節 防災計画の修正	8
第2章 防災組織	9
第1節 小樽市防災会議の組織	9
第2節 小樽市災害対策本部の組織	12
第3節 住民組織及び社会福祉団体等への協力要請	23
第3章 通信計画	25
第1節 気象等予警報等の伝達計画	25
第2節 災害通信計画	30
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	33
第4章 災害予防計画	45
第1節 重要警戒区域及び整備計画	45
第2節 消防計画	73
第3節 防災訓練等計画	79
第4節 避難行動要支援者支援計画	80
第5節 防災知識の普及および自主防災組織等の育成推進計画	82
第5章 災害応急対策計画	85
第1節 職員動員計画	85
第2節 災害広報計画	87
第3節 水防計画	89
第4節 避難救出計画	91
第5節 食料供給計画	97
第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画	100
第7節 給水計画	102
第8節 医療救護計画	103
第9節 防疫計画	107
第10節 廃棄物処理及び環境保全計画	109
第11節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	113
第12節 障害物除去計画	115
第13節 輸送計画	116
第14節 労務供給計画	118

目 次

第15節	文教対策計画	119
第16節	警備計画	122
第17節	融雪災害予防計画	124
第18節	林野火災予防及び消火計画	125
第19節	海難予防及び救助計画	127
第20節	地震・津波災害対策計画	129
第21節	急傾斜地災害対策計画	135
第22節	土砂災害対策計画	138
第23節	雪害対策計画	139
第24節	停電対策計画	142-2
第25節	災害ボランティア連携計画	142-4
第26節	自衛隊の災害派遣要請計画	143
第27節	災害救助法の適用について	148
第6章	港湾等防災対策計画	151
第1節	目的	151
第2節	港湾等防災対策の区域	152
第3節	関係機関の業務大綱	153
第4節	重要警戒区域の設定	155
第5節	予防計画	157
第6節	応急対策	160
第7節	災害に対処する体制	165
第8節	相互応援計画	168
第9節	防災訓練	169
第10節	港湾施設等	170
第7章	原子力防災計画	177
第1節	総則	177
第2節	原子力災害事前対策計画	181
第3節	緊急事態応急対策計画	183
第4節	原子力災害中長期対策計画	189
第5節	広域避難者受入計画	190
第8章	災害復旧計画	197
【資料編】		199
	小樽市防災会議条例	200
	小樽市防災会議運営規程	201
	小樽市防災会議情報連絡部設置要綱	202
	小樽市防災会議委員名簿	203
	小樽市災害対策本部条例	204

小樽市における災害関係協定の締結状況	205
小樽市津波避難計画（本編）	209
小樽市津波避難計画（資料編）	224
避難情報の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）	228
避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）	236
避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）	249
指定避難所等の指定	267
第5章 別表：避難所	268
災害記録	272
平成28年度北海道地震被害想定調査結果（小樽市関係分）	278

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定に基づき、小樽市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における災害に関し、防災関係各機関が相互に協力して予防、応急及び復旧の災害対策を迅速かつ的確に実施し、もって市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

小樽市防災会議の構成機関、その他防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

(1) 小樽開発建設部

- ア 一般国道の維持、修繕、除雪、災害復旧及びその他の管理を行うことについて
- イ 港湾区域内の直轄工事を行うことについて
- ウ 直轄港湾の災害で直轄で行う必要のある災害復旧工事を行うことについて

(2) 小樽海上保安部

- ア 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集について
- イ 災害時において船舶の避難誘導及び救助について
- ウ 災害時において被災者、救援物資、人員等の海上輸送について
- エ 海上における人命の救助について
- オ 海上における船舶交通の安全の確保について
- カ 海上における犯罪の予防及び治安の維持について

(3) 北海道財務局小樽出張所

- ア 小樽市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金に関する措置について
- イ 災害時における次に掲げる措置に係る金融機関の指導について
 - (ア) 災害関係の融資に関する措置
 - (イ) 預貯金の払戻し及び中途解約に関する措置
 - (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置
 - (エ) 生命保険又は損害保険の保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置
- ウ 災害時における小樽市に対する国有財産の無償使用の許可又は無償貸付について

(4) 北海道農政事務所

- ア 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること

(5) 北海道運輸局札幌運輸支局

- ア 災害時における船舶の臨時検査等について
- イ 災害時における海上輸送の連絡調整について
- ウ 災害時における港湾諸作業の調整について
- エ 災害時における陸上輸送の連絡調整について

(6) 小樽労働基準監督署

- ア 事業場、工場等の労働災害の防止対策について

2 自衛隊（陸上自衛隊第11特科隊）

ア 災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産の保護のための救援活動について

3 北海道

(1) 後志総合振興局地域創生部

ア 災害時における北海道（以下「道」という。）と小樽市との連絡調整について

イ 災害救助法の適用について

ウ 自衛隊の災害派遣要請について

(2) 後志総合振興局小樽建設管理部

ア 所管する道路及び河川等の改修、維持修繕及び災害復旧について

イ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定と対策について

ウ 土砂災害警戒区域の指定について

(3) 小樽警察署

ア 住民の避難誘導、被災者の救出救助及び緊急交通路の確保に関することについて

イ 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関することについて

ウ 災害時における犯罪の予防及び交通の規制等に関することについて

4 指定公共機関

(1) 日本郵便（株）小樽郵便局

ア 郵便局ネットワークを利用した広報活動に関することについて

イ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策について

(2) 北海道旅客鉄道（株）

ア 災害時における鉄道輸送の確保について

イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関の支援について

(3) 東日本電信電話（株）北海道事業部

ア 気象官署からの警報の関係機関への伝達について

イ 重要通信の確保のための一般電話の利用制限について

(4) 日本赤十字社小樽市地区

ア 災害時における救護業務について

イ 民間団体及び個人の行う救援活動の協力について

ウ 災害義援金品の募集について

(5) NHK札幌拠点放送局

ア 気象予警報及び被害状況等に係る報道を実施し、防災広報業務を行うことについて

(6) 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店

ア 災害時における電力供給の確保について

5 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人小樽市医師会

ア 救護隊を編成して緊急医療を実施することについて

(2) 一般社団法人小樽市歯科医師会

ア 災害時における歯科医療活動に関することについて

(3) 北海道ガス（株）小樽支店

ア ガス施設の保安の確保について

イ 災害時におけるガスの円滑な供給について

(4) 札幌テレビ放送（株）小樽支局

ア 気象予警報及び被害状況等に係る報道を実施し、防災広報業務を行うことについて

(5) 公益社団法人北海道看護協会小樽支部

ア 災害時における看護業務の支援について

6 （株）エフエム小樽放送局

ア 気象予警報及び被害状況等に係る報道を実施し、防災広報業務を行うことについて

イ 小樽市災害対策本部の要請に基づく防災広報業務を行うことについて

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策について

イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせんについて

(2) 小樽商工会議所

ア 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に対する協力について

(3) 小樽薬業組合

ア 災害時における緊急医療に対する協力について

イ 災害時における医薬品の確保について

(4) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会

ア 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関することについて

(5) 一般病院、医院、診療所

ア 災害時における医療防疫対策に対する協力について

(6) 危険物関係施設の管理者

ア 災害時における危険物の保安の確保について

(7) 一般運送事業者

ア 災害時における救援物資の緊急輸送の支援について

8 小樽市

ア 小樽市防災会議について

イ 小樽市災害対策本部の設置及び運営について

ウ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施について

エ 防災組織の整備、資材の備蓄及び市内の災害予防応急対策の総合調整について

オ 災害時における防疫活動の実施について

カ 災害時における飲料水等の円滑な供給について

9 札幌圏防災関係機関連絡会（設置要綱・平成7年7月21日）

札幌圏の自治体と防災関係機関が、災害応急対策を実施する際の相互の迅速、かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の充実強化に関する事項を協議し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置している。

(1) 札幌圏の自治体の範囲

札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び小樽市

(2) 防災関係機関

陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、道、北海道警察本部

(3) 協議事項

ア 消火・救助・救急等の活動の連携に関する事項

イ 災害時における情報の収集伝達に関する事項

ウ 緊急物資の調達等に関する事項

エ 緊急車輛等の通行路確保に関する事項

オ ヘリコプターの効率的運用に関する事項

カ その他、災害対策に関する事項

第3節 小樽市の概況

1 位置及び面積

位 置		面 積	海岸線	広 ぼ う	
東 経	北 緯			東 西	南 北
140° 59' 40"	43° 11' 27"	243.83km ²	68.62km	36.47km	20.39km

2 地 勢

本市は、山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めている。このため河川の延長は短く急流であり、流量も降水量に応じ短時間に著しく増減する。また、地質は第三紀の火山岩類と堆積岩類、第三紀～第四紀の火山岩類（安山岩類）及び第四紀の段丘や氾らん原堆積物及び埋土から構成される。地形は地質を反映し、第三紀～第四紀の火山岩類（安山岩類）は山頂がやや平坦な山地形、火山岩類及び堆積岩類は丘陵～段丘地形を形成している。本市に分布する火山岩類と堆積岩類は、局部的に風化変質作用を受け一般に上層部は軟らかい。地震については、道内の太平洋側の地域と比べ少ないが、日本海側でも天保5年（1834年）2月9日に石狩湾付近で発生した震度5の地震のほか昭和15年（1940年）8月2日の積丹半島沖地震や平成5年（1993年）7月12日に発生し、奥尻町などに大きな被害をもたらした「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」など津波を伴う地震も発生している。

3 気 象

本市は、突出した積丹半島から深く湾曲した石狩湾の懷にあり、海洋性の気候で夏は海陸風がめだち、冬の季節風は北海道西岸では弱い方である。四季を通して気温の格差も小さく、比較的温暖な気候である。

(1) 暖候期

この期間の主風系は南西と北東で、海陸風がめだち、特に4月・5月は南西の風が強まり、フェーン現象を伴い空気が乾燥し火災のおこりやすい気象状態となる。7月下旬から8月中旬にかけては本格的な夏となり、夏日の平年値は36.1日、真夏日の平年値は5.0日、最高気温の極値は34.9℃となっている。8月頃から雨量が多くなり、台風や低気圧の影響で大雨による災害が過去に発生している。なお、日降水量の最大値は161.0mmとなっており、平成16年の台風第18号上陸時には最大瞬間風速は44.2m/sを記録している。

(2) 寒候期

冬は西南西の風が主風系で、この風は離岸風となるため季節風としては弱い方である。

気温は全道的にみると温暖で、最低気温の記録は -18.0°C にとどまっている。天気は日本海特有の変化を示し、12月から2月は曇りや雪の日が多い。北海道南部に優勢な低気圧があり石狩湾に副低気圧が発生した場合には大雪になりやすい。積雪量は全道でも多い方で、最深積雪の記録は173cmである。10月下旬には初霜・初雪がみられ、初雪の最早記録は10月13日である。小樽港は、潮汐の干満差は小さいが、北寄りの風が強まるとその影響で港内の波が高くなる。港内外とも結氷はなく、濃霧もまれである。

第4節 防災計画の修正

小樽市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の定めるところにより、防災会議において随時検討を加え、必要があると認めたときは修正する。ただし、軽易な事項については会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する態勢を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、組織計画においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達並びに災害時における広報活動等について定め、災害対策の実施態勢の確立を図るものとする。

第1節 小樽市防災会議の組織

小樽市防災会議は、市長を会長とし、小樽市防災会議条例（昭和37年条例第32号）第3条第5項各号に掲げる者の中から任命又は委嘱された者を委員として組織する。また、防災会議に専門の事項を調査させるため、同条例第4条第2項に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する者を専門委員として防災会議に出席させることができる。

1 防災会議の所掌事務

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務

2 防災会議の運営

防災会議の運営については、小樽市防災会議条例第5条に基づく小樽市防災会議運営等規程（昭和38年6月24日防災規程第1号）の定めるところによる。

3 小樽市防災会議情報連絡部

災害時の応急対策を関係機関相互間の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、防災会議に情報連絡部を置き、防災会議構成機関の職員の中から当該機関の長が指名する職員及び小樽市総務部災害対策室主幹をもって構成する。

(1) 業 務

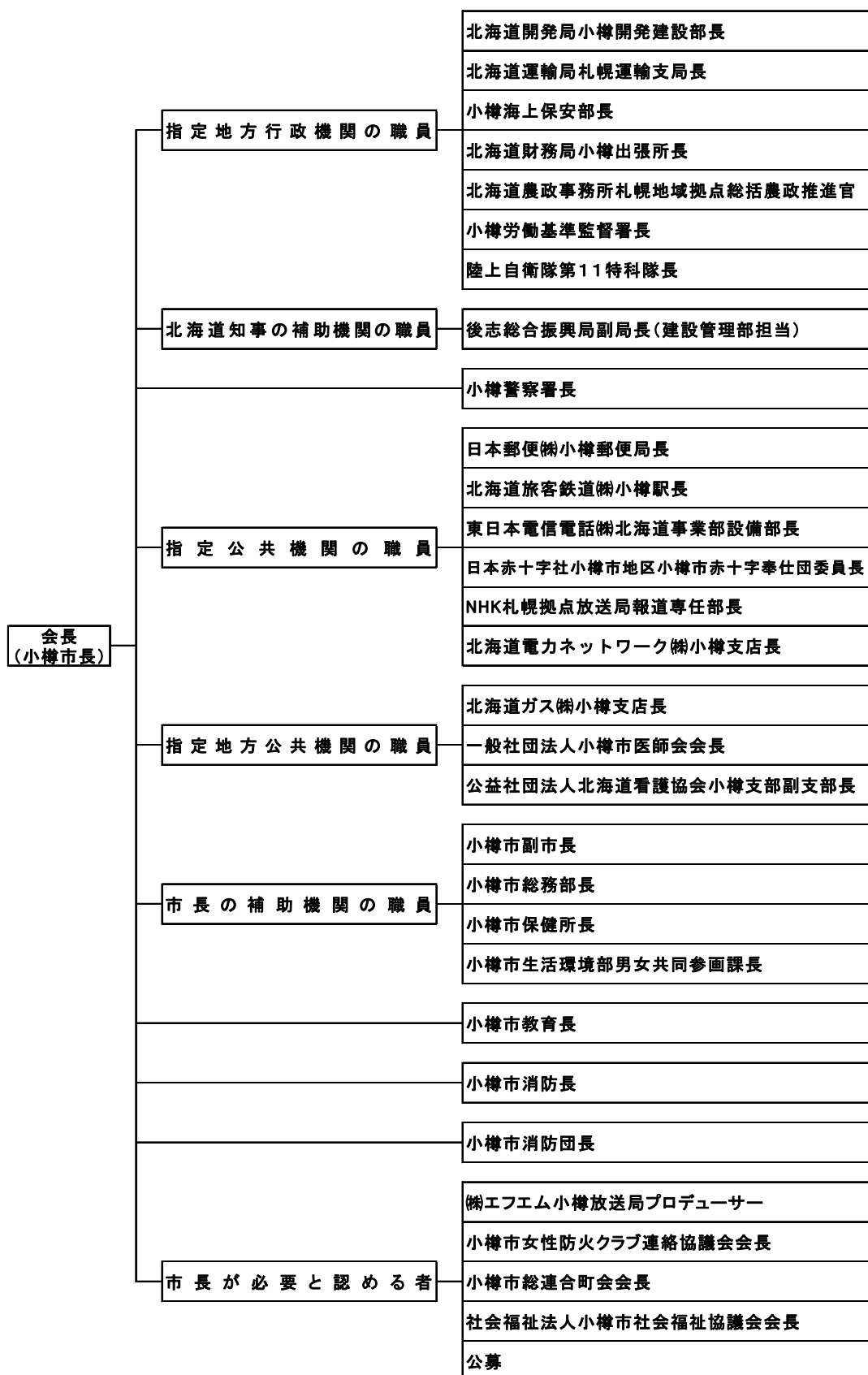
- ア 災害についての情報の収集
- イ 関係機関相互間の情報の交換及び連絡

(2) 運 営

情報連絡部の運営については、小樽市防災会議情報連絡部設置要綱の定めるところによる。

4 組織図

(1) 防災会議組織図



(2) 情報連絡部組織図

(部 員)		
(部 長) 小樽市総務部 災害対策室主幹	小樽市	通 常 ☎25-9955 災害対策室
		夜間・休日 ☎32-4111 当直室
	北海道開発局小樽開発建設部	通 常 ☎23-5119 防災対策官
		夜間・休日 ☎23-5119 当直室
	小樽海上保安部	通 常 ☎27-6166 警備救難課
		夜間・休日
	後志総合振興局小樽建設管理部	通 常 ☎25-2196 維持管理課
		夜間・休日 ☎090-8907-3137 当番管理職携帯電話
	小樽警察署	通 常 ☎27-0110 警備課
		夜間・休日 ☎27-0110 当直
	日本郵便(株)小樽郵便局	通 常 ☎22-1514 総務部
		夜間・休日 —
	東日本電信電話(株)北海道事業部	通 常 ☎011-212-4466 災害対策室
		夜間・休日 ☎011-212-4466 災害対策室長携帯電話に転送
	NHK札幌拠点放送局	通 常
		夜間・休日 ☎011-221-5097・5098
	北海道電力ネットワーク(株)小樽支店	通 常 ☎23-1112 企画総務グループ
		夜間・休日 ☎0120-060-591
	一般社団法人小樽市医師会	通 常 ☎22-4111 事務局
		夜間・休日 ☎090-2876-2868 事務局長携帯
	陸上自衛隊第11特科隊	通 常 ☎011-581-3191 内線2681
		夜間・休日

第2節 小樽市災害対策本部の組織

小樽市災害対策本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、災害対策基本法第23条の2の規定により市長が設置するもので、防災会議と密接な連絡のもとに災害予防応急対策を実施するものである。

小樽市災害対策本部は、小樽市長を本部長として副本部長及び本部員を置き、部班に分けて業務を分担させるものとする。

また、本部長（市長）が不在又は事故があった場合の指揮順位は、副本部長（副市長）、本部総括部長（総務部長）とする。

なお、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 小樽市災害対策本部の組織及び各部班の分担業務は、別表1、2のとおりである。

2 小樽市災害対策本部の設置及び運営等

(1) 設置時期

小樽市災害対策本部は、次のような状況が生じたときに設置するものとする。

ア 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき

ウ 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき

エ 災害が発生し、その規模及び範囲が特に対策を要するとき

オ 気象、地象、水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき

(2) 設置場所

小樽市災害対策本部は消防庁舎6階講堂に置き、本部室前に本部標識板を掲示する。

(3) 設置の周知

小樽市災害対策本部を設置したときは、第3章第2節災害通信計画に基づき、直ちにあらゆる手段を講じ、対策本部関係者、関係機関及び市民等に周知するものとする。

(4) 廃止の時期

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止するものとする。

3 本部の配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の基準は、次のとおりとし、本部各部長は分担業務につき部内の班の構成、配備基準を定めてこれを部員に徹底しておくものとする。

なお、災害の発生規模及び特性に応じて、この配備基準では各班の業務遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合、本部長は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(1) 非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第 1 非 常 配 備	1 震度4の地震が発生したとき 2 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要があるとき 3 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	災害のおそれがある場合の情報連絡、又は災害が発生した場合の速やかな対処のため、総括部、住民対策部、建設対策部、消防部等の原則課長以上の人員をもって当たるもので、状況により、更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第 2 非 常 配 備	1 「津波注意報・津波警報・大津波警報」が発表されたとき 2 震度5弱・5強の地震が発生したとき 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 4 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	災害対策本部の原則係長職以上の人員及び関係各部の所要の人員をもって当るもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第 3 非 常 配 備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 3 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもって当るもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

(2) 動員の方法

配備要員の動員は、次の方法により行うものとする。

ア 本部長は、上記非常配備基準又は非常配備の必要があると認めた場合、下記の順序で通知するものとする。

(本部長→本部総括部長→本部総括部総務・人事班長→本部各部長→各班長→各班員)

- イ 本部総括部総務・人事班長は、本部各部長に対し、本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。
- ウ 本部総括部長は、本部員（本部各部長を除く）に対し、本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。
- エ 通知を受けた各部長は、配備要員に対し通知の内容について通知するものとする。
- オ 通知を受けた配備要員は、ただちに所定の配備につくものとする。
- カ 各部においては、あらかじめ部内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切替え及び廃止について
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針について
- ウ 自衛隊、道、防災関係機関及び他市町村等に対する応援の要請について
- エ 避難所の開設について
- オ その他災害対策の重要な事項について

(2) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(3) 本部員会議の運営

- ア 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要に応じ、所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員において会議を招集する必要があると認めるときは、総括部長にその旨を申し出なければならない。

(4) 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項については、総括部長は、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

5 本部を設置しない場合の準用

- (1) 本部設置に至らない小規模災害が発生する恐れが生じた場合又は発生した場合には、災害対策連絡室を設置し、災害対策本部の組織及び各部班の分担業務を準用してその災害対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策連絡室に室長、副室長及び必要な職員を置き、室長には総務部長を、副室長には総務部災害対策室長を、必要な職員には総務部災害対策室職員及び室長が指名する職員をもってこれに充てる。

6 情報連絡責任者

- (1) 各部に情報連絡責任者を置く。

- (2) 情報連絡責任者は、各部長がそれぞれ所属職員の中から指名する。
- (3) 情報連絡責任者は、所属部の事務に係る災害に関する情報等を逐次とりまとめ、速やかに本部又は災害対策連絡室に報告するとともに、所属部へ指令の伝達にあたるものとする。

7 地区情報責任者（小樽市消防団）

- (1) 災害の早期発見と的確な状況把握及び周知伝達のため、市内を18地区に分け各地区の消防団分団長又は副分団長を地区情報責任者として定める。

地区情報責任者は、地震・津波等による災害に備え、事前に消防団員の中から潮位監視者及び被害調査者を指名しておくものとする。

地区情報責任者は、潮位監視者及び被害調査者からの情報をとりまとめ、災害対策本部に報告するものとする。

区 域	地区情報責任者
1 手宮方面	第1分団長
2 稲穂方面	第2分団長
3 富岡・最上・緑方面	第3分団長
4 花園方面	第4分団長
5 色内・山田方面	第5分団長
6 松ヶ枝・入船方面	第6分団長
7 天神・奥沢方面	第7分団長
8 幸・オタモイ・長橋方面	第8分団長
9 高島方面	第9分団長
10 祝津方面	第10分団長
11 赤岩方面	第11分団長
12 望洋台・桜・船浜方面	第12分団長
13 朝里・新光方面	第13分団長
14 張碓方面	第14分団長
15 銭函方面	第15分団長
16 若竹・潮見台方面	第16分団長
17 塩谷・桃内方面	第17分団長
18 忍路・蘭島方面	第18分団長

(2) 潮位監視者

潮位監視者は、あくまでも安全を確保しながら、目視等により潮位の監視を行い、情報責任者に報告する。

(3) 被害調査者

被害調査者は、自らの調査又は地区住民からの災害情報をまとめ、地区情報責任者に報告する。

第2章 防災組織

別表1 災害対策本部組織図

※＜ ＞は災害対策本部員

本部長 (市長)	総括部(総務部長) (総務部長・次長・災害対策室長) (議会事務局長) 補佐:企画政策室長 補佐:デジタル推進室長	総括班(災害対策室主幹)	災害対策室、企画政策室、デジタル推進室、議会事務局
		総務・人事班(職員課長)	職員課、総務課、秘書課、総務部主幹(法制、国際交流)
副本部長 (副市長)	財政対策部(財政部長) (財政部長) 補佐:財政部次長	広報班(広報広聴課長)	広報広聴課
		経理班(財政課長)	財政課、会計課、財政部主幹(行財政改革)
	住民対策部(福祉保険部長) (福祉保険部長) (こども未来部長) 補佐:福祉保険部次長 補佐:こども未来部次長	管財班(契約管財課長)	契約管財課(運転手控室含)、財政部主幹(公共施設)
		調査班(資産税課長)	市民税課、納税課、資産税課、財政部主幹(土木審査、建築審査)
	衛生対策部(保健所長) (保健所長) (病院長) (病院事務部長) 補佐:保健所次長 補佐:病院事務部次長	住民総括班(生活安全課長)	生活安全課、男女共同参画課、生活環境部主幹(地域住民組織)
		避難所運営班 (福祉総務担当主幹) (保険年金課長)	福祉総合相談室、生活支援第1課・第2課、保険年金課、介護保険課、保険収納課、青少年課、戸籍住民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
	環境対策部(生活環境部長) (生活環境部長) 補佐:生活環境部次長	物資支援班 (こども福祉課長)	福祉総合相談室、こども福祉課、子育て支援課、放課後児童課、こども家庭課、こども発達支援センター
		防疫班(生活衛生課長)	生活衛生課、健康増進課
	産業対策部(産業港湾部長) (産業港湾部長) 補佐:産業港湾部次長 補佐:観光振興室長	医療班(保健総務課長)	保健総務課、健康増進課、小樽市立病院、保健所主幹(試験検査、歯科医療、感染症)
		廃棄物・環境対策班 (管理課長)	管理課、ごみ減量推進課、環境課、清掃事業所、生活環境部主幹(施設管理)
	建設対策部(建設部長) (建設部長) 補佐:建設部次長	商工班(商業労政課長)	商業労政課、産業振興課、産業港湾部主幹(企業誘致、商業振興、旧青果市場)
		観光班(観光振興室主幹)	観光振興室
	港湾対策部(港湾担当部長) (港湾担当部長) 補佐:港湾室長	農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課、産業港湾部主幹(森林整備)、公設水産地方卸売市場、農業委員会事務局
		管理班(庶務課長)	庶務課、用地管理課
	上下水道対策部(水道局長) (水道局長) 補佐:水道局次長 補佐:防災・企画調整担当主幹	土木班(維持課長)	建設事業室、公園緑地課、都市計画課、建設部主幹(宅地・塩谷防災、立地適正化計画)
		建築住宅班(建築住宅課長)	建築住宅課、建設部主幹(住宅管理)
	文教対策部(教育部長) (教育部長)、(教育部長) 補佐:教育部次長 補佐:学校教育支援室長	建築調査班(建築指導課長)	建築指導課、新幹線・まちづくり推進室、建設部主幹(空き家対策)
		港湾業務班(港湾業務課長)	港湾室
	消防部(消防長) (消防長) 補佐:消防本部次長 補佐:消防署長	工務班(港湾整備課長)	
		管理班(港湾振興課長)	総務課、業務課
		総務班(水・総務課長)	
		給水班(サービス課長)	サービス課、水質管理課、水道事業課
		水道班(水道事業課長)	水道事業課、浄水センター
		下水道班(下水道事業課長)	下水道事業課、水処理センター
		施設班(教育総務課長)	教育総務課、施設管理課、学校給食センター、生涯スポーツ課、図書館、文学館、美術館、総合博物館
		学校教育班 (学校教育支援室主幹)	学校教育支援室、生涯学習課
		総務班(消・総務課長)	総務課
		警防班(警防課長)	警防課・救急課
		予防班(予防課長)	予防課
		消防班(消防課長)※消防団長	消防署

別表2 小樽市災害対策本部業務分担表

総括部

総括班

- 1 市民等への災害関連情報提供・避難指示
- 2 非常配備指令の伝達
- 3 職員の災害動員、庁内非常態勢
- 4 災害対策本部関連業務
- 5 議会との連絡調整
- 6 自衛隊の災害派遣依頼・通報
- 7 災害対策本部情報連絡部関連業務
- 8 情報システムの状況確認・管理復旧等
- 9 災害対策諸資料の収集・作成

総務・人事班

- 1 職員の安否確認・参集状況の総合把握
- 2 本庁舎の被災状況確認・応急処理
- 3 職員の健康管理・惨事ストレス対策
- 4 服務及び給与関連業務
- 5 本部職員の給食

広報班

- 1 災害広報の総合調整
- 2 災害関連情報の市民への提供
- 3 報道機関に対する情報の提供
- 4 災害記録写真の撮影、分類、整理、保存
- 5 記者会見対応・各種メディアの総合調整

財政対策部

経理班

- 1 災害関係予算関連業務
- 2 災害応急対策に要する資金計画
- 3 応急救助等に要する経費の出納

管財班

- 1 災害時の配車計画の作成・実施
- 2 災害時の緊急輸送の実施
- 3 公共財産の応急利用の調整
- 4 災害見舞金品の収受及び保管
- 5 災害応急物資等の調達

調査班

- 1 り災証明書の交付に係る申請窓口対応
- 2 被害認定調査の実施

住民対策部

住民総括班

- 1 住民に対する情報の伝達及び収集
- 2 避難所の開設・避難者の収容状況把握
- 3 各避難所への継続派遣
- 4 全市の避難所・避難者の継続的状況把握
- 5 災害ボランティアセンターへのリエゾン派遣

避難所運営班

- 1 避難所避難者の収容状況把握
- 2 避難所外避難者の把握と支援
- 3 独居高齢者や障がい者等の安否確認
- 4 社会福祉協議会との連絡調整
- 5 避難所備蓄品の流用・運搬等
- 6 所管する避難所施設の管理運営
- 7 福祉施設の被害調査

物資支援班

- 1 災害時の衣料、生活必需品等の給与
- 2 日本赤十字社小樽市地区との連絡
- 3 災害ボランティア受入れ等の総合調整

衛生対策部

防疫班

- 1 り災家屋内外及びその周辺の消毒助言指導
- 2 そ族昆虫等の緊急駆除の指導
- 3 検病調査及び臨時予防接種
- 4 食品の保管衛生指導
- 5 り災者の栄養調査及び指導
- 6 防疫措置が必要な飲料水の衛生指導
- 7 風邪その他の感染症予防のための啓発活動
- 8 災害に関わる感染症患者の収容

医療班

- 1 被災者の応急医療
- 2 被災者等の感染症対策関連業務
- 3 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との緊急連絡
- 4 病院施設の被害調査
- 5 救急医療用具、医療品等の調達
- 6 避難所巡回健康相談、在宅療養指導
- 7 報道・対策会議対応

環境対策部

廃棄物・環境対策班

- 1 委託業者の作業員・所領の掌握と確保
- 2 ごみ処理施設等の被害状況の把握
- 3 民間処理業者の受入体制の把握
- 4 民間処理業者の被害状況の情報収集
- 5 廃棄物処理実施計画の立案及び運用
- 6 ごみ処理施設等の復旧対策
- 7 災害廃棄物の収集作業の広報活動
- 8 し尿の収集作業に関する広報活動

産業対策部

商工班

- 1 商工鉱業関係者の被害調査
- 2 市内企業の復旧状況調査
- 3 食料の集約、不足食料の把握
- 4 食料の配分計画・配送手配

観光班

- 1 観光客の避難誘導及び支援
- 2 小樽観光協会など関係団体との連絡調整
- 3 観光施設の被害状況調査及び応急対策

農林水産班

- 1 漁業協同組合その他関係団体との連絡
- 2 海難の予防及び救助活動の協力
- 3 市内農業者への被害規模の調査
- 4 被災地の病虫害、家畜伝染病予防

建設対策部

管理班

- 1 災害・建設関連情報の収集及び報告
- 2 災害用車両の確保と配車要請
- 3 雪害対策の体制確認・総合調整
- 4 建設部災害対策業務の集約と連絡

土木班

- 1 道路・河川・公園等の被害状況調査
- 2 道路・河川・公園等の障害物撤去
- 3 道路・河川・公園等の応急対策工事
- 4 水防活動
- 5 雪害（道路・河川・公園等）対策

建築住宅班

- 1 公営住宅の被害情報収集・集約
- 2 市有建物の被害情報収集
- 3 仮設避難所の設営
- 4 応急仮設住宅の需要把握・用地確保

建築調査班

- 1 被害認定調査の策定・運用支援
- 2 倒壊家屋等の除去（情報提供・通知等）
- 3 雪害（道路・河川・公園・屋根等）対策
- 4 建築物の二次災害防止のための緊急措置

港湾対策部

港湾業務班

- 1 在港船舶の係留・被害・動静を確認
- 2 津波警報等の情報を確認
- 3 在港船舶に津波警報等の情報を伝達
- 4 在港船舶に小樽港の被害状況等を伝達
- 5 在港船舶に係船、離岸を指示

工務班

- 1 港湾施設の被災状況確認
- 2 港湾施設の被害調査及び点検

管理班

- 1 港湾区域等の被害調査・確認
- 2 海上保安部と被害状況等の情報共有
- 3 海上保安部と在港船舶等への対応協議

上下水道対策部

総務班

- 1 道などに対する支援要請
- 2 水道施設及び下水道施設の被害状況の集約

給水班

- 1 避難所及びり災地区への応急給水
- 2 仮設給水栓の設置
- 3 応急給水に係る水質調査

水道班

- 1 水道施設の被害調査
- 2 水道施設の応急修理
- 3 水道施設の応急資材の調達

下水道班

- 1 下水道施設の被害調査
- 2 下水道施設の応急修理
- 3 下水道施設の応急資材の調達

文教対策部

施設班

- 1 文教施設の被害調査
- 2 学校職員等への避難所等の協力要請
- 3 学校教育施設災害復旧事業計画の整理

学校教育班

- 1 学校職員等へ児童生徒の状況確認要請
- 2 り災児童生徒の調査
- 3 文化財の保護・保全対策
- 4 社会教育施設災害復旧事業計画の整理

消防部

総務班

- 1 災害対策本部への報告
- 2 防災関係機関との調整
- 3 部内各班との連絡調整

警防班

- 1 気象・災害情報の収集、伝達活動報告
- 2 消防職（団）員の招集・連絡調整
- 3 消防隊等の出動指令管理

- 4 医療機関との連絡調整
- 5 消防車両の保全
- 6 応援要請の連絡及び調整
- 7 消防通信の管理
- 8 現場救急隊への情報支援
- 9 防災資機材の状況確認・緊急配備
- 10 消防班活動物資の補給

予防班

- 1 防火対象物、危険物施設等の緊急体制
- 2 り災証明（災害による火災）の発行

消防班

- 1 人命救助救急活動及び消火活動
- 2 災害現場・周辺地域への情報伝達
- 3 災害時における広報活動
- 4 災害の防除
- 5 傷病者の搬送

第3節 住民組織及び社会福祉団体等 への協力要請

災害時における災害対策本部及び防災関係機関等の職員のほかに、迅速な応急活動のための要員等が不足した場合、応援体制として補完的な役割を担ってもらうため、小樽市は、町会等の住民組織や社会福祉団体等に協力を求めるものとする。

1 協力要請先団体等

(1) 小樽市総連合町会

事務局：住所 富岡1-5-10 小樽市総合福祉センター内
電話 24-1933

(2) 小樽市社会福祉協議会

事務局：住所 富岡1-5-10 小樽市総合福祉センター内
電話 23-3653

(3) 小樽ボランティア連絡協議会

連絡先：住所 富岡1-5-10 小樽市総合福祉センター内
電話 33-5299（小樽市社会福祉協議会内）

(4) 小樽市民生児童委員協議会

事務局：住所 富岡1-5-10 小樽市総合福祉センター内
電話 23-7844（小樽市社会福祉協議会内）

2 主な協力要請事項

- (1) 在宅高齢者、在宅身体障がい者等避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導
- (2) 避難者の確認、掌握及び誘導
- (3) 避難所における救護活動
- (4) 緊急炊き出し
- (5) その他救助活動で協力を求める事項

第3章 通信計画

気象及び災害予警報並びに災害情報の迅速かつ適正な把握は、災害応急対策の基本となるものであり、最も重要なものである。

災害時における必要な情報等の伝達、収集、通報等については、基本的に本計画によるものとする。

第1節 気象等予警報等の伝達計画

1 気象等注意報・警報の種類及び発表基準（札幌管区気象台発表）

(1) 気象等注意報（小樽市）

（令和4年10月1日現在）

注意報名	指 標	発 表 基 準（基準値はいずれも予想値）
強 風	平均風速	陸上13m/s以上 海上15m/s以上
風 雪	平均風速	陸上11m/s以上 海上15m/s以上 雪による視程障害を伴う
波 浪	有義波高	3m以上（有義波高：ある地点を連続して通過する波のうち高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高）
高 潮	潮位	0.7m以上
大 雨	表面雨量指数※1	7以上
	土壌雨量指数※2	81以上
洪 水	流域雨量指数※3	銭函川=6.4、朝里川=9.8、勝納川=8.3、於古発川=5.9 桃内川=5.9、蘭島川=4.7、塩谷川=6.7、星置川=6.9
	複合基準	勝納川＝（5、8.3）、於古発川＝（5、5） （複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせ）
大 雪	降雪の深さ	30cm以上（12時間降雪の深さ）
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度30%以下 実効湿度60%以下
濃 霧	視程	陸上200m以下 海上500m以下
霜	最低気温	最低気温3℃以下
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	平均気温	平年より5℃以上低い日が2日以上継続（5月～10月）
	最低気温	平年より8℃以上低い（11月～4月）
着 氷	（船体着氷）	水温4℃以下・気温－5℃以下で風速8m/s以上
着 雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融 雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		80mm以上

※1 降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

※2 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの

※3 降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの

(2) 気象等警報（小樽市）

（令和4年10月1日現在）

警 報 名		指 標	発 表 基 準（基準値はいずれも予想値）
暴 風		平均風速	陸上18m/s以上 海上25m/s以上
暴風雪		平均風速	陸上16m/s以上 海上25m/s以上 雪による視程障害を伴う
波 浪		有義波高	6m以上
高 潮		潮位	1.4m以上
大 雨	浸水害	表面雨量指数	11以上
	土砂災害	土壌雨量指数	132以上
洪 水		流域雨量指数	銭函川=8、朝里川=12.3、勝納川=10.4 於古発川=7.4、桃内川=7.4、蘭島川=5.9 塩谷川=8.4、星置川=8.7
		複合基準	勝納川=（5、9.2）
大 雪		降雪の深さ	50cm以上（現地の12時間降雪の深さ）

（注）注意報及び警報の発表基準の数値は、北海道における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(3) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。（暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報）

2 洪水予報河川及び水位周知河川に係る水位情報及び水防警報発表基準 （北海道建設管理部）

水系	河川	基準水位観測所	区 間
新川	新川	天狗橋 （札幌市西区発寒18条1丁目地先）	自 札幌市西区発寒18条1丁目地先 至 海
星置川	星置川	星置川 （札幌市手稲区星置1条9丁目地先）	自 小樽市銭函3丁目240番3地先の星置橋下流端 至 小樽市銭函3丁目511番1の宮下橋上流端

河 川 名	水 位					
	水防団待機 水位	—	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
	—	水防警報 （待機）	水防警報 （準備）	水防警報 （出動）	水防警報 （指示）	—
新 川	3.62m	4.46m	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m
星 置 川	5.88m	6.09m	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m

3 地震動警報等

(1) 地震動警報等の種類及び内容

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度6弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動警報		最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表するもの

(2) 地震に関する情報の種類及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

4 津波警報等

(1) 津波警報等の種類・発表基準・発表される津波の高さ

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合。	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻き 込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避難す る。
		(10m<予想高さ)		
		10m		
		(5m<予想高さ≤10m)		
		5m		
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3m 以下の場合。	3m	高い	標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発生 し、人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避難す る。
		(1m<予想高さ≤3m)		
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、 1m以下の場合で あって、津波による 災害のおそれがある 場合。	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れ に巻き込まれ、また、養殖 いかだが流失し小型船舶が 転覆する。 海の中にいる人はただち に海から上がって、海岸か ら離れる。
		(0.2m≤予想高さ≤1m)		

- (注) 1 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表。
- 2 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。
- このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- 3 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって上昇した高さをいう。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波に関する情報の種類と内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。なお、2016年11月現在、北海道の日本海には沖合で津波を観測する施設はありません。

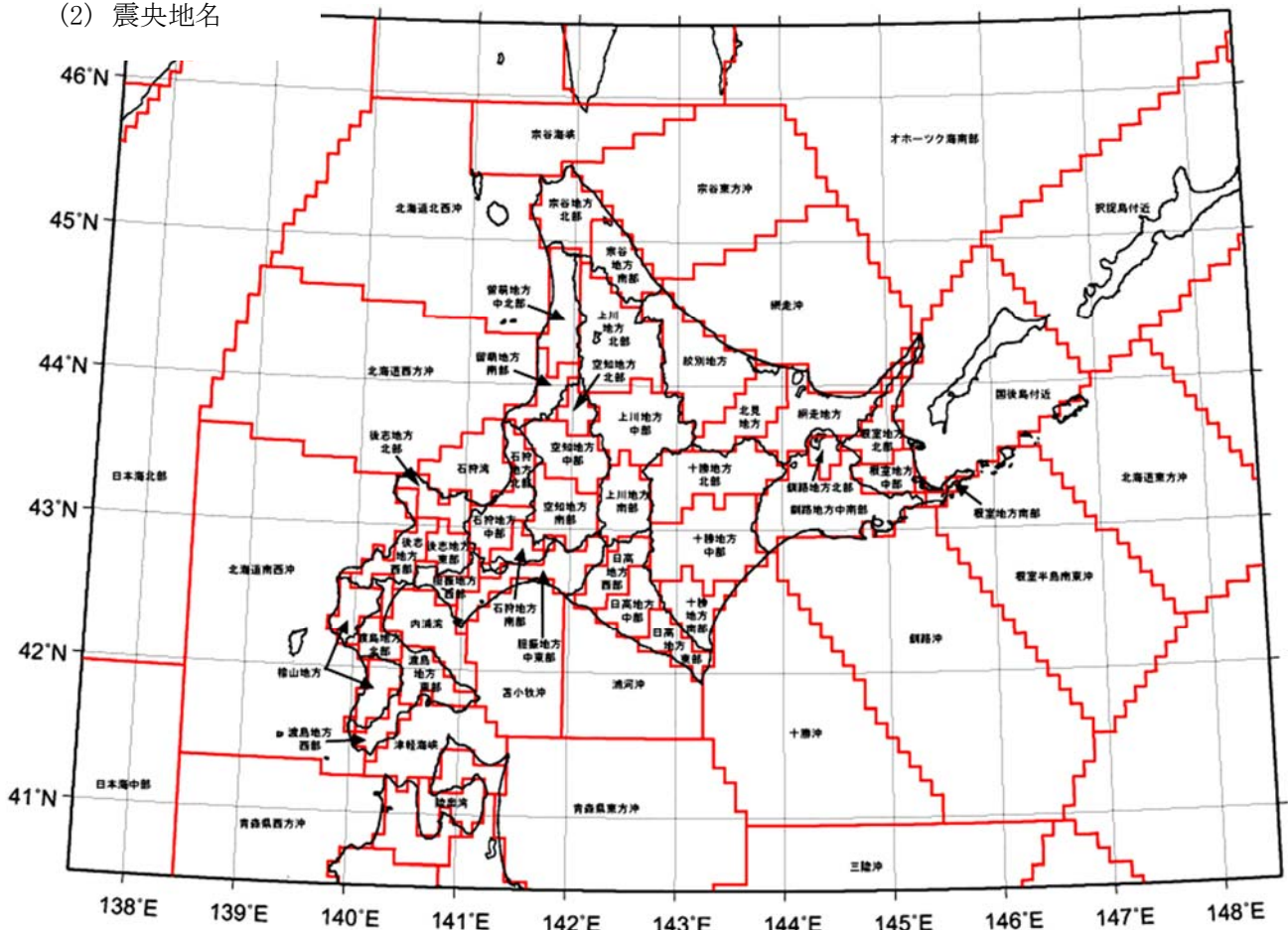
5 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報 で用いる府県 予報区の名称	緊急地震速報や 震度速報で用い る区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡〔当別町、新篠津村〕
		石狩地方中部	札幌市、江別市
		石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市
		後志地方北部	小樽市、積丹郡〔積丹町〕、古平郡〔古平町〕、余市郡〔仁木町、余市町、赤井川村〕
		後志地方東部	虻田郡の一部（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）
		後志地方西部	島牧郡〔島牧村〕、寿都郡〔寿都町、黒松内町〕、磯谷郡〔蘭越町〕、岩内郡〔共和町、岩内町〕、古宇郡〔泊村、神恵内村〕
		空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）
		空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部（奈井江町、上砂川町）、樺戸郡の一部（浦臼町、新十津川町）、雨竜郡の一部（雨竜町）
		空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡の一部（南幌町）、夕張郡〔由仁町、長沼町、栗山町〕、樺戸郡の一部（月形町）
	北海道道南	渡島地方北部	二世郡〔八雲町〕、山越郡〔長万部町〕
		渡島地方東部	函館市、北斗市、亀田郡〔七飯町〕、茅部郡〔鹿部町、森町〕
		渡島地方西部	松前郡〔松前町、福島町〕、上磯郡〔知内町、木古内町〕
		檜山地方	檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕、久遠郡〔せたな町〕
		北海道奥尻島	奥尻郡〔奥尻町〕
		胆振地方西部	伊達市、虻田郡の一部（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡〔壮瞥町〕
		胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老郡〔白老町〕、勇払郡の一部（安平町、厚真町、むかわ町）
		日高地方西部	沙流郡〔日高町、平取町〕
		日高地方中部	新冠郡〔新冠町〕、日高郡〔新ひだか町〕
		日高地方東部	浦河郡〔浦河町〕、様似郡〔様似町〕、幌泉郡〔えりも町〕
	北海道道北	上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部（和寒町、剣淵町、下川町）、中川郡の一部（美深町、音威子府村、中川町）、雨竜郡の一部（幌加内町）
		上川地方中部	旭川市、上川郡の一部（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）
		上川地方南部	富良野市、空知郡の一部（上富良野町、中富良野町、南富良野町）、勇払郡の一部（占冠村）
		留萌地方中北部	苫前郡〔苫前町、羽幌町、初山別村〕、天塩郡の一部（遠別町、天塩町）
		留萌地方南部	留萌市、増毛郡〔増毛町〕、留萌郡〔小平町〕
		宗谷地方北部	稚内市、宗谷郡〔猿払村〕、天塩郡の一部（豊富町、幌延町）
		宗谷地方南部	枝幸郡〔浜頓別町、中頓別町、枝幸町〕
		北海道利尻礼文	礼文郡〔礼文町〕、利尻郡〔利尻町、利尻富士町〕

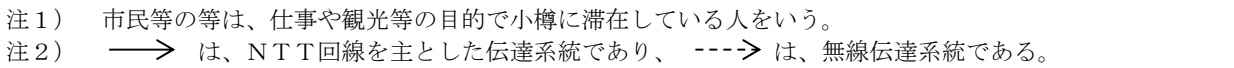
都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕
		北見地方	北見市、常呂郡〔訓子府町、置戸町、佐呂間町〕
		紋別地方	紋別市、紋別郡〔遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町〕
		十勝地方北部	河東郡の一部（上士幌町、鹿追町）、上川郡の一部（新得町）、足寄郡〔足寄町、陸別町〕
		十勝地方中部	帯広市、河東郡の一部（音更町、士幌町）、上川郡の一部（清水町）、河西郡の一部（芽室町）、中川郡の一部（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）、十勝郡〔浦幌町〕
		十勝地方南部	河西郡の一部（中札内村、更別村）、広尾郡〔大樹町、広尾町〕
		釧路地方北部	川上郡の一部（弟子屈町）
		釧路地方中南部	釧路市、釧路郡〔釧路町〕、厚岸郡〔厚岸町、浜中町〕、川上郡の一部（標茶町）、阿寒郡〔鶴居村〕、白糠郡〔白糠町〕
		根室地方北部	標津郡〔中標津町、標津町〕、目梨郡〔羅臼町〕
		根室地方中部	野付郡〔別海町〕
		根室地方南部	根室市

(2) 震央地名



(3) 津波予報区





(新 川) 札幌建設管理部
(星置川) 小樽建設管理部

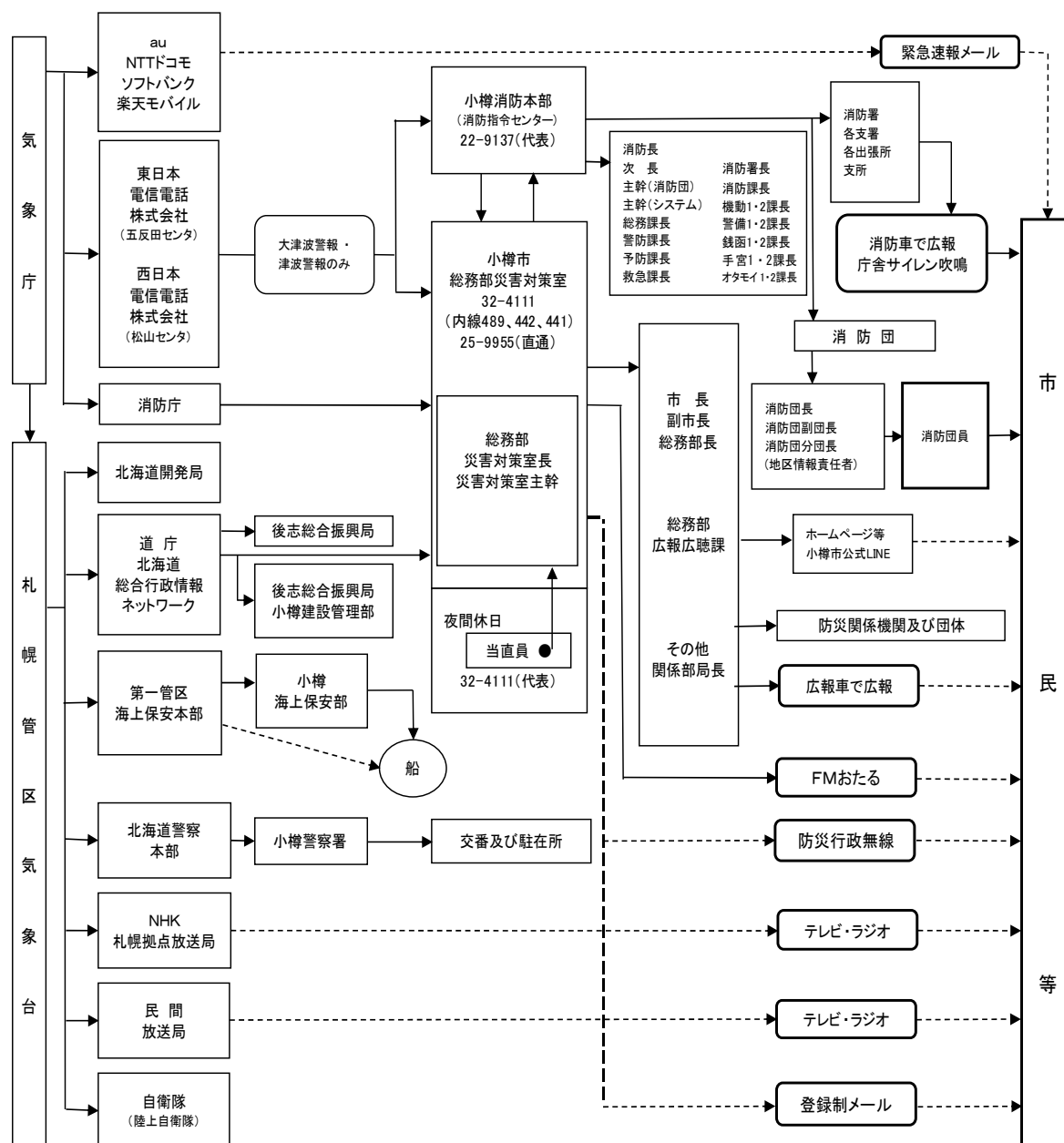
→

振興局
(地域政策課)

→

小樽市総務部災害対策室
☎25-9955 (FAX)

＜津波警報等伝達系統図＞



- 注1) 津波警報の伝達は、津波・高潮警戒区域地区の沿岸住民等に限って行う。
 注2) 沿岸住民等の等は、仕事や海水浴等の目的で小樽（沿岸部）に滞在している人をいう。
 注3) —→ は、NTT回線を主とした伝達系統であり、---→ は、無線伝達系統である。
 注4) 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）、津波警報、大津波警報について配信される。（対応機種のみ）

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は、次のとおりとする。

1 通信手段

災害時における通信手段は、基本的には東日本電信電話(株)の一般加入電話を主系統とするが、災害の規模により通信輻輳やケーブル破損等による通信途絶の状況が想定されるので、災害発生時には、次の通信手段のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

(1) 電 話

ア 一般加入電話（通話が輻輳した場合、発信規制が行われることがある。）

イ 公衆電話

ウ 携帯電話（総務部災害対策室職員、総務部次長、総務課長に配備しており、全て災害時優先電話に指定されている。）

エ 内線電話（市本庁舎と市出先機関との内線電話）

オ 災害時優先電話（東日本電信電話（株）が災害時等に発信を優先的に取り扱うことを電気通信事業法に基づき指定：電話機に「災害時優先電話」のシールが貼ってある。）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 災 害 対 策 室（直通） | : 2 5 - 9 9 5 5 |
| ② 総 務 課（直通） | : 2 9 - 4 5 0 0 |
| ③ 総 務 課（FAX） | : 2 5 - 1 4 8 7 |
| ④ 秘 書 課（直通） | : 2 3 - 0 0 0 1 |
| ⑤ 国 際 交 流（直通） | : 2 9 - 4 5 4 4 |
| ⑥ 代 表 電 話（発着両用） | : 3 2 - 4 1 2 1 |
| ⑦ 代 表 電 話（発着両用） | : 3 2 - 4 1 2 2 |
| ⑧ 建 設 事 業 室（直通） | : 2 7 - 0 2 0 5 |

その他避難所に指定されている小中学校の電話も災害時優先電話である。

カ 消防通報用電話（119番）：119番通報を受信するための着信専用電話

キ 消防電話（消防本部庁舎内に交換機を設置した消防専用の電話）

[消防本部、消防署（銭函・手宮・オタモイ支署、花園・朝里出張所、蘭島支所）、消防団]

ク 消防本部と防災関係機関との専用電話

- ① 北海道警察本部
- ② 小樽警察署
- ③ 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店
- ④ 東日本高速道路（株）北海道支社

ケ 警察電話等（警察署、交番等に設備されている警察専用電話又は無線電話）

コ 鉄道電話（駅、保線所等に設備されている鉄道専用電話）

(2) 専用通信施設等（無線・専用電話等）：詳細は別表のとおり

ア 小樽市が設備している専用無線施設

- ① 消防無線（活動波3波）〔260MHz帯〕（署活動用5波）〔460MHz帯〕
- ② 建設部（一般業務用無線）〔385.55～385.5875MHz〕
- ③ 産業港湾部（国際海上移動業務用VHF無線）〔CH16, 156.80MHz〕
- ④ 水道局（一般行政無線）〔61.10MHz〕
- ⑤ 生活環境部（一般業務用無線）〔385.55～385.5875MHz〕
- ⑥ 防災行政デジタル無線（移動系：MCA無線）〔930.025～939.975MHz〕
- ⑦ 防災行政無線（屋外拡声子局）（移動系：MCA無線）〔930.025～939.975MHz〕

イ 北海道総合行政情報ネットワーク（地上系回線＋衛星系回線の2ルート）

ウ 各機関等に設備されている専用無線施設及び専用電話（利用可能なもの）

- ① 小樽警察署
- ② 北海道電力ネットワーク(株)小樽支店
- ③ 日本赤十字社小樽市地区（無線赤十字奉仕団）（一般業務用無線 F3E）〔415.05MHz〕

(3) 上記による通信が不可能になった場合

ア 自動車

イ 徒歩

(4) 北海道総合通信局における支援措置

北海道総合通信局は、非常災害時における通信の確保を図るため、防災関係機関に次の支援措置を講ずるものとしている。

- ・ 移動通信機器（衛星携帯電話・簡易無線・MCA無線）の貸出
- ・ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

ア 支援の要請方法

防災関係機関は、上記の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

- ① 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所

- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間
- ② 臨機の措置による手続を希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) 申請の内容
- ③ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室：011-747-6451

別表

小樽市及び防災関係機関等の専用通信施設（無線・専用電話）

設置機関名	施設の種類	通信可能範囲	災害時の使用申出先 (対策本部が利用可能なもの)
小樽市	消防無線	小樽市域 (消防本部、消防署、各支署、各出張所、支所、各消防車両、各救急車両)	
	建設部無線	小樽市域 (建設事業室、庶務課、各道路パトロールカー)	
	産業港湾部無線	小樽港内及び石狩湾全域 (小樽ポータルラジオ局)	
	水道局無線	小樽市域 (水道事業課、下水道事業課の該当車両)	
	生活環境部無線	小樽市域 (清掃事業所、各パトロールカー等)	
	防災行政デジタル無線	小樽市域 (市役所庁舎、市指定避難所、一部を除く市有施設)	
	防災行政無線 (屋外拡声子局)	市内沿岸部(蘭島～銭函)	
道	北海道総合行政情報ネットワーク (地上系回線＋衛星系回線)	道及び各市町村 (道、各振興局及びその出先機関) 注) 衛星系を使用することにより道外との交信も可能	小樽市局は総務部災害対策室(消防庁舎6階)に設置 (庁内の内線から送受信できる)
小樽警察署	(1) 警察電話 (2) 警察無線	全国 (警察本部、警察署、交番、駐在所) 札幌方面 (警察本部、警察署、交番、駐在所、パトカー)	小樽警察署 警備課警備係 ☎27-0110 内線 461 注) 大規模災害時に「小樽警察署災害対策本部」が設置された場合は、同本部に口頭申請
北海道電力ネットワーク(株) 小樽支店	電力保安通信電話 (社内電話)	全道各地	北海道電力ネットワーク(株) 小樽支店 業務部企画総務グループ ☎23-1112
日本赤十字社 小樽市地区	業務無線 アマチュア無線 (車載可能)	小樽市全域 地区事務所 (団員24名で小樽全域をカバー)	無線赤十字奉仕団団長

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告についての計画は、次に定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害の発生又は異常現象等を発見した者は、速やかに市役所（各出先を含む。）、小樽警察署（各交番を含む。）、小樽海上保安部、又は消防本部（消防署、各支署、各出張所、支所を含む。）に通報しなければならない。

(2) 警察署等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた小樽警察署又は小樽海上保安部等は、その旨を速やかに市長（総務部災害対策室）に通報しなければならない。

(3) 市役所の当直員又は日直員の災害情報等の取扱い

夜間・休日において、当直員又は日直員が災害情報を受理した場合は、ただちに総務部災害対策室主幹（又は室長）に報告するものとする。

災害対策室主幹（又は室長）は、直ちに総務部長及び関係部局の部課長等と連絡を取り災害情報の確認をするものとする。

(4) 市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、別図1の「災害情報連絡系統図」により必要に応じ、後志総合振興局長及び防災関係機関に通報するとともに、関係住民に周知するものとする。

2 災害情報等の収集

(1) 災害が発生し、災害対策本部（災害対策連絡室を設置した場合も同様）を設置した場合又は本部を設置するにいたらない小規模な災害が発生した場合においても、災害が発生してから応急措置が完了するまで、所管部局長（本部設置後は各部長。以下同じ。）は、災害現場等の状況を的確に把握し、様式1の「災害情報報告書」により、総務部（本部設置後は総括部総括班。以下同じ。）に速報するものとする。

(2) 所管部局長は、おおむね災害状況が確定したと認めたときは、様式3の「被害状況報告書」（道報告様式）により総務部に報告するものとする。

なお、被害状況の判定基準は、別表1のとおりとする。

3 災害情報及び被害状況報告

総括部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により、災害情報及び被害状況報告を後志総合振興局長に報告するものとする。

なお、市長は後志総合振興局長に報告することができない場合は、直接、道（危機対策課）、国（総務省消防庁）の順番で報告するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で小樽市が軽微であっても後志総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- カ 小樽市災害対策本部を設置したとき及び解除したとき

(2) 報告の種類及び内容

ア 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式2により速やかに報告する。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

(ア) 通 報

被害発生後直ちに様式3により件数のみ報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、様式3により報告する。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について後志総合振興局長から特に指示があった場合はその指示によることとする。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式3の様式により報告する。

ウ その他の報告

災害の報告は、ア及びイによるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(3) 報告の方法

- ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話（NTT回線）又は北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）等により迅速に行うものとする。
- イ 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

(4) 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表1のとおりとする。

(5) 後志総合振興局、道（危機対策課）及び国（総務省消防庁）への連絡先・通報手段

ア 後志総合振興局（地域創生部地域政策課）

電 話（NTT回線）：0136-23-1345（ダイヤルイン）

FAX（NTT回線）：0136-22-0948

北海道総合行政情報ネットワーク：85-6-350-2191

（市役所内の内線から送受信可能である。災害対策室の卓上中継台から発信する場合は、上記番号の頭から2番目までの数字85をプッシュする必要がない。）

イ 道（危機対策課）

(ア) 昼 間

電 話（NTT回線）：（代表）011-231-4111内線22-568

（直通）011-204-5008

FAX（NTT回線）：011-231-4314

北海道総合行政ネットワーク：85-6-210-22-568

（市役所内の内線から送受信可能である。災害対策室の卓上中継台から発信する場合は、上記番号の頭から2番目までの数字85をプッシュする必要がない。）

(イ) 夜間・土、日、祝日の昼間（危機対策課に隣接する宿日直室）

電 話（NTT回線）：（代表）011-231-4111内線22-586

（直通）011-231-3398

FAX（NTT回線）：（直通）011-231-3402

北海道総合行政情報ネットワーク：85-6-210-22-586

ウ 国（総務省消防庁応急対策室）

電 話（NTT回線）：（平日9:30～17:45） 03-5253-7527

（上 記 以 外） 03-5253-7777

FAX（NTT回線）：（平日9:30～17:45） 03-5253-7537

（上 記 以 外） 03-5253-7553

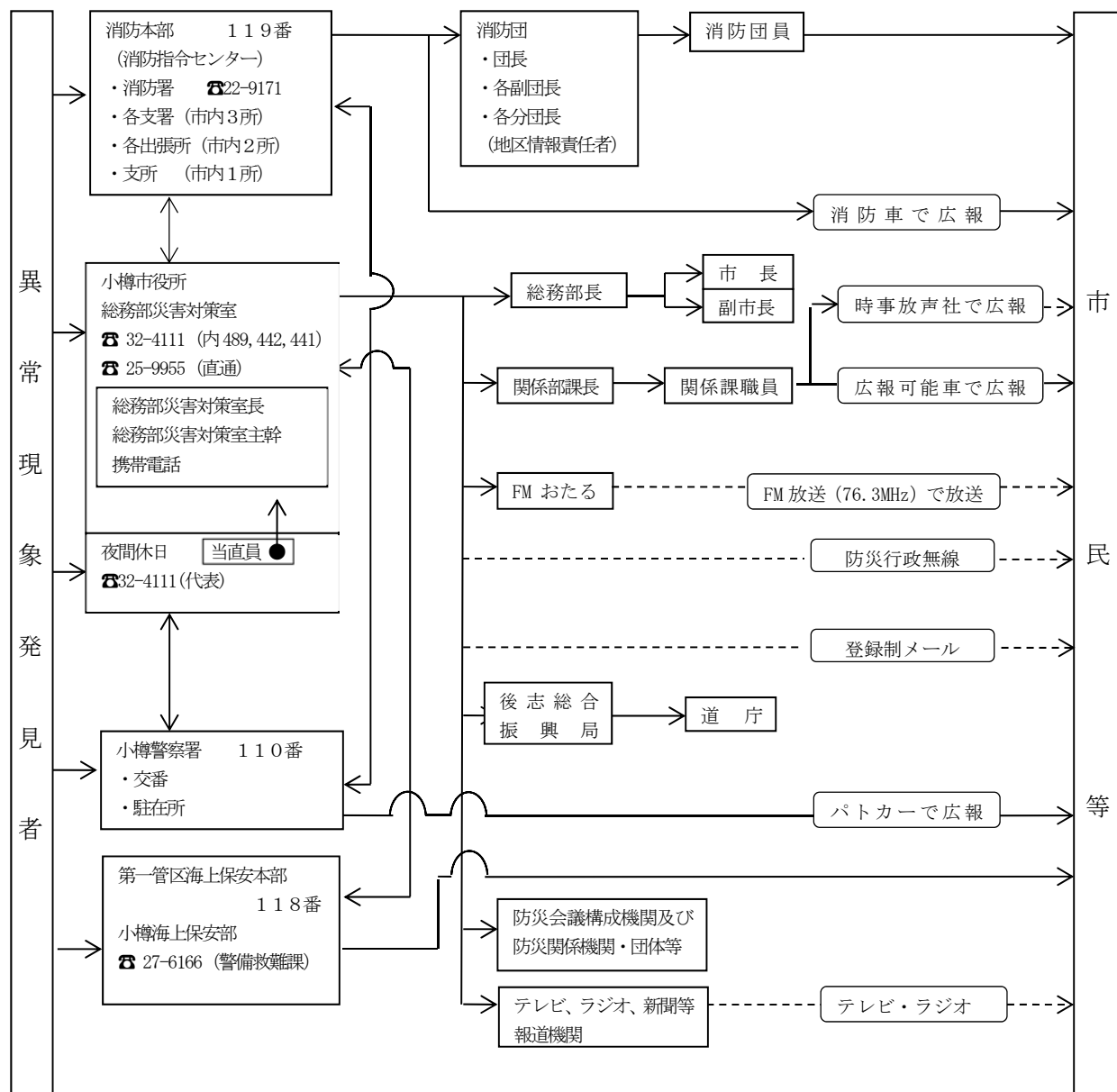
地域衛星通信ネットワーク：（平日9:30～17:45） 6-048-500-9043421

（上 記 以 外） 6-048-500-9049101

（FAX）：（平日9:30～17:45） 6-048-500-9049033

（上 記 以 外） 6-048-500-9049036

別図1 災害情報連絡系統図



様式1

災 害 情 報 報 告 書

〔 報告第 号（ 速報、中間報告、最終報告 ） 〕

総務部	災 害 情 報 受 付 日 時				
	月 日 ()		午前・午後 時 分		
	総務部長	総務部次長	総括班長	総括班員	
所管部	部 及 び 部 長 名		部 印		
	情 報 連 絡 責 任 者		印		
	情 報 受 理 者		印		
	現 場 責 任 者		(所管部との連絡手段：)		
情報提供者	氏名		受付日時	月 日 時 分	
	住所		所在 (具体的に)		
	電話				
災 害 情 報 の 概 要					
災害の原因			災害発生日時		
応急対策出動状況		車両 台、 人員 人			
種別	場所	被害状況	被害数	被害金額	応急対策状況

- 注1) この報告書は、災害対策本部設置に至らない小規模な災害発生時にも使用する。
本部設置時〔所管部→総括部総括班〕、本部未設置〔所管部→総務部災害対策室〕
- 注2) 災害情報の概要の種別欄には、人的・住家・農業・土木被害等、各部所管の被害状況調査項目名を記載する。

様式2

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分		災 害 の 原 因	
気象等の状況	雨 量 河 川 水位 潮 位 高 風 そ の 速 他			
交通・通信・水道の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
	地区	被害棟数	り災世帯	り災人数
(2) 災害救助法の適用状況	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況		地 区 名	避 難 場 所	人 員	日 時	
		自主避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣の 要請の状況						
	(5) その他の 措置の状況						
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他（住民等）		名			
計			名				
そ の 他	(今後の見通し等)						

被害状況報告 (速報 中間 最終)

様式3

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名						
	職・氏名				職・氏名						
	発信日時				発信日時						
項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）				
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河 川	箇所				
	行方不明	人				海 岸	箇所				
	重 傷	人				砂防設備	箇所				
	軽 傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
		道 路	箇所								
② 住家被害	全 壊	棟			橋 梁	箇所					
		世帯									
		人									
	半 壊	棟			小 計	箇所					
		世帯									
		人									
	一部損壊	棟			市町村工事	河 川	箇所				
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟		道 路	箇所						
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟		橋 梁	箇所						
		世帯									
人											
計	棟		小 計	箇所							
	世帯										
	人										
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
		その他	棟			破 損	隻				
	半壊	公共建物	棟			計	隻				
		その他	棟			漁港施設	箇所				
	計	公共建物	棟			共同利用施設	箇所				
		その他	棟			その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha			道有林	林地	箇所		
			浸冠水	ha							
		畑	流出・埋没等	ha				治山施設	箇所		
			浸冠水	ha				林 道	箇所		
	農作物	田	ha		林 産 物	箇所					
		畑	ha		そ の 他	箇所					
	農業用施設	箇所		小 計	箇所						
	共同利用施設	箇所		一般民有林	林地	箇所					
	営農施設	箇所			治山施設	箇所					
	畜産施設	箇所			林 道	箇所					
	その他	箇所			林 産 物	箇所					
					そ の 他	箇所					
	計				小 計	箇所					
					計	箇所					

項 目				件数等	被害金額 (千円)	項 目				件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所			⑪ 社会教育施設被害		箇所			
	病院	公 立	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所			
		個 人	箇所				法 人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所			
		し尿処理	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		—	
	火 葬 場	箇所			鉄道施設		箇所				
計		箇所			被害船舶 (漁船除く)		隻				
⑨ 商工被害	商 業	件			空 港		箇所				
	工 業	件			水 道		戸		—		
	その他	件			電 話		回線		—		
計		件			電 気	戸		—			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所			ガ ス	戸		—			
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所		—			
	高 校	箇所			都市施設	箇所					
	商 業	箇所									
	計	箇所			被害総額						
公共施設被害市町村数		団体			火災発生	建 物	件				
り災世帯数		世帯				危険物	件				
り災者数		人				その他	件				
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数		人				
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)										
	市町村名	名 称				設置日時		廃止日時			
災害救助法適用市町村名											
補足資料 (※別葉で報告)											
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか											

別表 1

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 定 基 準
② 住 家 被 害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

第3章 通信計画

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)公園を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他の	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

< 白紙 >

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、危険区域の実態把握及び施設の整備並びに訓練などの計画について定めるものとする。

第1節 重要警戒区域及び整備計画

災害が予想される重要警戒区域は、次のとおりである。

- 1 重要水防区域 別表 1
- 2 急傾斜地崩壊危険区域等
 - (1) 急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、北海道知事が指定） 別表 2 の 1
 - (2) 地すべり防止区域（「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」に基づき、国（国土交通省、農林水産省）が指定） 別表 2 の 2
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、北海道知事が指定）。以下「土砂災害警戒区域等」という。）及び同法に基づく基礎調査区域 別表 2 の 3
- 3 土石流危険（準）溪流警戒区域 別表 3
- 4 危険物災害予想区域 別表 4
- 5 雪崩危険箇所 別表 5
- 6 土砂災害警戒区域等における特記事項

本節 2 (3) の土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制の基本方針を示す。

 - (1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに指定区域内の住民に周知を図る。

(2) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

土砂災害警戒等の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難場所・避難路等を記した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

(3) 避難訓練

土砂災害警戒区域等が存する地域の住民は、主体的に訓練を実施し、避難行動要支援者の参加にも十分配慮する（第4章第4節の避難行動要支援者支援計画を参照）。

市は関係機関と連携し、訓練が効果的かつ円滑に実施できるように支援するものとする。

別表1 重要水防区域

令和4年10月1日現在

番号	水系名	河川名	河川種類	河川管理者	重要水防区域		
					左右の別	延長(m)	地区名
1	蘭島川	蘭島川	二級	北海道	左右	200	(市)曙橋～0.2km下流
2	〃	チヅメ沢川	普通	小樽市	左右	1,100	忍路2丁目～蘭島2丁目
3	〃	種吉沢川	普通	小樽市	左右	2,500	忍路2丁目～忍路1丁目
4	桃内川	桃内川	普通	小樽市	左右	2,700	桃内1丁目～桃内2丁目
5	〃	伍助沢川	普通	小樽市	左右	2,800	塩谷3丁目
6	浜中川	浜中川	普通	小樽市	左右	2,300	塩谷1丁目
7	〃	稲穂沢川	普通	小樽市	左右	1,700	塩谷1丁目～塩谷3丁目
8	〃	新道沢川	普通	小樽市	左右	1,700	塩谷2丁目～チヅメ3丁目
9	色内川	色内川	普通	小樽市	左右	4,100	色内2丁目～チヅメ1丁目
10	〃	長橋川	普通	小樽市	左右	3,900	長橋3丁目～長橋1丁目
11	〃	二ツ目川	普通	小樽市	左右	1,200	長橋4丁目～幸1丁目
12	〃	三ツ目川	普通	小樽市	左右	100	長橋4丁目～幸4丁目
13	〃	チヅメ川	普通	小樽市	左右	1,600	チヅメ1丁目
14	祝津川	祝津川	普通	小樽市	左右	1,300	祝津2丁目
15	豊井川	豊井川	普通	小樽市	左右	1,500	祝津1丁目
16	牛川	牛川	普通	小樽市	左右	400	高島1丁目～赤岩2丁目
17	手宮川	手宮川	普通	小樽市	左右	2,300	色内3丁目～赤岩2丁目
18	〃	赤岩川	普通	小樽市	左右	2,600	赤岩1丁目
19	手宮仲川	手宮仲川	普通	小樽市	左右	400	色内3丁目～清水町
20	於古発川	於古発川	準用	小樽市	左右	4,000	色内1丁目～最上2丁目
21	〃	於古発川支流	普通	小樽市	左右	1,400	緑1丁目～緑3丁目
22	〃	於古発沢川	普通	小樽市	左右	1,300	最上1丁目～最上2丁目
23	〃	緑奥塩谷川	普通	小樽市	左右	1,000	最上2丁目～緑5丁目
24	入船川	入船川	普通	小樽市	左右	3,700	港町～松ヶ枝2丁目
25	〃	松ヶ枝川	普通	小樽市	左右	1,100	松ヶ枝1丁目～松ヶ枝2丁目
26	勝納川	潮見台川	普通	小樽市	左右	1,100	新富町～潮見台2丁目
27	〃	真栄川	準用	小樽市	左右	1,200	潮見台1丁目～真栄2丁目
28	〃	下奥沢川	普通	小樽市	左右	1,900	奥沢1丁目～天神1丁目
29	〃	芹ノ沢川	普通	小樽市	左右	500	奥沢4丁目～天神1丁目
30	〃	奥沢川	普通	小樽市	左右	900	奥沢4丁目～天神2丁目

番号	水系名	河川名	河川種類	河川管理者	重要水防区域		
					左右の別	延長(m)	地区名
31	勝納川	恩根内川	普通	小樽市	左右	500	天神3丁目
32	〃	工藤ノ沢川	普通	小樽市	左右	400	天神3丁目
33	若竹川	若竹川	普通	小樽市	左右	1,000	築港～若竹町
34	勝納川	勝納川	二級	北海道	左	400	奥沢～天神
35	勝納川	勝納川	二級	北海道	左	400	若松～奥沢
36	張碓仲川	張碓仲川	普通	小樽市	左右	900	張碓町
37	春香川	春香川	普通	小樽市	左右	500	張碓町～春香町
38	和宇尻川	和宇尻川	普通	小樽市	左右	800	張碓町～春香町
39	桂岡川	桂岡川	普通	小樽市	左右	800	銭函1丁目～桂岡町
40	銭函川	銭函川	普通	小樽市	左右	2,500	銭函1丁目～見晴町
41	谷地川	谷地沢川	普通	小樽市	左右	800	銭函2丁目
42	〃	谷地沢川支流	普通	小樽市	左右	400	銭函2丁目～見晴町
43	〃	銭函山ノ上川	普通	小樽市	左右	500	銭函3丁目～星野町
44	〃	銭函石山沢川	普通	小樽市	左右	600	見晴町
45	〃	コソシロ川	普通	小樽市	左右	500	銭函3丁目～星野町
46	ホソナイ川	ホソナイ川	普通	小樽市	左右	2,600	銭函3丁目～銭函2丁目
47	桎里川	桎里川	普通	小樽市	左右	600	朝里1丁目～新光3丁目
48	新光沢川	新光沢川	普通	小樽市	左右	430	朝里4丁目～新光町

別表2の1 急傾斜地崩壊危険区域（指定区域）

令和4年10月1日現在

番号	区 域	面積 (ha)	指 定 年 月 日
1	梅ヶ枝47地区	2.74	昭和47.1.31
2	花園地区	1.03	〃
3	東雲町地区	3.47	昭和46.3.31
4	入船4丁目地区	11.26	昭和48.2.20
5	奥沢3丁目地区	4.36	〃
6	東雲町堺小学校地区	0.55	〃
7	真栄1丁目その1地区	3.56	〃
8	富岡2丁目地区	1.67	〃
9	高島3丁目その2地区	2.88	〃
10	潮見台地区	7.74	〃
11	奥沢1丁目地区	1.52	〃
12	高島3丁目その1地区	4.04	〃
13	高島4丁目地区	2.34	〃
14	真栄1丁目 その2地区	1.69	〃
15	梅ヶ枝48地区	3.62	〃

番号	区 域	面積 (ha)	指 定 年 月 日
16	稲穂5丁目地区	3.48	昭和48.2.20
17	相生地区	4.76	〃
18	高島2丁目地区	3.16	〃
19	祝津地区	5.42	〃
20	奥沢2丁目地区	4.31	〃
21	石山地区	1.52	〃
22	潮見台2地区	1.3	昭和52.6.6
23	梅ヶ枝1地区	1.6	〃
24	高島2丁目1地区	2.4	〃
25	長橋2丁目地区	1.32	昭和53.5.25
26	石山1地区	2.48	〃
27	梅ヶ枝3地区	3.42	〃
28	錦町地区	1.83	〃
29	住吉町地区	1.31	〃
30	潮見台3地区	1.55	〃

第4章 災害予防計画

番号	区 域	面積 (ha)	指 定 年 月 日
31	船 浜 町 地 区	1.00	昭和 53. 5. 25
32	花 園 2 丁 目 地 区	0.80	昭和 54. 5. 12
33	富 岡 2 丁 目 2 地 区	2.20	〃
34	梅 ケ 枝 2 地 区	2.20	〃
35	長 橋 4 丁 目 地 区	1.06	昭和 55. 3. 10
36	高 島 1 丁 目 地 区	0.96	〃
37	緑 3 丁 目 2 地 区	1.36	〃
38	住 吉 町 そ の 2 地 区	0.22	〃
39	奥 沢 1 丁 目 そ の 2 地 区	0.26	〃
40	豊 川 町 地 区	0.39	昭和 56. 6. 8
41	奥 沢 5 丁 目 2 地 区	0.82	昭和 58. 9. 8
42	真 栄 1 丁 目 そ の 2 (2) 地 区	0.26	昭和 58. 7. 4
43	稲 穂 5 丁 目 2 地 区	0.14	昭和 60. 3. 4
44	松 ケ 枝 地 区	4.27	昭和 48. 2. 20
45	入 船 5 丁 目 3 地 区	0.81	昭和 61. 2. 13

番号	区 域	面積 (ha)	指 定 年 月 日
46	高 島 2 丁 目 1 そ の 2 地 区	0.94	昭和 61. 7. 3
47	入 船 3 丁 目 1 地 区	0.59	昭和 63. 7. 11
48	朝 里 1 丁 目 地 区	4.07	平成 1. 12. 25
49	高 島 5 丁 目 地 区	0.41	平成 2. 10. 4
50	天 神 1 丁 目 地 区	0.73	平成 2. 12. 27
51	赤 岩 2 丁 目 地 区	1.33	平成 3. 3. 18
52	朝 里 3 丁 目 地 区	0.62	平成 3. 4. 9
53	入 船 4 丁 目 2 7 地 区	0.36	平成 3. 9. 6
54	銭 函 1 丁 目 地 区	0.62	平成 10. 12. 1
55	新 光 1 丁 目 地 区	1.40	平成 11. 1. 12
56	緑 2 丁 目 地 区	1.53	平成 13. 7. 3
57	高 島 2 丁 目 1 そ の 3 地 区	0.29	平成 14. 6. 4
58	朝 里 4 丁 目 1 地 区	0.91	平成 15. 8. 8
59	朝 里 1 丁 目 そ の 2 地 区	0.63	平成 12. 7. 4
60	塩 谷 2 丁 目 1 地 区	0.71	平成 19. 11. 30

別表2の2 地すべり防止区域（指定区域）

令和4年10月1日現在

番号	区 域	面積 (ha)	指 年 月 日 定
61	天神3丁目4地区	0.91	平成20. 1. 8
62	富岡2丁目2 (その2)地区	0.63	平成20. 6. 17
63	蘭島1丁目3地区	1.97	平成22. 7. 30
64	奥沢1丁目(その3)地区	0.03	平成24. 6. 8
65	銭函2丁目2地区	1.17	平成24. 9. 21
66	天神3丁目3地区	1.28	平成26. 4. 1
67	梅ヶ枝2 (その2)地区	0.27	平成28. 3. 29
68	梅ヶ枝2 (その3)地区	0.65	平成28. 3. 29
69	真栄1丁目 その3地区	0.43	平成29. 6. 16
70	若竹5地区	0.28	令和2. 10. 13
71	高島1丁目・ 2丁目1地区	0.59	令和4. 6. 21
72	勝納地区	0.59	令和4. 7. 12
73	蘭島1丁目4地区	0.91	令和4. 7. 15

番号	区 域	面積 (ha)	指 年 月 日 定
1	若竹地区	6.01	昭和48.9.5
2	松ヶ枝地区	6.51	昭和51.7.5

別表2の3（土砂災害警戒区域等）

令和4年10月1日現在

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
1	急傾斜	小樽忍路1丁目1	平成19年3月20日	0.17 (0.07)
2	急傾斜	小樽忍路1丁目2	平成27年4月14日	0.78 (0.41)
3	急傾斜	小樽忍路1丁目3	平成19年3月20日	0.42 (0.21)
4	急傾斜	小樽忍路1丁目4	平成19年3月20日	0.37 (0.14)
5	急傾斜	小樽蘭島1丁目1	平成19年3月20日	0.47 (0.19)
6	急傾斜	小樽忍路1丁目5	平成19年3月20日	0.16 (0.05)
7	急傾斜	小樽蘭島1丁目2	平成30年7月27日	1.01 (0.21)
8	急傾斜	小樽蘭島1丁目3	平成31年2月19日	1.68 (—)
9	急傾斜	小樽蘭島1丁目4	平成31年2月19日	2.08 (0.94)
10	急傾斜	小樽蘭島1丁目5	平成19年3月20日	1.32 (0.56)
11	急傾斜	小樽蘭島2丁目1	平成19年3月20日	0.71 (0.29)
12	急傾斜	小樽蘭島2丁目2	平成19年3月20日	0.96 (0.40)
13	急傾斜	小樽塩谷1丁目1	平成19年4月13日	1.01 (0.42)
14	急傾斜	小樽塩谷1丁目2	平成25年1月22日	0.32 (0.08)
15	急傾斜	小樽塩谷2丁目1	令和3年10月19日 (変更)	0.84 (0.05)
16	急傾斜	小樽塩谷2丁目2	平成26年10月10日	0.34 (0.12)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
17	急傾斜	小樽塩谷2丁目3	平成26年10月10日	0.51 (0.22)
18	急傾斜	小樽塩谷2丁目4	平成19年4月13日	1.19 (0.71)
19	急傾斜	小樽塩谷2丁目5	平成19年4月13日	0.99 (0.40)
20	急傾斜	小樽塩谷2丁目6	平成19年4月13日	0.13 (0.05)
21	急傾斜	小樽塩谷2丁目7	平成26年11月7日	0.44 (0.07)
22	急傾斜	小樽オタモイ4丁目	令和4年2月15日	0.65 (0.50)
23	急傾斜	小樽オタモイ1丁目1	平成28年1月29日	0.70 (0.26)
24	急傾斜	小樽オタモイ1丁目2	平成20年3月28日	0.26 (0.09)
25	急傾斜	小樽オタモイ1丁目3	平成26年11月7日	0.06 (0.02)
26	急傾斜	小樽オタモイ1丁目4	令和元年10月15日	0.45 (—)
27	急傾斜	小樽幸3丁目	令和4年2月15日	0.23 (0.05)
28	急傾斜	小樽長橋4丁目	平成20年3月28日	1.24 (0.43)
29	急傾斜	小樽長橋5丁目1	平成24年6月8日	0.08 (0.02)
30	急傾斜	小樽祝津4丁目	令和3年8月20日	1.98 (1.65)
31	急傾斜	小樽祝津3丁目1	令和3年8月20日	1.21 (0.98)
32	急傾斜	小樽祝津3丁目2	平成20年9月26日	1.08 (0.50)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
33	急傾斜	小樽祝津3丁目3	平成20年9月26日	0.07 (0.03)
34	急傾斜	小樽祝津	平成20年9月26日	1.99 (0.97)
35	急傾斜	小樽祝津2丁目1	平成20年9月26日	1.84 (0.79)
36	急傾斜	小樽祝津2丁目2	平成20年9月26日	0.35 (0.12)
37	急傾斜	小樽祝津2丁目3	平成21年5月1日	3.4 (1.74)
38	急傾斜	小樽祝津1丁目1	平成20年9月26日	0.82 (0.35)
39	急傾斜	小樽祝津1丁目2	平成20年9月26日	0.96 (0.27)
40	急傾斜	小樽赤岩2丁目	令和3年8月10日	1.10 (0.20)
41	急傾斜	小樽赤岩1丁目1	平成21年5月1日	1.22 (0.49)
42	急傾斜	小樽赤岩2丁目1	平成23年9月30日	0.02 (0.01)
43	急傾斜	小樽赤岩1丁目2	平成21年5月1日	0.39 (0.16)
44	急傾斜	小樽赤岩1丁目3	令和3年8月10日	0.29 (0.11)
45	急傾斜	小樽梅ヶ枝2	平成21年5月1日	1.64 (0.61)
46	急傾斜	小樽梅ヶ枝4	平成28年1月29日	0.47 (0.20)
47	急傾斜	小樽梅ヶ枝1	令和4年2月15日	0.48 (0.18)
48	急傾斜	小樽末広1	平成27年1月6日	0.16 (0.04)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
49	急傾斜	小樽高島4丁目(1)	令和3年8月10日	0.31 (0.09)
50	急傾斜	小樽高島4丁目1-(1)	平成25年9月13日	0.09 (0.03)
51	急傾斜	小樽高島4丁目1-(2)	平成25年9月13日	0.04 (0.01)
52	急傾斜	小樽高島4丁目1-(3)	平成21年2月13日	0.24 (0.08)
53	急傾斜	小樽高島4丁目2	平成25年9月13日	0.20 (0.05)
54	急傾斜	小樽高島5丁目	令和3年8月10日	0.59 (0.07)
55	急傾斜	小樽高島4丁目3	令和3年8月10日	0.16 (0.06)
56	急傾斜	小樽高島3丁目3	平成21年2月13日	0.18 (0.07)
57	急傾斜	小樽高島3丁目4	平成24年11月2日	0.09 (0.03)
58	急傾斜	小樽高島3丁目その2	平成25年10月25日	1.82 (0.03)
59	急傾斜	小樽高島3丁目5	令和3年8月10日	0.29 (0.08)
60	急傾斜	小樽高島3丁目6	平成24年8月24日	0.52 (0.18)
61	急傾斜	小樽高島3丁目7	平成24年8月24日	0.24 (0.09)
62	急傾斜	小樽高島3丁目その1	平成21年2月13日	0.73 (0.26)
63	急傾斜	小樽高島2丁目	平成25年10月25日	0.92 (0.04)
64	急傾斜	小樽高島2丁目2	平成21年2月13日	0.12 (0.04)
65	急傾斜	小樽長橋3丁目1	平成20年3月28日	0.38 (0.11)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
66	急傾斜	小樽長橋3丁目2	平成20年3月28日	1.68 (0.64)
67	急傾斜	小樽長橋3丁目3	平成20年3月28日	0.50 (0.21)
68	急傾斜	小樽清水1	平成25年3月15日	0.52 (0.18)
69	急傾斜	小樽清水2	平成25年3月15日	0.33 (0.10)
70	急傾斜	小樽清水3	平成25年3月15日	0.13 (0.04)
71	急傾斜	小樽豊川1	平成21年10月16日	0.16 (0.05)
72	急傾斜	小樽梅ヶ枝5	令和4年2月15日	0.38 (0.14)
73	急傾斜	小樽梅ヶ枝(1)	令和4年2月15日	0.69 (0.07)
74	急傾斜	小樽梅ヶ枝3	令和4年2月15日	0.14 (0.03)
75	急傾斜	小樽梅ヶ枝(2)	令和4年2月15日	0.31 (0.03)
76	急傾斜	小樽梅ヶ枝(3)	令和4年2月15日	1.70 (0.02)
77	急傾斜	小樽梅ヶ枝(4)	令和4年2月15日	0.13 (0.01)
78	急傾斜	小樽梅ヶ枝(5)	令和4年2月15日	0.63 (0.09)
79	急傾斜	小樽梅ヶ枝(6)	令和4年2月15日	0.34 (一)
80	急傾斜	小樽豊川・梅ヶ枝(7)	令和4年2月15日	1.13 (0.01)
81	急傾斜	小樽末広2	平成21年10月16日	0.27 (0.09)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
82	急傾斜	小樽手宮1丁目1	平成20年9月26日	1.67 (0.74)
83	急傾斜	小樽手宮1丁目2	平成20年9月26日	0.46 (0.18)
84	急傾斜	小樽手宮3丁目1	平成24年6月8日	0.06 (0.03)
85	急傾斜	小樽手宮3丁目2	平成21年9月4日	0.91 (0.30)
86	急傾斜	小樽手宮1丁目3	令和3年10月19日 (変更)	1.21 (0.30)
87	急傾斜	小樽高島1丁目・2丁目1	令和3年10月19日 (変更)	7.45 (0.83)
88	急傾斜	小樽石山(2)	令和4年2月15日	0.36 (0.12)
89	急傾斜	小樽石山(1)	令和4年2月15日	0.11 (0.03)
90	急傾斜	小樽石山2	平成28年5月20日	0.35 (0.11)
91	急傾斜	小樽石山1-(1)	令和4年2月15日	0.66 (0.39)
92	急傾斜	小樽石山1-(2)	平成21年10月16日	1.03 (0.46)
93	急傾斜	小樽長橋1丁目1	令和4年2月15日	0.36 (0.15)
94	急傾斜	小樽長橋2丁目 稲穂5丁目(1)	令和4年2月15日	1.75 (0.65)
95	急傾斜	小樽稲穂5丁目1	平成21年11月20日	4.83 (2.10)
96	急傾斜	小樽稲穂5丁目3	平成21年11月20日	0.65 (0.24)
97	急傾斜	小樽錦(1)	平成21年10月16日	0.49 (0.16)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
98	急傾斜	小樽稲穂5丁目4	令和4年2月15日	0.96 (0.41)
99	急傾斜	小樽稲穂5丁目5	令和4年2月15日	1.03 (0.39)
100	急傾斜	小樽稲穂5丁目2	平成21年10月16日	0.02 (0.01)
101	急傾斜	小樽長橋2丁目1	平成21年11月20日	0.94 (0.36)
102	急傾斜	小樽稲穂5丁目(2)	令和4年2月15日	0.72 (一)
103	急傾斜	小樽長橋1丁目2	令和4年2月15日	2.81 (1.36)
104	急傾斜	小樽緑4丁目1	令和4年3月18日	0.96 (一)
105	急傾斜	小樽緑4丁目2	令和4年3月8日	0.36 (0.13)
106	急傾斜	小樽緑4丁目3	令和4年3月8日	1.10 (0.58)
107	急傾斜	小樽緑3丁目1	平成25年10月25日	1.60 (0.10)
108	急傾斜	小樽富岡2丁目1	令和4年3月22日	2.69 (1.01)
109	急傾斜	小樽富岡2丁目	令和4年5月24日	1.70 (0.35)
110	急傾斜	小樽富岡2丁目2	令和4年3月22日	4.12 (0.61)
111	急傾斜	小樽富岡2丁目3	平成19年4月13日	0.36 (0.15)
112	急傾斜	小樽富岡1丁目1	平成19年4月13日	0.22 (0.08)
113	急傾斜	小樽富岡1丁目2	令和4年3月18日	0.50 (0.19)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
114	急傾斜	小樽富岡1丁目3	平成24年6月8日	0.38 (0.10)
115	急傾斜	小樽富岡1丁目4	平成23年1月14日	0.57 (0.09)
116	急傾斜	小樽花園2丁目	令和4年3月18日	0.56 (0.002)
117	急傾斜	小樽花園5丁目1	令和4年3月18日	0.56 (0.16)
118	急傾斜	小樽緑2丁目(1)	令和4年3月18日	1.03 (0.23)
119	急傾斜	小樽緑2丁目(2)	平成22年6月1日	0.56 (一)
120	急傾斜	小樽花園5丁目2	令和4年3月18日	0.37 (0.13)
121	急傾斜	小樽東雲	令和4年3月18日	5.01 (0.06)
122	急傾斜	小樽東雲旧堺小学校	平成26年5月16日	0.31 (0.05)
123	急傾斜	小樽相生(1)	平成27年2月27日	0.26 (0.07)
124	急傾斜	小樽相生(2)	平成26年4月22日	0.21 (0.01)
125	急傾斜	小樽相生(3)	平成26年4月22日	0.29 (一)
126	急傾斜	小樽住吉1	平成21年10月23日	0.45 (0.17)
127	急傾斜	小樽住吉		
128	急傾斜	小樽緑3丁目2	平成28年3月29日	0.28 (0.09)
129	急傾斜	小樽最上1丁目1	令和3年8月20日	0.42 (0.11)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
130	急傾斜	小樽最上2丁目1	平成27年1月27日	0.43 (0.18)
131	急傾斜	小樽最上2丁目2	平成22年1月26日	0.13 (0.04)
132	急傾斜	小樽最上2丁目3	平成22年1月26日	0.09 (0.03)
133	急傾斜	小樽最上1丁目2	平成22年1月26日	0.30 (0.09)
134	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目1	平成22年1月26日	0.21 (0.06)
135	急傾斜	小樽松ヶ枝1丁目1	平成27年1月27日	0.22 (0.08)
136	急傾斜	小樽花園5丁目3	平成21年10月23日	0.29 (0.13)
137	急傾斜	小樽花園	令和4年3月18日	1.01 (0.07)
138	急傾斜	小樽花園5丁目4	平成24年2月3日	0.34 (0.03)
139	急傾斜	小樽花園5丁目5	令和4年3月18日	0.48 (0.17)
140	急傾斜	小樽入船5丁目3	令和4年3月18日	0.85 (0.03)
141	急傾斜	小樽松ヶ枝(1)	平成22年1月26日	2.25 (0.84)
142	急傾斜	小樽松ヶ枝(2)	令和4年3月18日	0.78 (—)
143	急傾斜	小樽入船5丁目1	令和4年3月18日	0.59 (0.17)
144	急傾斜	小樽入船5丁目2	令和4年3月18日	0.19 (0.06)
145	急傾斜	小樽入船5丁目4	令和4年3月18日	0.17 (0.06)
146	急傾斜	小樽入船4丁目27	令和4年3月18日	0.34 (0.01)
147	急傾斜	小樽入船4丁目1	平成24年12月7日	0.31 (0.10)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
148	急傾斜	小樽入船4丁目2	平成24年12月7日	0.20 (0.08)
149	急傾斜	小樽入船4丁目(1)	令和4年3月18日	0.26 (0.03)
150	急傾斜	小樽入船4丁目(2)	令和4年3月18日	0.78 (0.05)
151	急傾斜	小樽入船4丁目3	平成24年11月2日	0.11 (0.04)
152	急傾斜	小樽入船4丁目(3)	令和4年3月18日	0.74 (0.02)
153	急傾斜	小樽入船4丁目(4)	令和4年3月18日	1.53 (0.08)
154	急傾斜	小樽入船3丁目		
155	急傾斜	小樽入船2丁目	平成27年1月27日	0.04 (0.02)
156	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目2	平成22年1月26日	0.24 (0.09)
157	急傾斜	小樽入船3丁目1	平成24年9月28日	0.25 (0.09)
158	急傾斜	小樽入船3丁目2	平成24年9月28日	1.00 (0.38)
159	急傾斜	小樽入船3丁目3	平成25年1月22日	0.03 (0.01)
160	急傾斜	小樽入船3丁目4	平成26年8月1日	0.28 (0.08)
161	急傾斜	小樽奥沢3丁目	令和4年3月8日	0.28 (0.11)
162	急傾斜	小樽奥沢2丁目1	平成22年6月1日	0.29 (0.10)
163	急傾斜	小樽奥沢2丁目(1)	平成22年6月1日	0.64 (0.20)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
164	急傾斜	小樽奥沢1丁目・2丁目(2)	令和4年3月8日	2.30 (0.18)
165	急傾斜	小樽奥沢1丁目1	平成26年9月5日	0.18 (0.06)
166	急傾斜	小樽奥沢3丁目(1)	令和4年3月8日	1.71 (0.05)
167	急傾斜	小樽奥沢3丁目(2)	平成23年1月14日	0.26 (0.08)
168	急傾斜	小樽奥沢4丁目1	平成23年1月14日	0.30 (0.09)
169	急傾斜	小樽奥沢4丁目2	平成23年1月14日	0.03 (0.01)
170	急傾斜	小樽天神1丁目1	令和4年3月8日	0.84 (—)
171	急傾斜	小樽奥沢4丁目3	平成23年1月14日	0.72 (0.24)
172	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目3	平成24年6月8日	0.13 (0.04)
173	急傾斜	小樽奥沢5丁目1	平成23年1月14日	0.45 (0.03)
174	急傾斜	小樽奥沢5丁目2	令和4年3月8日	0.60 (0.26)
175	急傾斜	小樽奥沢5丁目3	令和4年3月8日	0.52 (0.18)
176	急傾斜	小樽天神3丁目1	平成23年2月4日	0.17 (0.08)
177	急傾斜	小樽天神3丁目2	平成24年6月8日	0.15 (0.06)
178	急傾斜	小樽天神3丁目3	令和3年10月19日 (変更)	1.19 (0.06)
179	急傾斜	小樽天神1丁目	令和4年3月8日	0.53 (0.17)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
180	急傾斜	小樽天神2丁目1	平成24年6月8日	0.77 (0.32)
181	急傾斜	小樽天神2丁目2	平成24年6月8日	1.06 (0.46)
182	急傾斜	小樽天神3丁目4	平成27年3月27日	2.00 (0.60)
183	急傾斜	小樽天神2丁目3	平成27年3月27日	0.62 (－)
184	急傾斜	小樽天神2丁目4	令和4年3月8日	1.42 (0.68)
185	急傾斜	小樽真栄1丁目その1	令和4年3月8日	2.43 (0.41)
186	急傾斜	小樽真栄2丁目1	令和4年3月8日	1.07 (0.42)
187	急傾斜	小樽真栄2丁目2	令和4年3月8日	0.53 (0.15)
188	急傾斜	小樽潮見台2丁目	令和4年3月8日	0.94 (0.38)
189	急傾斜	小樽真栄1丁目その2	平成27年4月14日	3.58 (1.31)
190	急傾斜	小樽潮見台(1)	令和4年3月8日	3.58 (0.86)
191	急傾斜	小樽潮見台(2)	平成22年2月16日	1.19 (0.52)
192	急傾斜	小樽潮見台1丁目1	平成22年2月16日	1.40 (0.57)
193	急傾斜	小樽潮見台3-(1)	令和4年3月8日	0.42 (0.15)
194	急傾斜	小樽潮見台3-(2)	平成24年6月8日	0.45 (0.11)
195	急傾斜	小樽潮見台3-(3)	平成22年2月16日	0.45 (0.09)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
196	急傾斜	小樽潮見台1丁目2	平成24年6月8日	0.42 (0.17)
197	急傾斜	小樽潮見台1丁目3	平成24年6月8日	0.53 (0.20)
198	急傾斜	小樽潮見台2	平成24年6月8日	0.60 (0.19)
199	急傾斜	小樽勝納	平成23年5月6日	0.78 (0.29)
200	急傾斜	小樽若竹1	平成25年10月25日	0.22 (0.03)
201	急傾斜	小樽若竹2	平成23年10月14日 (修正)	1.14 (—)
202	急傾斜	小樽桜1丁目1	平成22年11月19日	0.38 (0.13)
203	急傾斜	小樽若竹3	平成25年10月25日	0.43 (0.23)
204	急傾斜	小樽若竹4	平成25年10月25日	1.15 (0.49)
205	急傾斜	小樽若竹5	平成31年1月18日	0.46 (0.12)
206	急傾斜	小樽若竹6	令和4年3月8日	0.94 (0.25)
207	急傾斜	小樽若竹7	平成22年6月1日	0.68 (0.26)
208	急傾斜	小樽桜1丁目2	平成22年11月19日	0.78 (0.32)
209	急傾斜	小樽桜1丁目3	令和4年3月8日	0.34 (0.12)
210	急傾斜	小樽桜1丁目4	平成22年11月19日	0.08 (0.03)
211	急傾斜	小樽桜5丁目1	平成22年11月19日	0.41 (0.12)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
212	急傾斜	小樽桜5丁目2	令和4年3月8日	0.11 (0.04)
213	急傾斜	小樽桜5丁目3	令和4年3月8日	0.32 (0.11)
214	急傾斜	小樽若竹8	令和4年3月8日	1.53 (0.90)
215	急傾斜	小樽船浜1	平成22年11月19日	1.34 (0.84)
216	急傾斜	小樽船浜2	令和4年3月8日	0.36 (0.14)
217	急傾斜	小樽桜2丁目	令和4年3月8日	0.59 (0.21)
218	急傾斜	小樽船浜	令和4年3月8日	1.42 (—)
219	急傾斜	小樽朝里1丁目(1)	令和4年3月22日	2.02 (0.03)
220	急傾斜	小樽朝里1丁目(2)・3丁目	令和4年3月22日	5.54 (0.06)
221	急傾斜	小樽朝里4丁目1	令和4年3月22日	0.88 (0.01)
222	急傾斜	小樽新光1丁目	令和4年3月22日	1.57 (0.03)
223	急傾斜	小樽新光1丁目1	平成24年6月8日	0.77 (0.28)
224	急傾斜	小樽新光1丁目2	平成22年11月19日	0.61 (0.22)
225	急傾斜	小樽望洋台2丁目1	令和4年3月8日	0.42 (0.18)
226	急傾斜	小樽新光1丁目3	平成22年11月19日	0.17 (0.04)
227	急傾斜	小樽新光5丁目1	平成22年11月19日	0.07 (0.02)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
228	急傾斜	小樽新光1	令和4年3月22日	0.77 (—)
229	急傾斜	小樽新光5丁目2	平成22年11月19日	0.28 (0.12)
230	急傾斜	小樽新光5丁目3	平成22年11月19日	1.26 (—)
231	急傾斜	小樽新光5丁目4	平成22年11月19日	1.88 (0.75)
232	急傾斜	小樽新光2	令和4年7月26日	1.32 (0.69)
233	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目1	令和4年7月26日	0.74 (0.26)
234	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目2	令和4年7月26日	0.58 (0.20)
235	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目3	平成20年11月11日	1.10 (0.46)
236	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目4	平成20年11月11日	0.03 (0.01)
237	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目1	令和4年7月26日	0.25 (0.07)
238	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目2	令和4年7月26日	0.09 (0.03)
239	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目3	平成20年11月11日	1.49 (0.60)
240	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目4	平成20年11月11日	1.13 (0.49)
241	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目5	令和4年7月26日	0.98 (0.41)
242	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目5	平成20年11月11日	0.16 (0.05)
243	急傾斜	小樽張碓1	平成23年5月6日	0.84 (0.48)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
244	急傾斜	小樽張碓 2	令和 4 年 3 月 22 日	0.30 (0.15)
245	急傾斜	小樽張碓 3	令和 4 年 3 月 22 日	0.87 (0.60)
246	急傾斜	小樽張碓 4	令和 4 年 3 月 22 日	0.87 (0.34)
247	急傾斜	小樽張碓 5	令和 4 年 3 月 22 日	0.51 (0.26)
248	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 1	平成 18 年 6 月 20 日	2.70 (1.22)
249	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 2	平成 25 年 9 月 13 日	0.89 (0.42)
250	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 3	平成 24 年 6 月 8 日	0.72 (0.42)
251	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 4	令和 4 年 3 月 8 日	0.45 (0.26)
252	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 5	平成 24 年 6 月 8 日	1.51 (0.87)
253	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 6	平成 24 年 6 月 8 日	1.17 (0.44)
254	急傾斜	小樽銭函 1 丁目	令和 4 年 3 月 8 日	2.82 (0.68)
255	急傾斜	小樽銭函 2 丁目 1	平成 24 年 6 月 8 日	0.57 (0.18)
256	急傾斜	小樽銭函 2 丁目 2	平成 24 年 6 月 8 日	1.13 (0.34)
257	急傾斜	小樽桂岡 1		
258	急傾斜	小樽桂岡 2		
259	急傾斜	小樽桂岡 3	平成 24 年 6 月 8 日	1.01 (0.45)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
260	急傾斜	小樽桂岡 4	平成 24 年 9 月 14 日	0.40 (0.13)
261	急傾斜	小樽桂岡 5	令和 4 年 3 月 22 日	0.86 (0.29)
262	急傾斜	小樽桂岡 6	令和 4 年 3 月 22 日	0.49 (0.22)
263	急傾斜	小樽桂岡 7	令和 4 年 3 月 22 日	3.38 (1.95)
264	急傾斜	小樽桂岡 8	令和 4 年 3 月 22 日	0.14 (0.05)
265	急傾斜	小樽桂岡 9	令和 4 年 3 月 22 日	0.07 (0.02)
266	急傾斜	小樽見晴 1 丁目 1	令和 4 年 3 月 8 日	2.02 (0.70)
267	急傾斜	小樽星野 1	令和 4 年 3 月 8 日	2.25 (0.45)
268	急傾斜	小樽星野 2	令和 4 年 3 月 8 日	2.10 (1.43)
269	急傾斜	小樽星野 3	平成 24 年 4 月 17 日	0.24 (0.11)
270	急傾斜	小樽忍路 1 丁目 6	平成 19 年 3 月 20 日	0.17 (0.05)
271	急傾斜	小樽忍路 1 丁目 7	平成 26 年 7 月 22 日	0.22 (0.01)
272	急傾斜	小樽塩谷 2 丁目 8	令和元年 10 月 15 日	0.26 (0.05)
273	急傾斜	小樽塩谷 2 丁目 9	平成 26 年 7 月 22 日	0.37 (－)
274	急傾斜	小樽塩谷 1 丁目 3	令和元年 10 月 15 日	1.49 (0.58)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
275	急傾斜	小樽塩谷3丁目1	平成20年3月28日	0.33 (0.10)
276	急傾斜	小樽オタモイ3丁目	令和元年10月15日	0.41 (0.12)
277	急傾斜	小樽オタモイ1丁目5	令和元年10月15日	0.55 (0.21)
278	急傾斜	小樽オタモイ1丁目6	平成29年1月20日	0.36 (0.16)
279	急傾斜	小樽幸4丁目	令和元年10月15日	0.21 (0.05)
280	急傾斜	小樽赤岩1丁目4	令和3年8月10日	0.20 (0.08)
281	急傾斜	小樽清水4	令和4年2月15日	0.04 (0.01)
282	急傾斜	小樽長橋3丁目4	平成20年3月28日	0.43 (0.12)
283	急傾斜	小樽長橋1丁目3	平成21年11月20日	0.05 (0.01)
284	急傾斜	小樽長橋1丁目4	令和元年10月15日	0.56 (0.22)
285	急傾斜	小樽赤岩2丁目2	令和3年8月10日	0.48 (0.16)
286	急傾斜	小樽祝津2丁目4	令和3年8月20日	0.57 (0.22)
287	急傾斜	小樽祝津2丁目5	令和3年8月20日	0.39 (0.09)
288	急傾斜	小樽高島3丁目8	令和3年8月10日	0.26 (0.09)
289	急傾斜	小樽末広3	平成27年2月27日	0.14 (0.01)
290	急傾斜	小樽長橋1丁目5	令和4年2月15日	0.18 (0.04)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
291	急傾斜	小樽長橋1丁目6	令和4年2月15日	0.42 (0.18)
292	急傾斜	小樽緑3丁目3	令和4年3月18日	0.55 (0.05)
293	急傾斜	小樽最上1丁目3	令和3年8月20日	0.57 (0.00)
294	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目4	令和3年8月20日	0.13 (0.00)
295	急傾斜	小樽松ヶ枝2丁目5	令和4年3月18日	1.34 (0.58)
296	急傾斜	小樽奥沢2丁目2	令和4年3月8日	0.37 (0.09)
297	急傾斜	小樽潮見台1丁目4	令和4年3月8日	0.49 (0.17)
298	急傾斜	小樽桜3丁目1	令和4年3月8日	0.27 (0.10)
299	急傾斜	小樽潮見台1丁目5	令和4年3月8日	0.69 (0.24)
300	急傾斜	小樽桜5丁目4	令和4年3月8日	0.28 (0.09)
301	急傾斜	小樽桜5丁目5	令和4年3月8日	0.07 (0.02)
302	急傾斜	小樽望洋台2丁目2	令和4年3月8日	1.22 (0.39)
303	急傾斜	小樽忍路1丁目8	平成30年7月27日	0.75 (0.30)
304	急傾斜	小樽忍路1丁目9	平成19年3月20日	0.32 (0.17)
305	急傾斜	小樽忍路1丁目10	平成28年1月5日	0.56 (0.22)
306	急傾斜	小樽忍路1丁目11	平成30年7月27日	0.91 (0.45)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
307	急傾斜	小樽忍路1丁目12	(削除)	
308	急傾斜	小樽蘭島2丁目3	平成19年3月20日	0.11 (0.04)
309	急傾斜	小樽塩谷2丁目10	平成19年8月17日	0.16 (0.05)
310	急傾斜	小樽塩谷3丁目2	平成28年1月5日	0.12 (0.04)
311	急傾斜	小樽長橋4丁目1	平成20年3月28日	0.32 (0.14)
312	急傾斜	小樽長橋5丁目2	令和元年10月15日	0.04 (0.01)
313	急傾斜	小樽祝津3丁目4	令和3年8月20日	0.59 (0.23)
314	急傾斜	小樽祝津3丁目5	平成20年9月26日	0.66 (0.28)
315	急傾斜	小樽祝津3丁目6	平成20年9月26日	0.57 (0.19)
316	急傾斜	小樽祝津3丁目7	令和3年8月20日	0.22 (0.06)
317	急傾斜	小樽赤岩2丁目3	平成24年6月8日	0.41 (0.16)
318	急傾斜	小樽高島4丁目(2)	平成21年5月1日	0.14 (0.05)
319	急傾斜	小樽高島5丁目1	令和3年8月10日	0.50 (0.15)
320	急傾斜	小樽高島5丁目2	平成28年1月29日	0.12 (0.04)
321	急傾斜	小樽清水5	平成27年2月27日	0.22 (0.08)
322	急傾斜	小樽豊川2	令和4年2月15日	0.18 (0.05)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
323	急傾斜	小樽石山(4)	令和4年2月15日	0.09 (0.03)
324	急傾斜	小樽石山1-(3)	令和4年2月15日	0.48 (0.18)
325	急傾斜	小樽石山1-(4)	平成27年6月2日	1.23 (0.59)
326	急傾斜	小樽錦(2)	令和4年2月15日	0.09 (0.02)
327	急傾斜	小樽緑3丁目4	令和4年3月18日	0.37 (0.12)
328	急傾斜	小樽緑3丁目5	平成23年1月14日	0.62 (0.27)
329	急傾斜	小樽緑2丁目1	令和4年3月18日	0.16 (0.06)
330	急傾斜	小樽緑3丁目6	平成24年6月8日	0.49 (0.19)
331	急傾斜	小樽相生(4)	令和4年3月18日	0.30 (0.12)
332	急傾斜	小樽相生(5)	令和4年3月18日	0.16 (0.02)
333	急傾斜	小樽最上2丁目4	令和3年8月20日	0.14 (0.05)
334	急傾斜	小樽入船4丁目(5)	令和4年3月18日	0.27 (—)
335	急傾斜	小樽入船4丁目(6)	令和4年3月18日	0.17 (0.05)
336	急傾斜	小樽住ノ江2丁目	令和4年3月18日	0.14 (0.04)
337	急傾斜	小樽入船3丁目5	平成24年9月28日	0.35 (0.13)
338	急傾斜	小樽奥沢5丁目4	平成23年1月14日	0.43 (0.21)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
339	急傾斜	小樽天神1丁目2	平成23年2月4日	0.41 (0.16)
340	急傾斜	小樽天神3丁目5	平成23年2月4日	0.12 (0.08)
341	急傾斜	小樽天神3丁目6	令和4年3月8日	0.92 (0.51)
342	急傾斜	小樽天神2丁目5	令和4年3月8日	0.07 (0.02)
343	急傾斜	小樽天神2丁目6	平成24年6月8日	0.03 (0.01)
344	急傾斜	小樽天神3丁目7	平成23年2月4日	0.05 (0.02)
345	急傾斜	小樽天神2丁目7	平成23年2月4日	0.33 (0.15)
346	急傾斜	小樽天神2丁目8	平成24年6月8日	0.16 (0.06)
347	急傾斜	小樽天神4丁目1	平成23年2月4日	0.36 (0.10)
348	急傾斜	小樽真栄2丁目3	令和4年3月8日	0.15 (0.04)
349	急傾斜	小樽真栄2丁目4	令和4年3月8日	0.03 (0.01)
350	急傾斜	小樽潮見台1丁目6	平成23年11月4日	0.04 (0.02)
351	急傾斜	小樽潮見台1丁目7	令和4年3月8日	0.27 (0.10)
352	急傾斜	小樽桜3丁目2	令和4年3月8日	0.38 (0.19)
353	急傾斜	小樽新光1丁目4	令和4年3月22日	0.42 (0.19)
354	急傾斜	小樽桜3丁目3	平成22年11月19日	0.58 (0.22)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
355	急傾斜	小樽新光5丁目5	令和4年7月26日	0.37 (0.15)
356	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目6	令和4年7月26日	0.17 (0.07)
357	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目7	令和4年7月26日	0.40 (0.14)
358	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目8	令和4年7月26日	0.54 (0.20)
359	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目9	令和4年7月26日	0.31 (0.14)
360	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目6	令和4年7月26日	0.12 (0.04)
361	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目7	令和4年7月26日	0.13 (0.04)
362	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目10	令和4年7月26日	1.36 (0.81)
363	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目11	令和4年7月26日	0.70 (0.57)
364	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目8	令和4年7月26日	0.36 (0.12)
365	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目12	令和4年7月26日	0.10 (0.03)
366	急傾斜	小樽朝里川温泉1丁目13	令和4年7月26日	0.30 (0.13)
367	急傾斜	小樽新光3丁目	平成23年5月6日	0.08 (0.02)
368	急傾斜	小樽朝里4丁目2	平成23年5月6日	0.46 (0.25)
369	急傾斜	小樽朝里4丁目3	平成23年5月6日	0.28 (0.12)
370	急傾斜	小樽張碓6	令和4年3月22日	0.39 (0.18)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
371	急傾斜	小樽張碓 7	平成 24 年 4 月 17 日	0.14 (0.09)
372	急傾斜	小樽張碓 8	令和 4 年 3 月 22 日	0.11 (0.04)
373	急傾斜	小樽張碓 9	平成 28 年 3 月 29 日	0.51 (0.28)
374	急傾斜	小樽張碓 10	令和 4 年 3 月 22 日	0.07 (0.03)
375	急傾斜	小樽張碓 11	令和 4 年 3 月 22 日	0.23 (0.12)
376	急傾斜	小樽張碓 12	令和 4 年 3 月 22 日	1.01 (0.44)
377	急傾斜	小樽張碓 13	令和 4 年 3 月 22 日	0.35 (0.14)
378	急傾斜	小樽張碓 14	令和 4 年 3 月 22 日	1.04 (0.54)
379	急傾斜	小樽張碓 15	令和 4 年 3 月 22 日	1.03 (0.54)
380	急傾斜	小樽桂岡 10	平成 24 年 9 月 14 日	0.08 (0.03)
381	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 7	平成 24 年 6 月 8 日	0.80 (0.36)
382	急傾斜	小樽桂岡 11	令和 4 年 3 月 22 日	0.54 (0.24)
383	急傾斜	小樽桂岡 12	平成 24 年 9 月 14 日	0.18 (0.13)
384	急傾斜	小樽桂岡 13	平成 24 年 9 月 14 日	0.38 (0.15)
385	急傾斜	小樽桂岡 14	令和 4 年 3 月 22 日	1.07 (0.49)
386	急傾斜	小樽見晴	令和 4 年 3 月 8 日	0.09 (0.03)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
387	急傾斜	小樽塩谷1丁目4	令和元年10月15日	0.11 (—)
388	急傾斜	小樽塩谷1丁目5	令和元年10月15日	0.25 (0.04)
389	急傾斜	小樽オタモイ2丁目1	平成26年11月7日	0.07 (0.02)
390	急傾斜	小樽オタモイ2丁目2	令和元年10月15日	0.01 (0.002)
391	急傾斜	小樽オタモイ1丁目7	平成28年9月30日	0.16 (0.04)
392	急傾斜	小樽清水6	令和4年2月15日	0.14 (0.05)
393	急傾斜	小樽長橋5丁目3	令和元年10月15日	0.09 (0.03)
394	急傾斜	小樽長橋5丁目4	平成26年11月7日	0.07 (0.03)
395	急傾斜	小樽長橋5丁目5	令和元年10月15日	0.02 (0.004)
396	急傾斜	小樽祝津2丁目6	令和3年8月20日	0.50 (0.16)
397	急傾斜	小樽祝津2丁目7	令和3年8月20日	0.04 (0.01)
398	急傾斜	小樽赤岩2丁目4	平成27年4月14日	0.56 (0.17)
399	急傾斜	小樽赤岩1丁目5	平成27年1月6日	0.16 (0.05)
400	急傾斜	小樽緑3丁目7	令和4年3月18日	0.04 (0.01)
401	急傾斜	小樽星野4	令和4年3月8日	1.50 (0.40)
402	急傾斜	小樽忍路1丁目13	平成30年7月27日	0.75 (—)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
403	急傾斜	小樽蘭島1丁目6	平成30年7月27日	0.64 (0.26)
404	急傾斜	小樽蘭島2丁目4	平成30年7月27日	1.53 (0.55)
405	急傾斜	小樽赤岩1丁目6	令和3年8月10日	0.45 (0.14)
406	急傾斜	小樽手宮1丁目4	令和4年2月15日	3.16 (1.61)
407	急傾斜	小樽石山5	令和4年2月15日	0.63 (0.23)
408	急傾斜	小樽緑5丁目	令和3年8月20日	0.76 (0.32)
409	急傾斜	小樽奥沢5丁目5	令和4年3月8日	0.53 (0.29)
410	急傾斜	小樽天神3丁目8	令和4年3月8日	0.43 (0.15)
411	急傾斜	小樽天神4丁目2	令和4年3月8日	1.49 (0.65)
412	急傾斜	小樽新光3	令和4年7月26日	0.92 (0.42)
413	急傾斜	小樽新光4	令和4年7月26日	0.29 (0.12)
414	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目9	令和4年7月26日	2.59 (2.24)
415	急傾斜	小樽朝里川温泉	令和4年7月26日	1.69 (0.79)
416	急傾斜	小樽朝里川温泉2丁目10	令和4年7月26日	0.40 (0.11)
417	急傾斜	小樽朝里4丁目4	令和4年3月22日	2.77 (0.73)
418	急傾斜	小樽朝里4丁目5	令和4年3月22日	1.41 (0.73)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
419	急傾斜	小樽張碓 16	令和 4 年 3 月 22 日	0.49 (0.16)
420	急傾斜	小樽張碓 17	令和 4 年 3 月 22 日	1.06 (0.44)
421	急傾斜	小樽張碓 18	令和 4 年 3 月 22 日	0.50 (0.29)
422	急傾斜	小樽張碓 19	令和 4 年 3 月 22 日	0.82 (0.46)
423	急傾斜	小樽張碓 20	令和 4 年 3 月 22 日	0.72 (0.33)
424	急傾斜	小樽張碓 21	令和 4 年 3 月 22 日	1.89 (0.80)
425	急傾斜	小樽張碓 22	令和 4 年 3 月 22 日	1.08 (0.44)
426	急傾斜	小樽張碓 23	令和 4 年 3 月 22 日	1.20 (0.69)
427	急傾斜	小樽張碓 24	令和 4 年 3 月 22 日	2.72 (1.58)
428	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 8	令和 4 年 3 月 8 日	2.09 (0.94)
429	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 9	令和 4 年 3 月 8 日	1.17 (0.60)
430	急傾斜	小樽銭函 1 丁目 10	令和 4 年 3 月 8 日	1.11 (0.49)
431	急傾斜	小樽銭函 2 丁目 3	令和 4 年 3 月 8 日	0.56 (0.29)
432	急傾斜	小樽星野 5	令和 4 年 3 月 8 日	0.83 (0.33)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
433	土石流	星置神社南沢川	令和4年3月8日	2.14 (0.08)
434	土石流	キライチ川	令和4年3月8日	0.71 (－)
435	土石流	ゴンシロ川	令和4年3月8日	1.23 (0.28)
436	土石流	銭函山の上川	令和4年3月8日	6.04 (0.02)
437	土石流	銭函石山沢川	令和4年3月8日	5.26 (－)
438	土石流	銭函学校沢川	令和4年3月8日	3.92 (0.62)
439	土石流	谷地沢右の沢川	令和4年3月8日	1.97 (0.26)
440	土石流	銭函3号沢川	令和4年3月22日	1.93 (－)
441	土石流	銭函沢川	令和4年3月22日	2.29 (－)
442	土石流	銭函1号沢川	平成24年2月3日	1.04 (0.12)
443	土石流	春香川	令和4年3月22日	10.32 (0.10)
444	土石流	張碓川神社沢川	令和4年3月22日	3.08 (0.02)
445	土石流	張碓学校沢川	令和4年3月22日	2.00 (－)
446	土石流	張碓仲川	令和4年3月22日	2.14 (－)
447	土石流	張碓右の沢川	令和4年3月22日	1.11 (0.02)
448	土石流	張碓左の沢川	令和4年3月22日	1.95 (0.002)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
449	土石流	仏の沢川	令和4年3月22日	4.25 (0.08)
450	土石流	カムイ川	令和4年3月22日	6.46 (0.19)
451	土石流	石倉沢川	令和4年5月24日	4.83 (0.01)
452	土石流	枉里川	令和4年5月24日	10.96 (－)
453	土石流	しらかば川	令和4年3月22日	1.66 (0.06)
454	土石流	矢別川	令和4年7月26日	1.60 (－)
455	土石流	トヨクラ川	令和4年7月26日	1.49 (－)
456	土石流	シカノ沢川	令和4年7月26日	2.54 (－)
457	土石流	朝里豊倉浄水場沢川	令和4年7月26日	2.01 (0.46)
458	土石流	朝里温泉スキー場沢川	平成20年11月11日	9.73 (0.13)
459	土石流	文治沢川	令和4年9月2日	2.35 (1.24)
460	土石流	ワラビタイ川	令和4年7月26日	2.04 (－)
461	土石流	熊碓川	令和4年3月8日	14.90 (－)
462	土石流	五百羅漢右の沢川	令和4年3月8日	0.72 (－)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
463	土石流	潮見台川	令和4年3月8日	2.65 (－)
464	土石流	真栄川	令和4年3月8日	3.55 (－)
465	土石流	勝納奥沢右1の沢川	令和4年3月8日	0.85 (0.04)
466	土石流	勝納奥沢右2の沢川	令和4年3月8日	2.80 (－)
467	土石流	恩根内右1の沢川	令和4年3月8日	5.88 (0.03)
468	土石流	恩根内川	令和4年3月8日	3.00 (0.02)
469	土石流	工藤の沢川	令和4年3月8日	4.30 (－)
470	土石流	天神沢川	平成27年3月27日	0.71 (－)
471	土石流	天神浄水場沢川	令和4年3月8日	4.44 (0.05)
472	土石流	勝納水源地沢川	令和4年3月8日	2.38 (0.02)
473	土石流	メノコ沢川	令和4年3月8日	2.98 (0.07)
474	土石流	勝納天神の川	令和4年3月8日	1.42 (0.09)
475	土石流	テンジン川	令和4年3月8日	1.17 (－)
476	土石流	テンジン川支川	令和4年3月8日	5.94 (－)
477	土石流	下奥沢川	令和4年3月8日	0.81 (－)
478	土石流	入舟川	令和4年3月18日	2.71 (0.24)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
479	土石流	松ヶ枝川	令和4年3月18日	2.76 (0.03)
480	土石流	於古発右1の1号沢川	令和3年8月20日	3.65 (0.00)
481	土石流	於古発沢川	令和3年8月20日	3.66 (0.04)
482	土石流	天狗山の沢川	令和3年8月20日	1.67 (0.002)
483	土石流	於古発右2の沢川	令和3年8月20日	5.77 (0.30)
484	土石流	於古発川	令和3年8月20日	6.12 (0.001)
485	土石流	於古発左の沢川	令和3年8月20日	1.71 (0.001)
486	土石流	商大の沢川	令和4年3月18日	3.23 (0.05)
487	土石流	西陵中学校の沢川	令和2年3月27日	4.36 (－)
488	土石流	色内右1の沢川	令和4年2月15日	0.89 (0.004)
489	土石流	長橋1丁目沢川	令和4年2月15日	0.69 (0.02)
490	土石流	右股沢川	平成28年9月30日	5.61 (－)
491	土石流	右股沢川東の沢	令和元年10月15日	1.51 (－)
492	土石流	右股沢川西の沢	令和元年10月15日	1.95 (0.02)
493	土石流	長橋川	平成28年9月30日	3.35 (－)
494	土石流	二ツ目川	令和元年10月15日	0.98 (0.02)

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
495	土石流	手宮仲川	令和4年2月15日	3.25 (0.01)
496	土石流	赤岩沢川	令和3年8月10日	5.63 (0.00)
497	土石流	南祝津川	令和3年8月20日	1.72 (0.00)
498	土石流	祝津川	令和3年8月20日	6.94 (0.05)
499	土石流	北祝津川左股沢川	令和3年8月20日	1.86 (0.00)
500	土石流	酒屋沢川	令和元年10月15日	6.85 (－)
501	土石流	伍助沢右1の沢川	令和4年3月18日	5.09 (0.12)
502	土石流	桃内川	令和元年10月15日	4.26 (0.01)
503	土石流	種吉沢左の沢川	平成30年7月27日	1.63 (－)
504	土石流	栗の木沢川	平成30年7月27日	1.87 (0.01)
505	土石流	餅屋沢右1の沢川	平成30年7月27日	1.60 (0.02)
506	土石流	餅屋沢右2の沢川	平成30年7月27日	2.67 (－)
507	地すべり	祝津小学校	令和4年2月15日	4.02 (－)
508	地すべり	朝里川温泉1丁目	令和4年7月26日	133.00 (－)
509	地すべり	長橋1丁目	令和4年2月15日	13.29 (－)
510	地すべり	朝里川温泉	令和4年7月26日	62.00 (－)

第4章 災害予防計画

番号	現象名	区域の名称	指定月日 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	面積(ha) 上段：土砂災害警戒区域 下段：土砂災害特別警戒区域
511	地すべり	張碓トンネル	令和4年3月22日	0.45 (－)
512	地すべり	張碓(1)	令和4年3月22日	42.38 (－)
513	地すべり	張碓(2)	令和4年3月22日	0.86 (－)
514	地すべり	張碓(3)	令和4年3月22日	4.21 (－)
515	地すべり	張碓(4)	令和4年3月22日	1.55 (－)
516	地すべり	若竹	令和4年3月8日	2.26 (－)
517	地すべり	松ヶ枝	令和4年3月18日	1.62 (－)
518	地すべり	祝津	令和4年2月15日	12.74 (－)
519	地すべり	塩谷川	令和4年3月18日	4.45 (－)

別表3 土石流危険溪流警戒区域

平成24年6月1日現在

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
1	高橋川	高橋川	高橋川	小樽市	蘭島	6	
2	忍路1の川	忍路1の川	忍路1の川	〃	忍路	0	
3	忍路川	忍路川	忍路川	〃	忍路	7	
4	桃内川	桃内川	桃内川	〃	桃内	4	
5	塩谷川	塩谷川	塩谷左5号の沢	〃	塩谷	10	
6	塩谷川	塩谷川	塩谷左3の沢	〃	塩谷	6	
7	稲穂沢川	稲穂沢川	浜中2の沢	〃	塩谷	6	
8	稲穂沢川	稲穂沢川	寅吉沢川	〃	塩谷	12	
9	稲穂沢川	稲穂沢川	オタモイ3丁目1の沢	〃	オタモイ	16	
10	稲穂沢川	稲穂沢川	稲穂左の沢川	〃	塩谷	16	
11	吉原川	吉原川	吉原川	〃	塩谷	7	
12	酒屋沢川	酒屋沢川	酒屋沢川	〃	塩谷	11	
13	北祝津川	北祝津川	北祝津川左股沢	〃	祝津	23	
14	北祝津川	北祝津川	北祝津川右股沢	〃	祝津	28	
15	祝津川	祝津川	祝津川	〃	祝津	32	
16	南祝津川	南祝津川	南祝津川	〃	祝津	6	
17	牛川	牛川	牛川支流沢	〃	祝津	14	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
18	牛 川	牛 川	赤 岩 沢 川	小 樽 市	赤 岩	12	
19	牛 川	牛 川	牛 川 上 流	〃	赤 岩	14	
20	牛 川	牛 川	牛 川 下 流	〃	高 島	9	
21	工 場 沢 川	工 場 沢 川	工 場 沢 川	〃	高 島	12	
22	厩 川	厩 川	厩 川	〃	手 宮	28	
23	手 宮 中 川	手 宮 仲 川	中 川 右 の 沢 川	〃	清 水 町	129	
24	手 宮 中 川	手 宮 仲 川	手 宮 中 川	〃	清 水 町	29	
25	手 宮 中 川	手 宮 仲 川	手 宮 梅 ケ 枝 沢 川	〃	梅 ケ 枝 町	5	
26	手 宮 中 川	手 宮 仲 川	手 宮 右 1 の 沢 川	〃	梅 ケ 枝 町	20	
27	手 宮 中 川	手 宮 仲 川	手 宮 右 2 の 沢 川	〃	赤 岩	12	
28	手 宮 川	手 宮 川	手 宮 川	〃	赤 岩	11	
29	色 内 川	色 内 川	色 内 右 1 の 沢 川	〃	長 橋	15	
30	色 内 川	色 内 川	長 橋 1 丁 目 沢 川	〃	長 橋	13	
31	色 内 川	長 橋 川	色 内 右 2 の 沢 川	〃	長 橋	3	
32	色 内 川	長 橋 川	色 内 右 2 の 左 沢 川	〃	長 橋	3	
33	色 内 川	色 内 川	色 内 右 3 の 沢 川	〃	長 橋	1	
34	色 内 川	色 内 川	色 内 右 4 の 沢 川	〃	オ タ モ イ	11	
35	色 内 川	色 内 川	オ タ モ イ 3 丁 目 2 の 沢	〃	オ タ モ イ	12	
36	色 内 川	色 内 川	色 内 川	〃	オ タ モ イ	1	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
37	色内川	色内川	オタモイ1の沢川	小樽市	オタモイ	24	
38	色内川	色内川	オタモイ川	〃	オタモイ	25	
39	色内川	色内川	二ッ目川	〃	幸	21	
40	色内川	色内川	長橋川	〃	長橋	9	
41	於古発川	於古発川	於古発右1の1号川	〃	最上	4	
42	於古発川	於古発川	於古発右1の川	〃	最上	18	
43	於古発川	於古発川	於古発右2の川	〃	最上	14	
44	於古発川	於古発川	於古発川	〃	最上	90	
45	於古発川	於古発川	於古発左の沢川	〃	最上	170	
46	於古発川	於古発川	墓地の沢	〃	最上	145	
47	於古発川	於古発川	商大の沢川	〃	緑	150	
48	於古発川	於古発川	商大川	〃	富岡	2	
49	於古発川	於古発川	富岡川	〃	富岡	32	
50	入船川	入船川	松ヶ枝川	〃	入船	58	
51	入船川	入船川	松ヶ枝2丁目の沢	〃	松ヶ枝	150	
52	勝納川	勝納川	潮見台の沢	〃	潮見台	12	
53	勝納川	勝納川	五百羅漢右の沢	〃	潮見台	343	
54	勝納川	勝納川	五百羅漢の沢	〃	潮見台	21	
55	勝納川	真栄川	真栄川	〃	真栄	37	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
56	勝納川	勝納川	真栄左の沢	小樽市	真栄	51	
57	勝納川	真栄川	奥沢5丁目沢	〃	奥沢	5	
58	勝納川	勝納川	奥沢5丁目上の沢	〃	奥沢	12	
59	勝納川	恩根内川	恩根内川	〃	天神	11	
60	勝納川	恩根内川	恩根内左の沢川	〃	天神	7	
61	勝納川	勝納川	水源地脇の沢	〃	天神	5	
62	勝納川	勝納川	勝納左1の沢川	〃	天神	10	
63	勝納川	天神川	勝納天神の川	〃	天神	8	
64	勝納川	天神川	勝納天神1の川	〃	天神	10	
65	勝納川	勝納川	天神川	〃	天神	54	H13
66	勝納川	下奥沢川	下奥沢左沢川	〃	奥沢	26	
67	勝納川	下奥沢川	下奥沢川	〃	奥沢	17	
68	ワカタケ川	ワカタケ川	ワカタケ川	〃	若竹町	9	
69	ワカタケ川	ワカタケ川	ワカタケ左の沢川	〃	若竹町	8	
70	ワカタケ川	ワカタケ川	ワカタケ左2の沢川	〃	若竹町	28	
71	熊碓川	熊碓川	熊碓右1の沢川	〃	桜	27	
72	熊碓川	熊碓川	熊碓川	〃	桜	41	
73	熊碓川	熊碓川	熊碓右2の沢川	〃	桜	27	
74	桜川	桜川	船浜町沢川	〃	船浜町	33	

番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	溪 流 所 在 地		保全対象 戸数	備 考
75	枉 里 川	枉 里 川	枉 里 川	小 樽 市	朝 里	19	
76	枉 里 川	枉 里 川	石 倉 沢 川	〃	朝 里	27	
77	朝 里 川	朝 里 川	シ ン コ ウ 川	〃	新 光	10	
78	朝 里 川	朝 里 川	朝 里 右 の 沢 川	〃	新 光	5	
79	朝 里 川	朝 里 川	文 治 左 の 沢 川	〃	朝里川温泉	0	
80	張 碓 川	張 碓 川	張 碓 右 1 の 沢 川	〃	張 碓 町	8	
81	張 碓 仲 川	張 碓 仲 川	張 碓 川 支 流 川	〃	張 碓 町	7	
82	張 碓 学 校 沢	張 碓 学 校 沢	張 碓 学 校 沢	〃	張 碓 町	16	
83	張 碓 川 神 社 川	張 碓 川 神 社 川	張 碓 川 神 社 川	〃	張 碓 町	4	
84	相 岸 尼 川	相 岸 尼 川	相 岸 尼 川	〃	張 碓 町	19	
85	礼 文 塚 川	礼 文 塚 川	礼 文 塚 川	〃	銭 函	12	
86	銭 函 川	銭 函 川	銭 函 川	〃	銭 函	10	
87	銭 函 川	銭 函 川	銭 函 3 号 沢 川	〃	桂 岡 町	36	
88	銭 函 川	銭 函 川	銭 函 2 号 沢 川	〃	桂 岡 町	21	
89	銭 函 川	銭 函 川	銭 函 1 号 沢 川	〃	桂 岡 町	94	
90	旧 星 置 川	谷 地 川	銭 函 右 の 沢 川	〃	見 晴 町	46	
91	旧 星 置 川	谷 地 川	銭 函 学 校 沢	〃	見 晴 町	57	
92	旧 星 置 川	谷 地 川	団 地 沢 川	〃	見 晴 町	15	H12
93	旧 星 置 川	ゴ ン シ ロ 川	星 置 左 4 の 沢 川	〃	銭 函	5	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
94	星置川	キライチ川	キライチ川	小樽市	星野町	9	
95	於古発川	於古発川	天狗山の沢川	〃	最上	8	
96	勝納川	天神沢の川	宏栄社横の沢	〃	天神	4	
97	旧星置川	銭函山の上川	無名川	〃	見晴町	7	
98	塩谷川	塩谷川	塩谷川左の沢川	〃	塩谷	0	H10、11済
99	張碓仲川	張碓仲川	張碓仲川支流沢川	〃	張碓町	2	
100	春香川	春香川	春香川	〃	春香町	11	H14～H16
101	朝里川	朝里川温泉スキー場沢川	朝里川温泉スキー場沢川	〃	朝里川温泉	14	H19～

○土石流危険準溪流警戒区域

平成24年6月1日現在

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象 戸数	備考
1	蘭島川	二俣沢川	二俣沢川	小樽市	忍路2丁目	2	
2	番屋の沢川	番屋の沢川	番屋の沢川	〃	塩谷1丁目	4	
3	勝納川	天神浄水場沢川	天神浄水場沢川	〃	天神2丁目	1	
4	朝里川	矢別川	矢別川	〃	朝里川温泉 2丁目	3	
5	張碓川	仏の沢川	仏の沢川	〃	春香町	2	

別表4 危険物災害予想区域

令和4年10月1日現在

	所在地	事業所名称	危険物の種類及び数量 (kℓ)	自衛消防の概要	
				隊員数 (名)	備蓄化学 消火剤量 (ℓ)
1	手宮 1-6-4	アヅマ石油荷役サービス㈱ 小樽営業所 (小樽油槽所)	第1石油類 1 第2石油類 8,467 第3石油類 3,153 第4石油類 69	10	(3%) 2,500
2	手宮 1-4-3	出光興産㈱	第2石油類 350 第3石油類 910	3	(3%) 500
3	手宮 1-4-2	アヅマ石油荷役サービス㈱ 小樽配送センター (第二油槽所)	第3石油類 4,028 第4石油類 15	10	(3%) 800
4	色内 3-11-1	河辺石油㈱	第2石油類 517 第3石油類 220 第4石油類 12	8	(3%) 600
5	築港 8-2	新日本海フェリー㈱	第3石油類 4,900	3	(3%) 1,600

別表5 雪崩危険箇所

番号	箇所名	番号	箇所名	番号	箇所名
1	銭函2	31	入船4丁目2	61	赤岩1丁目2
2	銭函1	32	入船5丁目3	62	赤岩1丁目3
3	朝里1-1	33	松ヶ枝	63	赤岩2丁目
4	朝里1-2	34	松ヶ枝2	64	祝津
5	朝里4-1	35	最上2丁目	65	祝津2
6	朝里4-2	36	花園2丁目	66	塩谷1丁目
7	朝里川温泉	37	緑2丁目	67	塩谷2丁目1
8	新光1丁目	38	緑4丁目	68	塩谷2丁目2
9	新光5丁目	39	富岡2丁目	69	塩谷2丁目3
10	桜5丁目	40	富岡2丁目2	70	オタモイ1丁目
11	阿波タウン	41	長橋1丁目1	71	忍路1丁目
12	船浜町	42	長橋3丁目	72	忍路1丁目1
13	若竹町	43	長橋3丁目2	73	忍路1丁目2
14	若竹町2	44	長橋4丁目	74	忍路1丁目3
15	勝納町	45	稲穂5丁目	75	忍路1丁目4
16	潮見台	46	稲穂5丁目2	76	忍路1丁目5
17	潮見台2	47	稲穂5丁目3	77	忍路1丁目6
18	潮見台3	48	石山町	78	蘭島1丁目1
19	真栄1丁目1	49	錦町	79	蘭島1丁目2
20	真栄1丁目2	50	梅ヶ枝(47)	80	蘭島1丁目3
21	奥沢2丁目	51	梅ヶ枝(48)	81	蘭島2丁目1
22	奥沢3丁目	52	末広1	82	塩谷1丁目1
23	天神1丁目	53	手宮1丁目	83	塩谷2丁目3
24	天神2丁目	54	手宮3丁目	84	塩谷2丁目4
25	天神3丁目	55	高島2丁目	85	塩谷2丁目5
26	天神3丁目2	56	高島2丁目1	86	塩谷2丁目7
27	住吉町	57	高島3丁目1	87	塩谷2丁目8
28	東雲町	58	高島3丁目2	88	オタモイ4丁目
29	入船3丁目	59	高島4丁目1	89	オタモイ3丁目
30	入船4丁目	60	高島5丁目	90	オタモイ2丁目

番号	箇所名
91	オタモイ1丁目1
92	オタモイ1丁目2
93	オタモイ1丁目3
94	オタモイ1丁目4
95	オタモイ1丁目5
96	幸4丁目
97	幸3丁目
98	祝津3丁目1
99	祝津3丁目2
100	祝津3丁目4
101	祝津2丁目1
102	祝津2丁目2
103	祝津2丁目3
104	祝津1丁目1
105	祝津1丁目2
106	赤岩2丁目1
107	赤岩2丁目2
108	赤岩1丁目1
109	梅ヶ枝2
110	梅ヶ枝3
111	梅ヶ枝4
112	梅ヶ枝5
113	高島4丁目4
114	高島3丁目3
115	高島3丁目4
116	高島3丁目5
117	高島3丁目6
118	手宮1丁目1
119	手宮3丁目1
120	長橋3丁目1

番号	箇所名
121	長橋3丁目3
122	長橋4丁目1
123	長橋5丁目1
124	長橋5丁目2
125	長橋5丁目3
126	長橋2丁目
127	長橋1丁目1
128	長橋1丁目2
129	長橋1丁目3
130	長橋1丁目4
131	稲穂5丁目1
132	稲穂5丁目4
133	稲穂5丁目5
134	石山2
135	石山3
136	緑3丁目1
137	緑3丁目2
138	緑3丁目4
139	花園5丁目1
140	花園5丁目2
141	花園5丁目3
142	松ヶ枝2丁目
143	入船4丁目1
144	入船4丁目3
145	入船4丁目4
146	入船2丁目
147	入船3丁目1
148	奥沢1丁目1
149	奥沢1丁目2
150	奥沢2丁目1

番号	箇所名
151	奥沢3丁目1
152	奥沢5丁目3
153	天神2丁目1
154	天神2丁目2
155	天神2丁目3
156	天神4丁目1
157	天神4丁目2
158	真栄1丁目4
159	真栄2丁目
160	潮見台1丁目1
161	潮見台1丁目2
162	潮見台1丁目3
163	潮見台2丁目
164	潮見台1
165	若竹1
166	若竹2
167	若竹3
168	若竹4
169	桜1丁目1
170	桜1丁目2
171	桜1丁目3
172	桜3丁目
173	桜5丁目1
174	桜5丁目2
175	船浜
176	新光3丁目
177	新光5丁目2
178	新光1
179	新光2
180	朝里川温泉1丁目2

番号	箇所名
181	朝里川温泉 2 丁目 1
182	朝里川温泉 2 丁目 2
183	張碓 1
184	銭函 1 丁目 1
185	銭函 2 丁目
186	桂岡 1
187	桂岡 2
188	桂岡 3
189	桂岡 4
190	桂岡 5
191	桂岡 6
192	星野 1
193	星野 2

第2節 消防計画

市（消防部）は、大規模な震災、火災、水災その他の災害による事故等の発生時（以下「災害時」という。）に係る消防活動に備え、各協定等に基づく応援及び受援をはじめとした消防体制の整備等を円滑に行うため次のことについて定める。

1 消防計画

(1) 消防体制の整備

迅速な消防及び救助活動を確立するため、災害対応拠点の整備、応援及び受援体制の充実等、消防体制の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

大規模・特殊災害に対応するため、住民の応急救護能力の向上及び救急・救護体制の整備を図る。

(3) 予防体制の整備

市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所における消防用設備等の維持管理、危険物施設等の安全対策指導及び防火・防災体制の充実強化を図る。

(4) 消防水利・資機材の確保

消火栓、防火水槽等の消防水利が使用不能となる事態が想定されることから、災害時の消防水利及び資器材の確保に努める。

2 消防活動体制

市（消防部）は、地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急消防体制を確立し、消防・救助・救急活動等を実施する。また、市単独の対応では困難で、他の消防機関の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定等に基づき、消防・救助・救急体制を確立し、応急消防対策活動を実施する。

(1) 災害時における消防・救助・救急活動体制

本市に災害対策本部が設置されたときは、消防対策本部及び現場指揮本部を設置することとし、組織の一部として体制を強化するとともに、民間組織及びボランティア組織等と連携を図り、安全対策等所掌事務を担当する。なお、本部の設置に至らない災害が発生するおそれがある場合など、必要により小樽市警防業務規程第28条に定める非常配備基準に基づき、消防対策連絡室を設置するものとする。

ア 消防対策本部の編成及び任務

(ア) 消防本部に消防対策本部を設置し、消防部が行う警防活動・予防対策に係る最高方針を決定し、消防部隊の運用に係る基本事項及びその他の活動に関することを任務とする。

(イ) 消防対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって編成し、任務分担は次のとおりとする。

消防対策本部の任務分担

区 分	職	任 務
本 部 長	消 防 長	消防対策本部の統括に関する事
副本部長	次 長	本部長の補佐、代理に関する事
本 部 員	主 幹 (業務推進・消防団担当)	情報収集及び集計に関する事 二次災害発生時の現場指揮に関する事
	主 幹 (システム担当)	
	総 務 課 長	消防部総務班に関する事
	警 防 課 長 救 急 課 長	消防部警防班に関する事
	予 防 課 長	消防部予防班に関する事
本 部 付	本部長が指名した係長職にある職員	本部長及び本部員の特命任務に関する事

イ 現場指揮本部の編成及び任務

- (ア) 消防署に現場指揮本部を設置し、警防活動方針を決定し、警防活動を実施する消防隊等の指揮運用等活動に関する事を任務とする。
- (イ) 現場指揮本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって編成し、任務分担は次のとおりとする。

現場指揮本部の任務分担

区 分	職	任 務
本 部 長	署 長	現場指揮本部の統括に関する事
副本部長	消防課長	本部長の補佐、代理に関する事
本 部 員	機動1、2課長 警備1、2課長 銭函1、2課長 手宮1、2課長 オタモイ1、2課長	消防部消防班に関する事
本 部 付	本部長が指名した係長職にある職員	本部長及び本部員の特命任務に関する事

(2) 消防部隊の編成等

ア 消防部隊の編成は、現場最高指揮者が火災等の状況に応じて指定する消防隊等をもって行うものとする。

イ 消防部隊の指揮は、小樽市警防業務規程実施要綱第2条に定めるほか、必要に応じて指揮隊の増強等を行うこととする。

(3) 消防団の活動体制等

ア 災害時における消防団の活動は、現場指揮本部長の指揮の下に、消防部隊と連携して活動するものとする。

イ 消防団が管轄する区域等は、小樽市消防団条例第2条及び小樽市消防団の組織に関する規則別表に定めるとおりとする。

3 特別警戒体制の確立

消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その未然の防止と被害の軽減を図るため、気象等の情報を収集し、警戒が必要と判断したときは、次の非常配備基準による特別警戒体制をとるものとする。

非常配備基準

区分		配置時期	配備内容	
			消防本部	消防署
第1非常配備	消防対策連絡室	1 震度4の地震が発生したとき 2 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要があるとき 3 その他、必要により当該非常配備を指令したとき	1 課長職にある職員 2 各課係長職にある職員のうち消防長が必要と認めた職員	1 課長職にある職員 2 各課係長職にある職員のうち署長が必要と認めた職員
第2非常配備	消防対策本部	1 「津波注意報・津波警報・大津波警報」が発表されたとき 2 震度5弱・5強の地震が発生したとき 3 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき 4 その他、必要により当該非常配備を指令したとき	全職員又は消防長が必要と認めた職員	全職員又は署長が必要と認めた職員
第3非常配備		1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 広域に渡る災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 3 予想されない重大な災害が発生したとき	全職員招集	

4 応援要請

地震等による災害が発生し、周辺自治体の応援が必要であると認めるときは、北海道消防広域相互応援協定、後志管内災害発生時応援協力覚書に基づく消防隊等の出動要請及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づく北海道消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、応急消防対策活動を実施する。

5 情報収集及び広報等

(1) 被害情報の収集

市（消防部）は、以下に掲げる方法で被害情報を収集し、被害の拡大防止について対策を講じる。また、消防本部で集約された被害情報は、速やかに関係部局等へ報告する。

ア 消防本部

- (ア) 119番通報
- (イ) 消防指令センター高所監視カメラ、防災情報共有システム
- (ロ) 市各部対策本部、小樽海上保安部、北海道警察等からの防災関係機関情報
- (ハ) 報道機関からの情報
- (ニ) 市内高所からの目視による監視

イ 消防署

- (ア) 消防車両による巡視、警戒による情報
- (イ) 消防団員からの情報
- (ロ) 市民等からの情報
- (ハ) 市内高所からの目視による監視

(2) 広報及び巡視・警戒

ア 消防隊

被害情報の収集にあわせ、二次災害防止のため次について広報及び巡視・警戒を行う。

- (ア) 停電時の119番通報について
- (イ) ガス復旧時の火災の警戒
- (ロ) 停電復旧時の通電火災の警戒
- (ハ) 消火後の再燃警戒
- (ニ) 放火等の警戒
- (ホ) その他災害状況に応じた広報及び巡視・警戒

イ 消防団

被害情報の収集にあわせ、必要に応じて広報及び巡視・警戒を行う。

6 消火活動

119番通報や消防車両等による巡視、警戒等により判明した被害情報に基づく消火活動を速やかに実施する。また、火災の発生により延焼の危険性が高いと想定される地域（小樽市消防本部第1種火災危険区域及び第2種火災危険区域）においては、優先的に消防車両等による巡視、警戒を実施するなど、火災による延焼の拡大を未然に防止するよう努める。

7 救助・救急活動

災害発生時における救助、救急活動は、複数の被災現場と多数の被災者が予想されることから、救助及び救急活動に必要な資機材を最大限活用し被害の軽減を図る。また、小樽市消防救急業務計画に基づき警察、医師会、保健所等関係機関との協力・連携を図り、災害現場における救助、救急活動に万全を期する。

8 避難誘導

災害対策本部から地域住民等に避難の勧告又は指示があったときは、消防対策本部長及び現場指揮本部長は、警察署長、市関係部局等と緊密な連絡を図りながら、住民等に不安を与えることのないように迅速かつ正確に伝達し、被災者及び地域住民の避難誘導に努める。

第3節 防災訓練等計画

小樽市及び防災関係機関等は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本計画の定めるところにより協力して防災訓練を実施することで、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

また、市職員を中心とした防災教育を推進することで、災害対応力の向上を図るものとする。

1 防災訓練実施機関

防災訓練は、市長、市防災会議の構成機関（以下「防災会議構成機関」という。）の長、公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者等が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は協力して実施するものとする。

2 防災訓練等の種目

防災訓練等は、次に掲げる種目とする。

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）訓練

ア 災害情報及び被害情報報告（以下「災害情報等」という。）収集訓練

イ 本部訓練

(2) 実動訓練

ア 機能別訓練

避難所開設・運営訓練、住民等避難訓練など

イ 災害等態様別訓練

水防訓練、消防訓練など

(3) 総合（防災）訓練

本部等訓練と実動訓練を連携させ、災害等発生時における住民等と市職員及び関係機関等の連携、並びに本部等における状況把握等を訓練することにより、市全体としての災害対応力の向上を図る。

(4) その他の災害等に関する訓練

3 北海道防災会議が行う訓練

北海道防災会議が立案した計画に基づき参加するものとする。

4 市防災会議が行う訓練

市及び防災会議構成機関は、防災関係機関及び住民などの協力を得ながら、風水害や震災など各種災害の具体的な被害想定に基づく総合（防災）訓練を、年1回以上実施するものとする。

5 防災会議構成機関等が行う防災教育・訓練への参加、又は協力

市及び防災会議構成機関は、防災会議構成機関の長、公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者等が実施する防災教育・訓練に参加、又は必要な協力を実施するものとする。

6 市職員等に対する防災教育

市は、職員に対し、平素から地域防災計画記載の各々の役割を理解してもらうとともに、防災訓練等を通じ、状況に応じた判断力・実行力を養うことで災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の実施主体

ア 防災対策全般に係るものは、総務部災害対策室が中心となって実施する。

イ 災害対策本部の各部所管部分は、それぞれの所管部が実施することを基本とする。

(2) 教育内容

ア 災害の概要に関すること

イ 地域防災計画の全般及び各部の業務に関すること

ウ 各職員が果たすべき役割に関すること

(3) 実施時期

職員教育や各種研修等の場を活用し、効率的・効果的な教育を毎年、継続して実施する。

第4節 避難行動要支援者支援計画

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、避難の支援や安否の確認などの必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、市は、平常時から、支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の協力を得ながら本計画に基づいた防災体制の整備を図るものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、その基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を市が保有する情報を集約の上作成し、定期的に更新するものとする。

2 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は、次に掲げる者とする。

ただし、社会福祉施設等に入所または入院している者は、当該名簿から除くものとする。

- (1) 要介護認定3～5の判定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1，2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害のみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 上記以外の者であって、災害発生時等に避難支援等が必要と市長が認めた者

3 名簿の記載事項

名簿の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

4 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者の範囲は、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他市長が認めたものとする。

5 名簿情報の提供

市は、災害時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者からの同意が得られていない場合はこの限りではない。

また、市は、名簿情報を提供する際には、情報漏えいの防止に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

6 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成

災害発生時等において、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難経路等の具体的な個別避難計画をあらかじめ定めておく必要があることから、市では、避難支援等関係者と連携して、個別避難計画の作成に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成対象者

個別避難計画作成の対象者は、避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難支援等関係者への情報提供に関する同意のあった者とする。

(3) 個別避難計画の作成方法

本市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、個別避難計画の作成対象者を個別に訪問するなどして、本人又は家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら、計画を作成するものとする。

(4) 避難支援等実施者の選定

本市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促すとともに、安否確認や避難所までの避難を援助する避難支援等実施者を可能な限り要支援者の隣近所から探し、協力を求めるものとする。

避難支援等実施者の不在や支援者自身の被災あるいは避難支援等実施者一人では援助できない場合を勘案し、可能な範囲で個別避難計画の作成対象者一人に対して、複数の避難支援等実施者の選定に努めることとする。

(5) 個別避難計画票の記載事項

個別避難計画票は様式3のとおりとし、次の事項を記載するものとする。

- ① 避難行動要支援者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号等
- ② 支援が必要な理由
- ③ 緊急連絡先
- ④ 家族の状況
- ⑤ 避難支援に当たり必要な情報
- ⑥ 避難支援等実施者の氏名、連絡先等
- ⑦ 避難場所、避難所、避難経路

(6) 個別避難計画票の共有・管理

個別避難計画票の原本は、本市が保管し、避難行動要支援者又はその家族及び地域支援者が避難支援等の実施に必要な限度でそれぞれ個別計画票の写しを保管するものとする。

また、個別避難計画票の内容については、避難行動要支援者が同意した者以外が平常時に閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

(7) 避難支援の実施

避難行動要支援者は、この計画を作成することによって、避難支援等関係者及び実施者から、災害発生時において、避難行動の支援を受けられる可能性が高まるものと考えられる。しかし、災害の規模によって様々な状況が想定されるため、避難行動要支援者は、関係者等への情報提供により支援が必ず実施されるものではないことを、また避難支援等関係者及び実施者は、災害時に支援ができなかった場合においても、法的な責任や義務を負う必要はないことを十分に理解する必要がある。

7 避難支援等の実施に向けた取組

市は、避難行動要支援者について、名簿情報に基づきその実態を把握し、災害時に避難行動要支援者に対して円滑な避難支援等が行われるよう、次の方法により、避難支援等関係者の協力を得ながら平常時からの取組を進めるものとする。

- (1) 避難訓練の際には、避難行動要支援者の参加を呼び掛ける。
- (2) 避難誘導訓練において、実際に障がい者救出などの訓練を実施し、その知識の普及・啓発を図る。
- (3) 町会等の地域住民組織による避難行動要支援者のための支援体制が整備されるよう努める。

8 避難支援等の内容

本計画における避難支援等とは、情報伝達、避難支援、安否確認とする。

市は、避難支援等関係者と連携して支援にあたるものとし、その実施に当たっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

(1) 情報伝達

高齢者等避難または避難指示が発令された場合、避難行動要支援者が迅速に行動できるよう配慮した情報伝達を行う。

(2) 避難支援

指定避難所等の安全な場所までの移動の支援を行う。

(3) 安否確認

安否が不明な避難行動要支援者の状況を確認し、これに応じた対応を行う。

9 社会福祉施設等の対策

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や入所者の防災教育等が行われるよう啓発に努めるものとする。

個別避難計画票 様式

NO.	
-----	--

対象者の情報

フリガナ				住所		
氏名						
性別		生年月日			年齢	
電話番号			携帯番号			FAX番号
メールアドレス						
同居家族など						
避難場所	名称					
	住所					

緊急連絡先

1	氏名(団体名)			対象者との関係	
	住所				
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:		
		メールアドレス:			
	その他:				
2	氏名(団体名)			対象者との関係	
	住所				
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:		
		メールアドレス:			
	その他:				

避難支援等実施者

1	氏名 (団体名および代表者)			対象者との関係	
	住所				
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:		
		メールアドレス:			
	その他:				
2	氏名(団体名)			対象者との関係	
	住所				
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:		
		メールアドレス:			
	その他:				

避難時に配慮しなくてはならない事項

(1) 介護認定(3～5)		(2) 身障手帳の内容(1,2級)	
(3) 療育手帳(A判定)		(4) その他	

(あてはまるものすべてに☑)

☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾患病医療費の支給認定を受けている

☐ 医療機器の装着等をしている

☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない

☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい

☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない

☐ その他

特記事項(自宅で想定されるハザードの状況・常備薬の有無など)

避難支援時の留意事項

< 白紙 >

第5節 防災知識の普及および 自主防災組織等の育成推進計画

地震（津波）等による大規模災害からの被害の軽減を図るには、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓などから、大規模地震の発生時には、小樽市及び防災関係機関の通常の防災体制では的確に対応することが困難となることが予想されるため、住民等に対しては、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」を基本として、防災知識の普及、啓発を継続して実施し、自主防災組織等の育成強化を図るものとする。

1 住民等に対する防災知識の普及・啓発

(1) 普及・啓発内容

ア 小樽市地域防災計画の概要

イ 災害の予防措置

（ア）防災（地震・風水害）の心得

（イ）火災予防の心得

（ウ）要援護者防災対策・自主防災組織等づくり

（エ）その他必要な事項

ウ 災害時の心得

（ア）災害発生時の心得（室内・屋外）

（イ）初期消火及び避難時の心得

（ウ）その他必要な事項

(2) 普及方法

ア 防災に係る講習会等の開催

イ 市広報紙・パンフレット、ラジオ、市ホームページ、SNS等、各種メディアの活用による防災に係る知識の普及

2 自主防災組織等の育成・強化

災害発生時には、防災関係機関等が現場に到達するまで時間がかかる、あるいは到達できない事態も想定されることから、被害の拡大を防ぐ上でも、地域住民等が、災害発生時の初期から活動することが重要である。

このため、市は、自助・共助の観点からも地域住民等で結成する自主防災組織や事業所等で組織されている防災組織の結成促進と育成に努めるものとする。

(1) 自主防災組織等の育成推進策

ア 既存の自主防災組織等の取組事例の紹介

イ 防災講習会等の開催

ウ 防災パンフレット等の配布・回覧

エ 防災訓練の支援

(2) 自主防災組織等の編成等

自主防災組織等は、住民等が連帯感を持ちながら地域の防災活動を効果的に行うことが可能で、地理的状況や生活環境から、住民等の日常生活上の範囲として一体性を有する規模が最適であるため、地域の町会・自治会等を基礎に近隣事業者の協力を得ながら編成することが望ましい。

3 自主防災組織等の各活動部の編成及び活動内容

各ブロックの情報収集を目的とした情報部、初期消火活動を任務とする防火部のほか、別表のとおり各活動部を編成し、町会等の会員を各活動部に配置し、平常時及び災害発生時の任務区分等を明確にしておくものとする。

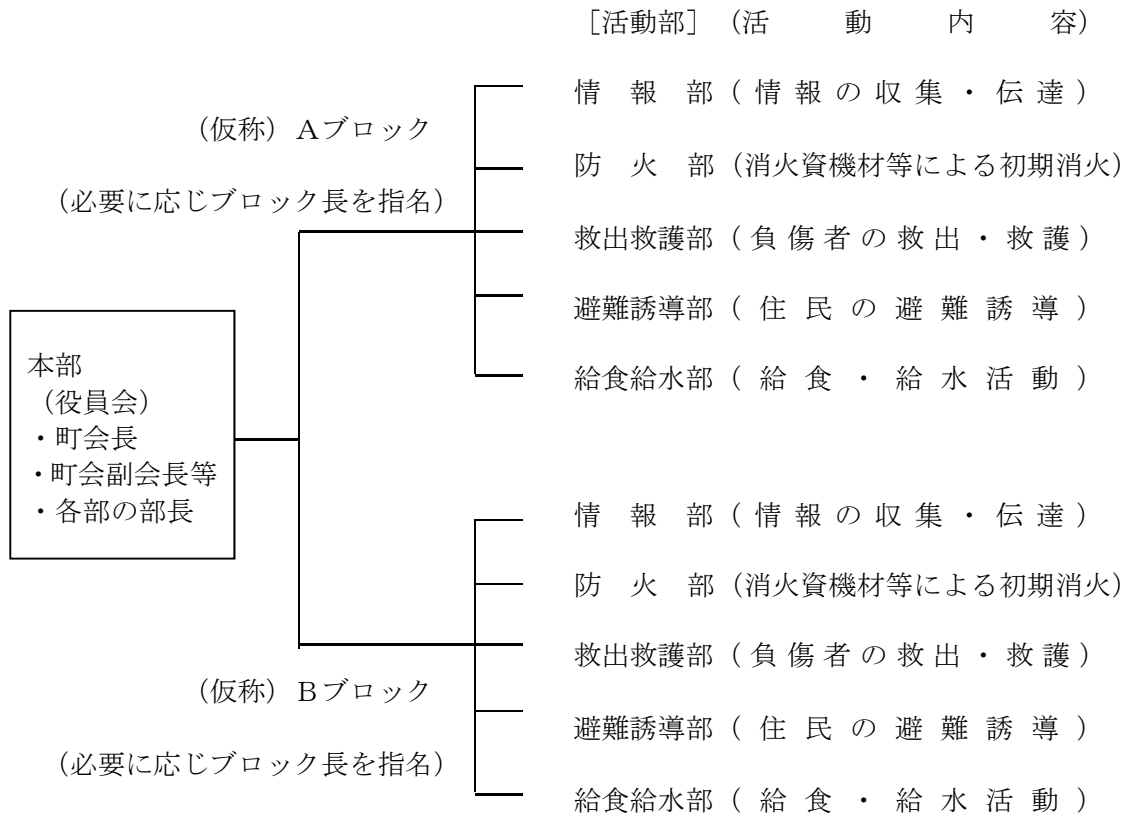
4 自主防災組織等の役割

自主防災組織等は、原則として町会等ごとに協力し合い、町会（町会等役員）から伝達される市及び防災関係機関の指示事項に従い、地域住民の安全確保のために活動するものとし、平常時は、防災意識の啓発、防災訓練の計画・実施、防火・防災点検活動など地域の特性を踏まえた防災活動を行う。

また、災害発生時においては、自助・共助の精神に基づき自主防災組織等が主体的に避難所を運営することが求められていることから、発災後の速やかな避難所運営体制の確立と円滑な運営のため、平常時から避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（通称「D o はぐ」）等を活用するなどして、自主防災組織等及び各人の役割・手順などの認識の共有と意識の高揚に努める。

別表

(活動の効率化等のため町会を2個ブロックに分割する場合の自主防災組織の編成の一例)



第5章 災害応急対策計画

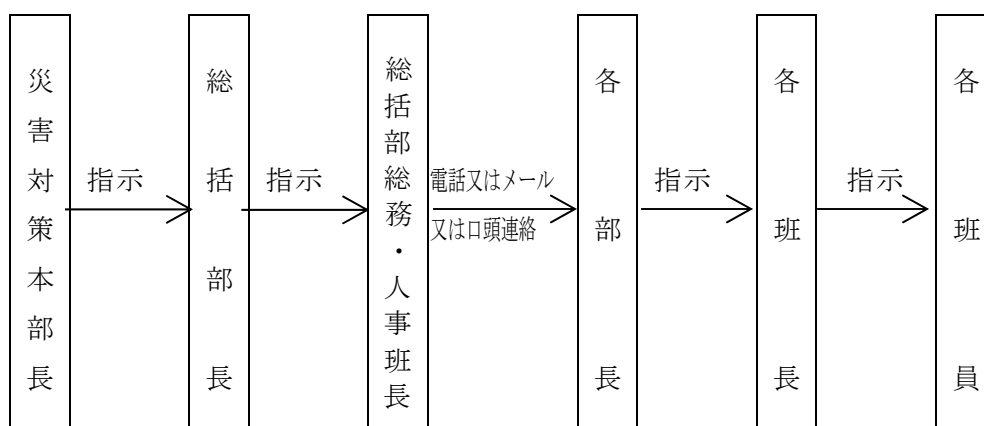
市内に災害が発生した場合において、市民の安全と被災者の保護の万全を図るための応急対策計画は、以下に定めるところによる。

第1節 職員動員計画

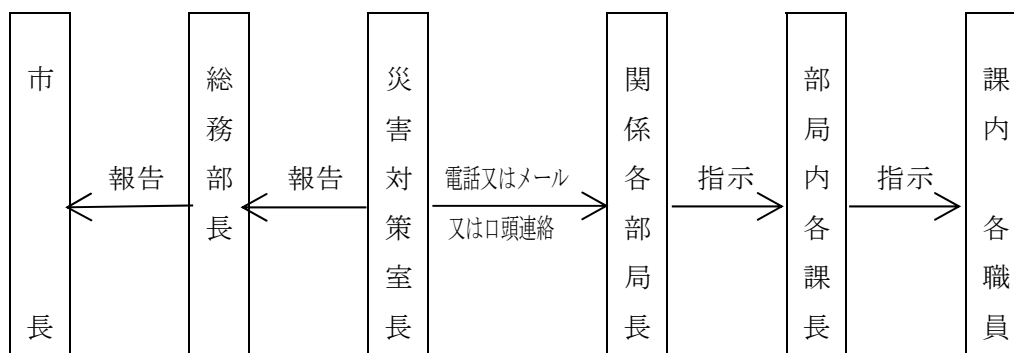
災害時における職員の動員は、災害対策本部の配備基準に従って本部長の決定により総括部総務・人事班長（職員課長）が行うものとする。ただし、市長は、本部を設置しない場合においても必要と認めたときは、職員の動員を指示するものとする。なお、比較的少数の職員を招集する場合（第1非常配備等）は、災害対策室長が行うものとする。

1 平常勤務時間内における動員

(1) 本部を設置し、第2又は第3非常配備体制をとる場合は、下記により直ちに動員の指示・連絡を行うものとする。



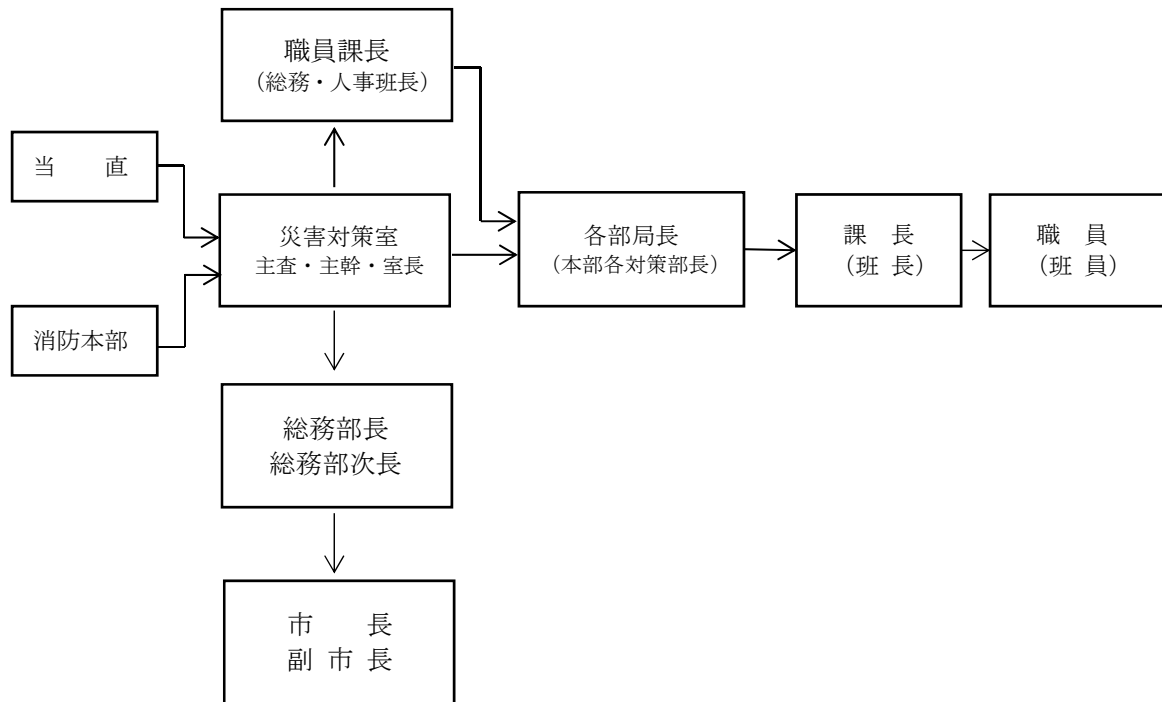
(2) 本部を設置しないで第1非常配備体制等比較的少数の職員体制をとる場合は、下記により動員の指示・連絡を行うものとする。



2 夜間・休日等勤務時間外における動員の方法

(1) 電話等連絡による動員の指示・連絡

ア 総務部災害対策室主幹は、当直員又は消防本部（消防指令センター）等から災害情報の連絡を受けた場合、下記により動員のための連絡を行うものとする。



(2) 自主参集

北海道日本海沿岸北部に津波注意報・津波警報・大津波警報が本市に発表された場合又は震度4以上の地震が発生した場合は、下記により本部員及び部班員は自主参集し、非常配備体制をとるものとする。

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、第2非常配備体制をとる。

イ 震度4の地震が発生した場合は、第1非常配備体制をとる。

ウ 震度5弱・5強の地震が発生した場合は、第2非常配備体制をとる。

エ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、第3非常配備体制をとる。

3 各部局の動員計画

各部局長は、毎年度ごとに部局内の伝達系統及び災害の規模に応じた（第1～第3非常配備）職員の動員計画を定め、総務部長に提出するとともに、職員に対する周知徹底を図るものとする。

第2節 災害広報計画

災害時における正確かつ迅速な災害情報等の提供は、被災者をはじめ地域住民の不安の解消、混乱の防止及び応急対策を円滑に実施する上で極めて重要であることから、市は防災関係機関及び報道関係機関とお互いに連携をとりながら、次のとおり広報活動を行うものとする。

1 担当部及び任務内容

総括部総括班及び広報班は、気象管署、防災関係機関及び災害対策本部各部等より入手した災害情報を確認・整理し、議会及び報道機関に公表するとともに、あらゆる手段を活用して住民に対し広報活動を行うものとする。

なお、被災地域の住民及び独居老人など、避難行動要支援者に対する情報伝達は、住民対策部等関係部が消防団や町内会と連携して行うものとする。

2 報道機関に対する情報発表の方法

広報班は、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアの報道を積極的に活用するため、あらかじめスポークスマンを決めるなどして情報発信窓口を一元化し、定期的取材会見を行うものとする。

(1) 通常発表

新聞、放送等報道機関の締切時間及び情報整理時間等を考慮しながら、おおむね2時間ないしは3時間ごとなど、定期的に行うものとする。

(2) 緊急発表

緊急の場合は、状況に応じて逐次行うものとする。

(3) 発表事項

- ア 災害の種別及び発生年月日
- イ 災害の発生の場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 災害対策本部の設置及び廃止

3 住民に対する情報の提供

(1) 住民及び被災者に提供する災害情報の種類は、おおむね次のとおりとする。

ア 緊急広報

災害発生の直前あるいは直後に伝える住民の生命と財産に関わる緊急情報

(ア) 災害発生直前の大雨洪水警報、津波情報等

(イ) 大地震後の余震情報・津波警報等

- (ウ) 火災発生情報
- (エ) 災害発生直後の避難情報
- (オ) 津波・大津波警報発表時における避難指示及び避難誘導に関すること。
- (カ) 避難時の注意事項及び混乱防止の呼びかけ
- (キ) 避難所開設状況
- (ク) 災害対策本部等の設置
- (ケ) その他必要と認められる事項

イ 応急広報

大災害発生後に伝える二次災害防止、衣食住等住民の基本的生活に関わる情報等

- (ア) 安否情報及び被害情報
- (イ) 応急対策の実施状況
- (ウ) 医療救護所の開設状況及び病院情報
- (エ) 給水・炊き出し状況などの生活情報
- (オ) 道路の規制、渋滞状況及びバス・鉄道等の運行状況等の交通情報
- (カ) ライフライン（電気、水道、ガス等）の被害・復旧情報
- (キ) その他必要と認められる事項

(2) 広報方法

広報班は災害対策本部の関係各部と連携をとり、状況に応じて下記に示す広報媒体を利用し、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

ア 消防車両による広報

イ 緊急非常放送システム（FM放送）を使用しての広報

（㈱エフエム小樽放送局と「緊急放送に関する協定」を締結）

ウ 防災行政無線（屋外拡声子局）を使用しての広報（令和2年4月1日一部運用開始、令和3年4月1日全部運用開始）

エ 広報可能車（放送設備整備車両）による広報

オ 広報紙、チラシの配布

カ 広報班の派遣による広報（ハンドマイク等の使用）

キ ラジオ、テレビ、街頭放送及び新聞等の活用（情報提供、報道要請、NHK札幌放送局との連携による避難情報放送の活用（平成17年4月1日運用開始）

NHK札幌拠点放送局は、原則市からのメール、FAX、電話連絡により、避難情報を放送する。

ク 市ホームページやSNS等による広報

ケ 市本庁舎正面案内前パネルによる情報掲示

コ 消防団による広報

第3節 水防計画

異常降水等による河川の溢水を防ぎ、水による被害を最小限度にとどめるための計画は、次に定めるところによる。

1 水防組織

水防組織は、建設対策部、消防部及び消防団をもって充てることとし、地域の分担は、消防部にあつては消防署、各支署、各出張所及び支所、消防団にあつては各分団がそれぞれの管轄区域を分担する。

2 指定河川洪水予報及び水位到達情報

(1) 指定河川洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりとする。

洪水予報河川

管理者	河川名	基準地点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
北海道	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m

(2) 水位周知河川における水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

水位周知河川

管理者	河川名	基準地点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
北海道	星置川	星置川	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m

(3) タイムラインの策定

新川、星置川のタイムラインを資料編「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」の巻末資料Ⅱ及びⅢに定める。

※タイムライン：災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したもの。

3 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

区 分	警鐘信号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	氾濫注意水位に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 避難 立退き	乱 打	1分5秒 1分5秒 ○-休止 ○-休止	必要を認める地域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。			

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

4 応急対策

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、消防部、建設対策部及び消防団は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮し可能な限り最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水 防 資 材 調 達 計 画

会 社 名 代表者 職・氏名	所 在 地 電話・FAX	資材集積場所 資 材 名
(有)ハタノ	富岡1-1-12 電話 25-5101 FAX 22-6256	富岡1-1-12 同社倉庫 丸太、一般製材、コンパネ
(株)ホクブ	銭函3-514-2 電話 61-2244 FAX 61-2245	銭函3-514-2 同社倉庫 針金、蛇籠、金網
(株)熊谷テント製作所	祝津2-379 電話 25-3232 FAX 25-3232	祝津2-379 同社倉庫 大型土のう袋、PE

5 浸水想定区域における要配慮者利用施設：下表のとおり

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	銭函3丁目298番地	医療法人ひまわり会札幌病院
2	銭函2丁目36番113号	リハビリ特化型通所介護らく楽リハビリー
3	銭函3丁目186番21号	L I F E R E H A B I L I T A T I O N 希望のつぼみ銭函
4	銭函3丁目524番8号	だるまちゃん保育園
5	真栄1丁目6番1号	脳神経外科おたる港南クリニック
6	築港10番1号	北海道済生会小樽病院
7	築港10番1号	北海道済生会小樽病院重症心身障がい児（者）施設みどりの里
8	築港10番2号	北海道済生会小樽病院なでしこキッズクラブ
9	天神2丁目8番2号	北海道宏栄社
10	天神2丁目18番3号	指定相談支援事業所あおば
11	奥沢1丁目25番11号	ニチイケアセンター小樽奥沢
12	奥沢2丁目10番18号	グループホーム自由の風
13	若松2丁目1番14号	アイケアわかまつ
14	若松2丁目1番18号	グループホームアイケアおたる
15	若松2丁目8番20号	デイサービスセンターラポールなんたる
16	若松2丁目8番20号	特別養護老人ホームラポールなんたる
17	若松2丁目8番20号	特別養護老人ホームリバーサイドなんたる
18	新光1丁目2番20号	ふれあい〜朝里

番号	所在地	要配慮者利用施設
19	新光1丁目38番2号	多機能型こことむKIDS
20	朝里川温泉1丁目219番地1	デイサービスゆらぎ
21	朝里川温泉1丁目219番地1	デイサービスゆらぎの家
22	朝里川温泉2丁目692番地109	ショートステイ朝里温泉
23	朝里川温泉2丁目693番地6	特別養護老人ホームラポールゆらぎの里
24	朝里川温泉2丁目694番地13	グループホームつつじ
25	朝里川温泉2丁目694番地3	NPO法人グループホーム生きがい
26	朝里川温泉2丁目694番地4	グループホームつつじⅡ
27	朝里川温泉2丁目694番地63	デイサービス朝里山荘
28	朝里川温泉2丁目708番地1	特別養護老人ホーム朝里温泉
29	銭函3丁目519番地4	NPO法人音幸舎
30	蘭島1丁目3番27号	蘭島保育園
31	蘭島1丁目4番14号	蘭島小規模多機能ホームさくら
32	蘭島1丁目21番15号	エンパワメントステーションかむかむ

< 白紙 >

第4節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、住民の生命又は身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は避難所を開設するための計画は、次に定めるところによる。

1 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の区分等

指示権者	区 分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市 長	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき【警戒レベル3】高齢者等避難を提供	災害対策基本法 第56条
	【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第60条
知 事	【警戒レベル4】 避難指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が行うべき上記の措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施	災害対策基本法 第60条
警察官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	【警戒レベル4】 避難指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	【警戒レベル4】 避難指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	【警戒レベル4】 避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法 第25条
自衛官	【警戒レベル4】 避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

【警戒レベル3】『高齢者等避難』は、災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

【警戒レベル4】『避難指示』は、災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

市長から【警戒レベル4】『避難指示』が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

2 避難情報の発令基準の策定及び住民等への周知

避難情報の発令にあたっては、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や伝達方法を明確にした避難情報の発令基準を策定する（津波災害：第5章第20節、土砂災害：第5章第22節）。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難情報の意味と内容の説明、避難の対象となる区域や避難情報の発令基準について、日頃から住民への周知に努める。

3 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等避難を要すると認められる区域内にいるすべての者とする。

4 避難情報の伝達の方法

(1) 指示事項

伝達すべき事項は、概ね次の事項とし、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように伝達文を工夫することや、避難情報の対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が住民にとってわかりやすい内容となるよう配慮するものとする。

- ア 避難情報の理由及び内容
- イ 避難場所及び避難経路
- ウ 火災、盗難の予防措置
- エ 携行品等その他の注意事項

(2) 伝達の方法

次に掲げる事項のうち、地域等の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

ア ラジオ（FMおたる）放送による伝達

緊急非常放送システムを使用し、市から直接放送する。

イ 信号による伝達

消防車両、消防本部、消防署、各支署・各出張所・支所に設置されているサイレン（第5章第3節水防計画、水防信号（危険信号・避難立ち退き）に準じる。）を使用する。

ウ 広報車による伝達

消防車両及び放送設備を有する自動車が必要に応じて動員し、関係地域を巡回する。

エ 放声社（㈱北海道時事放声社）の街頭放送による伝達

オ 地区情報責任者（消防団員）による伝達

カ 伝達員による戸別訪問

夜間において、停電で風雨が激しい場合など、上記の伝達方法では実効をあげることが不可能な場合は、消防部（消防署及び消防団）で伝達班を編成して戸別訪問伝達を行う。

キ Lアラート(*)を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、Lアラートに避難勧告等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク、楽天モバイル）で伝達する。

注）システムの不具合等により、Lアラートによる情報伝達が困難な場合

- ・ NHK札幌拠点放送局は、原則市からのメール、FAX、電話連絡により、避難情報を放送する。（平成17年4月1日運用開始）
- ・ 緊急速報メールは、携帯電話事業者の配信サイトへの登録により、避難情報を配信する。

※「Lアラート（災害情報共有システム）」とは、（一財）マルチメディア振興センターが運営するシステムで、地方公共団体から発信された情報を収集し、その情報の配信を簡素化・一括化し、様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するシステム。

地方公共団体では、災害時の避難情報をLアラートへ送信することでテレビ・ラジオ、緊急速報メール等を通じて住民に情報提供できることとなる。

ク 防災行政無線（屋外拡声子局）による伝達

(3) 関係機関への報告等

ア 避難の事前措置を行ったときは、速やかに総括部総括班を通じて後志総合振興局長へ報告する。報告事項は、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時及び避難先等とする。

イ 警察署に連絡し、協力を得る。

ウ 避難所を開設するときは、施設管理者等に対し、避難所の管理運営に関することについて協力を要請する。

5 避難所

(1) 避難所の開設

避難の必要が生じたときは、災害に種類に応じて開設する避難所を特定し、速やかに開設する。なお、状況によっては、民間施設の利用も図るものとする。

(2) 要配慮者への対応

避難所の開設に当たっては、高齢者、障がい者等で避難所での生活において特別な配慮を必要とする者(以下「要配慮者」という。)に対して、介護や医療相談等を受けることのできるプライバシーに配慮された空間や必要な物資・器材を確保できるよう、その対応に努めるものとする。

○ 物資・器材の備蓄状況

品 目		備 蓄 数	備 蓄 場 所
簡易ベッド		1 0 台	小樽商科大学体育館倉庫
ユニバーサルトイレ		1 台	
プライベートテント		1 張	
間仕切り	(ダンボールタイプ)	2 5 0 セット	旧豊倉小学校
		2 0 4 セット	
	(テントタイプ)	2 9 9 セット	消防署手宮支署
		1 セット	
段ボールベッド		2 9 4 台	旧豊倉小学校
		4 0 台	総合体育館

(3) 避難所外避難者への対応

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 福祉避難所

(1) 福祉避難所の開設

専門性の高いサービスを必要とし、避難所での生活が困難な要配慮者のため、必要に応じて、二次避難所として「福祉避難所の開設等に関する協定」を締結した社会福祉施設に福祉避難所の開設を要請するものとする。

○協定締結施設一覧

法人名・施設名	所在地	連絡先 (FAX)
社会福祉法人 ノマド福祉会 特別養護老人ホーム はる	赤岩2丁目18番22号	31-2222 (31-2260)
社会福祉法人 小樽育成院 特別養護老人ホーム やすらぎ荘	オタモイ1丁目20番18号	28-2500 (26-2476)
社会福祉法人 北海道宏栄社 北海道宏栄社	天神2丁目8番2号	25-1551 (29-3284)
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 小樽四ツ葉学園	桜3丁目10番1号	54-7404 (54-7428)
社会福祉法人 後志報恩会 和光学園	桜4丁目3番1号	54-7606 (54-6360)
社会福祉法人 志成会 あさりファミリア	朝里川温泉1丁目227番地	51-5188 (51-5188)
社会福祉法人 小樽北勉会 特別養護老人ホーム 朝里温泉	朝里川温泉2丁目708番地1	54-9001 (54-9005)
社会福祉法人 小樽北勉会 ケアハウス朝里温泉	朝里川温泉2丁目694番地38	51-2115 (52-0033)
社会福祉法人 札幌緑花会 松泉学院	見晴町20番2号	62-2510 (62-6848)

(2) ケアチームの派遣

福祉避難所が開設された場合、市は、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣ケアチーム」の派遣を北海道に依頼し、受入体制を整えるものとする。

(3) 物資・器材の確保

市は、福祉避難所で使用する寝具等の必要な物資・器材を確保するものとする。

7 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、消防吏員、消防団員及び警察官が協力して行うものとするが、夜間・休日における津波避難など緊急を要する場合は、その地域に居住する市職員が行うものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、身体障がい者、傷病者及び幼児など、要配慮者を優先的に避難させるものとする。

(3) 避難所を開設した場合の必要な備品及び給食施設等については、その施設のものを借り上げて利用するものとし、消耗資材については、購入するものとする。

8 避難所の仮設

避難に適する施設のない地域又は避難所が使用不能になった場合は、避難所の設営を行う。

仮設避難所の設営は、建設対策部建築住宅班が担当する。

9 観光客等への対応

市が観光関係者、交通機関等と十分に連携を図りながら、平時から必要な事項を備えるとともに、災害時にあっても情報伝達・収集、避難誘導、滞在・帰宅支援の実施に努める。

第5節 食料供給計画

災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保及び配給については、次のとおりとする。

1 実施責任

食料の確保及び供給に関する計画並びに実施については産業対策部商工班が行う。ただし、炊き出しを実施する場合の支援協力については文教対策部施設班が行う。

2 応急配給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等で炊事のできない者
- (3) 旅行等による滞在者で、滞在している施設が被災したため前記(1)(2)に該当することとなった者
- (4) 災害応急対策に従事している者

3 応急配給品目

配給品目は原則として米穀（乾燥米等を含む）及びクラッカーとし、状況に応じてパン・インスタント食品・副食品・飲料等とし、食料等の支援があった場合には臨機応変に対応する。また、乳幼児に対しては液体ミルク等を配給するものとする。

4 食料の調達供給方法

(1) 備蓄食料

炊き出しが実施されるまでの応急用として、各指定避難所に備蓄している乾燥米（アルファ化米）、クラッカー及びパンを配給するものとする。

(2) 業者調達

下記の業者から調達するほか、災害時協定を締結している民間業者等に必要な食料の提供を要請するものとする。

○調達品目及び調達先

品目	名称	所在地	要請先	電話・FAX番号
米穀	北海道中央食糧(株) 小樽支店	手宮1-3-1	支店長	☎ 22-5147 FAX 25-3712
	(株)ショクレン北海道 札幌支店	銭函5-57-5	支店長	☎ 0133-72-7880 FAX 0133-72-7881

品目	名称	所在地	要請先	電話・FAX番号
パン	(株)平野商店	奥沢1-25-7	代表取締役社長	☎ 32-3838 FAX 32-3837
	小樽製パン(株)	札幌市東区 東苗穂10-2-19-20	代表取締役社長	☎ 011-791-2114 FAX 011-791-0618
インスタント食品等	東洋水産(株) 北海道事業部 北海道工場	銭函5-61-1	総務経理課	☎ 0133-75-3201 FAX 0133-75-3211
水産練製品	一正蒲鉾(株) 北海道事業部	銭函3-263-10	一正蒲鉾(株) 北海道事業部	☎ 62-4192 FAX 62-5344

(3) 北海道知事への要請

上記(1)・(2)の方法により食料を調達できない場合、または必要な数量を確保できない場合は、後志総合振興局長を通じて知事に食料確保を要請するものとする。

5 米飯等の炊き出し

米飯の炊き出しは、次の学校給食の施設を利用して実施するものとし、「大規模災害時における炊き出し等に関する協定」の協定締結先に炊き出しを要請するものとする。

なお、炊き出しが困難な場合で米飯業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、業者から購入して支給する。

また、日本赤十字社小樽市地区、小樽市社会福祉協議会などのボランティアや市民等の協力により、避難所等で炊き出しを実施する。

○炊き出し施設

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	真栄1丁目8番1号	1日 40,000食 (1回につき)	☎ 33-9449

6 食料の配給

- (1) 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 食料の配給については、町会等の協力により公平かつ円滑に実施するものとする。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

被災者に支給する衣料、生活必需品の調達とその供給を迅速、確実に行うための計画は、次のとおりとする。ただし、災害救助法が適用された場合はその条項の定めによるものとする。

1 実施責任

被災者が必要とする衣料、生活必需品などの物資の調達は財政対策部管財班が実施し、被災者に対する給与又は貸与は住民対策部物資支援班が行う。

2 給与又は貸与の対象者

- (1) 災害により、住宅が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水となった者で、被服、寝具その他生活必需物資がないため日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者

3 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具 タオルケット、毛布、布団等
- (2) 外衣 洋服、作業衣、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、パンツ等
- (4) 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
- (5) 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
- (6) 食器 茶碗、皿、箸等
- (7) 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
- (8) 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

4 調達方法

(1) 備蓄物資の払い出し

次の品目については、市及び日本赤十字社小樽市地区において備蓄してあるものを必要量払い出すものとする。

品 名	保有枚数	備蓄場所	管理者
毛 布	36枚 (内、真空圧縮包装20枚)	市役所別館 (地下物品庫)	小樽市
	30枚	小樽赤十字会館内	日本赤十字社小樽市地区
日用品セット	10セット	小樽赤十字会館内	日本赤十字社小樽市地区

(2) 業者調達

備蓄物資が足りない場合又は備蓄品目以外の物資が必要な場合は、市内業者から調達するほか、災害時における物資供給等に関する協定の締結先に調達を要請するものとする。

なお、速やかな物資調達が可能となるよう、協定締結等の推進に努めるものとする。

(3) 北海道知事への要請

市内業者や協定締結先から必要物資を調達することが困難な場合は、後志総合振興局長を通じて、知事へ支援を要請する。

5 給与又は貸与の方法

給与又は貸与に当たっては、物資配分についての計画を策定し、調達物資の受払いの状況を明確にする。

第7節 給水計画

災害により水道施設が被災し、飲料水の供給が不可能になったとき、住民に最小限の飲料水を供給し、住民の生活を守るために行う応急給水については、次に定めるところによる。

1 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。

2 補給水利

配水管の全部又は大部分が破損し利用できない場合の給水は、配水池及び浄水場から取水して行う。

3 給水の方法

(1) 被害の規模、給水の緩急及び需要の度合い等情勢を的確に判断し、医療機関や避難所などの重要施設等へ計画的に供給する。

(2) 運搬給水に重点をおき、水道局に常備する下記の給水車両及び容器をもって行う。

なお、必要に応じ、市有散水車及び水槽付ポンプ自動車等を動員して行う。

令和2年10月1日現在

給 水 車 両	加圧式給水車（2トローリータンク車）	2 台
	給水タンク積載可能車	1 台
	小型貨物自動車	1 台
	軽四輪貨物自動車	1 台
給水用容器	給水タンク（車載用1.5ト）	1 基
	給水タンク（車載用1ト）	2 基
	給水タンク（車載用0.5ト）	1 基
	緊急用給水コンテナ（組立式1ト）	9 基
	ポリ容器（18リットル入）	100 個
	ポリ袋（10リットル入）	6,600 枚
	ポリ袋（6リットル入）	1,900 枚
	ポリ袋（5リットル入）	900 枚

4 住民への周知

給水に当たっては、広報車の巡回等により給水拠点の場所及び給水方法について、地域住民に周知する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設の復旧については、臨時共用栓、消火栓及び医療用施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に行う。

6 応援の要請

自ら行う飲料水の供給が困難な場合は、道、市町又は関係団体へ応援を要請するほか、災害時における物資供給等に関する協定の締結先に供給を要請するものとする。

第8節 医療救護計画

災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携の下に実施する。

1 地域災害医療連絡会議の設置

災害発生時には、災害対策本部長の要請により、保健所及び医師会により構成される地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を小樽市立病院又は保健所内に設置する。地災連議長を保健所長、副議長を医師会長として、小樽市立病院（地域災害拠点病院^{※1}）を中心に医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体のほか、北海道及び外部支援機関^{※2}と密接な連携を図り、医療救護活動を推進する。

※1 地域災害拠点病院とは、災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能のほか、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院で、小樽市立病院は、第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」に指定されている。

※2 外部支援機関とは、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院協会災害時医療支援活動班（AMAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、糖尿病医療支援チーム（DIAMAT）、災害時派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療保健支援チームをいう。

(1) 組織

地災連の構成は保健所及び医師会を中心とするが、災害の流動的な状況に応じて、地災連の議長及び副議長の権限において柔軟に変更及び追加できるものとし、連絡組織図は別途小樽市災害医療マニュアルに定める。

(2) 役割

ア 災害発生直後から概ね1週間後を目途とした急性期

地災連及び小樽市立病院災害対策本部（以下、「市立病院災害対策本部」という。）は、北海道のほか、外部支援機関である災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害医療コーディネーター^{※3}などと連携し、情報収集・医療救護活動計画の策定を行う。

※3 災害医療コーディネーターとは、北海道が委嘱し、災害等が発生した場合に、被災地に必要とされる医療の提供について調整を行い、医療救護活動を補完するため派遣される医師をいう。

イ 急性期以降の復興回復期

地災連は、地域医療の復興に向け北海道及び災害医療コーディネーターと連携し、外部支援機関と協議を行い、調整を図るものとする。

ウ 平常時

平常時から、保健所、医師会、小樽市立病院及び関係団体は、連携を強化するために災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行うとともに、自ら被災することも想定して、災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成に努めるものとする。また、災害発生時の役割などを踏まえた実践的な教育及び研修を行なうほか、防災訓練の実施などを通して関係職員の災害への対応能力を高めるものとする。

2 小樽市立病院（地域災害拠点病院）の役割

小樽市立病院は、地域災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となるほか、市立病院災害対策本部を立ち上げ、DMATと連携し、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用した最大限の災害医療の供給に努めるものとする。

3 地域災害拠点病院及び地区収容病院と患者収容

(1) 地域災害拠点病院である小樽市立病院は、災害医療を提供する上で、中心的な役割を担う。

(2) 地区収容病院として、以下の基幹病院と補完病院を指定するものとする。

ア 基幹病院として、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、北海道社会事業協会小樽病院、札幌病院を指定する。

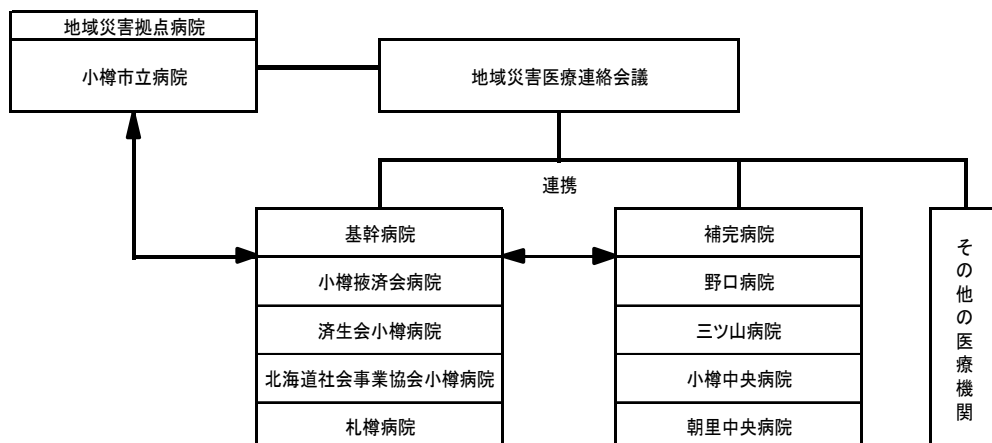
イ 補完病院として、野口病院、三ツ山病院、小樽中央病院、朝里中央病院を指定する。

(3) その他の医療機関は、可能な限り災害応急医療にあたるものとする。

(4) 災害発生超急性期で、かつ、災害派遣医療チームの支援がない時期においては、小樽市災害対策本部から患者収容の調整が地災連に要請されるため、地災連は、基幹・補完病院のEMIS等による病院機能及び患者受け入れ状況を把握し、市立病院災害対策本部と調整後、患者搬送先を決定する。

(5) 患者収容調整は、小樽市立病院内の災害派遣医療チーム活動拠点本部を中心に引き継ぐものとする。

【地域災害拠点病院及び地区収容病院（基幹・補完病院）】



4 救護所の設置

地災連は、市内医療機関の被災状況を勘案の上、必要に応じ北海道及びDMAT等の外部支援機関の援助の下に、救護所を設置する。なお、設置場所及び期間等は小樽市災害対策本部と協議の上決定する。

5 避難所及び在宅の要配慮者対策

地災連は、EMISによる避難所情報等に基づき、障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して、外部支援機関と協働し医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。

6 協力を要請する関係団体

地災連は、大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、小樽市災害対策本部を通して、次の関係団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給の確保に努めることとする。

【協力を要請する関係団体】

小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会、北海道看護協会小樽支部（災害支援ナース）、北海道臨床衛生検査技師会小樽地区会、小樽後志放射線技師会、小樽栄養士会、北海道柔道整復師会小樽ブロック、北海道理学療法士会後志支部、北海道作業療法士会後志支部等

7 市域内及び市域外への搬送要請

災害現場や救護所から各医療機関等への患者搬送については、消防本部及び医療機関のほか、DMAT等の救急車を基本とするが、大災害時には市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、市立病院内DMAT活動拠点本部及び北海道DMAT調整本部の協力の下に、速やかに北海道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動、自衛隊・警察車両等を要請する。この際、小樽市立病院屋上ヘリポートを優先使用するが、状況に応じて臨時のヘリポートを消防本部と協議し設置する。

8 医療活動等

災害時の実際の医療活動等の詳細については、別途、小樽市災害医療マニュアルに定める。

< 白紙 >

第9節 防疫計画

災害発生時に際し、防疫班を編成し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫活動を実施する。

1 防疫班の編成

防疫班は、一班に4人を標準とし、一班で100戸／日処理するものとする。

2 使用器具

器具器材名	確保数
残留塩素測定器	3
噴霧器	2
じょうろ	5

3 防疫用車両

車両の種類	確保数
ワゴン車	2 台

4 防疫業務実施方法

(1) り災家屋・避難所の消毒、防疫指導

家屋内の消毒については原則として薬剤配布を行い、避難所については衛生的な管理状況を確認するための指導を行う。

また、り災現場周辺の公共施設においては、消毒のための薬剤散布を実施する。

なお、消毒方法は、感染症法施行規則第14条の規定に基づき、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うとともに、消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

主たる薬剤保有状況

6 %次亜塩素酸ナトリウム、消石灰

10 %塩化ベンザルコニウム

(2) そ族・昆虫等の駆除

そ族・昆虫等の生息場所の駆除を実施する。

なお、駆除方法は、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うとともに、駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

主たる薬剤等保有状況

そ族 : 捕そ器

昆虫 : ピレスロイド系殺虫剤等

5 感染症予防の措置

感染症のまん延防止に必要があると認めるときは、感染症法第15条第1項の規定に基づく調査を行う。

また、避難所においては、避難者が集団生活により、感染症を発生しやすい環境となるため、防疫班は避難所を巡回し、避難者の健康状態を定期的に把握するとともに、手洗いや消毒、マスク着用など基本的な感染症予防を徹底するよう継続的な呼びかけを行う。

なお、感染症法に規定する二類感染症の患者の入院施設は、以下のとおりである。

施設名	収容人員	住 所	電 話	備 考
小樽市立病院	6	若松 1-1-1	25-1211	結核病床4 感染症病床2 (第二種感染症指定医療機関)

6 避難所の感染症対策備蓄品

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策として、以下の備蓄品を備えている。

【避難所1箇所当たりの平均在庫数量】

令和4年10月1日現在

品 名	備 蓄 数
使い捨てマスク	300枚／1か所
非接触型赤外線体温計	1基／1か所
アルコール消毒液（1リットル）	2本／1か所
液体石鹸（250ミリリットル）	3本／1か所
ペーパータオル（200枚／1箱）	3箱／1か所
ビニール手袋（L）	300枚／1か所
エプロン（50枚／1箱）	3箱／1か所
フェイスシールド	10個／1か所
ゴミ袋	30枚／1か所
段ボールベッド	5台／1か所
間仕切り	5台／1か所
ハイター（600ミリリットル）	1本／1か所
布ガムテープ	3巻／1か所
飛沫防止用パーテーション	1台／1か所

第10節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害発生等に伴って排出される廃棄物（ごみ、し尿、がれき類等）はできる限り短期間に処理し、環境保全に努めるものとする。なお、本市のみで処理することが困難な場合は、道及び近隣市町村に応援を求め、実施するものとする。また、公害等の2次災害防止のため、事業者に対し、防止策や施設の点検等を要請するものとする。

住民等には、災害時の環境衛生について、啓発に努めるものとする。

1 組織

(1) 廃棄物・環境対策班

管理課・ごみ減量推進課・清掃事業所・環境課・施設管理担当主幹をもって組織する。
(廃棄物対策)

廃棄物処理及び清掃作業を効率的に実施するため、北しりべし廃棄物処理広域連合、委託業者や許可業者等の協力を得ながら処理に当たるものとする。

(環境対策)

業者の協力を得ながら適正な処理に当たるものとする。

2 初期活動

(1) 廃棄物・環境対策班

当面、次の初期活動を行い、処理活動を開始するものとする。

ア 廃棄物対策

(ア) 市職員及び車両並びに委託業者の作業員及び車両の掌握と確保

(イ) 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び早期復旧対策

(ウ) 中央下水終末処理場（MICS処理施設）の被害状況の把握

(エ) 道路・下水道等の生活関連施設の被害状況の情報収集

委託業者においては、通常の収集地区の現況を把握し、市へその状況を通報するよう協力を要請する。

(オ) ごみ・し尿の収集作業に関する広報活動

(カ) 民間処理業者の受入体制の把握及び被害状況の情報収集

(キ) 仮設トイレの確保及び避難場所等への設置依頼

(ク) 災害廃棄物処理実施計画の立案及び運用

イ 環境対策

(ア) 常時監視測定局（4局）の被害及び大気の状態の把握及び処置

(イ) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策

(ウ) アスベスト建築物及び貯油施設等の被害状況の把握

3 広報活動

(1) 被災地区住民等に、必要に応じて緊急非常放送システムや指導車による巡回放送等の方法により、ごみ・し尿の収集作業及び仮設トイレの設置等についての広報を行う。

- (2) 大気汚染物質が緊急時における濃度を超えた事態が生じたときは、道に通報するとともに、必要に応じて緊急非常放送システム等により市民に対し、周知するものとする。

4 ごみの収集等

- (1) 収集運搬体制が整い次第、順次、収集作業に当たるものとする。
- (2) 被災地区の生ごみ等を優先的に、一般的なごみはその後に収集するものとし、住民に協力を要請するものとする。
- (3) がれき類等は、公共・民間施設等の受入等の調整を図りながら、処理について対応するものとする。

5 し尿の収集

- (1) 被災地区を重点的に収集し、トイレの使用を早急に可能にするものとする。
- (2) 避難が実施された場合には、避難所を重点的に収集するものとする。

6 清掃施設等の状況

(1) 埋立処分場

名 称	所 在 地	処 理 区 分	容 量	電話番号
小樽市廃棄物 最終処分場	桃内2丁目 113番地 4	一般廃棄物 [生活系、事業系] 産業廃棄物 [燃えがら、汚泥、鋳 さい、動植物性残さ、ばいじん]	1,270,000m ³	26-1448
小樽市産業廃棄 物最終処分場	塩谷1丁目 22番地	産業廃棄物 [廃棄土砂、がれき類、建設木 くず、廃プラスチック類、ゴム くず、金属くず、紙くず、木く ず、繊維くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず]	6,097,770m ³	26-4433

(2) ごみ処理施設（北しりべし廃棄物処理広域連合管理運営）

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
北しりべし広域クリーン センター	桃内2丁目111番地2	・ごみ焼却施設 焼却炉 197t/日 灰溶融炉 15t/日 ・リサイクルプラザ 不燃、粗大ごみ 36t/5h 資源ごみ系統 37.8t/5h	28-3753

(3) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電 話 番 号
中央下水終末処理場 (MICS処理施設)	色内3丁目12番3号	30 kℓ/日	29-2545

(4) 清掃車両保有台数

◎ごみ関係

区 分	パッカー車・プレス車	その他の車両	その他の車両内訳	
直 営	2 台	1 4 台	リフト付き 2 トンダンプ 軽トラック 軽ワゴン	1 台 1 1 台 2 台
委託業者	4 0 台	2 7 台	軽トラック バン コンテナ トラック (キャブオーバー) トラック (ダンプ)	8 台 1 台 1 台 1 1 台 6 台
許可業者	7 0 台	7 4 台	軽トラック バン コンテナ トラック (キャブオーバー) トラック (ダンプ)	5 台 7 台 3 台 1 2 台 4 7 台
計	1 1 2 台	1 1 5 台		

◎し尿関係 (全て委託業者)

車 種	台 数	積 載 計
1. 8 kℓバキューム	1 台	1. 8 kℓ
2. 5 kℓバキューム	1 台	2. 5 kℓ
4. 0 kℓバキューム	1 台	4. 0 kℓ
6. 8 kℓバキューム	1 台	4. 2 kℓ
計	4 台	1 2. 5 kℓ

・委託業者

ア 路線ごみ収集運搬	2 法人	
(株)クリーンサービス	塩谷 1 丁目 5 番 1 号	6 4 - 5 3 0 0
(株)おたる清掃社	奥沢 4 丁目 2 8 番 7 号	2 7 - 4 7 4 7

イ 資源物収集運搬 2法人 1協同組合

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
(株)おたる清掃社	奥沢4丁目28番7号	27-4747
小樽資源リサイクル協同組合	港町1番1号	21-7771

ウ し尿収集運搬 1法人

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
-------------	-----------	---------

・ 許可業者

ア 一般廃棄物収集運搬（限定なし） 6法人

(株)北海道木村	銭函4丁目161番地4	0133-72-6028
(有)小原興業	朝里川温泉1丁目219番地4	54-8316
(有)松本産業	奥沢4丁目28番7号	34-1677
(株)小樽衛生化学工業	桜2丁目26番35号	54-7506
(有)大森産業	真栄1丁目18番3号	22-3389
(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300

イ 産業廃棄物処分（がれき類中間処理許可業者） 5法人

日本道路(株)（小樽アスコ）	塩谷1丁目1番45号	26-4711
北進産業(株)	塩谷1丁目1番43号	26-4402
(株)山修嶋田建業	入船3丁目16番7号	32-2017
小樽建設産業(有)	幸2丁目14番1号	32-3550
宮本土建工業(株)	奥沢1丁目19番4号	25-8787

(5) 仮設トイレ保有台数

	1人用	計
汲 取 式	76台	76台

・ 保有業者

(株)クリーンサービス	塩谷1丁目5番1号	64-5300
(株)カナモト小樽営業所	築港6番7号	33-7411
北海産業(株)小樽営業所	手宮1丁目6番1号	24-4500
(株)共成レンテム小樽営業所	塩谷2丁目1番8号	28-3511
アクティオ(株)小樽営業所	塩谷1丁目1番10号	26-2611

第 1 1 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬等については、次により実施するものとする。

1 実施責任者

(1) 小樽市長（住民対策部、消防部）

災害救助法が適用された場合には、北海道知事が行い、市長がこれを補助する。

ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合には、市長が行う。

なお、遺体の処理のうち洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者

イ 搜索の実施

(ア) 市長（住民対策部、消防部）は、警察署及び海上保安部等と連携を図りながら搜索班を編成し、搜索活動を行うものとする。なお、被災の状況によっては、地域住民の応援を得て実施するものとする。

(イ) 遺体が他の市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して搜索の応援を要請するものとする。

① 遺体が漂着又は埋没していると思われる場所

② 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

(2) 遺体の収容処理

ア 対象者

災害の際、死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合又は死亡した者の遺族がいない場合

なお、収容した遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

イ 収容処理の範囲

(ア) 遺体の搬送等

遺体安置所までの遺体の搬送は、小樽市所有の車両及び災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定に基づき行うものとする。

必要に応じて民間輸送業者からの借上車両で行うものとする。

なお、変死体については、ただちに警察官又は海上保安官に届け出、検視終了後に処理するものとする。

(イ) 遺体の洗浄、消毒等

市長（住民対策部物資支援班）は、遺体の識別等のため、必要に応じ洗浄、消毒等を実施するものとする。

(ウ) 遺体の一時保存

市長（住民対策部物資支援班）は、市内の寺院又は公共の建物等を選定し、遺体安置所を開設するものとする。

(エ) 検視・検案

遺体の検視は、現地で警察又は海上保安部により行われることとなるので、市長（住民対策部物資支援班）は、検案について小樽市医師会等の協力を得て実施するものとする。

(3) 遺体の埋葬等

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合

イ 埋葬等の方法

(ア) 市長（住民対策部）は、遺体を埋葬等に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、震災等により小樽市葬斎場が被害を受け使用できない場合又は火葬能力を超える死者が発生した場合は、近隣市町村及び関係機関の協力を得て埋葬等を行うものとする。

(火葬場)

名 称	所在地	能 力	連絡先
小樽市葬斎場	小樽市緑 5-2-1	1 日 1 8 体	小樽市葬斎場 (☎ 23-0568) 又は戸籍住民課 (☎ 25-6700)

(イ) 身元の判明しない遺体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬等に当たっては、埋葬又は火葬にするものとする。

第 1 2 節 障 害 物 除 去 計 画

災害時において道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、り災者の保護を図る場合は、次により実施するものとする。

1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により各管理者は、相互に協力して障害の除去に努めるものとする。

2 実施担当部

障害物除去の実施は、建設対策部及び消防部がこれに当たるものとする。

3 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、また、与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の溢水の防止と護岸等の欠壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から必要と認めた場合

4 除去の方法

除去の方法は、原則として応急対策器具を用いて行うものとし、状況に応じて土木業者の協力を得て、速やかに実施するものとし、実施に当たっては原状回復ではなく、応急的な除去に止めるものとする。

除去した障害物は、付近の遊休地を利用して集積するものとする。

5 現有機動力

種 別	タイヤドーザ
台 数	1

第 1 3 節 輸 送 計 画

災害時における被災者の避難、災害応急対策要員の移送並びに応急対策用資材及び救助のための物資の輸送を迅速かつ確実に行うための方法等については、次に定めるところによるものとする。

災害時輸送は、第1次的には別表 市有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じて、緊急時における輸送業務に関する協定に基づき行うものとする。

1 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、器材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

2 道路輸送

市有車両の配車計画及びその実施は、財政対策部管財班が行うものとする。

3 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、市有船舶及び関係機関の協力並びに船舶の借り上げによって行うものとする。

海上輸送の計画及び実施は、港湾対策部が行うものとする。

4 空中輸送

災害による被災者の救助や物資の輸送等において空中輸送の必要が生じたときは、後志総合振興局を經由して自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

派遣要請等の手続きは、総括部総括班が行うものとする。

別表 市有車両（水道局・病院局を除く。）

令和4年10月1日現在

種 別	台 数
乗用車	28台
マイクロバス	1台
貨物	14台
軽自動車	29台

< 白紙 >

第 1 4 節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に際し、職員の労力だけでは不足する場合に必要な作業従事者の雇用については次のとおりとする。

1 担当部班

災害応急対策に必要な作業従事者の雇用は総括部総務・人事班が行う。

2 作業従事者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための雇用
- (2) 医療及び助産のための雇用
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作のための雇用
- (4) 飲料水の供給のための雇用
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分のための雇用
- (6) 遺体の捜索のための雇用
- (7) 遺体の処理のための雇用

3 作業従事者の配分方法

各部長は、応急対策のため作業従事者を必要とする場合は総括部長に対し、次の事項を明示してその要請を行い、要請を受けた総括部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行うものとする。

- (1) 作業従事者を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間及び賃金等の労働条件
- (5) 所要人数等
- (6) その他参考事項

4 公共職業安定所への要請

小樽公共職業安定所長への求人申込みについては次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) その他必要な事項

5 賃金及び費用の負担

費用は市が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準によりその都度市長が定める。

第 1 5 節 文教対策計画

災害に際し、学校施設（別表）が被災し、通常の学校教育に支障を来した場合においては、早急に応急教育の実施を図る。

また、文化財の保全についても万全を期さなければならない。

1 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 基準

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条及び第79条に基づき実施する。

イ 周知の方法

P T A、町会等の地域住民組織のほか広報車等で周知する。

(2) 学校施設の確保

市内小中学校との連絡を密にし、応急対策を立てる。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

最寄りの学校校舎又は公共施設等を利用するものとする。

ウ 授業等教育活動の円滑な実施に向け、学校ごとに職員連絡網などにより、教育職員の確保に努めるものとする。

2 学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

災害の程度、状況、紛失等調査の上、決定する。

(2) 支給方法

状況に応じて、日時、場所を含め決定する。

(3) 支給品目

状況により異なるが、教科書、教材、文房具、通学用品を支給する。

(4) 学用品の調達

災害区域等の関連で決定

3 学校給食対策

災害の程度、状況等で決定されるが、食中毒、感染症防止の観点から保健所との連絡を密にして行う。

4 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例、小樽市文化財保護条例による文化財の所有者並びに管理者は、常に物件の保全と保護にあたり、災害が発生したときは小樽市教育委員会に被害状況を連絡し必要な指示を受けるとともに物件の復旧に努めるものとする。

名 称	所 在 地	区 分 (指定・登録年月日)	管 理 者
旧日本郵船株式会社 小樽支店	色内3-7-8	重要文化財 (昭和44年3月12日)	小樽市
旧手宮鉄道施設	手宮1-3-6 (小樽市総合博物館本館内)	重要文化財 (平成13年11月14日)	小樽市
にしん漁場建築 (鯨御殿)	祝津3-228	北海道指定有形文化財 (昭和35年5月31日)	小樽市
木造五百羅漢像	潮見台1-19-10 (宗圓寺内)	北海道指定有形文化財 (平成6年2月9日)	宗圓寺
木造聖観音立像	富岡1-19-21 (浅草観音寺内)	小樽市指定有形文化財 (平成11年11月3日)	浅草観音寺
日本銀行旧小樽支店	色内1-11-16	小樽市指定有形文化財 (平成14年9月17日)	日本銀行
旧三井銀行小樽支店	色内1-3-10	重要文化財 (令和3年2月9日)	(株)ニトリ 小樽芸術村
J R小樽駅本屋・ プラットホーム	稲穂2-22-15	国登録有形文化財 (平成18年3月27日)	J R北海道
旧青山家別邸 主屋・文庫蔵・板塀	祝津3-63	国登録有形文化財 (平成22年9月10日)	小樽貴賓館 旧青山別邸
手宮洞窟	手宮1-3-4 (手宮洞窟保存館内)	国指定史跡 (大正10年3月3日)	小樽市
西川家文書	手宮1-3-6 (小樽市総合博物館本館内)	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市
稲垣益穂日誌	色内2-1-20 (小樽市総合博物館運河館内)	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市
花園公園設計図	色内2-1-20 (小樽市総合博物館運河館内)	小樽市指定有形文化財 (令和3年9月30日)	小樽市

別 表 学校施設（学校関係一覧表）

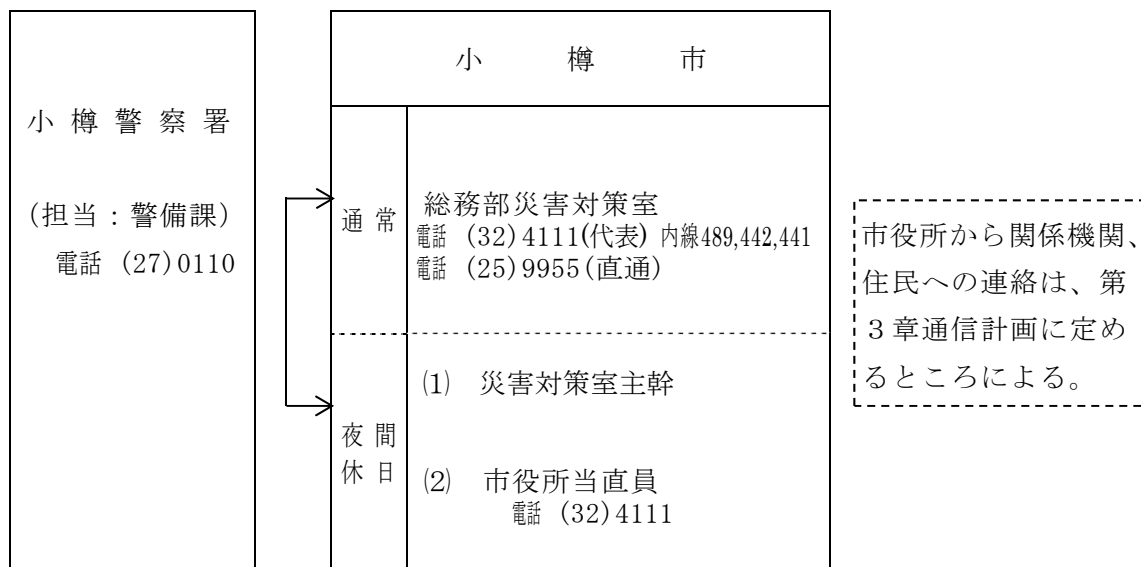
区分	学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
小 学 校	忍路中央小	忍路1-171	64-3354
	塩谷小	塩谷2-18-1	26-1115
	高島小	高島5-6-1	25-1855
	幸小	幸4-21-1	24-0426
	長橋小	長橋4-5-1	22-3415
	手宮中央小	末広町13-5	25-0038
	稲穂小	富岡1-5-1	23-8381
	花園小	花園5-4-1	25-5234
	山の手小	花園5-2-20	32-2200
	奥沢小	奥沢2-5-1	23-6296
	潮見台小	新富町9-13	23-9252
	桜小	桜1-16-1	54-6457
	望洋台小	望洋台1-8-25	52-2017
	朝里小	新光2-6-1	54-6423
	張碓小	春香町215	62-3248
	桂岡小	桂岡町23-1	62-2199
	銭函小	見晴町5-2	62-2022
中 学 校	忍路中	忍路1-171	64-3354
	長橋中	長橋4-16-1	32-2897
	北陵中	清水町5-1	24-5500
	西陵中	富岡2-26-1	23-4205
	菁園中	花園5-4-2	23-9271
	松ヶ枝中	最上1-31-1	25-5528
	向陽中	天神1-7-11	23-8159
	潮見台中	潮見台1-17-1	33-1081
	桜町中	桜1-29-1	54-6553
	望洋台中	望洋台3-6-1	52-2261
	朝里中	新光3-7-1	54-6322
	銭函中	見晴町2-12	62-2870

第16節 警備計画

災害に際して小樽警察署が行う防災業務は、次のとおりである。

1 災害の予警報等の伝達について

- (1) 警察署から市役所に対して伝達される災害の予警報及び異常現象等の通報は、次により行うものとする。



- (2) 警察官は、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見し、又は発見した通報を受けた場合は、速やかに市役所に通報するものとする。

2 事前措置について

(1) 警察官の出動要請

市長が災害対策基本法第58条に基づき警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、小樽警察署長（以下「警察署長」という。）を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

(2) 事前措置

警察署長は、市長からの要求により、災害対策基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、ただちに市長に通知するものとする。

3 情報の収集について

- (1) 警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して災害警備活動上、必要な災害情報を収集するものとする。

収集した災害情報は、市の収集した災害情報と交換しあうものとする。

- (2) 警察署長は、所属職員の中から災害情報収集責任者を指定した場合は、市長に対して通知しておくものとする。

4 災害時における広報について

警察署長は、警備上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通規制、その他警察措置に関する事項の広報を行うものとする。

5 避難について

- (1) 警察署長は、避難の指示、避難の経路、避難先等については、防災計画に定めるほか、細部については、あらかじめ市長と連絡しておくものとする。
- (2) 警察官が災害対策基本法第61条により避難の指示又は警告を行った場合は、ただちに市長に通知するものとする。
- (3) 市長は、警察署長又は現場の警察官から避難の必要についての連絡を受けた場合は、避難救出計画に定めるところに基づき、避難所を指定して関係者に連絡するものとする。

6 救助について

警察署長は、市長に協力して被災者の救出、負傷者、疾病にかかった者の応急的救護及び死体の見分に努めるとともに、状況により市長の行う災害活動に協力するものとする。

7 応急措置について

(1) 警戒区域の設定

警察署長は、警察官が災害対策基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合には、ただちに市長に通知するものとする。市長は、この通知を受けた場合においては、その後の処理を行うものとする。

(2) 応急公用について

警察署長は、警察官が災害対策基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき応急公用負担を行った場合は、ただちに市長に通知するものとする。

8 災害時における通信計画について

警察署長は、災害が発生した場合において孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しての移動無線局、携帯無線機等の配備を計画し、その運用について事前に市長と打合わせておくものとする。

9 交通規制について

災害時における交通規制は、原則として警察署長において行うものとする。
この場合において警察署長は、道路管理者と緊密に連絡をとり行うものとする。
市長は、規制区域の広報について警察署長に協力するものとする。

10 その他の警備について

本警備計画に定める以外の警備措置については、『北海道地域防災計画』に定めるところにより行うものとする。

第 1 7 節 融雪災害予防計画

融雪期における河川の溢水等の災害については、本計画の定めるところにより災害の発生を予防するとともに、災害の発生に際しては、被害の軽減に努めなければならない。

1 気象情報の把握

融雪期においては、降雪の状況、低気圧の発生、経路、降雨、気温の上昇等の状況を把握し、融雪出水の予測に努める。

2 重要水防区域等の警戒

ア 出水想定地域を管轄する消防部及び建設対策部においては、常時巡視、警戒を行う。

後志総合振興局小樽建設管理部、上下水道対策部、建設対策部その他関係機関は、常に河道内の障害物、下水道及び側溝等の障害物の除去にあたる。

イ 現有水防資材の整備、点検を随時行い、第5章第3節水防計画の水防資材調達計画表に定める資材の確保に努める。

ウ 避難収容については、第5章第4節避難救出計画の定めるところによる。

第 1 8 節 林野火災予防及び消火計画

林野の火災においては、本計画の定めるところにより、その発生を予防するとともに、火災の発生に際しては、被害を最小限にとどめるものとする。

1 予防組織

市内のあらゆる国有、公有及び民有の林野を対象として、石狩森林管理署、後志総合振興局、消防本部、消防団、その他の関係機関及び団体と密接な連携の下に予消防に万全を期する。

2 予防計画

(1) 林野火災予防消防対策協議会の開催

融雪後直ちに関係機関を招集し協議会を開き、特に火入許可と山野草採取者の取扱いについて遺憾なきを期する。

(2) 林野入口要所に山火予防のため、山火事注意旗等を掲示し注意を喚起するとともに、一般市民の関心を高める。

(3) 危険期間中、関係機関に周知し、巡回監視を実施する。

3 消防計画

(1) 関係機関等は、消防本部と密接な連携を保ち、消防に万全を期する。

(2) 火災を発見した場合の連絡系統を定め、出動応援体制の確立を図る。

4 消防活動

(1) 応援要請

林野火災が延焼拡大し、本市の消防力のみでは消火が困難であると判断されたときは、速やかに北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。また、空中消火の必要があるときは、北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づき北海道消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

(2) 職員招集

林野火災の延焼拡大により、消防職員の招集が必要であると判断された場合は、非常配備基準に基づき招集する。

(3) 火災発生から消火までの記録を産業対策部及び消防部において協議し、現場における状況を的確に把握し、関係機関に報告するとともに、事後指導の強化を図る。

第19節 海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するため、次により予防及び救助活動を行うものとする。

1 海難防止推進機関

北海道運輸局札幌運輸支局

小樽海上保安部

小樽市（産業対策部農林水産班が本計画の実施を担当する。）

2 海難防止対策

海難の発生を防ぐため、関係機関と協力して、関係者の指導を行うものとする。

(1) 海事法令の違反防止

海事法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、次の事項について船主及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

ア 海技従事有資格者の乗船確認

イ 無線従事有資格者の乗船確認

ウ 救命器具、消火器具等の設備の確認

(2) 気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

ア 放送の聴取

漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

イ 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報を、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるため、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令に定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、石狩湾地区小型船舶安全協議会、その他海難防止団体等とともに、船主及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

ア 海事法令等の違反防止指導

イ 船体、機関、海難設備（救命用具、信号用具、消火施設等）及び通信施設の整備

ウ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

エ 船舶乗組員の養成と資質の向上

オ 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化

カ 海難防止に対する意識の高揚

(4) 関係機関団体名	
北海道運輸局札幌運輸支局	0 1 1 (7 3 1) 7 1 6 6
小樽海上保安部	(2 7) 6 1 6 6
小樽労働基準監督署	(3 3) 7 6 5 1
北海道漁業協同組合連合会小樽支店	(2 5) 9 5 9 5
日本漁船保険組合小樽湾支所	(2 3) 1 0 9 6
小樽市漁業協同組合	(2 2) 5 1 3 3
小樽機船漁業協同組合	(3 4) 1 2 2 2
小樽漁業無線局	(2 4) 0 4 1 1
日本水難救済会小樽救難所	(2 2) 5 1 3 3
(社)北海道海難防止・水難救済センター	0 1 1 (2 2 1) 1 8 3 1

3 救助対策

(1) 救助実施機関

小樽海上保安部

小樽警察署

小樽市

(2) 救助の実施

ア 小樽海上保安部

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。

(イ) 海上保安部以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行うこと。

イ 小樽警察署

警察官は、救護の業務について市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその業務を行うこと。

ウ 小樽市

産業対策部農林水産班が各部班と協力し、関係機関と密接な連絡の下に救護措置を行うこと。

エ 小樽市漁業協同組合及び小樽機船漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 日本水難救済会小樽救難所

小樽海上保安部長及び市長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命又は船舶を救助するものとする。

(3) 関係機関団体名

小樽海上保安部	(2 7) 6 1 6 6
小樽警察署	(2 7) 0 1 1 0
小樽市漁業協同組合	(2 2) 5 1 3 3
小樽機船漁業協同組合	(3 4) 1 2 2 2
小樽漁業無線局	(2 4) 0 4 1 1
日本水難救済会小樽救難所	(2 2) 5 1 3 3

第20節 地震・津波災害対策計画

市内に地震による災害が発生し、又は地震による津波襲来のおそれがある場合は、この計画及び小樽市地域防災計画並びに小樽市津波避難計画の各項に定めるところにより、被害を最小限に止めるよう建築物の安全化並びに防災活動に努めるものとする。

1 建築物の安全化

- (1) 市、防災関係機関及び施設管理者は、大型店舗等不特定多数のものが使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の促進に努め、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。また、木造建築物については、耐震化とともに延焼のおそれのある外壁等の不燃化の促進を図る。
- (4) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。

2 活動体制の確立

(1) 災害対策連絡室の設置

震度4の地震が発生したときは、災害対策本部に移行できる準備組織として、関係部局で構成する災害対策連絡室を設置し、第3章通信計画に定めるところにより、気象官署からの予警報及び災害情報の迅速かつ適正な把握に努める。

(2) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたときは、ただちに災害対策本部を設置するとともに、第2章防災組織に定めるところにより、非常配備体制をとる。

(3) 職員の動員・非常配備

ア 執務時間中の動員

第5章第1節職員動員計画に定めるところによる。

イ 休日又は退庁後等の動員

別記に定める「職員初動マニュアル」（基本事項）に基づき、自主参集するものとする。

3 【警戒レベル4】避難指示の発令

津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたときは、避難対象地域の住民及び滞在者に対して市長は【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。

＜避難指示の発令基準＞

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される別表1に示す区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される別表1に示す区域)
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

4 情報収集体制

- (1) 災害対策連絡室又は災害対策本部は、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合、ただちに地区情報責任者（第2章第2節）に情報を伝達し、海面の状態の監視を指示する。
- (2) 地区情報責任者は、海面の状態を監視し、消防本部（消防指令センター）に報告するものとする。
- (3) 災害対策連絡室又は災害対策本部は、札幌管区気象台及び地区情報責任者からの地震・津波情報等を第3章第1節気象予警報等の伝達計画に基づき入手し、必要に応じ沿岸住民への広報伝達を行う。

5 災害広報活動

地震発生時や津波予警報発表時における情報の提供等の広報活動は、第5章第2節の災害広報計画に定めるあらゆる広報媒体を利用して実施するが、地震発生から津波到達までの時間が短い場合は、迅速な広報活動が要求されるため、避難対象地域に対する警報等の伝達については、次により行う。

- (1) 緊急非常放送システムを使用するの放送（FMおたるの活用）
- (2) 消防署のサイレン信号（第5章第3節水防計画のサイレン信号を使用）
- (3) 消防車両等による広報
- (4) 市広報車による広報
- (5) 消防団員による戸別訪問

6 避難誘導

避難誘導は、第5章第4節の避難救出計画に定めるところによるが、津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合や、沿岸地域において、強い揺れ、（震度4以上）又は、1分程度以上のゆっくりとした揺れを感じた場合など、津波襲来のおそれがある場合は、緊急避難体制として、別表1に示す津波災害避難対象地域に居住する職員、消防団員及び警察官等が緊急避難場所や付近の高台へ誘導する。

特に、高齢者、身体障がい者及び幼児などの要配慮者を優先的に避難させるものとする。

7 避難所の開設

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合又は津波警報若しくは大津波警報のいずれかが発表された場合で、市が開設が必要と判断したときは、市の要請により避難所の管理者が開設する。
- (2) 夜間・休日における、上記（1）の場合の避難所の開設は、開設職員が予め指定されている施設は開設職員が行い、その他の施設については管理者が開設するものとする。

8 津波浸水想定区域及び避難路等の設定

津波浸水想定区域は、道が津波災害まちづくりに関する法律に基づき、平成29年2月に公表した浸水域とする。

主な避難路は、原則、指定避難場所に至る幅員6m以上の公道とする。また、避難経路は、別表3の津波浸水想定区域図に示す。

9 津波浸水想定区域における要配慮者利用施設：下表のとおり

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	手宮1丁目5番30号	ユイ・ドリーム館
2	手宮1丁目5番28号	Y u i ・たかしま
3	高島1丁目1番11号	ワークセンター・ひかり
4	手宮1丁目5番26号	ワークセンター・やまびこ
5	手宮1丁目5番25号	W o r k s h o p ・さくら
6	手宮1丁目5番24号	ライフサポート・たかしま館
7	手宮1丁目5番28号	相談支援事業所・結
8	高島2丁目2番20号	野上屋ハイツ
9	高島1丁目1番12号	しおさいハイツ
10	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ1号館
11	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ2号館
12	手宮1丁目5番30号	ドリームハイツ
13	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ1号館
14	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ2号館
15	手宮1丁目5番27号	かがやきハイツ
16	銭函2丁目36番113号	リハビリ特化型通所介護らく楽リハビリー
17	蘭島1丁目3番27号	蘭島保育園
18	色内3丁目2番8号	デイサービス希望の杜
19	高島1丁目8番8号	デイサービスセンターぽんとまり
20	銭函2丁目2番16号	デイサービスセンター生きがいサロン銭函

10 被災建築物の二次災害防止のための緊急措置

地震発生後、二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施し、その判定に基づいて、当該建築物の使用の可否を建築物所有者等に情報提供するものとする。

(1) 応急危険度判定の実施体制

応急危険度判定は、災害対策本部が実施を決定し、建設対策部建築調査班が市職員応急危険度判定士を招集して行う。ただし、被害状況から支援が必要な場合は、道へ判定士の派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定

ア 対象建築物

すべての被災建築物を対象とするが、被害状況により、対象を限定することができる。

イ 開始時期及び調査方法

地震発生後できる限り早い時期に、主として目視により危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造ごとに調査表をもって行う。

ウ 内容及び結果の表示

建築物や建築物からの落下・転倒物等の危険性をそれぞれ判定し、その判定結果を次の表のとおり区分の上、建築物の出入口等に判定ステッカーを貼付する。

区 分	判 定 内 容	判定ステッカー
危 険	損傷が著しく、倒壊の危険性が高く、使用及び立ち入りができない。	「危険」（赤）
要 注 意	損傷は認められるが、注意事項に留意した場合、立ち入りができる。	「要注意」（黄）
調 査 済	損傷が少なく、立ち入りができる。	「調査済」（緑）

エ 効力

行政機関による情報の提供によるものとする。

オ 変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(3) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）に基づき、建築物の被災状況の把握、建築物の所有者に対する応急措置の指導等を実施する。

別記

地震（津波）発生時における『職員初動マニュアル』（基本事項）

夜間・休日等勤務時間外に地震が発生した場合、その震度に応じ、又は津波情報により、速やかに職員の非常配備（自主参集）、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

震度 3 以下

『津波注意報・津波警報・大津波警報』が発表された場合

「災害対策本部」を設置し、「第2非常配備」（原則係長職以上自主参集。以下同じ）体制をとる。（震度4のときも同じ）

- * 「津波注意報・津波警報・大津波警報」の発表と同時に「避難指示」を発令する。（震度4以上のときも同じ）
- * 配備の内容
 - ①情報収集体制
 - ②避難誘導體制：避難対象地域（別表1）における避難誘導、避難所（小中学校等）カギ保管・開設職員の指名

震度 4

「災害対策連絡室」を設置し、「第1非常配備」体制をとる。

- * 配備の内容〔情報収集体制〕

震度 5 弱・5 強

「災害対策本部」を設置し、「第2非常配備」体制をとる。

- * 配備の内容（③、④は市が必要と判断したとき）
 - ①情報収集体制：被害状況の確認
 - ②指揮系統の確立
 - ③避難誘導體制：避難対象地域（別表1）における避難誘導、避難所カギ保管・開設職員の指名
 - ④避難所開設体制：③以外の避難所カギ保管・開設職員の指名

震度 6 弱以上

「災害対策本部」を設置し、「第3非常配備」（全職員自主参集）体制をとる。

＊ 配備の内容

全職員参集体制をとるが、発災直後は混乱が予想されるため、まず下記の体制をとり対策本部機能・指揮系統を確立する。

- ①初動対応体制：徒歩で市役所に参集可能な職員（管理職）による対策本部初動対応要員の指定
- ②臨機応変体制：交通網が途絶し配備先に参集できない場合の職員の居住地における活動内容
- ③避難誘導体制：避難対象地域（別表1）における避難誘導、避難所カギ保管・開設職員の指名
- ④避難所開設体制：③以外の避難所カギ保管・開設職員の指名

〔震度階と津波警報等の有無による非常配備体制〕

津波警報 等の有無 震度	未発表	津波注意報 津波警報 大津波警報 発表
震度 3 以下	以後の地震情報に注意する	災害対策本部の設置 (第 2 非常配備)
震度 4	災害対策連絡室の設置 (第 1 非常配備)	
震度 5 弱・5 強		
震度 6 弱以上	災害対策本部の設置 (第 3 非常配備)	

第5章 災害応急対策計画

別表 1

津波災害避難対象区域

地区名	町名	津波避難所等／標高 (m)
蘭島・忍路 地区	蘭島1丁目1～27	忍路中央小学校・忍路中 学校／25 忍路中学校旧校舎／19
	蘭島2丁目3～42・89～129	
	忍路1丁目456・460・589	
桃内・塩谷 地区	桃内1丁目79・81・85	塩谷小学校／26 桃内町内会館／15
	塩谷1丁目17～25・27～30・ 33	
	塩谷2丁目28～30	
祝津・高島 地区	祝津1丁目18～35・43	旧祝津小学校グラウン ド／18 高島小学校／52
	祝津2丁目179・183～225	
	祝津3丁目7～15・19・86・89・ 91～98・102・110・117・120・ 124・145・146・165・170・ 178～180・182・190・191・ 197・208・210・212・280・ 320・435	
	高島1丁目全部	
	高島2丁目1～8	
	高島3丁目1～5・12～15	
港湾地区	手宮1丁目1～6	手宮中央小学校／37 いなきた コミュニティセンター／12 稲穂小学校／29 潮見台小学校／14 双葉中学校／20 旧堺小学校／32 小樽水産高校／28 双葉高等学校／21 市民センター／8
	手宮2丁目1～2	
	石山町10	
	末広町1～2	
	錦町1・3・5・7～22	
	色内1丁目1～6・8・10	
	色内2丁目1～11・15～18・20	
	色内3丁目全部	
	稲穂5丁目1～3	
	港町全部	
	堺町全部	
	入船1丁目1～2	
	相生町6	
	住吉町1・2・4	
	有幌町全部	
	信香町1～5	
	勝納町1～3・6～8	
	若竹町3・7・8・13・14	
	築港全部	
船浜・朝里 地区	船浜町全部	桜小学校／38 朝里小学校／35 朝里中学校／33 東小樽会館／31
	朝里1丁目全部	
	朝里4丁目1～3	
銭函（1） 地区	銭函1丁目23	銭函サビセンター／39 銭函保育所／19 銭函小学校／34 銭函中学校／50
	銭函2丁目1～3・13・24・25・ 28～30・32～56	
	銭函3丁目3～296・299・389 ～575	
銭函（2） 地区	銭函5丁目石狩湾新港西地 区・樽川地区	

別表 2

津波浸水想定区域内世帯数・人口

地区名	世帯数 (推計)	人口 (推計)
蘭島・忍路 地区	350世帯	609人
桃内・塩谷 地区	219世帯	418人
祝津・高島 地区	587世帯	1,035人
港湾地区	2,732世帯	4,376人
船浜・朝里 地区	133世帯	217人
銭函（1） 地区	1,138世帯	2,109人
銭函（2） 地区	0世帯	0人
（合計）	5,159世帯	8,764人

■津波災害避難対象区域：浸水域は、住居等のある区域で概ね標高5m以下にあることから、5m以下の場所を含む区域の住所を記載している

津波浸水想定区域図
＜蘭島・忍路地区＞

日本海
(石狩湾)

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	忍路中央小学校	忍路1-171	64-2301	25m
2	忍路中学校	蘭島1-28-1	64-2221	19m

指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
指定避難所(津波)
津波避難ビル

No.	最大浸上高 ±0.2m	第1波	第2波
①	2.40m	92分	94分
②	4.74m	22分	26分
③	4.60m	22分	26分



記号凡例		津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)		浸水深 5.0m以上10.0m未満
	指定避難所(津波)		浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	津波避難ビル		浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	高速道		浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	国道		浸水深 0.0m以上 0.3m未満
	道道	標高ライン	
	広域農道(フルーツ街道)		
	市役所		標高 5mのライン
	サービスセンター		標高 10mのライン
	警察署・駐在所・交番		標高 15mのライン
	消防署・出張所		標高 20mのライン
	郵便局		標高 25mのライン
	病院		標高 30mのライン
	町内会館	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)	
	駅・J R		
	公園		避難路・避難経路
	標高(m)		
	-12.3		
	雨水渠		
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)		
	避難路・避難経路		

津波浸水想定区域図
＜桃内・塩谷地区＞

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	塩谷小学校	塩谷2-18-1	26-1103	26m
2	桃内町内会館	桃内1-167	26-2915	15m

: 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
 : 指定避難所(津波)
 : 津波避難ビル

塩谷港			
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	2.48m	92分	97分
②	6.75m	22分	22分
③	7.83m	21分	26分

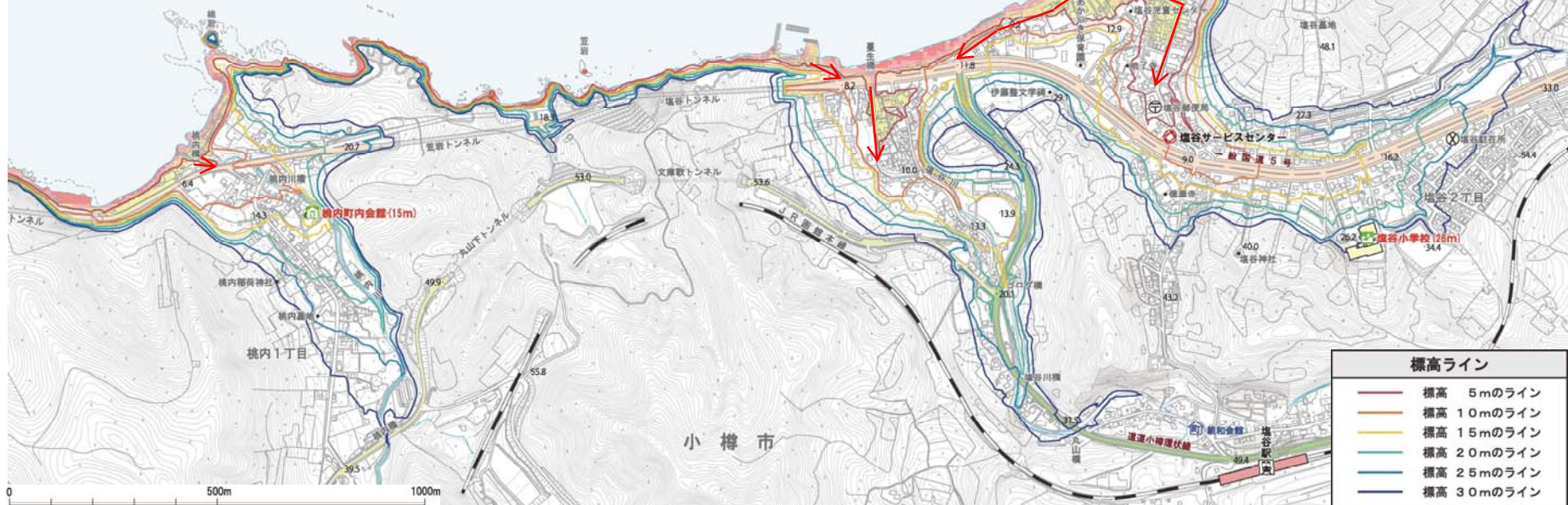


記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J.R.
	公園
	標高(m)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲
(3つの想定津波の最大浸水深)

	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン	
	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン



津波浸水想定区域図 ＜祝津・高島地区＞

祝 津			
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	2.65m	96分	98分
②	3.48m	27分	29分
③	3.41m	27分	30分



★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	旧祝津小学校	祝津3-64	090-6268-3437	27m
2	高島小学校	高島5-6-1	25-1854	52m
3	手宮中央小学校	末広町13-5	25-0037	37m

- 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 津波避難ビル

高 島

No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	3.47m	99分	100分
②	3.07m	31分	32分
③	3.44m	31分	33分



記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J.R
	公園
	標高(m)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

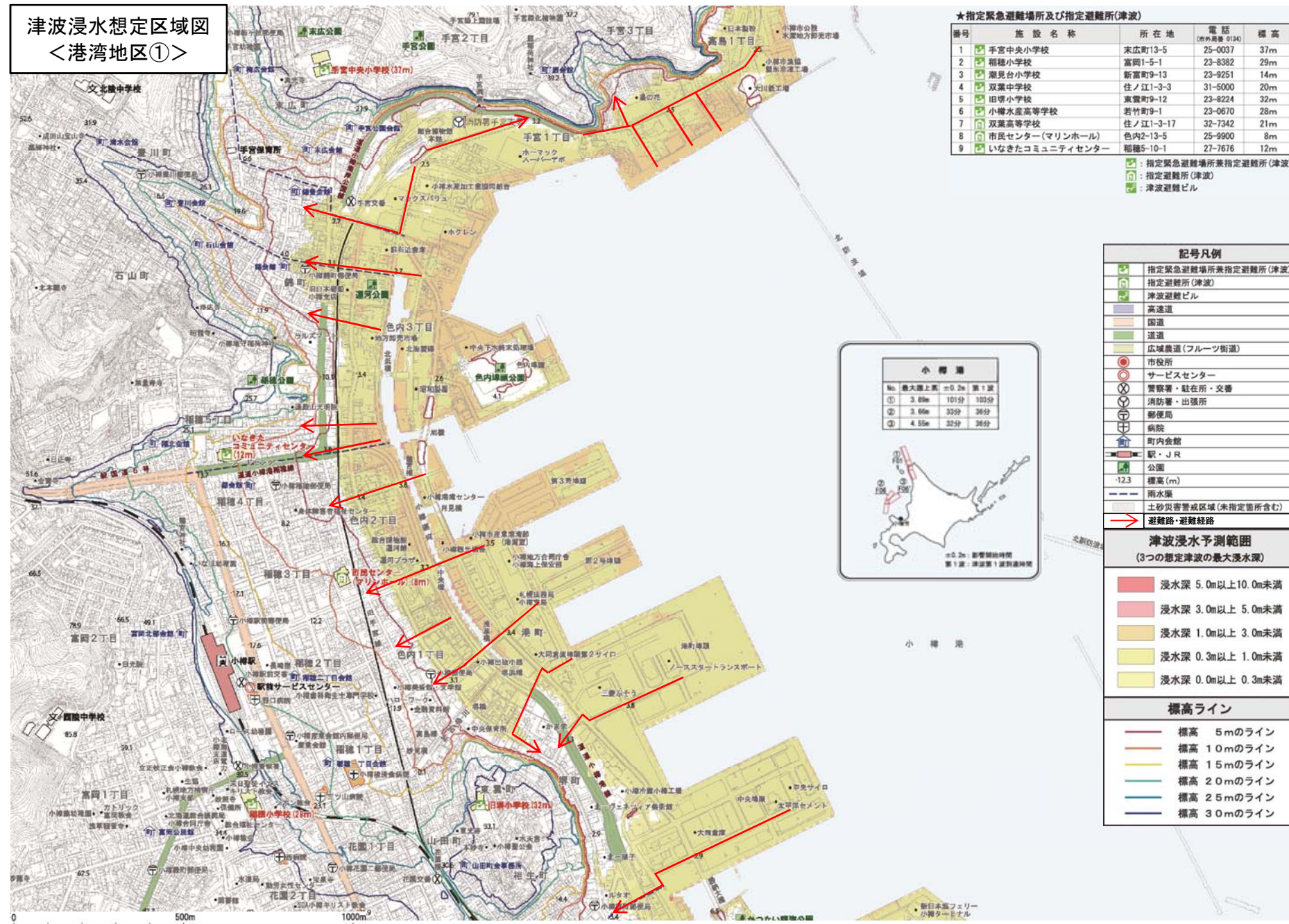
津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)

	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン

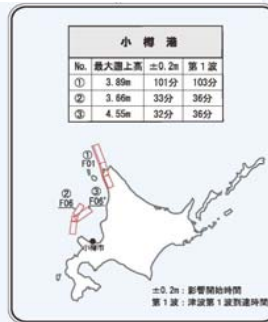
	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン

津波浸水想定区域図 ＜港湾地区①＞



津波浸水想定区域図 ＜港湾地区②＞

小 樽 港			
No.	最大上潮	±0.2m	第1波
①	3.8m	101分	103分
②	3.6m	33分	36分
③	4.5m	32分	36分



★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

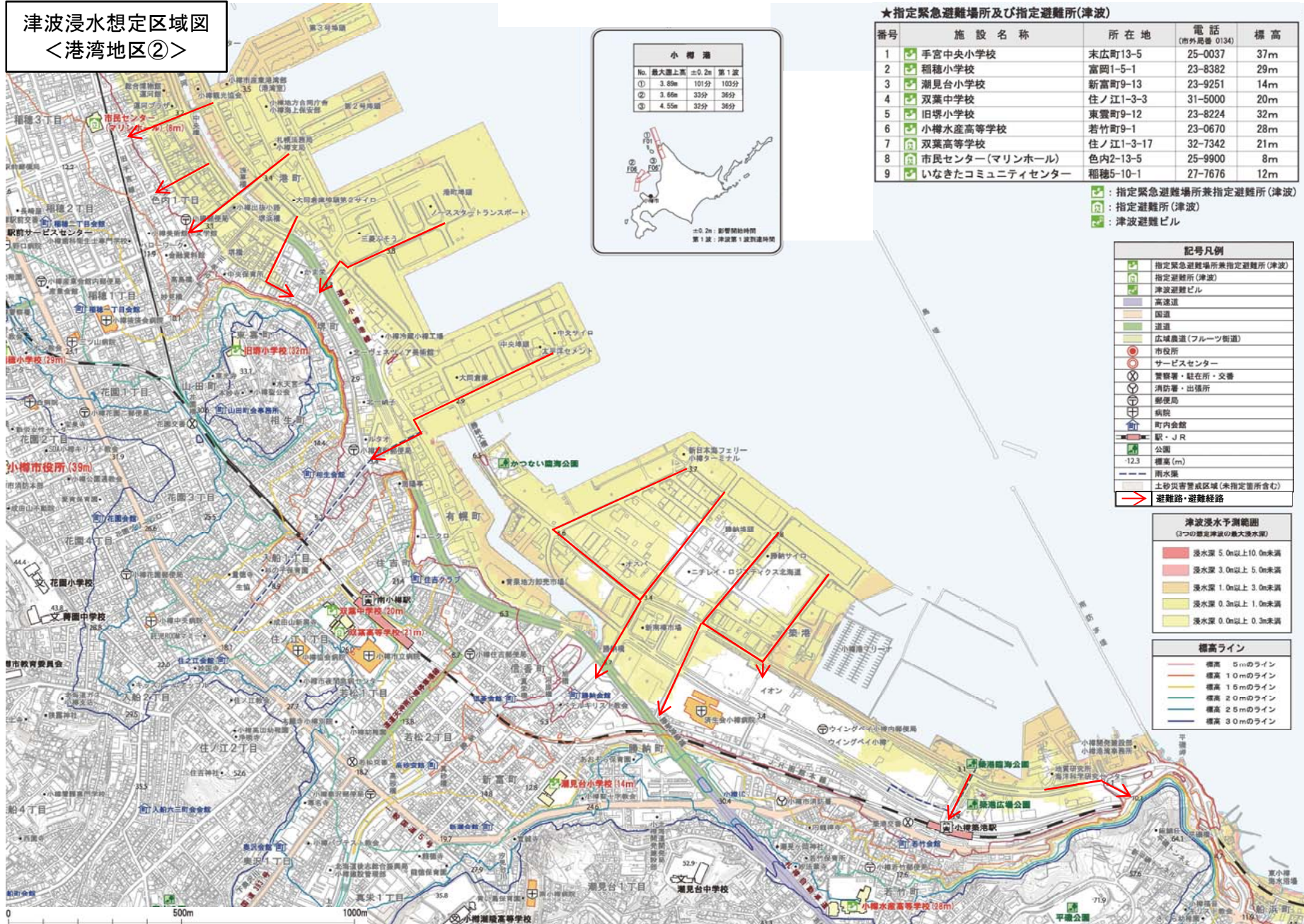
番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	手宮中央小学校	末広町13-5	25-0037	37m
2	稲穂小学校	富岡1-5-1	23-8382	29m
3	潮見台小学校	新富町9-13	23-9251	14m
4	双葉中学校	住ノ江1-3-3	31-5000	20m
5	旧堺小学校	東豊町9-12	23-8224	32m
6	小樽水産高等学校	若竹町9-1	23-0670	28m
7	双葉高等学校	住ノ江1-3-17	32-7342	21m
8	市民センター(マリンホール)	色内2-13-5	25-9900	8m
9	いなきたコミュニティセンター	稲穂5-10-1	27-7676	12m

- 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 津波避難ビル

記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J R
	公園
	標高(m)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水)	
	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン	
	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン



津波浸水想定区域図 <船浜・朝里地区>

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

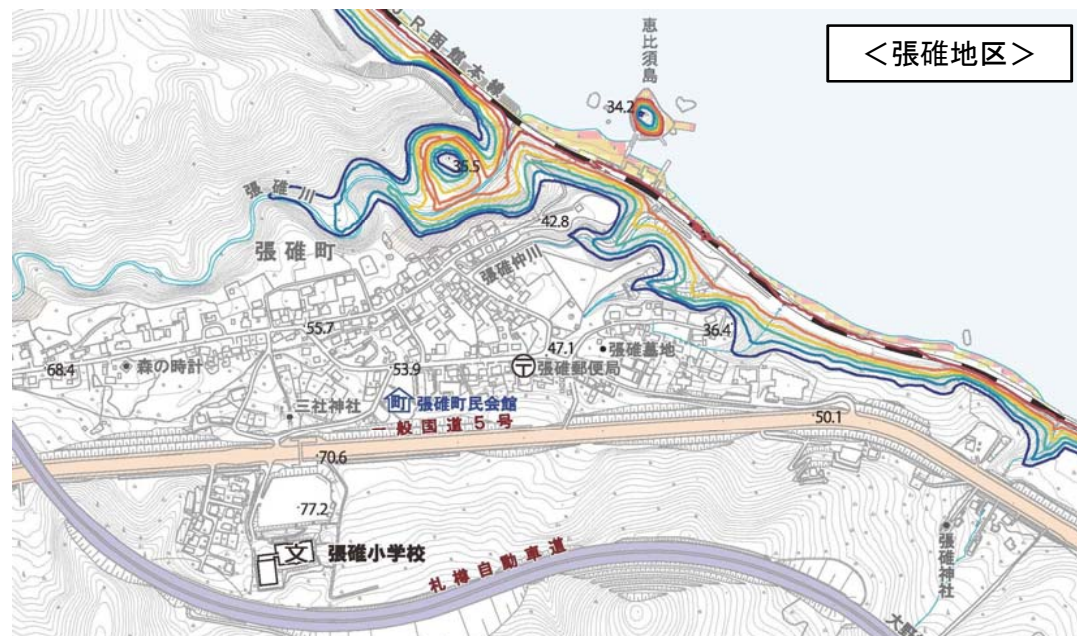
番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	桜小学校	桜1-16-1	54-6417	38m
2	朝里小学校	新光2-6-1	54-6414	35m
3	朝里中学校	新光3-7-1	54-6321	33m
4	小樽海上技術学校	桜3-21-1	54-2121	70m

指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)

指定避難所(津波)

津波避難ビル

<張碓地区>



津波浸水想定区域図 ＜銭函地区①＞

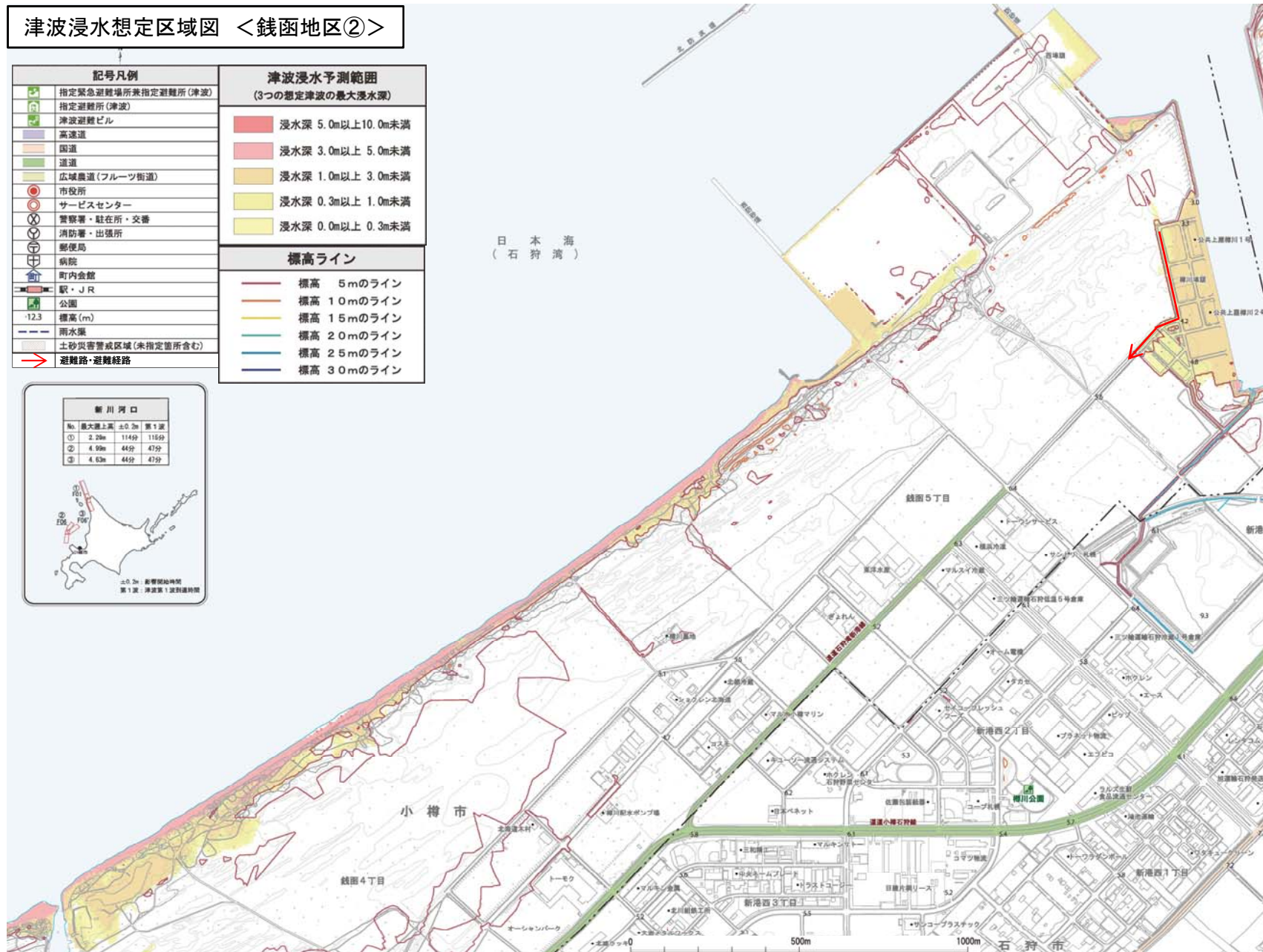


津波浸水想定区域図 < 銭函地区② >

記号凡例	津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)
	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

新川河口			
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	2.20m	114分	115分
②	4.99m	44分	47分
③	4.63m	44分	47分

±0.2m: 観測開始時刻
第1波: 津波第1波到達時刻



別表3

津波災害避難路一覧（避難路：指定緊急避難場所等に至る幅員6m以上の公道）

地区名	避難路	地区名	避難路
蘭島・忍路地区	浜通線	港湾地区	高商通線
	蘭島神社前通線		道道天神小樽停車場線
	国道5号		仲一小路第2線
	忍路本通線		立岩線
	忍路海岸通線		東雲線
桃内・塩谷地区	桃内本通線		入船線
	塩谷浜通線		山の上線
	塩谷本通線		住吉線
	道道小樽環状線		開運線
	記念通線		若松線
	国道5号		道道天神南小樽停車場線
	塩谷小学校通線		新地線
祝津・高島地区	祝津小学校新通線		元金雲町線
	祝津山手線		潮見台線
	新道線		新富線
	祝津高島海岸線		新潮線
	豊井道線		大通線
	稲荷道線		水産学校裏通線
	中央道線		水産学校東通線
	高島街道線	船浜・朝里地区	船浜通線
	道道小樽海岸公園線		桜本通線
港湾地区	厩中央線		桜14号線
	赤岩線		桜2号線
	手宮川通線		海岸線
	手宮仲通線		朝里本通線
	石山線		道道定山溪線
	長橋線		朝里北20号線
	道道小樽海岸公園線		東小樽線
	道道小樽港稲穂線	銭函地区	道道小樽石狩線
	高島線		道道銭函停車場線
	竜宮通線		軍用線
	船見線		シコロタイ線
	中央通線		シコロタイ新通線
	仲見世通線		銭函石山線
	浅草線		御膳水通線
	於古発川通線		銭函道営住宅横通線
	本通線		職業訓練所横通線
	本通線第2線		谷地線
	小樽港縦貫線		銭函3丁目あかしやタウン1号分線
	勝納築港線		銭函3丁目あかしやタウン1号線
	築港2号線		銭函3丁目あかしやタウン2号線
	機関庫前通線		銭函3丁目あかしやタウン中央線
	港線		大浜海水浴場通線
	臨港道路		国道5号
	堺学校下通線		国道337号

第21節 急傾斜地災害対策計画

崖くずれによる災害の防止については、小樽市の地形を十分に考慮し、関係機関による防災対策に努めるとともに、災害が発生した場合は、住民の生命、身体、財産に対する被害を最小限度にとどめるため、応急対策に万全を期すものとする。

1 警戒巡視

小樽市、道（後志総合振興局小樽建設管理部）及びがけ崩れ予想区域の地区情報責任者（消防団分団長）は、気象情報に留意し、必要に応じ危険と目される箇所を巡視し、異常と思われる現象を発見したときは、通信計画の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

巡視にあたって注意すべき事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 表層
- (2) 地表水
- (3) 湧水
- (4) 樹木等の傾斜

2 避難救助

- (1) 小樽市は、異常現象の報告を受け、又は情報を得た場合は、ただちに現地において必要な応急対策を行うとともに、その地区の町会に連絡し、及び住民に警告するものとする。
- (2) 崩壊、流砂土の危険があると認めたときは、ただちに第5章第4節の避難計画に基づき住民を避難させるものとする。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域（指定地区）については、第4章 災害予防画 第1節 重要警戒区域及び整備計画 別表2の1及び別表2の2のとおりとする。

第22節 土砂災害対策計画

集中豪雨等による土砂災害が発生又は発生するおそれが生じた場合の対策計画は次のとおりである。

1 警戒体制

集中豪雨等による土砂災害が発生若しくは発生するおそれが生じた場合は、関係機関と連携し、住民の避難情報についての情報を迅速に伝達できる体制をとるものとする。

(1) 警戒・避難に関する情報の収集

気象庁や道が提供する警戒・避難に情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生 of 情報を収集する。

(2) 避難情報の発令基準及び伝達

ア 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）【資料編】に基づき判断し発令する。

〈避難情報の発令判断基準〉（避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）抜粋）

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （災害発生を確認） 2 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

※地すべりは除く

イ 避難情報の伝達

避難情報の伝達方法は、本章 第4節 避難救出計画を基本とする。

2 避難誘導体制

災害時における避難誘導については、本章第4節避難救出計画の定めるところによる。

3 土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設への情報伝達

(1) 小樽市は、異常現象の報告を受け、又は情報を得た場合は、ただちに現地において必要な応急対策を行うとともに、その施設管理者等に連絡するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設：下表のとおり

番号	所在地	要配慮者利用施設
1	蘭島1丁目3番27号	蘭島保育園
2	蘭島1丁目4番14号	蘭島小規模多機能ホームさくら
3	長橋3丁目10番1号	地域活動支援センターやすらぎ
4	高島2丁目8番1号	グループホームのぞみハイツ
5	潮見台1丁目5番29号	青い鳥保育園
6	潮見台1丁目5番3号	南小樽病院通所リハビリテーションすまいる
7	潮見台1丁目5番3号	青優会南小樽病院
8	緑2丁目34番3号	大橋内科胃腸科クリニック
9	若竹町26番1号	泰安の郷和華竹
10	緑3丁目11番35号	デイサービスセンターきりん
11	勝納町16番13号	あおぞら保育園
12	天神2丁目8番2号	北海道宏栄社
13	忍路1丁目171番地	忍路中央小学校・忍路中学校
14	塩谷2丁目18番1号	塩谷小学校
15	奥沢2丁目5番1号	奥沢小学校
16	奥沢2丁目5番1号	奥沢小学校放課後児童クラブ

番号	所在地	要配慮者利用施設
17	桜1丁目16番1号	桜小学校
18	桜1丁目16番1号	桜小学校放課後児童クラブ
19	富岡2丁目26番1号	西陵中学校
20	花園5丁目4番2号	菁園中学校
21	最上1丁目29番1号	小樽未来創造高等学校
22	最上1丁目14番17号	小樽明峰高等学校
23	手宮1丁目5番24号	ライフサポート・たかしま館
24	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ1号館
25	手宮1丁目5番24号	こまちハイツ2号館
26	手宮1丁目5番26号	ワークセンター・やまびこ
27	手宮1丁目5番27号	かがやきハイツ
28	手宮1丁目5番28号	Y u i ・たかしま
29	手宮1丁目5番28号	相談支援事業所・結
30	手宮1丁目5番30号	ユイ・ドリーム館
31	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ1号館
32	手宮1丁目5番30号	みずほハイツ2号館
33	手宮1丁目5番30号	ドリームハイツ
34	高島1丁目1番11号	ワークセンター・ひかり
35	高島1丁目1番12号	しおさいハイツ

番号	所在地	要配慮者利用施設
36	高島2丁目1番2号	ワークセンター・ひかり別館
37	高島2丁目2番20号	野上屋ハイツ
38	高島2丁目8番7号	たかしまホーム
39	高島3丁目15番12号	しおみハイツ1号館
40	高島3丁目15番12号	しおみハイツ2号館
41	潮見台2丁目1番1号	小樽潮陵高等学校
42	長橋3丁目10番36号	つぐっと・ひまわり
43	手宮1丁目5番25号	Workshop・さくら
44	手宮1丁目5番27号	なすのハイツ
45	天神2丁目18番3号	指定相談支援事業所あおば
46	入船4丁目5番15号	デイサービスセンター壽
47	松ヶ枝1丁目9番5号	認定子ども園小樽オリーブ幼稚園
48	最上1丁目31番1号	松ヶ枝中学校
49	花園2丁目11番5号	医療法人西病院
50	堺町2番9号	中央保育所
51	相生町5番19号	地域共生ホームみんなの家
52	富岡2丁目15番13号	グループホーム船見坂みのり
53	緑3丁目13番15号	なぎさデイサービス
54	長橋3丁目14番24号	合同会社レインボー相談支援事業所

番号	所在地	要配慮者利用施設
55	長橋4丁目5番1号	長橋小学校
56	長橋4丁目5番1号	長橋小学校放課後児童クラブ
57	梅ヶ枝町11番12号	認定子ども園手宮幼稚園
58	梅ヶ枝町3番23号	手宮保育所
59	清水町20番6号	自立支援デイサービスつばさ
60	清水町20番9号	グループホーム幸
61	赤岩1丁目8番23号	ショートステイつなぐ
62	赤岩2丁目21番12号	グループホームはる
63	新光1丁目2番20号	ふれあい〜朝里
64	朝里川温泉2丁目692番地109	ショートステイ朝里温泉
65	朝里川温泉2丁目693番地6	特別養護老人ホームラポールゆらぎの里
66	朝里川温泉2丁目694番地13	グループホームつつじ
67	朝里川温泉2丁目694番地3	NPO法人グループホーム生きがい
68	朝里川温泉2丁目694番地4	グループホームつつじⅡ
69	朝里川温泉2丁目694番地63	デイサービス朝里山荘
70	朝里川温泉2丁目708番地1	特別養護老人ホーム朝里温泉
71	桜2丁目25番15号	ツクイ小樽さくら
72	銭函3丁目297番地	多機能型事業所ひまわり「コパンの杜」
73	銭函3丁目298番地	医療法人ひまわり会札幌病院

番号	所在地	要配慮者利用施設
74	銭函3丁目298番地	札幌病院ひまわり保育所
75	見晴町20番2号	障害者支援施設松泉学院
76	見晴町20番2号	生活介護事業所デイ松泉
77	見晴町20番2号	一体型事業所すまいる
78	見晴町20番2号	札幌緑花会大倉山学院
79	見晴町20番2号	生活介護・児童発達支援一体型事業所虹
80	春香町360番地2	Orange STAR 銭函保育園
81	蘭島1丁目21番15号	エンパワメントステーションかむかむ

< 白紙 >

第23節 雪害対策計画

異常降雪、吹き溜り等においては、除雪組織の体制強化をはかり、円滑な交通確保のため速やかに雪害の除去に万全を期さなければならない。このため、降雪の度合いに応じた体制をとり、必要な対策を講ずるものとする。また、通常の除雪体制では対応できない等の雪害が発生した場合は、小樽市雪害対策実施要綱に基づき、緊急雪害対策室を設置する。

1 除雪機械等車両体制

国 道	道 道	市 道
(令和元年11月現在)	(令和元年11月現在)	(令和元年11月現在)
グレーダ 4台 ロータリ除雪車 5台 除雪トラック 11台 タイヤドーザ 5台 歩道除雪車 11台 凍結防止剤散布車 5台 トラクターショベル 4台	グレーダ 8台 ロータリ除雪車 8台 除雪トラック 3台 タイヤドーザ 15台 歩道除雪車 9台 凍結防止剤散布装置 3台 ハンドガイド 6台	グレーダ 14台 ロータリ除雪車 41台 除雪トラック 5台 タイヤドーザ 112台 砂散布車 6台

このほか豪雪の状況に応じ、あらかじめ指定の民間機関より除雪機械、ダンプトラックを確保するものとする。

2 交通確保

幹線道路の円滑な交通を確保するため、除排雪を実施する。また、他の路線については順次除排雪を進め、歩行者の安全と交通の確保に努める。

	除雪路線延長	排雪路線延長	備考
国 道	53.5 km	35.1 km	令和元年11月現在
道 道	48.1 km	22.9 km	令和元年11月現在
市 道	513.0 km	270.0 km	令和元年11月現在

※ 幹線道路 …… 国道・道道の全部をはじめ、バス路線である市道など。

3 緊急時体制

異常降雪により、交通障害、荷重による建物破損及び二次災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、下記に定める「小樽市雪害対策実施要綱」に基づき対処するものとする。

(小樽市雪害対策実施要綱)

1 目 的

この要綱は、異常降雪による交通の途絶、荷重による建物破損、及び二次災害等の雪害に対処するため、雪害関係部局が行う業務及び連携体制を定め、迅速かつ総合的な雪害応急対策を実施することを目的とする。

2 警戒時体制

大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、建設部、総務部及び消防本部等は、お互いに連絡を取り合い、気象・積雪状況等の把握に努め、状況の変化によっては直ちに緊急時体制に移行できる体制をとる。

3 緊急時体制

(1) 「緊急雪害対策室」の設置

市長は、異常降雪により道路交通の麻痺や公共交通機関の運休等などが発生し、市民生活及び社会・経済活動に影響を及ぼすおそれがあると判断したときは、雪害関係部局で構成する「緊急雪害対策室」を設置し、「除雪対策本部」(注1)による除雪作業の円滑な実施を推進しながら、独居老人等要配慮者の安全確保、二次災害の防止等雪害に係る総合応急対策を実施する。

(注1) 「小樽市除雪対策本部」：冬期間における道路交通の確保のため、小樽市除雪対策本部規程(平成10年11月27日訓令第14号)に基づき、原則毎年12月1日から翌年3月31日まで設置するもので、市道主要路線等の除排雪を実施する。

ア 対策室の構成員

室 長 副市長

副室長 総務部長、建設部長

室 員 消防長、福祉保険部長、生活環境部長、総務部次長、災害対策室長、建設部次長

なお、副市長が不在、又は事故があった場合の室長は総務部長とする。

イ 対策室事務局

対策室事務局は、総務部災害対策室とし、事務局員は災害対策室職員をもって充てる。

ウ 対策室会議

対策室会議は、室長、副室長、室員及び室長が指定する職員をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。

エ 各部局の担当業務

別表1のとおり

(2) 「小樽市災害対策本部」の設置

災害対策本部の設置については、小樽市地域防災計画第2章第2節の2「小樽市災害対策本部の設置及び運営等」に定めるところによるが、雪害に関しては、おおむね次によるものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 市民生活に大きな支障をきたすとともに、人命に関わる事態が発生し、その規模及び範囲が特に対策を要するとき。

(別表1) 各部局の担当業務

総務部

ア 気象情報及び雪害対策に関する各種情報の収集・伝達について

イ 各部局からの報告事項及び処理状況の把握・とりまとめについて

ウ 雪害関係機関との連絡調整及び情報交換について

エ 自衛隊の災害派遣依頼又は通報について

オ 議会及び報道機関に対する定期的な雪害情報の発表について

カ 市民に対する除雪情報、交通情報及びごみ収集情報等生活関連情報の提供並びに協力依頼広報について

(提供する情報の種類)

(ア) 気象情報

(イ) 除雪状況情報

(ウ) J R 運行情報

(エ) バス (J R , 中央バス) 運行情報

(オ) フェリー運行情報

(カ) 都市間、郊外部道路情報

(キ) 市道・市内道路情報

(ク) 道路渋滞情報

(ケ) 公共施設情報

(コ) 電話不通情報

キ 対策室の総括及び連絡調整について

消防本部

- ア 被害状況把握のための市内パトロールの実施について
- イ 住家の倒壊、雪崩、走行不能車等からの救助・救出について
- ウ 火災予防のため、広報車によるパトロールの実施について

建設部

- ア 「除雪対策本部」の総合調整及び総括について
- イ 気象情報の収集について
- ウ 小樽開発建設部、後志総合振興局小樽建設管理部及び警察等との総合調整について
- エ 市民からの除雪依頼の受理及び除雪相談について
- オ 市内民家等の落雪パトロールの実施、及び指導について
- カ 市営住宅の安全確保について

福祉保険部

- ア 独居高齢者等要配慮者の安否確認調査について
- イ 独居高齢者等要配慮者住居の屋根雪の除雪対策について

生活環境部

- ア 除雪作業に支障を来す路上駐車、マイカー使用等の自粛等の啓発広報パトロールの実施について
- イ 交通事故防止のための積雪の排除に関することについて
- ウ バス及び電車等交通機関の運行状況の調査について
- エ 一般廃棄物及びし尿の収集対策について

第24節 停電対策計画

市域において、大規模停電により多くの市民等の生活に多大な支障を来たす、又は来たすおそれがあるとき、市及び北海道電力ネットワーク(株)小樽支店（以下、この節において「北海道電力ネットワーク(株)」という。）が行う応急対策等は、次のとおりとする。

1 事前対策

市及び北海道電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生した場合、円滑に応急対策を実施できるよう、平常時から次の事項の整備、確認に努めるものとする。

- (1) 情報収集・集約体制
- (2) 連絡体制及び通信方法
- (3) 非常用電源等の資機材確保
- (4) 優先復旧すべき重要施設の所在
- (5) 感電事故や電気火災の防止に関する市民等への広報
- (6) その他防災、応急対策に必要となること

2 応急対策

(1) 小樽市

ア 市民等への応急対策

市は、長期にわたる停電が予想される場合、必要に応じて、次の対策に努める。

- (ア) 避難所の開設
- (イ) 食料、支援物資の供給
- (ウ) 非常用電源及び燃料の確保
- (エ) 生命の維持に必要となる医療機器の充電対応
- (オ) 災害情報収集に必要となる携帯端末機器等の充電対応
- (カ) 市の対応が必要と認められる対策

イ 応急対策要請

市は、被害状況により、北海道電力ネットワーク(株)の応急対策に対し、次のことについて要請を行う。

- (ア) 医療機関、避難所施設等の重要施設の優先復旧
- (イ) 電源車配置等による重要施設の電源確保
- (ウ) 情報連絡員の確保
- (エ) その他災害対応に必要となること

ウ 大規模災害時における相互協力

市は、大規模災害時、北海道電力ネットワーク(株)自らだけでは対応が困難な場合にあって、市に支援要請があったときは、次のことについて、可能な限り支援を行う。

- (ア) 電線などに掛かる倒木や市道上に倒れた電柱等の除去作業
- (イ) 双方が所有する施設、敷地、資機材などの資源の相互提供

エ 災害広報

市は、北海道電力ネットワーク㈱から定期的に収集した情報について、第5章第2節災害広報計画に定める方法で市民等への広報を実施する。

(2) 北海道電力ネットワーク㈱

ア 応急対策

北海道電力ネットワーク㈱は、電力供給の確保のための応急対策を同社が定める「防災業務計画」に基づいて実施する。

なお、応急対策の実施において、市からの要請があったときには、北海道電力ネットワーク㈱は、その実現に努めるものとする。

イ 情報伝達

北海道電力ネットワーク㈱は、次の事項について、事前に定めた通信手段により、市や関係機関へ定期的に報告する。

- (ア) 停電発生日時
- (イ) 停電原因
- (ウ) 停電地域
- (エ) 停電規模
- (オ) 被害状況
- (カ) 応急対策実施状況
- (キ) 復旧見込み
- (ク) その他必要と認められる事項

ウ 大規模災害時における相互協力

北海道電力ネットワーク㈱は、大規模災害時、自らだけでは対応が困難な場合、次の事項について、市に支援要請を行うことができる。

- (ア) 電線などに掛かる倒木や市道上に倒れた電柱等の除去作業
- (イ) 双方が所有する施設、敷地、資機材などの資源の相互提供

エ 災害広報

北海道電力ネットワーク㈱は、停電状況や復旧見込みなどの情報について、次に示す広報媒体を利用して市民等に対し広報を実施するものとする。

- (ア) インターネットホームページ、ツイッター、フェイスブック
- (イ) ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関
- (ウ) 広報車

第25節 災害ボランティア連携計画

災害時の応急対策においては、各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティア活動の円滑な実施を実現するため、次のとおり定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

小樽市社会福祉協議会は、平常時から市や北海道社会福祉協議会及び日本赤十字社などとの連携体制や災害ボランティアセンター運営体制などを定める「小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の整備、資機材の確保、人材の育成に努める。

2 災害ボランティアセンター

(1) 設置・運営

小樽市社会福祉協議会は、次のいずれかに該当するとき、円滑な災害ボランティア活動を推進するため、災害ボランティアセンターを設置・運営する。

ア 市からの要請があったとき

イ 小樽市社会福祉協議会が設置の必要があると判断したとき

(2) 設置場所

災害ボランティアセンターの設置場所は、小樽市総合福祉センター内とする。

ただし、被災状況等の事情により同所に設置することが困難なときは、市と小樽市社会福祉協議会とが協議の上、市が設置場所を確保するものとする。

(3) 業務

ア 被災状況、被災者ニーズの把握

イ 災害ボランティア募集等の情報発信

ウ 災害ボランティアの受付、派遣及び需給調整並びに安全・衛生管理

エ 災害ボランティアセンター運営及び被災者ニーズへの対応に必要な人員、資機材及び資金の確保

オ 北海道社会福祉協議会、小樽市青年会議所等の関係機関との連絡調整

カ その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

(4) その他

その他災害ボランティアセンター設置・運営に必要となることについては、小樽市社会福祉協議会が定める。

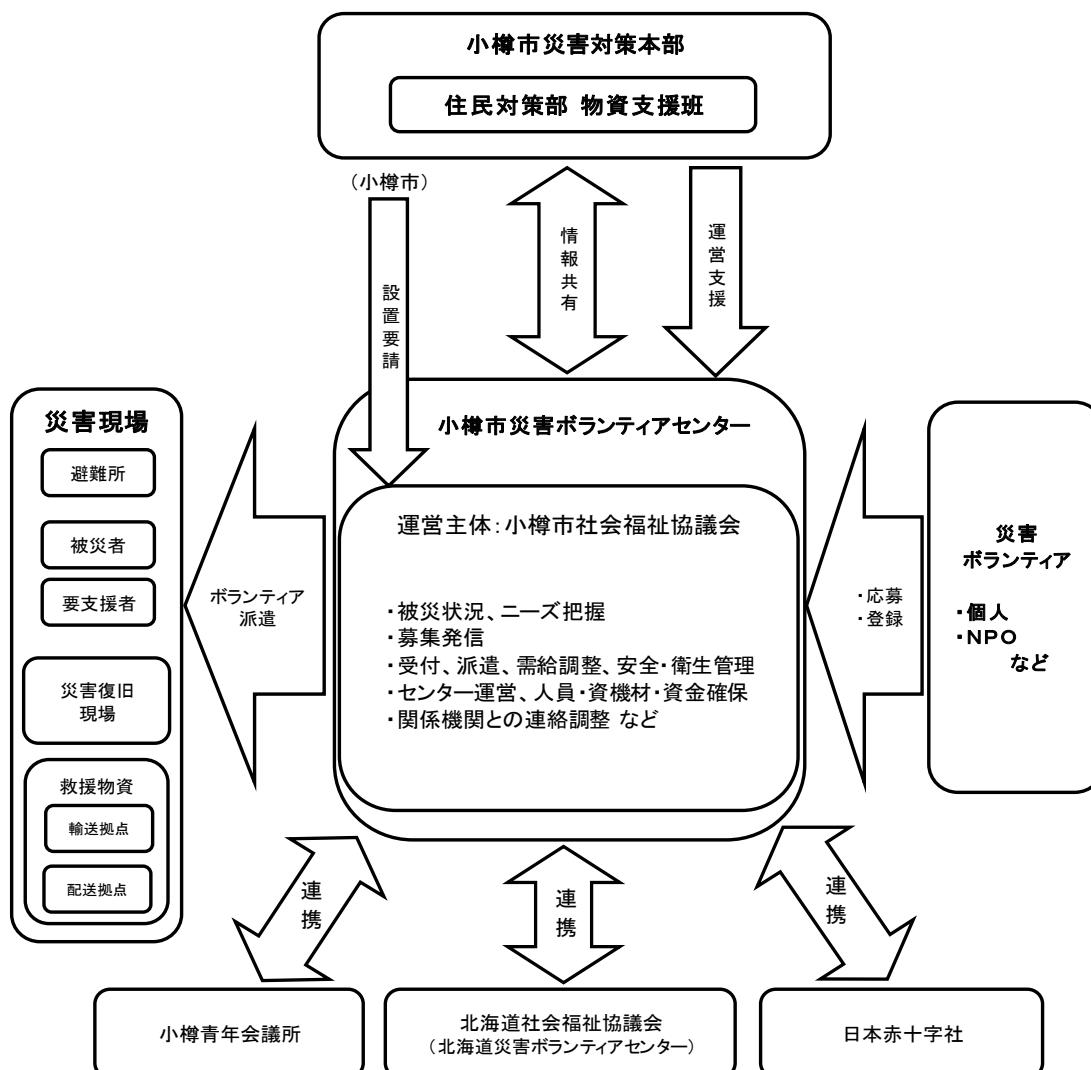
3 災害ボランティア（NPO、専門団体等を含む。）の主な活動内容

(1) 救援物資の仕分け、配送、配分

(2) 避難所の管理、運営の補助

(3) 被災、安否、生活情報の収集・伝達

- (4) 避難行動要支援者の介護、看護の補助
- (5) 給水、炊き出し、食料の配布
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽作業
- (7) 清掃及び防疫
- (8) 被災建築物の応急危険度判定
- (9) 災害応急対策事務の補助
- (10) 救急・救助活動
- (11) 医療・救護活動
- (12) 外国語通訳
- (13) 無線を使用した非常通信
- (14) 被災者の心のケア活動
- (15) 被災母子のケア活動
- (16) 被災動物の保護・救助活動
- (17) ボランティア・コーディネート



第26節 自衛隊の災害派遣要請計画

災害時における自衛隊への派遣要請は、次により行うものとする。

1 派遣要請

(1) 要請の担当部班

自衛隊の派遣要請事務は総括部総括班において行う。

(2) 要請の基準

自衛隊法に基づき、下記の3つの要件を全て満たす事案について災害派遣を要請する。

ア 公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性）

イ 天災地変等、突発的な事案で、差し迫った必要があること（緊急性）

ウ 関係行政機関等（消防や警察を含む自治体や国、民間等）の対応能力を超え、自衛隊以外に適切な手段がないこと（非代替性）

(3) 具体的な要請事案

区 分		内 容
自然災害	台風・大雨・地震・津波・火山噴火による救出・救助等	○記録的な大雨や暴風雨等の気象状況により発生した事態 ○大規模な地震や津波により発生した事態 ○火山の噴火又は火山活動の活発化等により噴火の恐れがある場合（独居世帯等の孤立、道路冠水、堤防決壊、長期の大規模洪水、大規模火災、人的被害等）
	雪害による救出・救助等	○記録的な大雪や暴風雨等の気象状況により発生した事態（独居世帯等の孤立、車両立ち往生、緊急車両道路の通行障害等）
山岳・海洋等の遭難・事故による救出・救助		○登山等による遭難・事故等が発生した場合（行方不明、人的被害、漁船転覆等）
鳥インフルエンザ発生による防疫措置等		○家きんの殺処分を行う場合で、大規模な飼養規模であること（おおむね10万羽以上）
その他	救急患者の空輸による輸送等	○公の機関が提供すべき標準的な医療サービスが整備されていない場合（離島を主体とする緊急時の患者、医者、手術用具の輸送等）
	その他の事件・事故の発生による救出・救助等	○突発的な事象等の発生により、緊急かつ迅速に人命等の保護が必要な事態（テロ、鉄道、道路、トンネル、エネルギー施設の重大事故等）

(4) 要請の手続き

自衛隊の派遣を要求する場合は、別記様式1に次の事項を記入し、後志総合振興局長に要請を要求する。緊急の場合は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出する。

また、緊急の人命救助に関し、後志総合振興局長に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により後志総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合には、直接指定部隊長に通報することができる。ただし、この場合速やかに後志総合振興局長に連絡し、手続きを行う。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

2 受入れ体制

後志総合振興局から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 受入れの担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班があたるものとする。

(2) 現地責任者

本部長は、派遣部隊との協議、連絡を行うための現地責任者を指名する。

(3) 活動計画

担当部班は、次の事項について計画を立て、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な準備をする。

ア 応援の作業内容

イ 所要人員及び器材等の確保

ウ 派遣部隊の車両、器材等の保管場所の確保

エ 派遣部隊の滞留場所の確保

(4) 派遣部隊到着後の措置

担当部班は速やかに派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業内容等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

(5) 後志総合振興局への報告

総括部総括班は派遣部隊到着後、必要に応じて次の事項を後志総合振興局地域創生部地域政策課に報告する。

ア 派遣部隊の長の職名及び氏名

イ 隊員数

ウ 到着の日時

エ 作業内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

3 経 費

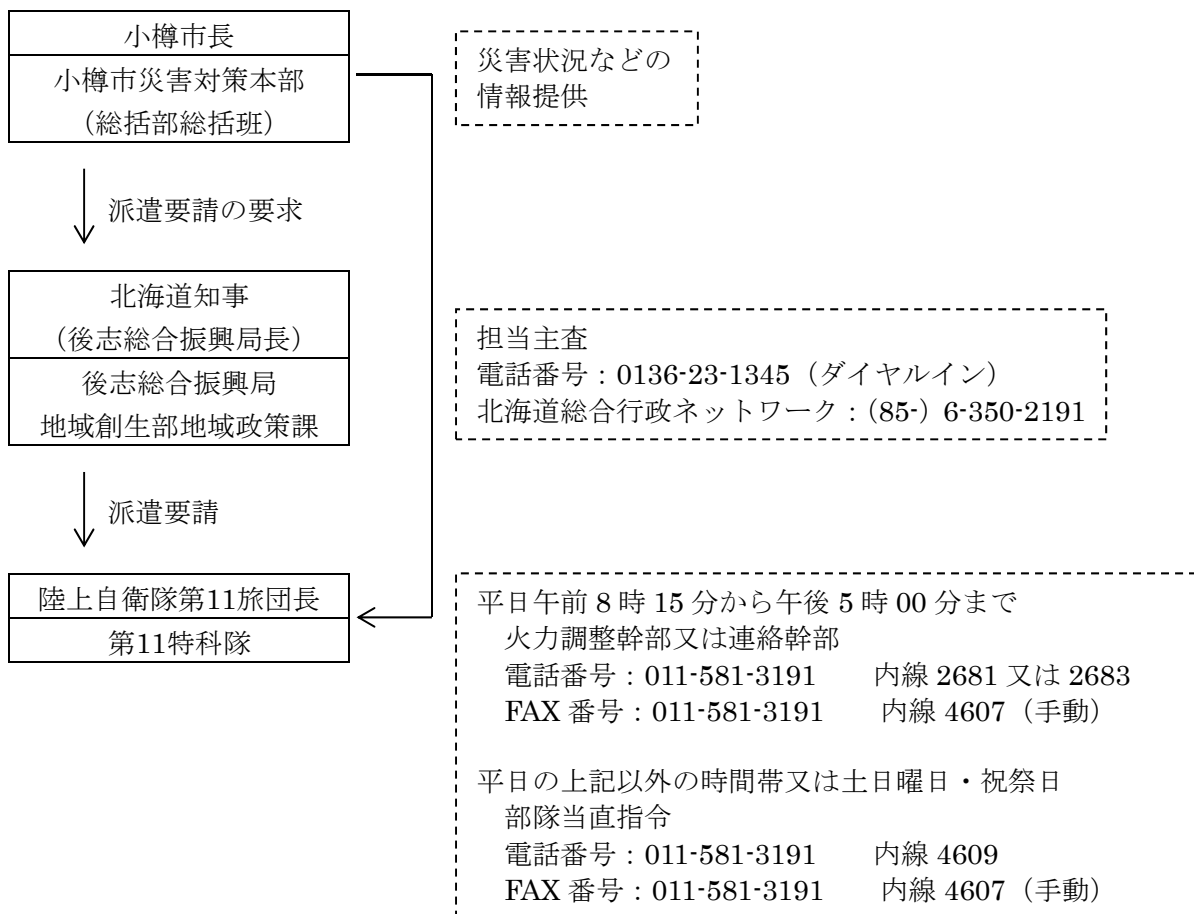
- (1) 自衛隊の災害派遣に要する費用は自衛隊が負担する。
- (2) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は小樽市が負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲取料
- (3) その他必要な経費については、自衛隊及び小樽市で協議の上定める。

4 撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに別記様式 2 により後志総合振興局長に対し撤収の要請を依頼する。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

○災害派遣要請事務の流れ



別紙様式1

樽 災 第 号
(元号) 年 月 日

北海道知事 様

小樽市長

自衛隊の災害派遣の要請について（依頼）

このことについて、 災害のため緊急措置が必要なので、下記により自衛隊の災害派遣を要請したく、依頼いたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで (日間)

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

別紙様式 2

	樽 災 第	号
	(元号)	年 月 日
北海道知事		様
	小樽市長	
自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）		
(元号) 年 月 日付け樽災第 号において要請した自衛隊の災害派遣について、下記により派遣部隊の撤収を要請したく、依頼いたします。		
記		
1	撤収要請日時	(元号) 年 月 日 時 分
2	撤収要請理由	

第27節 災害救助法の適用について

災害対策基本法では災害が発生した場合には、市長が応急措置をとるべきことが義務づけられているが、応急措置のうち一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法が適用され北海道知事が実施することとなる。

1 実施責任

(1) 道

一定規模以上の災害が発生した場合の救助活動について、市に対し災害救助法を適用し応急救助活動を実施する。

(2) 小樽市

小樽市長は、知事が行う災害救助法による救助を補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により、必要により知事から委任される救助については、小樽市長が行う。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 災害救助法の適用条件（小樽市の場合：人口100,000人以上300,000人未満に該当）

ア 被害が市町村単独で住家滅失世帯数が100世帯以上の場合

イ 被害が広範囲（全道で2,500世帯以上）で住家滅失世帯数が50世帯以上の場合

ウ 被害が全道にわたり12,000世帯以上の世帯が滅失した場合で、市域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

(2) 住家被害の判定基準

滅失 (全壊、全焼、流失)	住家がその居住のための基本的機能が喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊、半焼 (2世帯で 滅失1世帯に換算)	住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水 (3世帯で 滅失1世帯に換算)	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯の判定基準

ア 生計を一にしている実態の生活単位をいう。

イ 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

ウ 旅館の住み込み女中等単身で他の家族と同居しその者の生計の独立が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

3 災害救助法の適用手続

(1) 小樽市

市長は、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、若しくは該当する見込みがある場合は、直ちに後志総合振興局長に報告しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、まず災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 道

知事は後志総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の内容

(1) 救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 遺体の捜索及び処理
- コ 障害物の除去
- サ 輸送及び人夫雇上

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他の定めにより実施するものとし、同法第5条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第 6 章 港湾等防災対策計画

第 1 節 目 的

この計画は、本市港湾等において発生する船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、臨港地区における危険物施設等の災害に対処するため、災害予防、応急対策等を計画的かつ迅速、適切に実施する具体的事項について定めるものである。

第2節 港湾等防災対策の区域

この計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及び臨港地区を対象とする。

第3節 関係機関の業務大綱

港湾等の防災対策を推進するための関係機関の業務大綱は、次のとおりである。

1 小樽市

- (1) 災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施
- (2) 関係機関相互の連絡調整
- (3) 港湾地域、港湾施設等の良好な状態の維持
- (4) 災害情報の収集及び伝達
- (5) 人命救出、救助及び避難の実施
- (6) 災害時における防疫活動の実施

2 後志総合振興局

- (1) 災害予防、災害応急活動の実施及び災害復旧の指導
- (2) 関係機関相互の連絡調整
- (3) 自衛隊の派遣要請

3 小樽海上保安部

- (1) 海上交通の安全を確保するため、海上における法令の励行及び船舶交通に関する規制
- (2) 災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送
- (3) 災害情報の収集、伝達及び気象予警報の船舶への周知
- (4) 海上犯罪の予防と治安の維持

4 小樽開発建設部

- (1) 港湾及び航路の直轄工事並びに港湾の直轄災害復旧の実施

5 北海道運輸局札幌運輸支局

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡
- (2) 災害時における海上輸送の連絡調整及び港湾諸作業の調整

6 小樽労働基準監督署

- (1) 事業所、工場等の労働災害の防止対策

7 北海道旅客鉄道（株）（市内各関係機関）

- (1) 災害時における救援物資等の鉄道輸送の確保

8 小樽警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等
- (2) 災害情報の収集及び治安維持に必要な広報

9 東日本電信電話（株）北海道事業部

- (1) 災害時における電報、電話の取扱い及び確保

10 NHK札幌拠点放送局、札幌テレビ放送(株) 小樽支局及び(株) エフエム小樽放送局

- (1) 災害時における地域住民への状況放送

11 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店

- (1) 災害時における電力供給の確保

12 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

- (1) 危険物関係施設の管理者

- ア 危険物の災害予防

- イ 災害時における危険物の保安に関する措置

- (2) 港湾関係施設の管理者

- ア 港湾関係施設の災害予防

- イ 災害時における港湾関係施設の保安に関する措置

- (3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会

- 排出油防除計画及び防除対策の推進

- (4) 日本水難救済会小樽救難所

- 港湾等防災対策に関する協力

第4節 重要警戒区域の設定

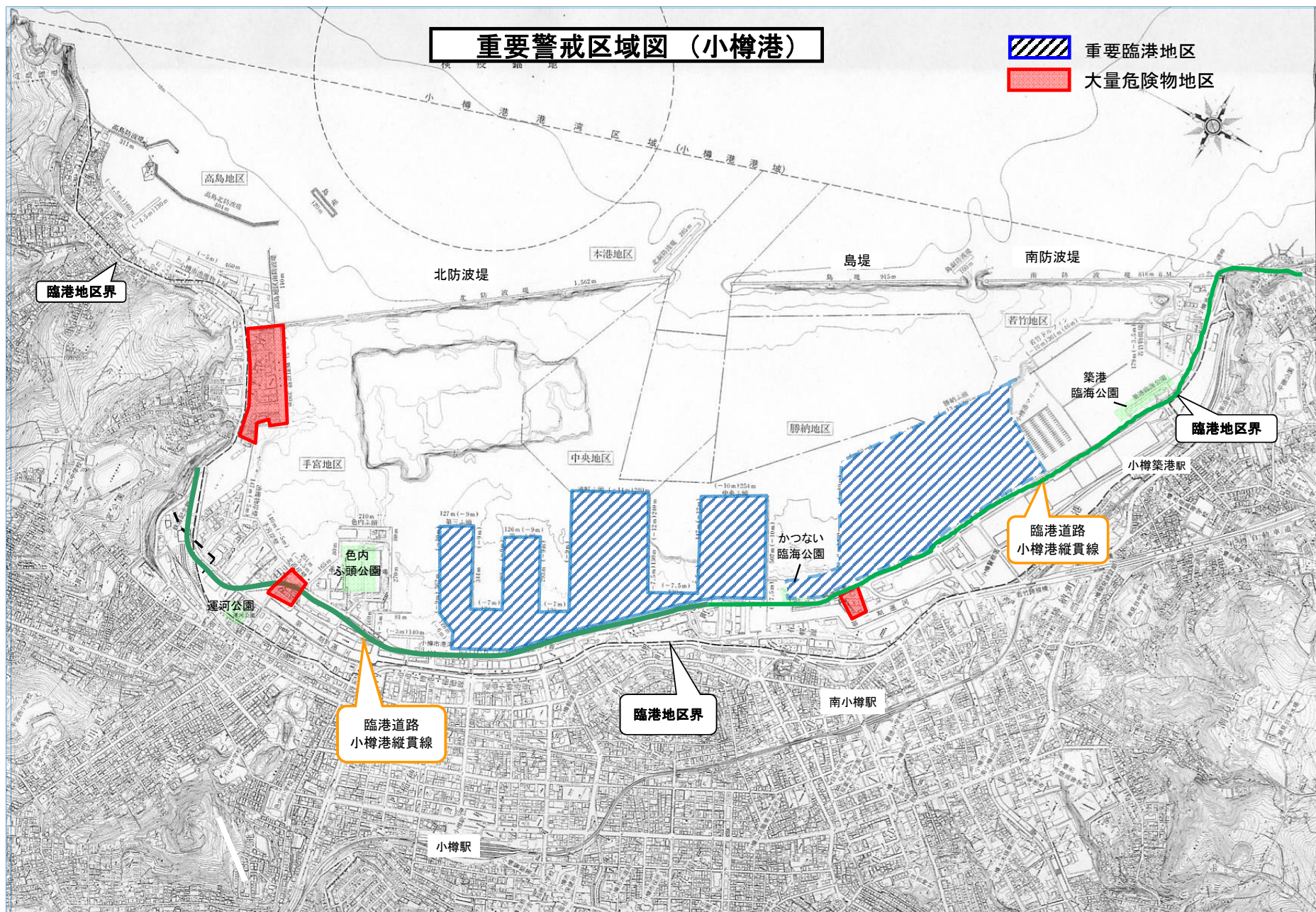
重要警戒区域は、別図及び次のとおりとする。

1 重要臨港地区

第2号ふ頭、第3号ふ頭、中央ふ頭、港町ふ頭及び勝納ふ頭

2 大量危険物地区

厩地区、手宮・北浜地区



第5節 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各機関がとるべき措置は、次のとおりとする。

1 小樽市

(1) 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

(2) 火気及び立入りの禁止措置の指導

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入りの禁止の徹底を図るよう取扱業者等を指導する。

(3) 危険物の荷役についての措置

ア 荷役に関する保安の指導監督

イ 消火器具の配備

ウ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(4) 臨港地区における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締り

ア 施設の改善促進

イ 適正な危険物取扱いの指導

ウ 消火設備の維持管理の指導

エ 従業員の初期消火技術の向上

オ 化学消火剤等の備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

(5) 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

2 後志総合振興局

(1) 市の港湾等防災対策計画及び必要な資器材の備蓄について指導する。

(2) 市及び関係機関の行う予防対策の連絡調整に当たる。

3 小樽海上保安部

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

ア 災害発生状況及び災害の教訓に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに

判断のための諸資料)

ウ 港湾状況（特に危険物の荷役場所の状況）

エ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（ひき船サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）

(2) 研修訓練

平常業務を通じ、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。また、必要に応じ、関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防災、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 総合防災訓練

(3) 指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡を取り、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

ア 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

イ 在港船舶に対する臨船指導

(4) 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

ア 船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく安全基準の励行

イ 船舶職員法及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、船員法（昭和22年法律第100号）等乗組員に関する法令の遵守

ウ 港則法（昭和23年法律第174号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等に関する法令の遵守

4 小樽開発建設部

(1) 港湾及び航路の直轄工事の計画、施行に関しては、防災上留意すべき事項については十分配慮する。

5 小樽労働基準監督署

(1) 臨港地区に所在する事務所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

6 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

(1) 危険物関係施設の管理者

ア 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

イ 火気及び立入禁止の措置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 危険物の荷役に関する措置

(ア) 荷役に関する保安の指導監督

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 消火設備の充実強化

オ 従業員の初期消火技術の研修訓練

(2) 港湾関係施設の管理者

ア 係留施設の維持管理

船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱等）の改修並びに航路、泊地の水深維持に努める。

イ 消火設備の充実強化

ウ 従業員の初期消火技術の研修訓練

(3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会

ア 排出油の防除計画

イ 排出油防除に必要な資器材の整備

(4) 日本水難救済会小樽救難所

ア 水難救助技術の研修訓練

第6節 応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

1 小樽市

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 救助、救出及び避難

ア 災害による人命の救助及び救出を行う。

イ 災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して、避難のための立退きを指示する。

(3) 警戒区域の設定

危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 消防活動

ア 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

イ 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。

ウ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。

(5) 応急資器材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス、油処理剤その他の応急資材の調達輸送を行う。

(6) 流出油対策

小樽海上保安部と連絡を密にして、流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置をとる。

(7) 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送搬出を行う。

(8) 防疫活動

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫を行う。

(9) 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。

(10) 応援要請等

ア 災害の状況に応じ、住民に応急措置の業務の従事を要請する。

イ 状況により事故船の移動について、関係機関に要請するとともに、移動のため

のひき船の手配及びえい航を行う。

ウ タンカー、バージ等による残油瀬取りを関係機関に要請する。

エ 関係機関と協力して危険水域付近及び通航禁止付近に船艇を配置して、海上交通の禁止制限、避難等の措置をとる。

オ 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。

カ 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を後志総合振興局長に依頼する。

2 後志総合振興局

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 連絡調整

港湾防災対策が円滑に推進するよう、関係機関相互の連絡調整を行う。

(3) 市に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、市に対し必要な指示を行い、又は他市町村の応援を指示する。

(4) 自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は市の依頼により自衛隊の派遣を要請する。

3 小樽海上保安部

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害状況を迅速、適確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

(2) 救助、救出及び避難

ア 事故船に対し、必要な応急措置を講ずるとともに、り災者の救援を行う。

また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は指導する。

イ 必要により船舶に対する避難勧告指示及び避難救助を行う。

(3) 消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。

(4) 油の拡散防止及び回収除去

ア 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染防止法等の定めるところにより除去を命ずる。

イ 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置をとる。

ウ 油回収船による流出油の回収指導に当たる。

エ 事故船からの油の抜取り指導に当たる。

オ 流出油の漂着が予想される沿岸港湾にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展開指導を実施する。

カ 市及び民間業者に対する自衛措置の指導に当たる。

キ 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。

ク 必要かつ状況により船体及び流出油の非常処分を考慮する。

(5) 応急資器材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス、油除去剤その他の応急資材の調達輸送に当たる。

(6) 残油瀬取りの指導

タンカー、バージ等による残油瀬取りの指導を行う。

(7) 広報活動

ア 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、適時適切に広報を行う。

イ 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等により、その状況を周知する。

(8) 海上交通規制

ア 巡視船艇によりガスの検知等を行い、危険海域の警戒整理に当たる。

イ 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。

ウ 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。

(9) その他

ア 必要に応じ、他管内の巡視船艇、航空機の応援派遣を要請する。

イ 臨港地区における災害で、海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

4 北海道運輸局札幌運輸支局

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 海上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、運航事業者に航路、船舶又は輸送すべき人・物資を指定して、航海命令を発する。

(3) 港湾諸作業の調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送事業者に公益命令を発し、緊急貨物取扱いの運送を行わせる。

(4) 陸上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、自動車運送事業者に対し、輸送体制の連絡調整を行う。

5 北海道旅客鉄道（株）（市内各関係機関）

(1) 災害時における救助救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等につき、関係機関の支援を行う。

6 小樽警察署

(1) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にして、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

(2) 救助及び救出

ア 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見及び救助に努める。また、負傷者に応急措置をし、状況により救難所に搬送する。

イ 関係機関の行う船舶り災者の救助及び救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理などを行い協力する。

(3) 避難

ア 災害の発生により人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

イ 急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを指示する。立退きの指示をした場合は、市長に通知する。また、市長が立退きを指示した場合は、これに協力する。

(4) 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。警戒区域を設定した場合は、市長に通知するものとし、市長又は消防吏（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。

(5) 道路交通規制

災害の発生により、道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(6) 犯罪の予防、鎮圧

ア 避難したり災者の留守家族及び避難者収容所に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難などの予防に当たり、被災地域の治安を維持する。

イ 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報し事故防止に当たる。

(7) 危険物施設に対する治安

ア 石油類、アルコール類等危険物については、災害を拡大するおそれ大きいことから、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

イ 関係機関の行う保安措置について、積極的に協力する。

(8) 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

7 東日本電信電話（株）北海道事業部

(1) 災害時において、必要に応じて一般電話の利用を制限し、重要通信を確保する。

8 NHK札幌拠点放送局、札幌テレビ放送（株）小樽支局及び（株）エフエム小樽放送局

(1) 民心安定のため、災害時における災害救助、復旧の状況を適時放送する。

9 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店

(1) 災害時における港湾関係施設等への電力の供給を図る。

10 防災上必要な施設の管理者及び公共的団体

(1) 危険物関係施設の管理者

ア 災害時における危険物の保安に万全を期す。

イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

ウ 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

(2) 港湾関係施設の管理者

ア 災害時における港湾関係施設の保安に万全を期す。

イ 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

ウ 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

(3) 石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会

ア 災害による排出油事故が発生した場合、排出油防除活動の推進と拡大防止を講ずる。

(4) 日本水難救済会小樽救難所

ア 災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

第7節 災害に対処する体制

港湾等における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

- 1 港湾区域及び臨港地区において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、市の災害対策本部が中心となり災害対策を推進するものとする。

この場合、災害に関係ある機関（民間企業も含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設け、防災に対する連絡調整を行うものとする。

- 2 港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、小樽海上保安部と小樽市消防本部との間に締結された業務協定により対処するものとする。

第8節 相互応援計画

- 1 災害時には、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。
- 2 自衛隊の派遣は、第5章 災害応急対策 第26節 自衛隊の災害派遣要請計画に基づき要請するものとする。
- 3 防災上重要な施設の管理者及び公共団体は、港湾等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資器材等をもって協力を行うものとする。

第9節 防災訓練

港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾等防災訓練を行うものとする。

第 1 0 節 港湾施設等

1 港湾施設

小樽港の主要港湾施設は、別添資料 1 のとおりである。

2 資器材等の整備

- (1) 港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、消防艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資器材を整備するよう努めなければならない。
- (2) 市内の消防車、巡視船艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資器材の整備状況は、別添資料 3 のとおりである。

資料1

小樽港主要港湾施設

施設名	地区名	名 称		延長 (m)	エプロン幅 (m)	水深 (m)
岸壁等	中央	港町ふ頭	堺町岸壁南側基部	130	20.0	7.5
			港町1番 南側	130	20.0	7.5
			港町2番 南側	240	20.0	12.0
			港町3番 南側	280	20.0	13.0
			港町4番 南側	150	7.6	9.0
			港町5番 南側	143	7.6	9.0
		第2号ふ頭	6番 南側基部	128	9.0	7.0
			7番 南側	143	9.0	9.0
			8番 南側	150	9.0	9.0
			9番 突端	108	9.0	9.0
			10番 北側	180	9.0	9.0
			11番 北側	113	9.0	9.0
			12番 南側基部	128	9.0	7.0
			13番 南側	157	10.5	9.0
			14番 南側	187	15.0	9.0
			15番 突端	127	15.0	9.0
			16番 北側	194	15.0	10.0
			17番 北側	168	10.8	9.0
			18番 北側	128	9.0	5.0
		中央ふ頭	中央1番 南側	130	20.0	7.5
			中央2番 南側	182	20.0	10.0
			中央3番 南側	185	20.0	10.0
			中央4番 南側	247	20.0	12.0
			中央5番 南側	130	20.0	7.5
	勝納	勝納ふ頭	勝納1番 突端	260	26.0	13.0
			勝納2番 突端	169	20.0	10.0
			勝納3番 突端	201	20.0	10.0
			勝納4番 突端	185	20.0	10.0
			勝納5番 突端	251	20.0	9.0
	手宮	色内ふ頭	色内1番 南側	343	12.0	5.5
			色内2番 突端	128	11.0~12.0	5.5
			色内3番 北側	236	9.0~9.5	5.5
		厩町-7.5m岸壁	厩町1番	123	20.0~27.3	7.5
			厩町2番	141	27.3	7.5
	高島	高島地区-5m岸壁	厩町3番	126	23.0~27.3	7.5
			高島地区-5m岸壁	462	10.0	5.0
			高島-4.5m岸壁	130	10.0	4.5
		手宮	南高島岸壁	160	9.7	4.5
			北浜岸壁	241	15.0	4.1~5.5
係船杭	若竹	手宮岸壁		136	15.0	5.0
		手宮さん橋		132	5.7	5.0
		若竹地区-10m係船杭		301		10.0
防波堤	本港	北防波堤	混成堤	施設延長	1,560m	
		南防波堤	混成堤		816m	
		島堤	混成堤		915m	
		その他防波堤			2,785.21m	
臨港道路	臨港地区	小樽港縦貫線		施設延長	5,028m	
		その他臨港道路			13,480m	
緑地	若竹	築港臨海公園		施設延長	12,663m ²	
	勝納	かつない臨海公園			12,800m ²	
	手宮	運河公園			7,762m ²	

第6章 港湾等防災対策計画

資料2 事業所別危険物貯蔵・取扱量

(令和4年10月1日現在)

地区名	事業所名称	所在地	電話番号	危険物									
				屋外タンク 貯蔵所		屋内 貯蔵所		船舶用給油 取扱所		一般 取扱所		計	
				数	量 (kℓ)	数	量 (kℓ)	数	量 (kℓ)	数	量 (kℓ)	数	量 (kℓ)
手宮一丁目地区	アヅマ石油荷役サービス(株)	手宮 1-4-2	24-0341	4	3,790	1	23			2	230	7	4,043
	六光石油(株)	〃 1-4-3	23-7215	3	1,160					1	100	4	1,260
	アヅマ石油荷役サービス(株)	〃 1-6-4	24-0341	14	10,321	1	100	1	50	2	1,219	18	11,690
色内三丁目地区	河辺石油(株)	色内 3-11-1	22-3581	2	697	1	12			2	40	5	749
築港地区	新日本海フェリー(株)	築港 8-2	34-2301	4	3,920			1	400	2	580	7	4,900
計	5事業所			27	19,888	3	135	2	450	9	2,169	41	22,642

資料3 港湾等防災対策資材等現有状況

(令和4年10月1日現在)

資機材等		合計	小樽海上保安部	小樽市	企 業 体 名				
					六光石油(株)	アヅマ石油荷役サービス(株)	河辺石油(株)	新日本海フェリー(株)	
巡 視 船	隻	3	3						
巡 視 艇 等	〃	4	2	1		1			
小 型 動 力 船	台	46	7	39					
ラ イ ン プ ロ ポ ー シ ョ ナ ー	本	15	5	10					
エ ア フ ォ ー ム ノ ズ ル	〃	33	3	15	2	8	1	4	
化学消火剤	消 火 原 液 (3 %)	ℓ	13,170	800	6,370	500	3,300	600	1,600
	〃 (6 %)	〃	0						
流出油防除資材	オ イ ル フ ェ ン ス	m	1,080	200	180		300	100	300
	油 処 理 剤	ℓ	7,051.3	2,925	港湾 954 消防 58.3	450	1,728	540	396
	油 吸 着 剤	kg	1,149.5	73.5	港湾 183 消防 39	120	534	50	150
空 気 呼 吸 器		台	83	18	65				
耐 熱 服		着	24	18	6				
ガ ス 検 知 器		台	8	4	3		1		

資料 4 小樽港ひき船一覧表

所 有 者	小樽市
船 名	たていわ丸
ト ン 数	196
馬 力	4,000
乗 組 員 数	5
無 線 機	国際 V H F 無線、A I S
消 火 放 水 口 数	5
放 水 量 （ 毎 時 ）	360m ³
曳 航 索	60m／m 200m 65m／m 200m
備 考	

資料 5 サルベージ関係一覧表

名 称	(有)本間潜水工業所	(株)海洋探査
所 在	色内 3 - 2 - 1 4	長橋 2 - 1 0 - 7
電 話 番 号	2 5 - 0 2 2 2	2 5 - 1 7 3 0
潜 水 士	5	5
作 業 船	9	
排 水 ポ ン プ		
溶 接 器 材	電気 1	
溶 接 士	4	

第7章 原子力防災計画

第1節 総 則

1 目的

市は、北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）から約3.2km～6.5kmに位置し、道が北海道地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「道計画」という。）において定める、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）とはならないが、泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる原子力災害（以下「原子力災害」という。）に備え、本計画において、あらかじめ、防災対策に関して取るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の執行により、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

2 基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないことや被ばくの程度についても自ら判断することができないことなどの特殊性を有しており、原子力災害に対処するためには、放射線等に関する知識が必要となることから、本計画では、原子力災害の特殊性に鑑み、市民に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災関係従事者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制を確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、所要の措置を定める。

3 計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであるが、この章に定めのないものについては、小樽市地域防災計画の各項に定めるところにより応急対策活動を実施する。

また、原子力災害と地震、津波など他の災害が同時に発生（以下、「複合災害」という。）した場合には、該当する項と併せて運用する。

なお、本計画の各項目の具体的な実施要領等については、別途定めるものとする。

4 原子力災害対策重点区域の範囲

国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）及び道計画では、次のとおり原子力災害対策重点区域の範囲を定めている。

(1) 指針で定める原子力災害対策重点区域

区 分	原子力施設からの距離	説 明
P A Z	おおむね半径5kmを目安	予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone) 緊急時活動レベル (E A L : Emergency Action Level) に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 ※E A L : 原子力施設の状況に応じた緊急事態区分と緊急時活動レベルを示したもの (別表1)
U P Z	おおむね半径30kmを目安	緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone) E A L、運用上の介入レベル (O I L : Operational Intervention Level) に基づき、避難及び一時移転 (以下「避難等」という。)、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などを実施する等、緊急防護措置を準備する区域 ※O I L : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度に基づき防護措置の実施を判断する基準を示したもの (別表2)

(2) 道計画で定める原子力災害対策重点区域

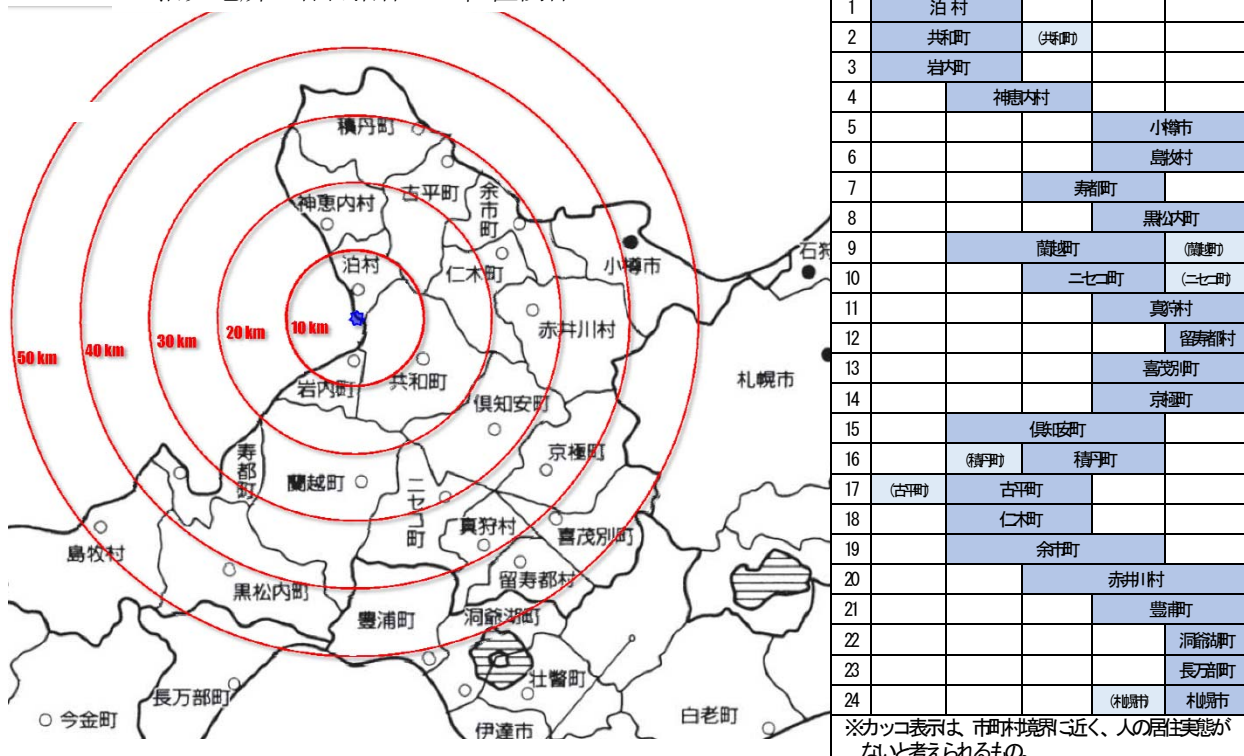
P A Z : 泊発電所から半径5km以内の即時避難区域

U P Z : 泊発電所から半径30km以内の緊急防護措置を準備する区域

地域防災計画 (原子力防災計画編) を作成すべき市町村 :

泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 (以下「関係町村」という。)

< 泊発電所と各自治体との位置関係 >



5 原子力施設の緊急事態区分

指針では、別表 1 に示すとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つ（以下「警戒事態等」という。）に区分しており、概要については、次のとおりである。

指 針 で 定 め る 緊 急 事 態 区 分	概 要
警戒事態 EAL (AL)	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（災害時要援護者等）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 EAL (SE)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態 EAL (GE)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

なお、防災基本計画、道計画では、泊村（立地村）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態を情報収集事態と定めている。

6 原子力災害に至らない事故への対応

市は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する市民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射線監視体制の整備や「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」（平成 25 年 1 月 16 日締結）第 10 条に定める原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、道と連携し、事故の状況を踏まえ、市民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

7 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、小樽市防災会議の構成機関、その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 小樽市

- ア 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
- イ 原子力防災業務についての研修に関すること
- ウ 原子力防災訓練の実施に関すること
- エ 通信連絡設備の整備に関すること
- オ 防災資機材の整備に関すること
- カ 防災対策資料の整備に関すること

- キ 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること
- ク 災害対策本部の設置に関すること
- ケ 市民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- コ 市民等の屋内退避及び避難等並びに立入制限及び飲食物摂取制限等に関すること
- サ 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること
- シ 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること
- ス 放射性物質に汚染された物資の除去及び除染作業に対する協力に関すること
- セ 各種制限措置の解除に関すること
- ソ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること
- タ 関係自治体からの避難者受け入れに関すること
- (2) 小樽市教育委員会
 - ア 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること
 - イ 避難等に係る公立学校施設等の使用に関すること
- (3) 小樽市消防本部
 - ア 市民等に対する広報及び避難等に関すること
 - イ 消防職員に対する原子力防災の教育訓練に関すること

第2節 原子力災害事前対策計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、「第3章 通信計画 第2節 災害通信計画及び第3節 災害情報等の収集、伝達計画」に定めるほか、次のとおり体制等を整備しておくものとする。

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、道、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実のため、情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

市は、道と連携し、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政デジタル無線、衛星携帯電話等の整備、維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、有線・無線(地上系・衛星系)による伝送路の多ルート化及び通信連絡設備の二重化の推進を図るものとする。

(3) 非常用電源の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備の整備に努めるものとする。

(4) 平常時における空間放射線量のモニタリング

市は道と協力し、市域内の平常時の空間放射線の状況を把握するため、モニタリング機器を整備し、空間放射線量の測定を行うものとする。

測定場所：市中央部地域(市役所構内)

市東部地域(銭函サービスセンター前)

市西部地域(塩谷サービスセンター前)

2 避難収容活動体制の整備

(1) 避難所の整備

避難等における市民等の収容施設は「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」【別表】避難所(資料編)に定めるところによる。

(2) 避難所における設備等の整備

市は、道と連携し、避難所において、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や災害情報の入手のためのラジオ等の機器の配備に努める。

(3) 物資の備蓄

市は、道と連携し、避難所での用に供するため、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄や備蓄のための施設等の確保に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の避難収容活動については、「第4章 災害予防計画 第4節 避難行動要支援者支援計画」に定めるところとするが、市は、道の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を万全とするため、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等の避難についても十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導等の体制整備に努める。

3 防護資機材等の整備

(1) 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

市は、道と協力し、市民等に対する広報、避難誘導等の応急対策を行う職員の安全確保のため、防護服、防護マスク、線量計等の資機材整備に努めるものとする。

4 市民等への的確な情報伝達体制の整備等

災害時における市民等への情報伝達体制については、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定めるほか、次のとおり体制等を整備しておくものとする。

(1) 情報伝達体制の整備

ア 市は、道と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた正確で分かりやすい具体的な内容を整理しておくものとする。

イ 市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民等への的確な情報を伝達できるよう、防災行政デジタル無線、広報車両等の伝達手段の整備に努める。

ウ 市は、道と連携し、原子力災害に係る市民相談窓口の設置について、あらかじめその方法、体制等について定めるよう努めるものとする。

(2) 原子力防災等に関する市民に対する知識の普及

市は、道及び原子力事業者と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努めるものとする。

5 防災業務関係者の人材育成

市は、道と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、道等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用するなど、人材育成に努めるものとする。

第3節 緊急事態応急対策計画

道から警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

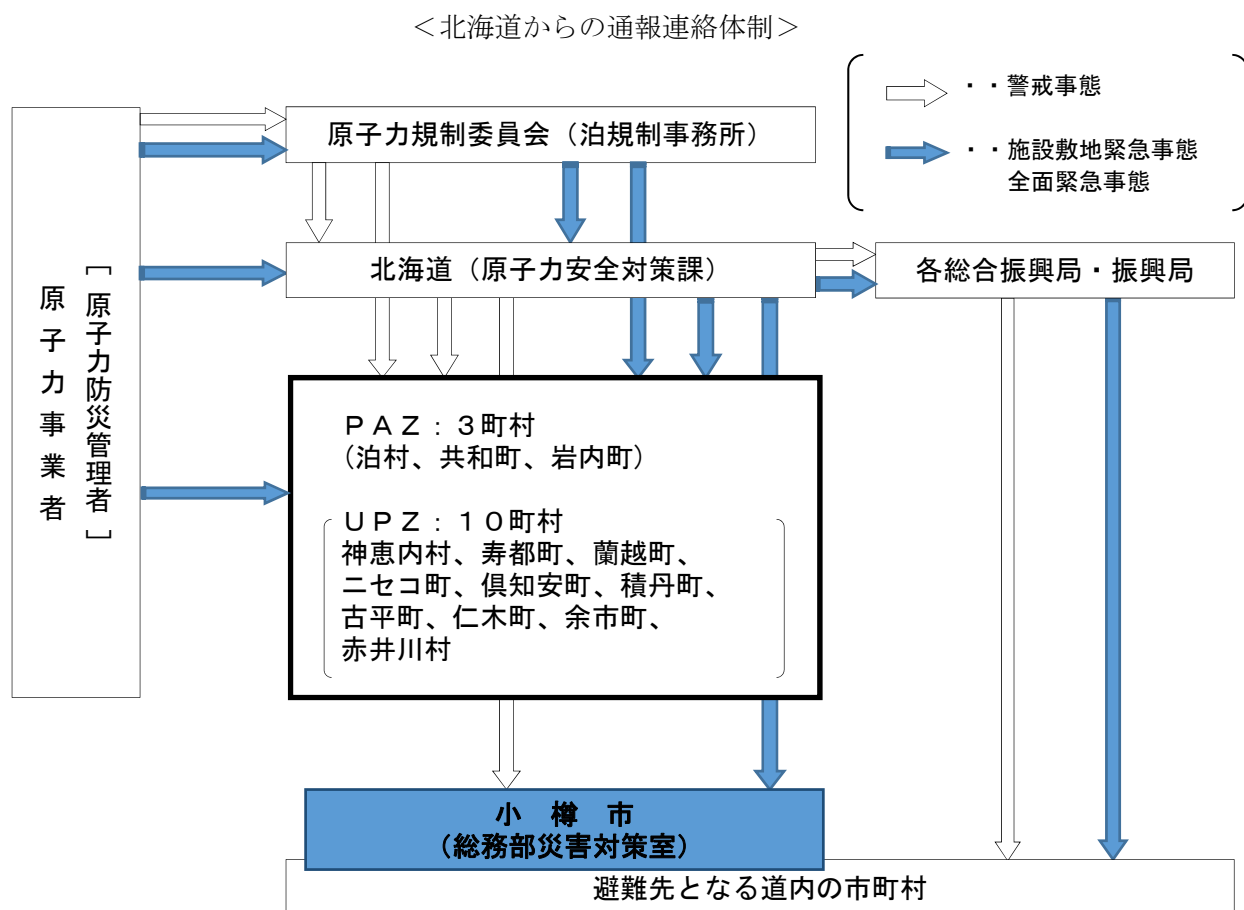
1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保については、「第3章 通信計画 第2節 災害通信計画及び第3節 災害情報の収集、伝達計画」に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 警戒事態等発生情報の連絡

ア 警戒事態等発生情報の連絡体制

道から本市への警戒事態等発生情報の連絡体制は次のとおりである。



イ 防災会議構成機関等への連絡

市は、道から警戒事等発生連絡があった場合は、連絡を受けた事項について、必要に応じて防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ連絡するものとする。

- (2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 - ア 市は、道から原子力施設の状況や国、道及び原子力事業者等の応急対策活動の状況及び被害状況等の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
 - イ 市は、道から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (3) 一般回線が使用できない場合の対処

複合災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備する衛星通信回線や防災行政デジタル無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。
- (4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、道が実施する緊急時モニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

また市域内の放射線の状況を把握するため、市で所有する測定機器により、空間放射線量の測定を行うものとする。

2 活動体制

原子力災害における市の活動体制については、「第2章 防災組織 第2節 小樽市災害対策本部の組織」の定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 災害対策連絡室
 - ア 設置

警戒事態発生の連絡を受けたときは、災害対策本部に移行できる準備組織として、関係部局で構成する災害対策連絡室を設置し、道からの事故状況やモニタリング結果等の情報の迅速かつ正確な把握に努めるものとする。
 - イ 廃止

災害対策連絡室の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

 - (ア) 災害対策連絡室長が施設敷地緊急事態に至る可能性がないと認めた場合
 - (イ) 災害対策本部を設置した場合
- (2) 災害対策本部
 - ア 設置

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の連絡を受けたときは、ただちに設置する。
 - イ 廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

 - (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した場合、又は災害対策活動の必要がなくなつたと認めたとき。
- (3) 職員の動員・非常配備体制
 - ア 職員の動員

「第5章 災害応急対策計画 第1節 職員動員計画」に定めるところによる。
 - イ 非常配備体制

原子力災害における各非常配備体制の配備時期は次のとおりとする。

種 別	配 備 時 期
第1非常配備	道から警戒事態発生との連絡を受けたとき
第2非常配備	道から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けたとき
第3非常配備	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき

(4) 災害対策本部業務分担

「第2章 防災組織 第2節 小樽市災害対策本部の組織 別表2 小樽市災害対策本部業務分担表」のほか、次のとおりとする。

部・班		分 担 業 務
総括部	総括班	災害の状況、対策措置状況等の収集及び報告について
住民対策部	住民総括班	一時滞在場所の設定について 災害地域市民等の記録について
衛生対策部	防疫班	飲食物の摂取制限について
	医療班	緊急被ばく医療活動について
環境対策部	廃棄物・ 環境対策班	空間放射線量の測定について
産業対策部	農林水産班	海産物の採取及び出荷について
		農畜産物・林産物の収穫、採取及び出荷について
上下水道対策部	総務班	上水道の摂取制限について

(5) 緊急事態区分における応急対策活動及び体制

泊発電所の状況に応じた応急対策活動等は、次のとおりとする。

緊急事態 区 分	活 動 内 容	活 動 体 制
警戒事態	・情報収集（事故状況・道モニタリング結果等） ・道、関係町村、市内関係機関情報交換 ・市内空間放射線量測定	第1非常配備 （災害対策連絡室）
施設敷地 緊急事態	上記のほか ・市民等広報（事故状況・国モニタリング結果等・今後の情報についての注意喚起） ・関係町村が実施する広域避難への支援準備（避難者受入施設の開設準備等）	第2非常配備 （災害対策本部）
全面緊急 事態	上記のほか ・市民等広報（必要に応じて屋内退避等の防護措置を行う可能性がある旨の注意喚起）	第3非常配備 （災害対策本部）

3 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、市は、国及び道と連携し、UPZ圏内を中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ必要な防護措置（別表2）を実施するものとする。

4 屋内退避、避難収容等の防護措置

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施

市が実施する、屋内退避、避難誘導の防護措置については、「第5章 災害応急対策 第4節 避難救出計画」に定めるほか、次のとおりとする。

ア 市は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国や道から、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう指示があった場合は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定める広報方法により、市民等に対し注意喚起を行うものとする。

ただし、複合災害が発生した場合で、自然災害による人命への直接的リスクが極めて高い場合等には、人命最優先の観点から、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

イ 市は、次の場合、市民等に対する屋内退避又は避難等のための立退きを勧告し、若しくは指示（以下、「避難勧告等」という。）をするとともに、避難等の支援が必要な場合には、道と連携し国に要請するものとする。

なお、市は、屋内退避、避難等に係る国からの指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(ア) 事態の規模、時間的推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合

(イ) 国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果、指針によるO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合

ウ 市が避難勧告等を行う場合の勧告・指示事項は概ね次のとおりである。

○屋内退避

(ア) 対象となる地域

(イ) 屋内退避勧告・指示の理由

(ウ) 災害の現況及び今後の予想

(エ) 実施上の注意点

- ・原則として自宅内にとどまる。
- ・全ての窓、扉等の開口部を閉鎖する。
- ・全ての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止する。
- ・できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による国、道及び市からの指示、情報に注意する。
- ・食料品の容器にフタをする。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えない。
- ・帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し他の衣服と区別をする。
- ・貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となるものをあらかじめ用意する。

○避難

(ア) 対象となる地域

(イ) 避難等勧告・指示の理由

- (ウ) 避難場所
- (エ) 避難経路（集合場所・避難方法）
- (オ) 災害の現況及び今後の予想
- (カ) 実施上の注意点

- ・ 避難後の戸締り
- ・ 避難する前の火の元の確認
- ・ ガスの元栓を閉める。
- ・ 携帯品は、必要最小限のものにする。

エ 市は、道と連携し、避難等に当たっての避難場所として、避難等の対象となる地域外に避難所を開設するものとする。

また、屋内退避については、市民等が自宅内にとどまることを原則とするが、外出中で帰宅ができない場合や複合災害の影響などにより自宅が使用できない場合に備え、避難所を開設するものとする。

オ 市は、避難勧告等を行った場合は、道と連携し、戸別訪問、避難所における確認などにより市民等の屋内退避及び避難等の実施状況を確認するものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、本章「第5節 広域避難者受入計画」に基づき、関係町村の市民等が指針で定めるEALやOILに基づき避難等を行う際の支援を行うものとする。また、要配慮者に対しては、「第4章 災害予防計画 第4節 避難行動要支援者支援計画」及び「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」に準じて支援を行い、避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮するものとする。

5 市民等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、情報伝達活動は「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定めるほか、次のとおり適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 市民等への情報伝達活動

ア 市は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

イ 市は、市民等への情報提供にあたっては、道と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 泊発電所における対策状況
- (ウ) 災害の現況及び今後の予測

- (エ) 市及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 市民等の取るべき措置
- (カ) その他必要と認める事項
 - ・ 交通規制
 - ・ 避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ情報等

(2) 市民等からの問合せに対する対応

市は、道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うよう努めるものとする。

第4節 原子力災害中長期対策計画

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

1 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域の見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

3 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

4 災害地域市民等に係る記録等の作成

- (1) 市は、屋内退避及び避難の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。
- (2) 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び道と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

6 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国及び道とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

第5節 広域避難者受入計画

原子力災害時において、EALやOILに基づき関係町村の市民等が広域避難を行う際の支援に関し、本市における受け入れに必要な体制整備、業務等を中心に定めるものである。

1 広域避難実施の判断基準

原子力災害時においてPAZ及びUPZ圏内等では、事態の状況により次のとおり、緊急時における避難、屋内退避等の防護措置が準備、実施される。

	緊急事態区分 事故・事象の例	PAZ	UPZ
原子力発電所の事故事象の段階に応じた予防的防護対策	警戒事態 EAL(AL) 原子力事業所所在市町村で震度6弱以上の地震発生	・要配慮者避難準備	—
	↓		
	施設敷地緊急事態 EAL(SE) 発電所に外部から電気を供給できない	・避難準備 ・要配慮者避難の実施	・屋内退避準備
	↓		
	全面緊急事態 EAL(GE) 原子炉に注水（冷やすこと）ができない	・避難の実施	・屋内退避 ※泊発電所の状況悪化に応じて段階的に避難を実施
	↓		
放射性物質が環境中に放出された場合の防護対策	空間放射線量率 500 μ Sv/h以上の区域 (OIL1)	—	・避難の実施
	空間放射線量率 20 μ Sv/h以上の区域 (OIL2)	—	・一時移転の実施

2 広域避難者の受入れ

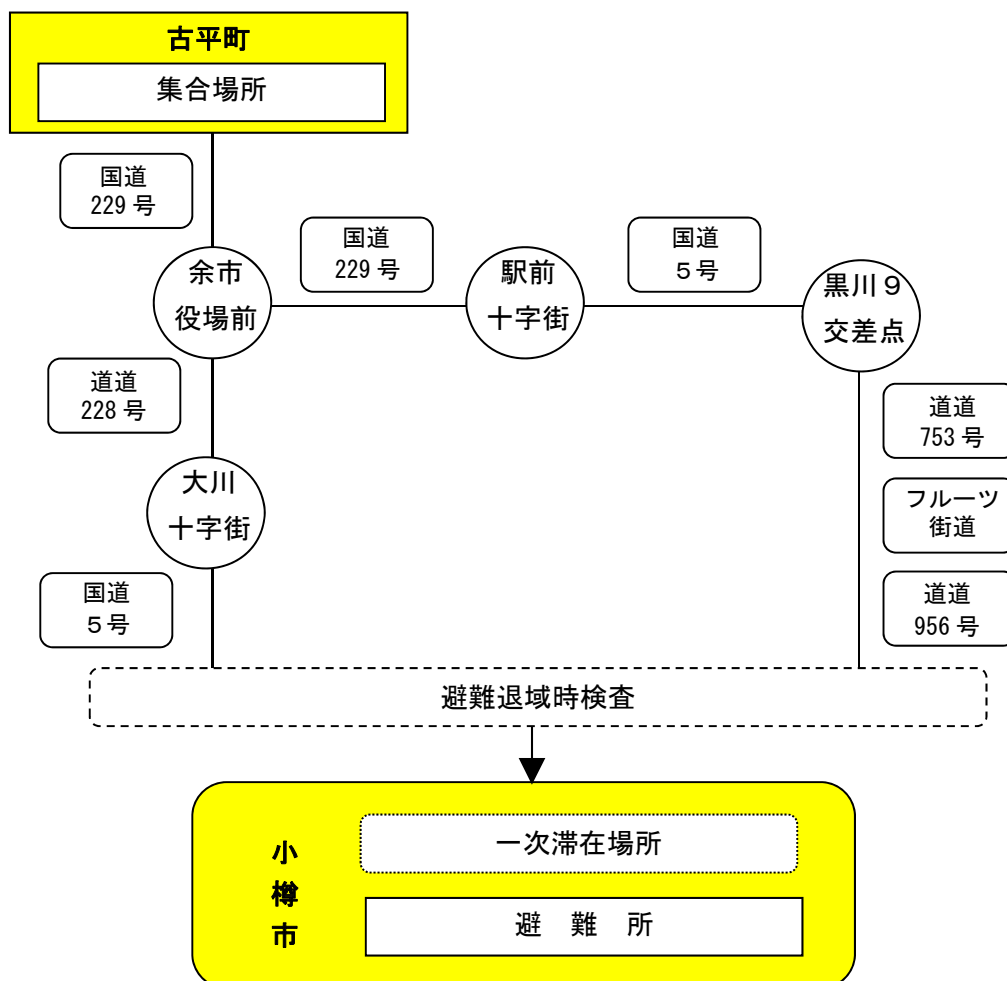
市は、道又は関係町村から広域避難受入れの依頼があった場合には、受入体制の状況を踏まえ、広域避難に対する支援を行う。

なお、関係町村において、退避等避難計画で本市を避難先としているのは古平町であり、避難所、避難経路等は次のとおりである。

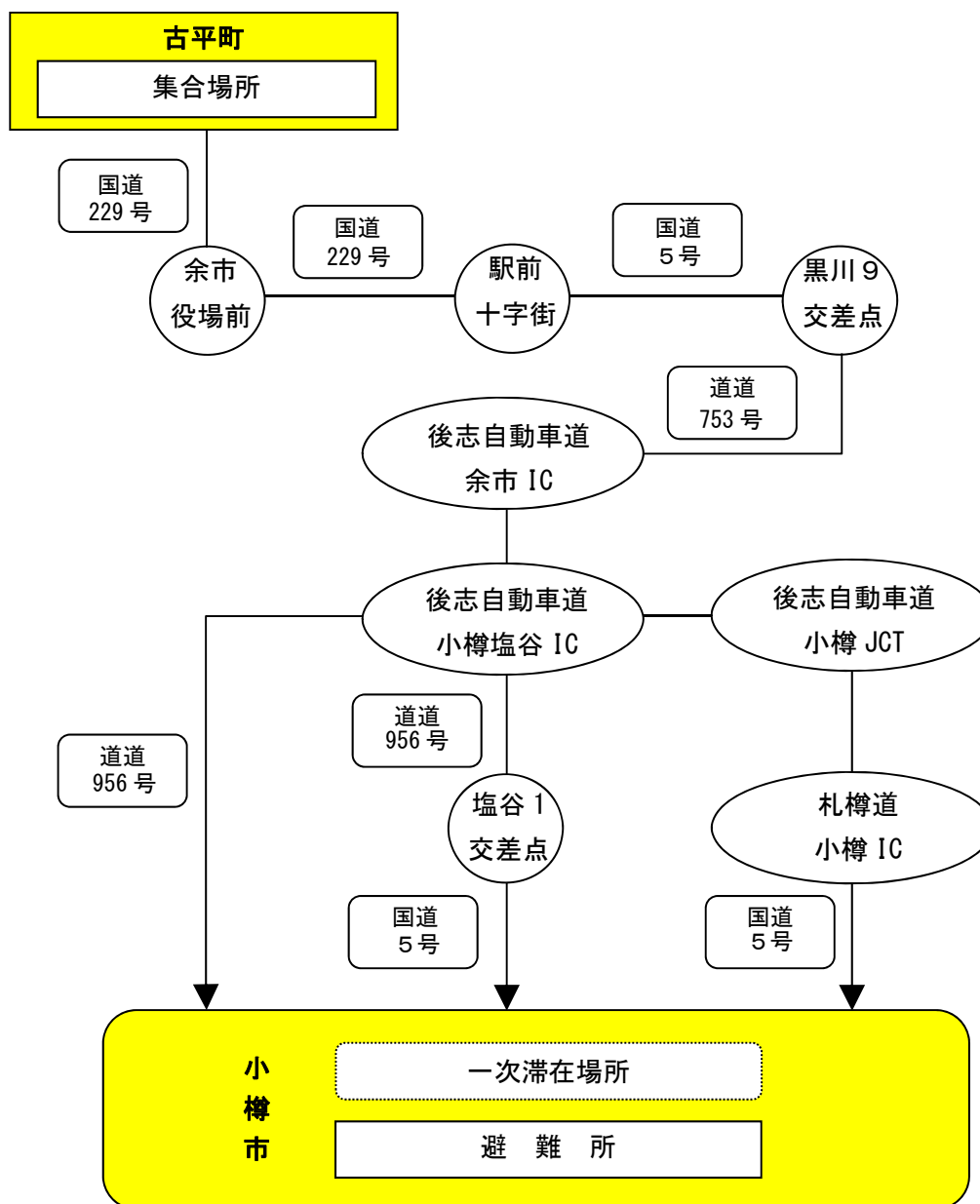
- (1) 避難所 市内の旅館又はホテル等
- (2) 避難手段 バス・自家用車を原則とする
(道路状況等により船舶、ヘリコプター、鉄道も利用)
- (3) 避難経路

<古平町からの避難経路>

①一般道を通る避難経路



②高速道路を通る避難経路



3 避難者の滞在場所

道計画では、広域避難における避難所を旅館又はホテル等とすることとしているが、市公共施設等を一時滞在場所として活用し、避難者の受付や旅館又はホテル等の受入体制が整うまでの間、避難者の受入れを行う。

4 一時滞在場所

(1) 一時滞在場所の開設

市は、道又は古平町から住民の避難準備を行う旨の連絡を受けた場合、一時滞在場所の開設準備を行う。

なお、市は一時滞在場所及び一時滞在場所だけでは避難者を収容できない場合の予備滞在場所（以下「一時滞在場所等」という。）として開設を行う施設を古平町と協議の上、あらかじめ指定しておくものとする。

また、指定した施設が利用できない場合は、他の市指定避難所を充てることとする。

(2) 一時滞在場所等への職員の派遣

市は、一時滞在場所等を開設した場合は、その運営に必要な資機材を配備し、古平町職員の到着まで職員を派遣し業務の協力を行うこととする。なお、派遣する職員は、市災害対策本部の下記の各班の人員とする。

(3) 一時滞在場所等での業務

一時滞在場所等は、避難所での受入体制が整うまでの滞在のほか、当該施設を中心に避難者の把握や生活支援を行う機能を有するものとなることから、市は、一時滞在場所等で次の業務を行うこととする。

※業務分担

部・班	担 当 業 務
総 括 部 総括班	・ 関係町村、市災害対策本部及び各班との連絡調整について
広報班	・ 避難者への事故状況などの情報提供・問合せ対応について
住民対策部 住民総括班・避難所運営班・物資支援班	・ 避難者の受付及び避難者名簿の作成について ・ 避難所（旅館又はホテル等）の空き状況の把握及び避難者の割り振りについて ・ 避難所（旅館又はホテル等）で受け入れることができない避難者への宿泊の提供について ・ 自主避難者（避難所以外への避難者）からの連絡受付について ・ 一時滞在場所等周辺の交通整理、誘導について ・ 避難者の介護について ・ 寝具等の生活必需品の提供について
衛生対策部 医療班	・ 傷病者の救護について
産業対策部 商工班	・ 避難者の食事の提供について

5 業務の引継

避難町村職員が到着し、一時滞在場所での業務を開始することとなった場合は、関係書類のほか、口頭、文書にて業務を引き継ぐものとする。

なお、避難町村職員のみで、業務の遂行が困難な場合等、必要に応じ引き続き協力を行うものとする。

6 受入れができない場合

本市で地震等の災害が発生し、次の事態が生じた場合は、受入れの体制がとれない旨、道及び古平町に速やかに連絡するものとする。

(1) 一時滞在場所等となる施設が被災し使用できない場合

(2) 一時滞在場所等となる施設で市民等の収容を行わなければならない場合

(3) そのほか、本市において、甚大な被害が生じ、災害対応等のため受入体制の確保が困難と判断した場合

別表1

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵層内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

警戒事態を判断するEAL（AL） （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL（SE）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL（GE）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL（AL）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規設計基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

第7章 原子力防災計画

施設敷地緊急事態を判断するEAL（SE）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL（GE）	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、「1」に該当する。

別表2

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA(国際原子力機関)のGSG-2(原子力又は放射線緊急事態の準備と対応に用いられる判断基準)におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8章 災害復旧計画

応急復旧に当たっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施に当たっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

1 実施責任

法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全額又は一部を負担し、又は補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚な災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 市民生活安定のための支援

風水害等の災害により、被害を受けた市民の自立復興を促進し、市民生活安定の早期回復を図るため、市及び関係機関は法令等による各種支援を行うものとする。

(1) 被災者生活再建支援法による支援

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものとする。

(2) その他による支援

被災した市民の生活再建に向けて、市及び関係機関は法令等により各種支援を行うものとする。

○主な支援制度

注) 支給、貸付などに当たっては対象などの諸要件がある。

支援の種類	内 容	担 当
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。また、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。	市
災害援護資金の貸付	災害救助法が適用された災害について、家財等に被害のあった世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。	市
り災見舞金、傷い見舞金、弔慰金の支給	災害救助法が適用されない災害の被災者に対し、災害見舞金(り災見舞金、傷い見舞金、弔慰金)を支給する。	市
住家被害見舞金、災害弔慰金等の支給	災害により被災した道内居住者に対し、知事が災害弔慰金等を支給する。また、災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し被災した世帯に対し、知事が災害見舞金を支給する。	道 (市経由)
り災証明の発行	被害にあった家屋等の調査を実施し、り災証明の発行を行う。	市
税、国民健康保険料などの減免、各種福祉サービスの自己負担の軽減など	被災した市民の市税、国民健康保険料などの減免などを行う。また、保育費負担金など、各種福祉サービスの自己負担の減免などを行う。	市
母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)	ひとり親家庭の父母等で、現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修・保全・改修、又は建設・購入・増築する場合、資金の貸付を行う。	道 (市経由)
生活福祉資金貸付	厚生労働省の要綱に基づくもので、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、市町村の社会福祉協議会が窓口となって住宅資金及び災害援護資金の貸付を行う。	市社会福祉協議会

< 白 紙 >

資 料 編

○小樽市防災会議条例

制 定 昭和37年12月25日条例第32号

改 正 平成24年7月3日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長がかけたとき、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の職員
- (2) 北海道知事の補助機関である職員
- (3) 小樽警察署長
- (4) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）の職員
- (5) 市長の補助機関である職員（第7号及び第8号に掲げる者を除く。）
- (6) 市の教育長
- (7) 市の消防長
- (8) 市の消防団長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 委員の定数は、30人以内とする。

(専門委員)

第4条 第2条の事務について、専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国の地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭47. 3. 31条例4）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平12. 3. 27条例65）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平24. 7. 3条例30）

この条例は、平成24年7月3日から施行する。

小樽市防災会議運営等規程

制 定 昭和38年6月24日防災規程第1号

最近改正 平成29年12月26日防災規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、小樽市防災会議条例（昭和37年条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理者)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができる。

(代理出席等)

第4条 委員は、事故その他のやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。

2 委員は、防災会議に出席できないときは、防災会議の開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、小樽市総務部災害対策室において行う。

(公表等の方法)

第7条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、小樽市公告式条例（昭和25年条例第41号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和38年6月24日から施行する。

附 則（平成19. 8.10防災規程1）

この規程は、平成19年8月10日から施行する。

附 則（平成29.12.26防災規程1）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。

○小樽市防災会議情報連絡部設置要綱

制 定 昭和47年9 月1 日

(目的)

第1条 災害時の応急対策を関係機関相互間の緊密な連絡の下に、的確かつ迅速に行なうため、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）に防災会議情報連絡部（以下「連絡部」という。）を置く。

(業務)

第2条 連絡部は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 災害についての情報の収集
- (2) 関係機関相互間の情報の交換及び連絡

(組織)

第3条 連絡部の部長は、防災会議の庶務を担当する小樽市総務部主幹（防災担当）をもってあてる。

2 連絡部の部員は、防災会議を構成する機関の職員の中から当該機関の長が指名する職員をもってあてる。

(連絡部の招集)

第4条 連絡部は、防災会議会長が必要と認めた場合期間を定めて招集するものとする。

2 部員は、前項の期間中、小樽市役所内連絡部に勤務するものとする。

(防災会議会長への委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡部の活動について必要な事項は、防災会議会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和47年9 月1 日から施行する。

○小樽市防災会議委員名簿

(令和4年10月1日現在)

役 名	機 関 職 名	所 在
会 長	小 樽 市 長	花園2-12-1
会長代理委員	小 樽 市 副 市 長	花園2-12-1
委 員	北海道開発局小樽開発建設部長	潮見台1-15-5
〃	北海道運輸局札幌運輸支局長	札幌市東区北28条東1丁目
〃	小 樽 海 上 保 安 部 長	港町5-2
〃	北海道財務局小樽出張所長	港町5-2
〃	北海道農政事務所札幌地域拠点総括農政推進官	札幌市中央区南22条西6丁目2-22
〃	小 樽 労 働 基 準 監 督 署 長	港町5-2
〃	後志総合振興局副局長（建設管理部担当）	奥沢1-21-1
〃	札 幌 方 面 小 樽 警 察 署 長	富岡1-7-1
〃	日 本 郵 便 ㈱ 小 樽 郵 便 局 長	色内1-8-1
〃	北海道旅客鉄道㈱小樽駅長	稲穂2-22-15
〃	東日本電信電話㈱北海道事業部設備部長	札幌市中央区北1条西4丁目
〃	日本赤十字社小樽市地区小樽市赤十字奉仕団委員長	緑1-1-1
〃	N H K 札 幌 拠 点 放 送 局 報 道 専 任 部 長	札幌市中央区北1条西9丁目1-5
〃	北海道電力ネットワーク㈱小樽支店長	富岡1-9-1
〃	北海道ガス㈱小樽支店長	入船4-33-1
〃	（一社）小樽市医師会会長	富岡1-5-15
〃	小 樽 市 総 務 部 長	花園2-12-1
〃	小 樽 市 保 健 所 長	富岡1-5-12
〃	小樽市生活環境部男女共同参画課長	花園2-10-18
〃	小 樽 市 教 育 長	緑3-4-1
〃	小 樽 市 消 防 長	花園2-12-1
〃	小 樽 市 消 防 団 長	花園2-12-1
〃	㈱エフエム小樽放送局プロデューサー	入船4-9-1
〃	（公社）北海道看護協会小樽支部支部長	若松1-1-1
〃	小樽市女性防火クラブ連絡協議会会長	花園2-12-1
〃	小 樽 市 総 連 合 町 会 会 長	富岡1-5-10
〃	小 樽 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長	富岡1-5-10
〃	陸上自衛隊第11特科隊長	札幌市南区真駒内17
〃	公 募	

○小樽市災害対策本部条例

制 定 昭和37年12月25日条例第30号
最近改正 平成8年3月25日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、小樽市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平8. 3. 25条例7）

この条例は、公布の日から施行する。

小樽市における災害関係協定の締結状況

(令和4年10月1日現在)

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
1				○					災害時の医療活動に関する協定	社団法人小樽市医師会	救護隊の派遣
2	○								北海道広域消防相互応援協定	道内市町及び消防の一部事務組合	応援隊の派遣
3	○								後志管内災害発生時応援協力覚書	■北後志消防組合消防本部 ■羊蹄山ろく消防組合消防本部 ■岩内寿都地方消防組合消防本部	応援隊の派遣
4								○	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	ヘリコプターによる応援
5									<協定終了>		
6					○				緊急放送に関する協定	(株)エフエム小樽放送局	緊急放送の協力
7				○					災害時の歯科医療活動に関する協定	社団法人小樽市歯科医師会	救護班の派遣
8	○	○	○	○		○	○		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	■北海道 ■北海道市長会 ■北海道町村会	物資、資機材の提供・あっせん等
9 ～ 15		○	○						災害時衛生材料等物資供給の協力に関する協定	■(株)スズケン 小樽支店 ■土屋薬品(株) ■東邦薬品(株) 小樽営業所 ■(株)ニチャク ■(株)ほくやく 小樽支店 ■(株)モロオ小樽営業所 ■(株)ムトウ SPD センター	一般薬品、衛生材料の供給および運搬
16			○		○				災害発生時における小樽市と小樽市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)小樽郵便局	郵便局のネットワークを活用した広報活動等
17					○				北海道総合行政ネットワークの管理運営に関する協定	北海道	ネットワークの設置運営
18									<協定終了>		
19						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	朝里川温泉組合	避難場所、入浴の提供等
20						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	(株)ウィンケル	避難場所、入浴の提供等
21						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	(株)小樽観光企画	避難場所、入浴の提供等

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協力内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
22	○	○	○						災害時における霊柩自動車輸送に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供
23		○	○						災害時における機器の調達に関する協定	(株)カナモト	仮設ハウス等の資機材の貸与
24								○	防災情報の共有にかかる協定	北海道開発局	開発局のシステムを活用した防災情報の共有
25									< 協定終了 >		
26									< 協定終了 >		
27		○							災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定	イオン北海道(株)	保有商品の供給協力
28		○			○				災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	災対本部設置時等の緊急時における災害対応型自動販売機在庫飲料の無償提供及び自動販売機電光掲示板による情報提供
29	○	○	○				○		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	土木施設等の被害状況の把握及び二次災害の防止に関する応急措置の準備
30		○					○		災害等の発生時における小樽市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	応急措置及び復旧工事、LPガス供給停止が長期に及ぶ場合の簡易コンロの手配等
31	○	○							小樽市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定	小樽建設事業協会	災害応急対策にかかる業務等
32	○	○							道央圏港湾連携による災害時の相互応援に関する協定	■港湾管理者(室蘭港、苫小牧港、石狩湾新港、白老港) ■北海道開発局	港湾施設の被害状況の把握、港湾機能の復旧等
33								○	泊発電所周辺の安全確認等に関する協定	■北海道 ■北海道電力(株) ■島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	環境放射線の測定、立入調査への同行、損害補償等
34	○	○				○			小樽市、半田市、日南市災害時相互応援協定	■愛知県半田市 ■宮崎県日南市	食料・生活必需品の提供、職員派遣等
35							○		災害時等における応急対策業務に関する協定	小樽地方電気工事協同組合	災害応急対策業務への協力等

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協力内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
36		○	○						道内卸売市場による災害時相互応援協定	■ 札幌市中央卸売市場、曲ペ高橋水産(株)、丸水札幌中央水産(株)、丸果札幌青果(株)、札幌ホクレン青果(株) ■ 室蘭市公設地方卸売市場、丸果室蘭青果(株)、(株)室蘭魚市場 ■ 苫小牧市公設地方卸売市場、マルトマ苫小牧卸売(株)、丸一苫小牧中央青果(株) ■ 函館市水産物地方卸売市場、函館市青果物地方卸売市場、函館魚市場(株)、東一函館青果(株)、丸果函館合同青果(株) ■ 旭一旭川地方卸売市場、(株)キョクイチ、丸果旭川地方卸売市場、丸果旭川青果卸売市場(株)、一印旭川地方卸売市場、(株)一印旭川魚卸売市場 ■ 北見地方卸売市場、(株)マルキタ ■ 帯広地方卸売市場、帯広地方卸売市場(株) ■ 釧路市公設地方卸売市場、丸中釧路中央青果(株)、新富士水産物地方卸売市場、釧路市漁協、釧路水産物地方卸売市場 ■ 小樽機船漁協、小樽市漁協、樽一小樽中央青果(株) ■ 倶知安町地方卸売市場、(株)倶知安魚菜卸売市場 ■ 千歳市公設地方卸売市場 ■ 夕張市公設地方卸売市場、夕張友西市場(株) ■ 公設道央地方卸売市場、(株)岩三 ■ 深川地方卸売市場、(株)大印深川地方卸売市場 ■ 富良野市公設地方卸売市場、富良野市地方卸売市場 ■ 士別地方卸売市場 ■ 名寄市地方卸売市場 ■ 稚内市地方卸売市場、稚内機船漁協	被災地域住民に供給する生鮮食料品の運搬、提供
37								○	大規模災害時における炊き出し等に関する協定	(株)東洋食品	小樽市学校給食センターにおける調理従事者による炊き出し
38						○			福祉避難所の開設等に関する協定書	■ (社福)ノマド福祉会 ■ (社福)小樽育成院 ■ (社福)北海道宏栄社 ■ (社福)小樽四ツ葉学園 ■ (社福)後志報恩会 ■ (社福)志成会 ■ (社福)札幌緑花会 ■ (社福)小樽北勉会	介護福祉施設等における福祉避難所開設協力
39								○	札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定	■ 札幌市 ■ 江別市 ■ 北広島市 ■ 石狩市 ■ 恵庭市 ■ 岩見沢市 ■ 南空知公衆衛生組合 ■ 千歳市 ■ 当別町 ■ 南幌町 ■ 長沼町 ■ 由仁町 ■ 新篠津村	大規模災害等による大量廃棄物発生時の支援等

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
40	○		○		○	○			災害時の応援に関する協定	■北海道財務局 ■北海道 ■北海道市長会 ■北海道町村会	避難所運営補助、り災証明書関係事務等の災害応急対策に関する事務及び作業
41			○						緊急時における輸送業務に関する協定	札幌地区トラック協会小樽支部	物資輸送業務
42	○								大規模災害時等の連携に関する協定	■陸上自衛隊第11旅団第11特科隊 ■積丹町 ■古平町 ■仁木町 ■余市町 ■赤井川村	情報連絡体制の充実、連絡幹部の派遣、活動拠点の提供
43	○	○				○			原子力災害時等における広域避難に関する協定書	古平町	原子力災害時等の広域避難における一時滞在場所や必要資機材の提供
44							○		小樽市水道局と札幌市水道局の連携協力に関する基本協定について	札幌市	緊急時連絡管の整備その他の災害時の相互応援
45		○	○			○			災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	小樽地方石油業協同組合	保有する石油類燃料の優先給油及び給油所における帰宅困難者への支援
46		○	○		○				災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブーン・イレブン・ジャパン	保有又は調達可能な物資の供給及び運搬
47		○	○						大規模火災時における消火用水の搬送協力に関する協定	小樽地区生コンクリート協同組合	大規模火災時における消火用水の搬送及び消防隊への供給
48				○					災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会小樽ブロック	災害時における救護所での被災者に対する施術及び応急手当
49	○	○	○						災害時における消防活動の協力に関する協定	■小樽建設協会 ■小樽市消防本部 ■羊蹄山ろく消防組合 ■北後志消防組合 ■岩内・寿都地方消防組合	災害時における消防活動の協力
50								○	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	小樽公衆浴場商業協同組合	災害時における風呂の提供、生活用水の提供
51		○							小樽市と東洋水産㈱北海道事業部とのパートナーシップ協定	東洋水産㈱北海道事業部	災害時における食料の供給
52	○							○	災害時における防疫活動業務の協力に関する協定	㈱北日本消毒	災害時における家屋等の消毒、そ族・昆虫等の駆除を行う消毒班の派遣
53								○	小樽海上保安部と小樽市消防本部の船舶消火等に関する業務協定	■小樽海上保安部 ■小樽市消防本部	船舶火災等に関する消火活動等の連携・協力

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
54								○	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社福)小樽市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営
55	○	○	○					○	災害時及び防災活動の協力に関する協定	一社)小樽青年会議所	災害時における被災状況、ニーズ把握、物資の調達・仕分け・輸送等の支援
56		○	○						災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	(株)トヨタレンタリース札幌	災害時における電源自動車の優先貸借
57		○							小樽市と一正蒲鉾株式会社とのパートナーシップ協定	一正蒲鉾(株)	災害時における食料の供給
58		○				○			災害時等の施設使用等の協力に関する協定	だるま食品(株)	災害時における避難所としての施設利用、飲料水・生活用水の提供、携帯電話等の充電対応
59		○	○						災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	(株)トヨタレンタリース新札幌	災害時における電源自動車の優先貸借
60		○	○						災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株)セコマ	災害時における飲食料、物資の供給・配送
61					○				災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	・Yahoo!防災アプリによる災害時の避難所開設、避難指示等の緊急情報の周知 ・災害時、アクセス負荷軽減のための市HPのキャッシュサイトを掲載
62	○	○	○						災害時における物資調達に関する協定書	合同容器(株) J パックス(株)	災害時における段ボールベッド、段ボール間仕切り等の供給
63		○	○						災害時応急用段ボールの供給に関する協定	(株)トーモク札幌工場	災害時における段ボールベッド、段ボール間仕切り等の供給
64		○							小樽市と株式会社ニトリホールディングスとの包括連携協定	(株)ニトリホールディングス	災害時における店舗販売品の供給
65	○		○						小樽市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	ヤマト運輸(株)	災害時における物資輸送、物資拠点の運営
66		○							小樽市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)札幌支店	防災に関する事項
67			○						小樽市と北海道中央バス株式会社及び中央バス観光開発株式会社との包括連携協定	北海道中央バス(株)	防災に関する事項
68		○							小樽市と日本たばこ産業株式会社との包括連携協定	日本たばこ産業(株)北海道支社	災害対応に関する事項
69	○						○		大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)	・北電の要請に基づく停電復旧作業の支援 ・資機材、物資、人材等の資源の相互提供

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
70			○						災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	佐川急便(株)北海道支店	災害時における物資輸送、物資拠点の運営、相手方物流施設での一時保管
71		○							緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング(株)東日本支店	緊急時解放提供型自動販売機内在庫飲料及び食料の無償提供
72	○	○						○	災害時協力協定	一財)北海道電気保安協会	・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 ・避難所における非常用発電機の貸出し

※No.5、No.18、No.25及びNo.26は協定終了につき欠番

小樽市津波避難計画

令和 5 年 2 月

小樽市

【目 次】

第1章	総 則 -----	212
	1 計画の目的	
	2 計画の修正	
	3 用語の意義	
第2章	避難計画 -----	213
	1 津波浸水想定区域	
	2 避難対象地域	
	3 避難方法	
	4 津波到達予想時間	
	5 避難目標地点	
	6 避難可能距離	
	7 避難路・避難経路	
	8 避難場所	
第3章	初動体制 -----	216
	1 災害対策本部の設置	
	2 災害対策本部の配備体制	
	3 職員動員	
第4章	避難誘導等に従事する者の安全確保 -----	217
第5章	避難情報の収集・伝達 -----	218
	1 津波情報の収集	
	2 津波情報の伝達	
第6章	避難情報の発令 -----	219
	1 避難指示の発令対象とする津波災害	
	2 避難指示の対象とする区域	
	3 避難指示の発令対象となる人	
	4 避難指示の発令の判断基準	
	5 避難指示の発令時期	
	6 避難指示の伝達方法	
	7 協力・助言を求めることのできる機関	
	8 避難指示の解除	
	9 避難指示の伝達文	
第7章	津波防災教育と啓発 -----	222
	1 防災教育	
	2 防災知識の普及啓発	

【目 次】

第8章	津波避難訓練の実施	-----	223
	1 避難訓練の実施		
	2 避難訓練の内容		
第9章	その他の留意点	-----	223
	1 観光客等の避難対策		
	2 避難行動要支援者の避難対策		

第1章 総 則

1 計画の目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要に応じてこれを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する地域をいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、住民等がとりあえず生命の安全を確保するために設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路・避難経路

住民等が避難するための経路で、市や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市が指定する避難場所をいう。

(6) 避難所

一定期間の生活を行う施設で、市が指定するものをいう。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域

本市では、北海道が平成29年2月に公表した日本海沿岸の津波浸水想定区域図に基づき、津波浸水想定区域を設定する。

2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域及び概ね標高5mまでの地域とし、各地区の避難対象地域は次表に示す。

地区名	避難対象地域町名
蘭島・忍路地区	蘭島1丁目1～27
	蘭島2丁目3～42・89～129
	忍路1丁目456・460・589
桃内地区	桃内1丁目79・81・85
塩谷地区	塩谷1丁目17～25・27～30・33
	塩谷2丁目28～30
祝津・高島地区	祝津1丁目18～35・43
	祝津2丁目179・183～225
	祝津3丁目7～15・19・86・89・91～98・102・110・117・120・124・145・146・165・170・178～180・182・190・191・197・208・210・212・280・320・435
	高島1丁目全部
	高島2丁目1～8
	高島3丁目1～5・12～15
港湾地区	手宮1丁目1～6
	手宮2丁目1～2
	石山町10
	末広町1～2
	錦町1・3・5・7～22
	色内1丁目1～6・8・10
	色内2丁目1～11・15～18・20
	色内3丁目全部
	稲穂5丁目1～3
	港町全部
	堺町全部
	入船1丁目1～2
	相生町6
	住吉町1・2・4
	有幌町全部
	信香町1～5
	勝納町1～3・6～8
	若竹町3・7・8・13・14
	築港全部

船浜地区	船浜町全部
朝里地区	朝里1丁目全部
	朝里4丁目1～3
銭函地区	銭函1丁目23
	銭函2丁目1～3・13・24・25・28～30
	32～56
	銭函3丁目3～296・299・389～575
	銭函5丁目石狩湾新港西地区・樽川地区

3 避難方法

避難方法は、原則、徒歩避難とする。

ただし、次の場合においては自動車避難を認めるものとする。

- (1) 高齢者や障がい者などが相当程度長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合

※相当程度長い距離とはおおむね500m以上とする。

4 津波到達予想時間（平成29年2月北海道公表F06「津波断層モデル」）

津波到達予想時間は、各地区の津波影響開始時間とする。津波断層モデルは、資料編「2 想定津波波源域」に示す。

〈市内代表地点の津波到達予想時間〉

項目 地区名	津波到達予想時間 (津波影響開始時間) (分)	津波第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
蘭島	22	26	4.60
塩谷漁港	21	26	7.83
祝津	27	30	3.41
高島	31	33	4.78
小樽港	32	36	4.55
船浜町	33	36	4.78
銭函二丁目	42	46	6.05

5 避難目標地点

避難目標地点は、避難対象地域の外とし、資料編「4 津波浸水想定区域図」に記載されている避難路・避難経路の先の地点を目安とする。

6 避難可能距離

避難可能距離は、次の式により算出する。

避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達予想時間－５（分））×６０

※歩行速度は、１.０ｍ／秒とする。

（平成２４年６月 北海道津波避難計画策定指針による。）

〈各地区の避難可能距離〉

項目 地区名	津波到達予想時間 （津波影響開始時間） （分）	津波到達予想時間 （津波影響開始時間） － ５（分）	避難可能距離 （ｍ）
蘭島	22	17	1,020
塩谷漁港	21	16	960
祝津	27	22	1,320
高島	31	26	1,560
小樽港	32	27	1,620
船浜町	33	28	1,680
銭函二丁目	42	37	2,220

7 避難路・避難経路

避難路・避難経路については、原則として津波の進行方向と同方向で、標高の高い場所へ向かう道路を通行する。避難路・避難経路は、資料編「４ 津波浸水想定区域図」に示す。

8 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域外の市が指定している緊急避難場所及び避難所とする。緊急避難場所及び避難所は、小樽市地域防災計画第５章第４節資料編【別表】避難所に示す。

第3章 初動体制

1 災害対策本部の設置

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、消防庁舎6階講堂に小樽市災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の配備体制

非常配備基準は、小樽市地域防災計画に基づき次表のとおりとする。

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第 1 非 常 配 備	1 震度4の地震が発生したとき 2 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき 3 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	災害のおそれがある場合の情報連絡、又は災害が発生した場合の速やかな対処のため、総括部、住民対策部、建設対策部、消防部等の原則課長以上の人員をもって当たるもので、状況により、更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第 2 非 常 配 備	1 「津波注意報・津波警報・大津波警報」が発表されたとき 2 震度5弱・5強の地震が発生したとき 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 4 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	災害対策本部の原則係長職以上の人員及び関係各部の所要の人員をもって当るもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第 3 非 常 配 備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 3 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもって当るもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

3 職員動員

(1) 平常勤務時間内

- ア 市長は、非常配備基準に基づき、職員動員の指示をする。
- イ 職員は、上司の指示又は非常配備基準に基づき非常配備体制をとるものとする。

(2) 夜間・休日等勤務時間外における動員

- ア 総務部災害対策室主幹は、当直員又は消防本部（通信指令室）から災害情報の連絡を受けた場合は、総務部長又は総務部次長及び職員課長に連絡するとともに非常配備基準に基づき各部局長に連絡をする。
- イ 各部局長は、非常配備基準に基づき非常配備体制をとるものとする。

(3) 自主参集

津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合又は震度4以上の地震が発生した場合は、小樽市地域防災計画に基づき、災害対策本部員及び部班員は自主参集し、非常配備体制をとるものとする。

- ア 津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、第2次非常配備体制をとる。
- イ 震度4の地震が発生した場合は、第1次非常配備体制をとる。
- ウ 震度5弱・5強の地震が発生した場合は、第2次非常配備体制をとる。
- エ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、第3次非常配備体制をとる。

第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行うには、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため津波浸水想定区域内での活動は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の10分前までとする。また、無線機、携帯電話等の情報伝達機器を携行する。

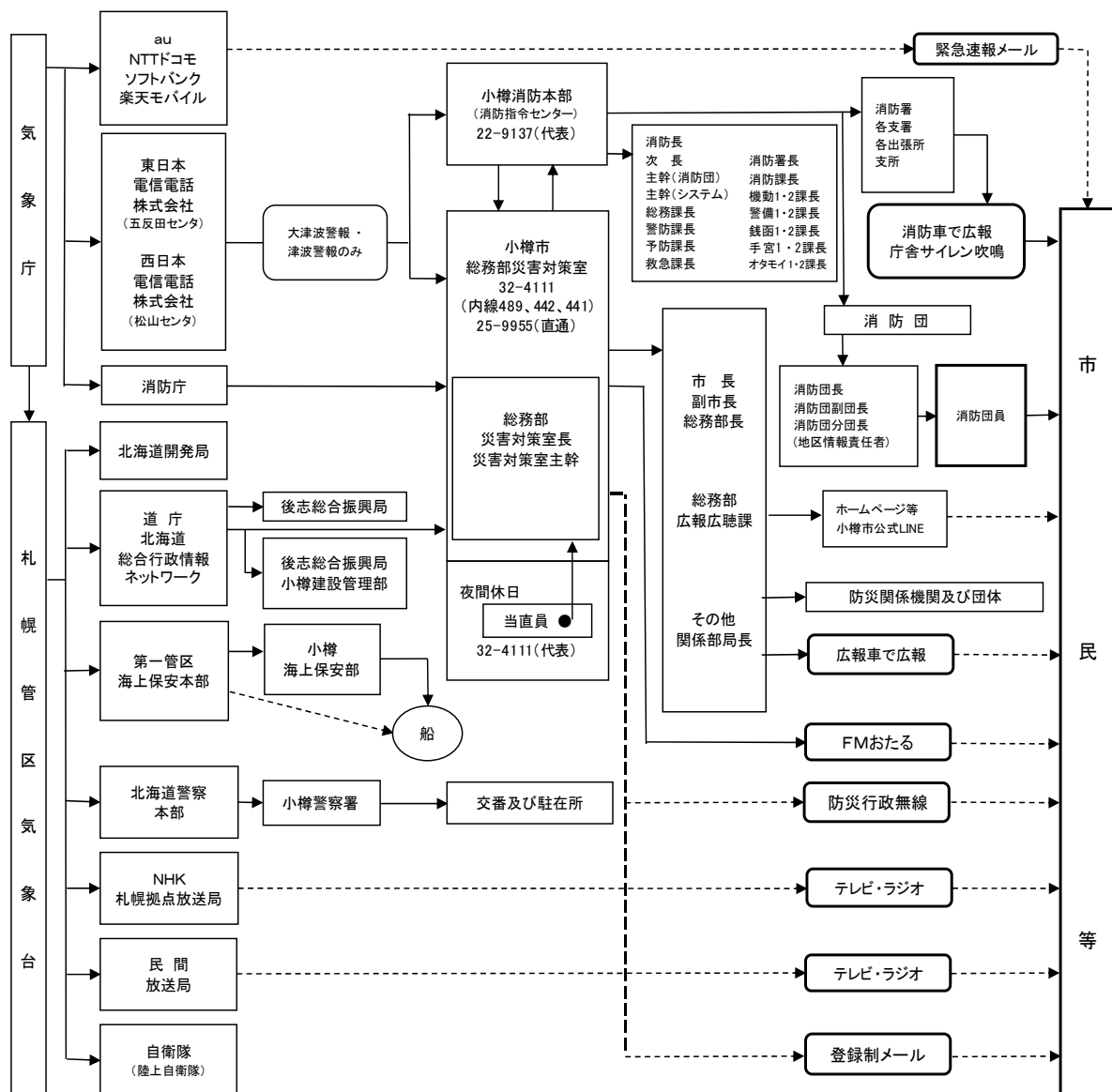
第5章 避難情報の収集・伝達

1 津波情報の収集

市内において、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合又は震度4以上の地震が発生した場合は、非常配備体制をとるとともに、テレビ、ラジオ、全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システム及び消防団潮位監視者から津波情報を収集する。

2 津波情報の伝達

津波情報の伝達は、下図のとおりとし、住民等へは消防車両等による広報やTV、ラジオ、緊急速報メールなどにより津波情報を伝達する。



第6章 避難情報の発令

1 避難指示の発令対象とする津波災害

大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合

2 避難指示の対象とする区域

(1) 大津波警報・津波警報の発表時

「第2章 2 避難対象地域」とする。

(2) 津波注意報の発表時

海岸堤防等より海側の区域

ただし、海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、高さ1mの津波による浸水も想定されることから、立退き避難の対象とする。

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令対象となるのは、「2 避難指示等の対象とする区域」内に居住又は滞在する人とする。

4 避難指示の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は次表のとおりとする。

〈避難指示の発令の判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
避難指示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ※第5章 災害応急対策計画の津波浸水想定区域図P134～P134-8を参照
	2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域 (当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
	3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
	4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5m～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合（削除）については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難等の発令を検討する。

5 避難指示の発令時期

避難指示の発令については、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合は、「4 避難指示の発令の判断基準」に基づき、自動的に行う。

6 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次表のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMおたるラジオ放送		聴取者
	電話・FAX・電子メール		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区気象台 小樽警察署
	登録制メール		登録者
広報広聴課	ホームページ・フェイスブック・ツイッター 小樽市公式LINE		PCユーザー等
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話・FAX・電子メール		消防団
福祉総合相談室	電話・FAX・電子メール		福祉保険部が所管する要配慮者施設
介護保険課	電話・FAX・電子メール		所管する要配慮者施設
生活安全課	電話・FAX・電子メール		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車		住民等(巡回ルート)
教育委員会	電話・FAX・電子メール		学校等

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	協力・助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 地震火山課 【電話番号011-611-6125】	・地震、津波に関すること。
後志総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号0136-25-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難指示の解除

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

9 避難指示の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、●●地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
※2

(2) 避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

(3) 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■津波注意報が発表されたため、●●地域に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※1 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

※2 できるだけ高い場所という表現ではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波に何タワー等の具体的な指定緊急避難場所などの具体的な避難先を呼びかけてもよい。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

小樽市：【警戒レベル4】避難指示
00/00 00:00
地区：沿海地区
避難所：指定緊急避難場所
理由：大津波警報発表
備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

第7章 津波防災教育と啓発

1 防災教育

(1) 職員に対する防災教育

市職員として、防災対策に関する正しい知識と行動力を向上させるため、防災研修を実施する。

(2) 市民に対する防災教育

講習会、講演会等を通じて、津波に関する知識や避難方法等の津波防災教育を実施する。

2 防災知識の普及啓発

(1) 市民に対する普及啓発

市民に対しては、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」を基本として、災害時には的確に行動できるよう、防災知識の普及啓発を図る。

(2) 自主防災組織の育成

別に定める小樽市自主防災組織育成促進要綱に基づき、町内会等の防災訓練や自主防災組織規約等の作成を指導し、育成推進を図る。

第8章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施

津波避難訓練は、有事の際に住民が円滑な避難行動ができるようにするとともに訓練を通じて津波防災対策の課題検証を行うため、年1回を基本として実施するよう努める。

2 避難訓練の内容

防災関係機関、町会、自主防災組織、各種団体（事業所等を含む。）と連携して避難訓練、情報伝達訓練、炊出し訓練、災害図上訓練（DIG）を実施する。

第9章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

海拔や避難場所表示看板を設置し安全な場所への避難誘導を図るほか、北海道防災情報システム（Lアラート経由にて、テレビ、ラジオ、メールに配信）やFMおたる、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック）、広報車等複数の手段を用いて観光客等への情報を周知する。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域住民、消防団、民生委員、警察、消防等の協力を得ながら、安全・迅速に避難できるように努める。

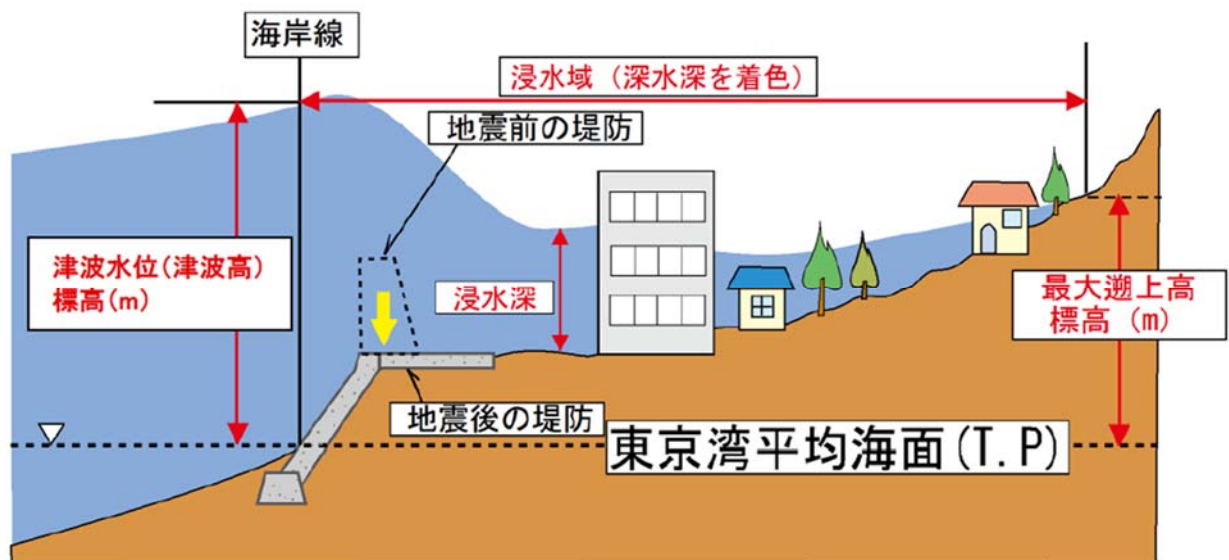
資 料 編

【目次】

1	用語の解説	-----	225
2	想定津波波源域	-----	226
3	小樽市代表地点周辺で予測される最大遡上高・津波影響開始時間	--	226
4	津波浸水想定区域図	-----	227

1 用語の解説

- (1) 浸水域
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- (2) 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- (3) 津波水位（津波高）
津波来襲時の海岸線での海面の高さ（標高で表示）
- (4) 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、海岸線において初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位）の変化が生じるまでの時間
- (5) 津波第一波到達時間
海岸線において第一波の津波水位が最大となるまでの時間
- (6) 最大波到達時間
海岸線において津波の水位が最大となるまでの時間
- (7) 最大遡上高
浸水域の外縁における地盤高のうち、代表地点毎の最大の高さ（標高で表示）

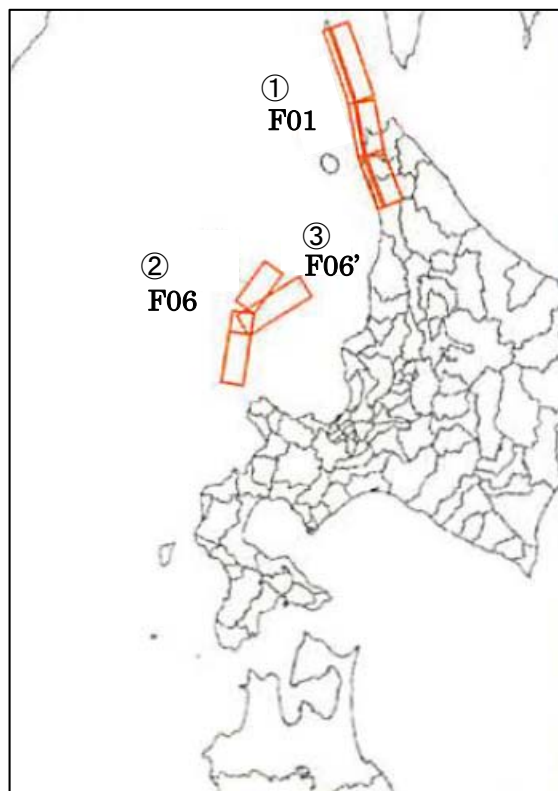


2 想定津波波源域

小樽市に最大クラスの津波を発生させる可能性のある津波断層位置図（右記）及び発生地震規模

- ・① F01 想定地震の規模
モーメントマグニチュード 7.9
- ・② F06 想定地震の規模
モーメントマグニチュード 7.6
- ・③ F06' 想定地震の規模
モーメントマグニチュード 7.6

【モーメントマグニチュードとは】
一般に、マグニチュードは地震波の振幅を基に算出されますが、巨大地震では正確に測定できないという課題があります。
一方、地下の岩盤のずれを基に算出したものをモーメントマグニチュードといい、巨大地震でも正確な測定ができますが、複雑な計算が必要なため地震直後に算出することや、規模の小さな地震で正確に測定することが難しいといった課題もあります。



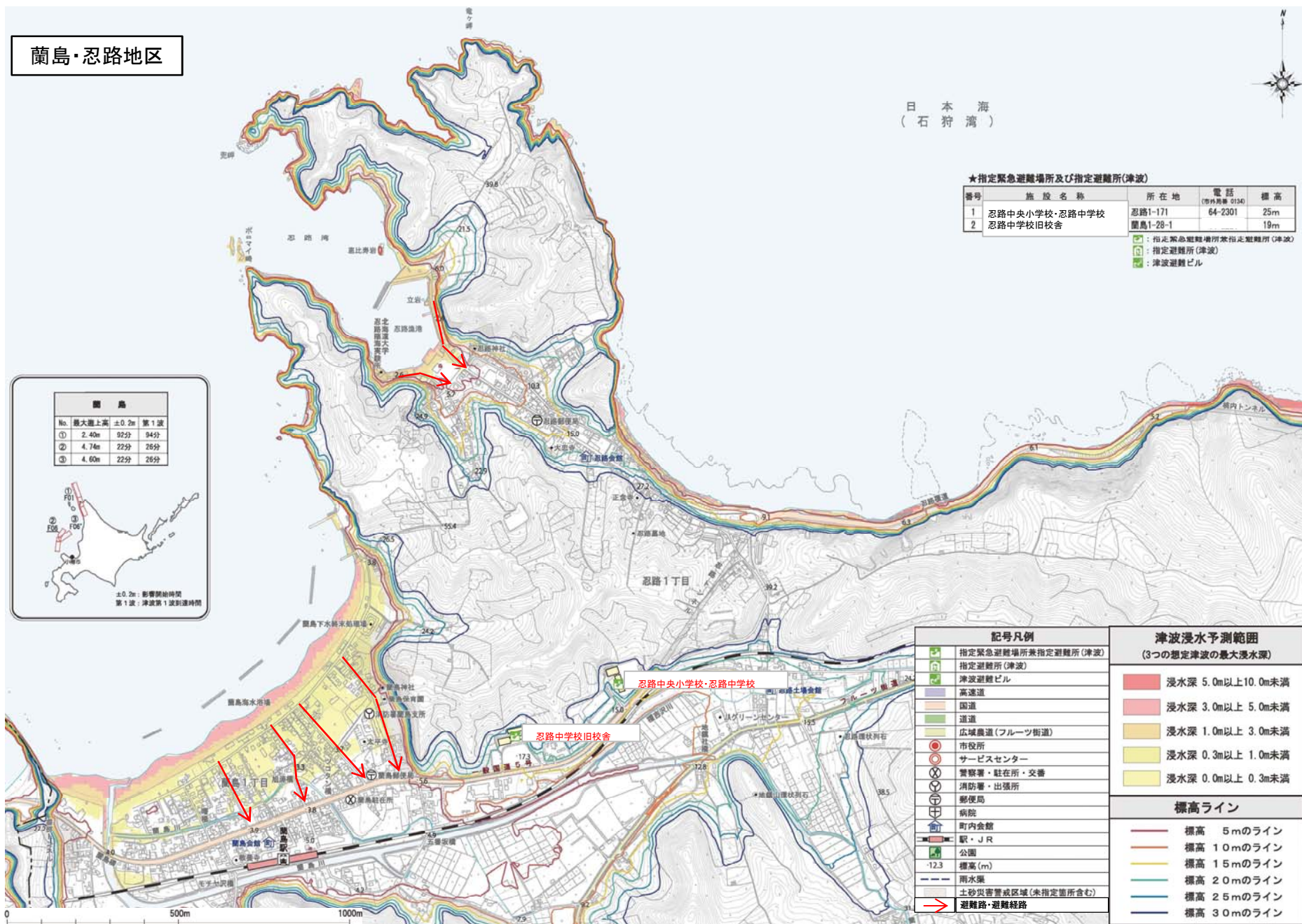
3 小樽市代表地点周辺で予測される最大遡上高・津波影響開始時間

	蘭島			塩谷漁港			祝津		
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波	最大遡上高	±0.2m	第1波	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	2.40m	92分	94分	2.48m	92分	97分	2.65m	96分	98分
②	4.74m	22分	26分	6.75m	22分	22分	3.48m	27分	29分
③	4.60m	22分	26分	7.83m	21分	26分	3.41m	27分	30分

	高島			小樽港			船浜町		
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波	最大遡上高	±0.2m	第1波	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	3.47m	99分	100分	3.89m	101分	103分	3.64m	103分	104分
②	3.07m	31分	32分	3.66m	33分	36分	4.39m	33分	36分
③	3.44m	31分	33分	4.55m	32分	36分	4.78m	33分	36分

	銭函二丁目		
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	2.95m	111分	114分
②	4.62m	42分	46分
③	6.05m	42分	46分

4 津波浸水想定区域図



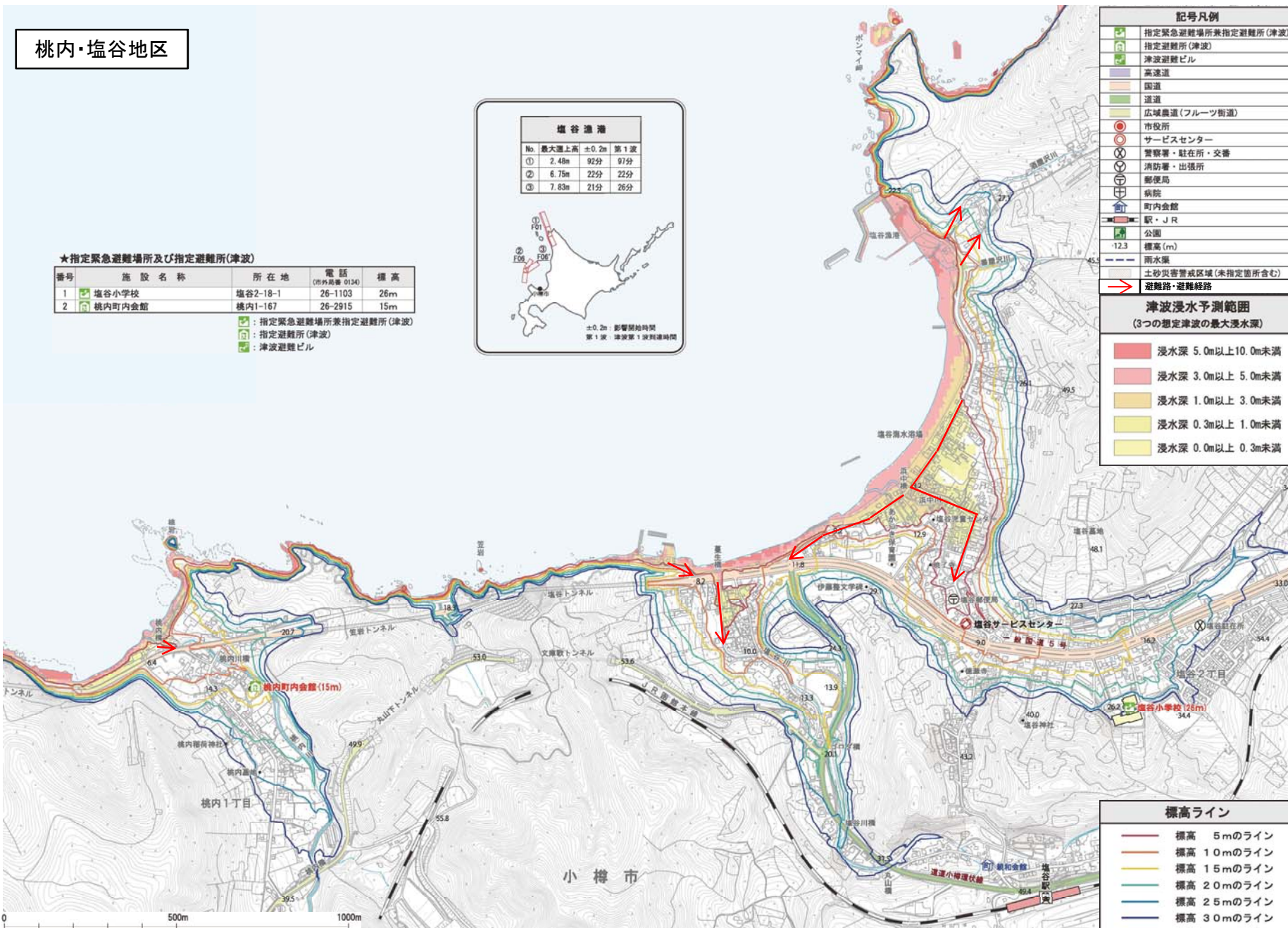
桃内・塩谷地区

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	塩谷小学校	塩谷2-18-1	26-1103	26m
2	桃内町内会館	桃内1-167	26-2915	15m

- : 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
- : 指定避難所(津波)
- : 津波避難ビル

No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波
①	2.48m	92分 97分
②	6.75m	22分 22分
③	7.83m	21分 26分



記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J R
	公園
	標高(m)
	標高(m)
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)	
	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン	
	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン

祝津・高島地区

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	旧祝津小学校グラウンド	祝津3-64		
2	高島小学校	高島5-6-1	25-1854	52m
3	手宮中央小学校	末広町13-5	25-0037	37m

- 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 津波避難ビル

祝津			
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	2.65m	96分	98分
②	3.48m	27分	29分
③	3.41m	27分	30分



高島			
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波	
①	3.47m	99分	100分
②	3.07m	31分	32分
③	3.44m	31分	33分



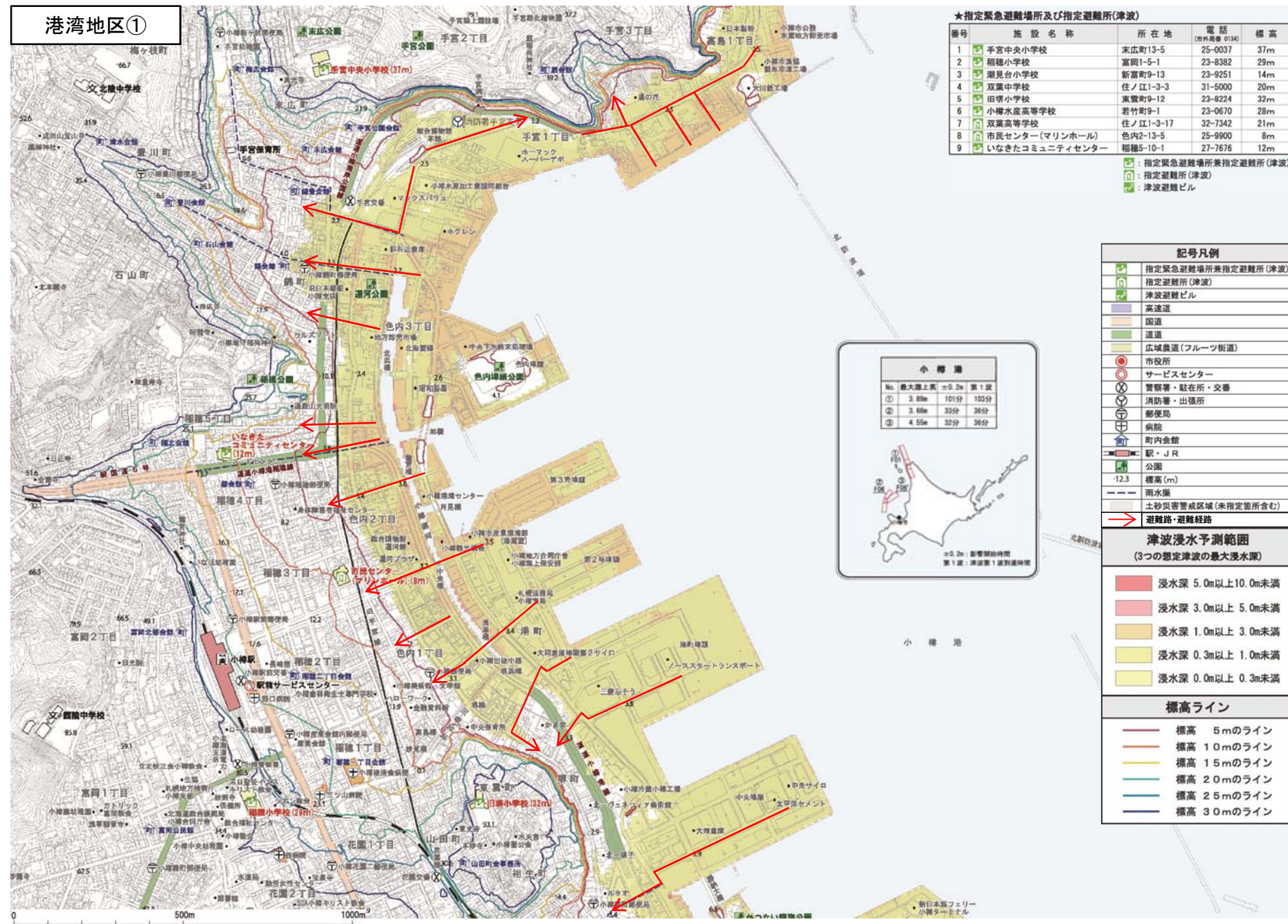
記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J R
	公園
	標高(m)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)

	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン

	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン



★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (内線番号 0134)	標高
1	手宮中央小学校	末広町13-5	25-0037	37m
2	稲穂小学校	富岡1-5-1	23-8382	29m
3	潮見台小学校	新富町9-13	23-9251	14m
4	双葉中学校	住ノ江1-3-3	31-5000	20m
5	旧堺小学校	東雲町9-12	23-8224	32m
6	小樽水産高等学校	若竹町9-1	23-0670	28m
7	双葉高等学校	住ノ江1-3-17	32-7342	21m
8	市民センター(マリンホール)	色内2-13-5	25-9900	8m
9	いなきたコミュニティセンター	稲穂5-10-1	27-7676	12m

: 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)

: 指定避難所(津波)

 : 津波避難ビル

記号凡例

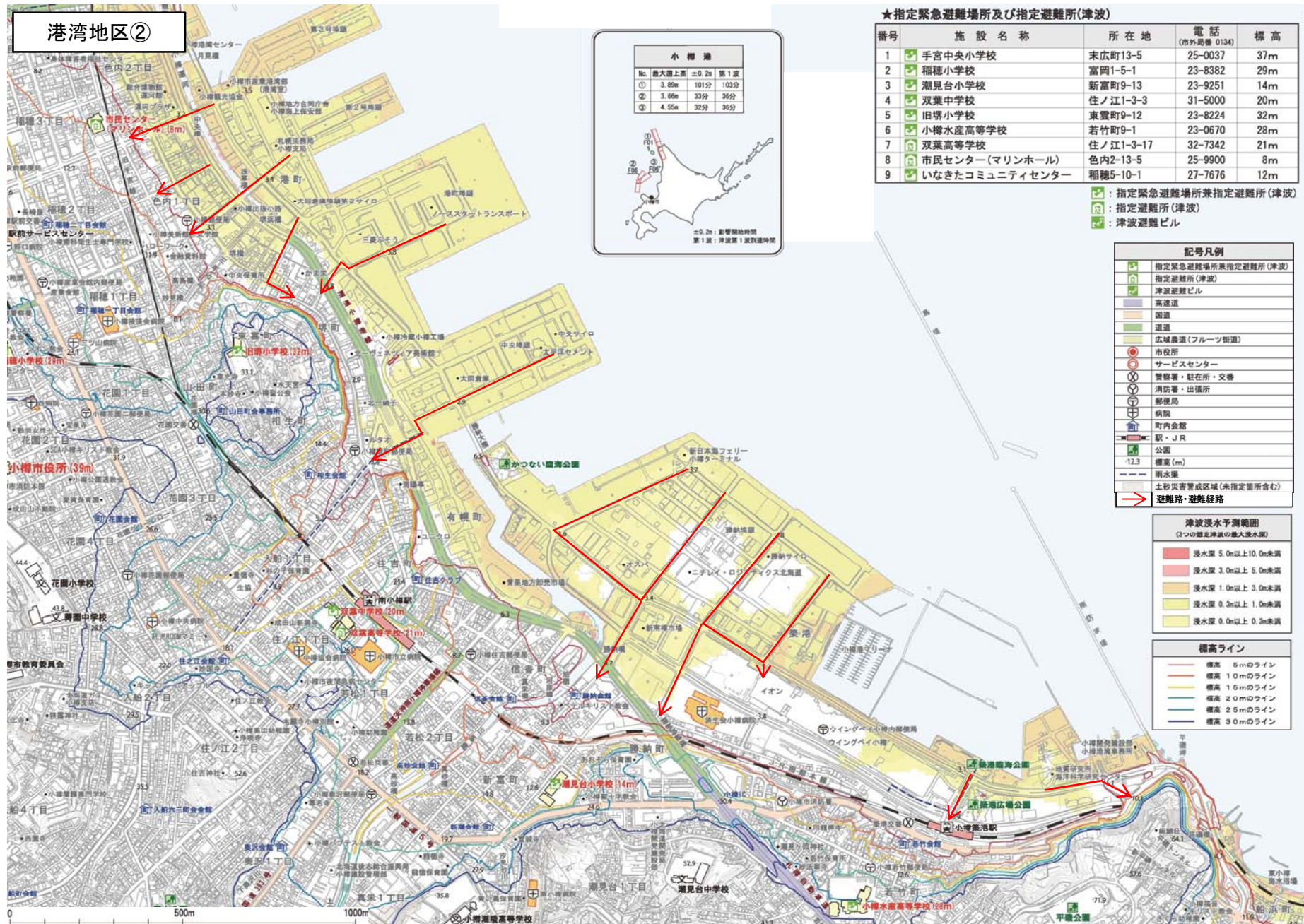
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・J R
	公園
	標高(未指定箇所含む)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲
(3つの想定津波の最大浸水深)

■	浸水深 5.0m以上10.0m未満
■	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
■	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
■	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
■	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン

—	標高 5 mのライン
—	標高 10 mのライン
—	標高 15 mのライン
—	標高 20 mのライン
—	標高 25 mのライン
—	標高 30 mのライン



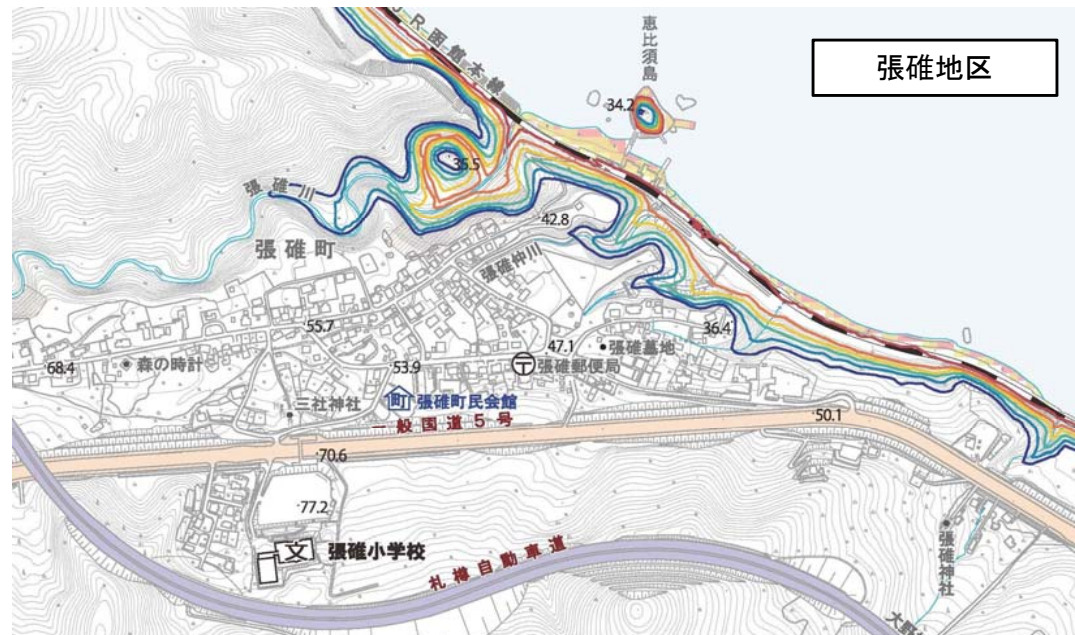
船浜・朝里地区

★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	桜小学校	桜1-16-1	54-6417	38m
2	朝里小学校	新光2-6-1	54-6414	35m
3	朝里中学校	新光3-7-1	54-6321	33m
4	東小樽会館	桜1-4-16	54-4594	

 : 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
 : 指定避難所(津波)
 : 津波避難ビル

張碓地区



銭函地区①

No.	最大地上高 ±0.2m	第1波
①	2.95m	111分 114分
②	4.62m	42分 46分
③	6.05m	42分 46分



★指定緊急避難場所及び指定避難所(津波)

番号	施設名称	所在地	電話 (市外局番 0134)	標高
1	銭函小学校	見晴町5-2	62-2004	34m
2	銭函中学校	見晴町2-12	62-2853	50m
3	銭函サービスセンター	見晴町3-26	62-2017	39m
4	銭函保育所	銭函2-23-13	62-2890	19m
5	北海道職業能力開発大学校	銭函3-190	62-3553	3m

指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)

指定避難所(津波)



記号凡例

- 指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 津波避難ビル
- 高速道
- 国道
- 道道
- 広域農道(フルーツ街道)
- 市役所
- サービスセンター
- 警察署・駐在所・交番
- 消防署・出張所
- 郵便局
- 病院
- 町内会館
- 駅・J R
- 公園
- 標高(m)
- 雨水渠
- 土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
- 避難路・避難経路

津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)

- 浸水深 5.0m以上10.0m未満
- 浸水深 3.0m以上 5.0m未満
- 浸水深 1.0m以上 3.0m未満
- 浸水深 0.3m以上 1.0m未満
- 浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン

- 標高 5mのライン
- 標高 10mのライン
- 標高 15mのライン
- 標高 20mのライン
- 標高 25mのライン
- 標高 30mのライン

銭函地区②

記号凡例	
	指定緊急避難場所兼指定避難所(津波)
	指定避難所(津波)
	津波避難ビル
	高速道
	国道
	道道
	広域農道(フルーツ街道)
	市役所
	サービスセンター
	警察署・駐在所・交番
	消防署・出張所
	郵便局
	病院
	町内会館
	駅・JR
	公園
	標高(m)
	雨水渠
	土砂災害警戒区域(未指定箇所含む)
	避難路・避難経路

津波浸水予測範囲 (3つの想定津波の最大浸水深)

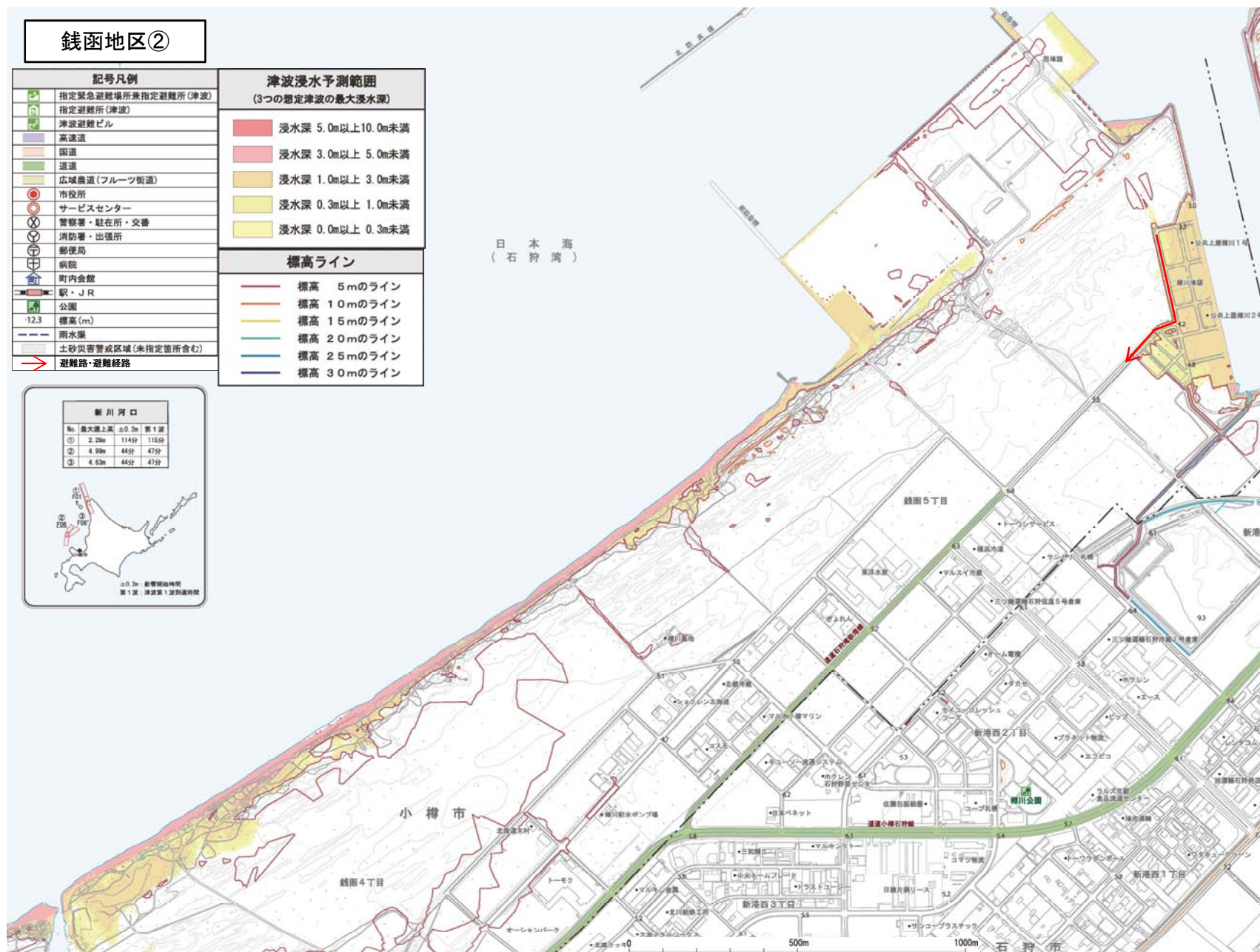
	浸水深 5.0m以上10.0m未満
	浸水深 3.0m以上 5.0m未満
	浸水深 1.0m以上 3.0m未満
	浸水深 0.3m以上 1.0m未満
	浸水深 0.0m以上 0.3m未満

標高ライン

	標高 5mのライン
	標高 10mのライン
	標高 15mのライン
	標高 20mのライン
	標高 25mのライン
	標高 30mのライン

新川河口		
No.	最大遡上高 ±0.2m	第1波
①	2.20m	114分 115分
②	4.99m	44分 47分
③	4.63m	44分 47分

±0.2m: 観測開始時刻
第1波: 津波第1波到達時刻



避難情報の発令判断・伝達マニュアル (津波災害編)

令和5年2月

小樽市

〈 目 次 〉

1	避難指示の発令対象とする津波災害	2 3 0
2	避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域	2 3 0
3	避難指示の発令対象となる人	2 3 0
4	避難指示の発令を判断するための情報	2 3 1
5	避難指示の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2 3 1
6	避難指示の発令基準	2 3 2
7	避難指示の解除基準	2 3 2
8	協力・助言を求めることのできる機関	2 3 2
9	避難指示の伝達方法	2 3 3
10	避難指示の伝達文	2 3 4
別表	津波災害避難対象区域	2 3 5

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

対象地域は、別表に示す「津波災害避難対象地域」のとおり

(1) 大津波警報の発表時

- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波災害警戒区域等）
※第5章 災害応急対策計画の津波浸水想定区域図P134～P134-8を参照
- ・ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を考えるべきである。

(2) 津波警報の発表時

- ・津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

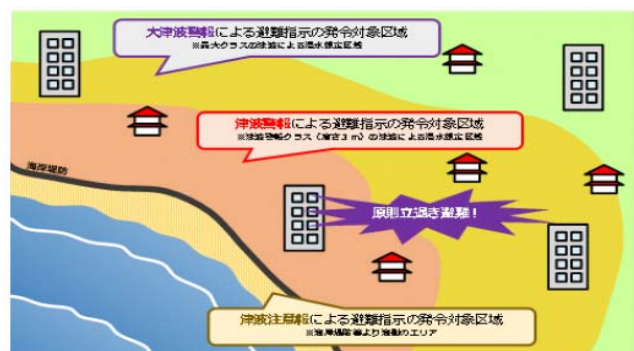
(3) 津波注意報の発表時

- ・津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。
- ・海岸堤防等がない地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難指示の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m < 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

5 避難指示の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示	(災害対策基本法第60条第1項) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難) する。

※ 災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等にいるときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

〈避難指示の発令基準〉

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ※第5章 災害応急対策計画の津波浸水想定区域図P134～P134-8を参照
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台地震火山課 【電話番号011-611-6125】	・気象、津波の警報等に関する事。
小樽開発建設部 【電話番号0134-23-5119】	・災害対策用機械等の支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
後志総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号0136-23-1345】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難指示の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMおたるラジオ放送		聴取者
	電話・F A X・電子メール		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区気象台 小樽警察署
	登録制メール		登録者
広報広聴課	ホームページ・ツイッター・フェイスブック 小樽市公式LINE		P Cユーザー等
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話・F A X・電子メール		消防団
福祉総合相談室	電話・F A X・電子メール		福祉保険部が所管する要配慮者利用施設
介護保険課	電話・F A X・電子メール		所管する要配慮者利用施設
生活安全課	電話・F A X・電子メール		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車		住民等(巡回ルート)
教育委員会	電話・F A X・電子メール		学校等

10 避難指示の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
※2

(2) 避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

(3) 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！※1
■こちらは、小樽市です。
■津波注意報が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※1 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

※2 できるだけ高い場所という表現ではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波に何タワー等の具体的な指定緊急避難場所などの具体的な避難先を呼びかけてもよい。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

小樽市：警戒レベル4 避難指示
00/00 00:00
地区：沿海地区
避難所：指定緊急避難場所
理由：大津波警報発表
備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

別表 津波災害避難対象地域

地区名	町名	津波避難所等／標高 (m)
蘭島・忍路 地区	蘭島1丁目1～27	忍路中央小学校・忍路中 学校／25 忍路中学校旧校舎／19
	蘭島2丁目3～42・89～129	
	忍路1丁目456・460・589	
桃内・塩谷 地区	桃内1丁目79・81・85	塩谷小学校／26 桃内町内会館／15
	塩谷1丁目17～25・27～30・ 33	
	塩谷2丁目28～30	
祝津・高島 地区	祝津1丁目18～35・43	旧祝津小学校グラウン ド／18 高島小学校／52
	祝津2丁目179・183～225	
	祝津3丁目7～15・19・86・89・ 91～98・102・110・117・120・ 124・145・146・165・170・ 178～180・182・190・191・ 197・208・210・212・280・ 320・435	
	高島1丁目全部	
	高島2丁目1～8	
	高島3丁目1～5・12～15	
港湾地区	手宮1丁目1～6	手宮中央小学校／37 いなきた コミュニティセンター／12 稲穂小学校／29 潮見台小学校／14 双葉中学校／20 旧堺小学校／32 小樽水産高校／28 双葉高等学校／21 市民センター／8
	手宮2丁目1～2	
	石山町10	
	末広町1～2	
	錦町1・3・5・7～22	
	色内1丁目1～6・8・10	
	色内2丁目1～11・15～18・20	
	色内3丁目全部	
	稲穂5丁目1～3	
	港町全部	
	堺町全部	
	入船1丁目1～2	
	相生町6	
	住吉町1・2・4	
	有幌町全部	
	信香町1～5	
	勝納町1～3・6～8	
	若竹町3・7・8・13・14	
	築港全部	
船浜・朝里 地区	船浜町全部	桜小学校／38 朝里小学校／35 朝里中学校／33 東小樽会館／31
	朝里1丁目全部	
	朝里4丁目1～3	
銭函（1） 地区	銭函1丁目23	銭函サビセンター／39 銭函保育所／19 銭函小学校／34 銭函中学校／50
	銭函2丁目1～3・13・24・25・ 28～30・32～56	
	銭函3丁目3～296・299・389 ～575	
銭函（2） 地区	銭函5丁目石狩湾新港西地 区・樽川地区	

(参考：津波浸水想定区域内

世帯数及び人口)

地区名	世帯数 (推計)	人口 (推計)
蘭島・忍路 地区	350世帯	609人
桃内・塩谷 地区	219世帯	418人
祝津・高島 地区	587世帯	1,035人
港湾地区	2,732世帯	4,376人
船浜・朝里 地区	133世帯	217人
銭函（1） 地区	1,138世帯	2,109人
銭函（2） 地区	0世帯	0人
(合計)	5,159世帯	8,764人

※世帯数及び人口は令和4年10月1日
現在の住民基本台帳から算出した

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

令和5年2月

小樽市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする土砂災害……………	2 3 8
2	避難情報の発令対象区域……………	2 3 9
3	具体的な区域設定の考え方……………	2 3 9
4	避難情報の発令を判断するための情報……………	2 4 0
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動…	2 4 1
6	避難情報の発令基準……………	2 4 1
7	避難情報の解除基準……………	2 4 3
8	協力・助言を求めることのできる機関……………	2 4 3
9	避難情報の伝達方法……………	2 4 3
10	避難情報の伝達文……………	2 4 4

別添 「土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧」

※小樽市地域防災計画第4章災害予防計画「別表2の1 急傾斜地崩壊危険区域（指定区域）」、「別表2の2 地すべり防止区域（指定区域）」、「別表2の3 土砂災害警戒区域等」参照

巻末資料

I 土砂災害の前兆現象について

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである

対 象	急傾斜地の崩壊 (崖崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は別添「土砂災害警戒区域等」（小樽市地域防災計画第4章災害予防計画「別表2の3」）のとおり

（1）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

【参考】土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

（2）土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（3）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。
土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）－実況で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過

うす紫（非常に危険）－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過

赤（警戒）－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）

【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過

黄（注意）－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】判断基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1 kmメッシュで表示。

- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1 kmメッシュで表示したもの。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）－実況で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過

うす紫（非常に危険）－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過

赤（警戒）－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）

【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過

黄（注意）－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】判断基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	気象庁	1 km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
土砂災害危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開。	北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 1 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル４】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （災害発生を確認） 2 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- ・立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル３高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台 気象防災部予報課 【電話番号(011)611-6123】	・気象、土砂災害等に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室治水課 【電話番号(0134)25-2196】	・土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
小樽開発建設部 工務課（河川担当） 【電話番号(0134)23-5195】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号(0136)23-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	F Mおたるラジオ放送		聴取者
	電話・F A X・電子メール		後志総合振興局 小樽開発建設部 札幌管区气象台 小樽警察署
	登録制メール		登録者
広報広聴課	ホームページ・ツイッター・フェイスブック 小樽市公式LINE		P Cユーザー等
消防本部	消防車		住民等（巡回ルート）
	電話・F A X・電子メール		消防団
福祉総合相談室	電話・F A X・電子メール		福祉保険部が所管する要配慮者利用施設※
介護保険課	電話・F A X・電子メール		所管する要配慮者利用施設※
生活安全課	電話・F A X・電子メール		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車		住民等（巡回ルート）
教育委員会	電話・F A X・電子メール		学校等

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、小樽市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※2、崖の付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、小樽市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、小樽市です。
- 小樽市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
 - こちらは、小樽市です。
 - 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ決めておく。

※3 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に【警戒レベル4】避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4)【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

小樽市：【警戒レベル4】避難指示
00/00 00:00
地区：●●丁目・○町
避難所：●●小学校、○○中学校
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：○○地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

【 別 添 】

○土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

※小樽市地域防災計画第4章災害予防計画「別表2の1 急傾斜地崩壊危険区域（指定区域）」、「別表2の2 地すべり防止区域（指定区域）」、「別表2の3 土砂災害警戒区域等」参照

避難勧告等発令対象区域番号



避難勧告等発令地域一覧（土砂災害）

発令 区域 番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
伝達文 地区名	忍路・蘭島地区	蘭島地区	塩谷地区	忍路地区	塩谷・オタモイ地区 幸・長橋地区 梅ヶ枝・末広地区 赤岩・高島地区 石山・豊川・錦町地区 富岡・稲穂5丁目地区	天神・奥沢地区 最上・緑・松ヶ枝地区 富岡・花園・入船地区 長橋地区	祝津・高島地区 手宮地区	東豊・相生・堺町地区 奥沢・真栄・潮見台地区 勝納・若竹地区 入船・住吉・若松地区 船浜・桜地区 新光・朝里・望洋台地区 朝里川温泉地区	朝里川温泉地区	新光・朝里地区 張碓・春香地区	張碓地区	張碓・春香地区 銭函・桂岡地区 星野・見晴地区	星野地区
発令 対象 地域	忍路1丁目 蘭島1丁目	蘭島1丁目 蘭島2丁目	塩谷1丁目 塩谷2丁目 塩谷3丁目	忍路2丁目	赤岩1丁目 赤岩2丁目 石山町 稲穂5丁目 梅ヶ枝町 オタモイ1丁目 オタモイ2丁目 オタモイ3丁目 オタモイ4丁目 幸1丁目 幸3丁目 幸4丁目 塩谷1丁目 塩谷3丁目 清水町 末広町 高島4丁目 富岡2丁目 豊川町 長橋1丁目 長橋2丁目 長橋3丁目 長橋4丁目 長橋5丁目 錦町	入船3丁目 入船4丁目 入船5丁目 奥沢3丁目 奥沢4丁目 奥沢5丁目 天神1丁目 天神2丁目 天神3丁目 富岡1丁目 富岡2丁目 長橋1丁目 花園2丁目 花園5丁目 松ヶ枝1丁目 松ヶ枝2丁目 緑1丁目 緑2丁目 緑3丁目 緑4丁目 最上1丁目 最上2丁目	祝津1丁目 祝津2丁目 祝津3丁目 高島2丁目 高島3丁目 高島4丁目 高島5丁目 手宮1丁目 手宮3丁目	相生町 朝里1丁目 朝里2丁目 朝里3丁目 朝里川温泉1丁目 朝里川温泉2丁目 入船2丁目 奥沢1丁目 奥沢2丁目 勝納町 堺町 桜1丁目 桜2丁目 桜3丁目 桜5丁目 潮見台1丁目 潮見台2丁目 東豊町 新光1丁目 新光2丁目 新光3丁目 新光4丁目 新光5丁目 住吉町 船浜町 望洋台2丁目 真栄1丁目 真栄2丁目 若竹町 若松1丁目	朝里川温泉1丁目 朝里川温泉2丁目	朝里3丁目 朝里4丁目 新光3丁目 新光町 張碓町 春香町	張碓町	桂岡町 銭函1丁目 銭函2丁目 銭函3丁目 張碓町 春香町 星野町 見晴町	星野町
	2	2	3	1	25	22	9	30	2	6	1	8	1
	開設 避難所	忍路中央小学 校・忍路中学校 忍路中学校旧校舎	忍路中央小学 校・忍路中学校 忍路中学校旧校舎	塩谷小学校 忍路中央小学 校・忍路中学校 忍路中学校旧校舎	幸小学校 高島小学校 手宮中央小学校 長橋小学校 長橋中学校	稲穂小学校 入船小学校 向陽中学校 菁園中学校 松ヶ枝中学校 花園小学校 緑小学校	高島小学校 手宮中央小学校	朝里小学校 朝里中学校 旧堺小学校 桜中学校 潮見台小学校 潮見台中学校 望洋台小学校	朝里小学校 朝里中学校 望洋台小学校	朝里小学校 朝里中学校 銭函小学校 銭函中学校	銭函小学校 銭函中学校	桂岡小学校 銭函小学校 銭函中学校	桂岡小学校 銭函小学校 銭函中学校
開設 箇所数	2	2	1	2	5	7	2	7	3	4	2	3	3

巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山 斜面 がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと 落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり 盛り上がったたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川 の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		・腐った土の臭いがする		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (洪水編)

令和5年2月

小樽市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする洪水等	2 5 1
2	避難情報の発令対象区域	2 5 2
3	避難情報の発令を判断するための情報	2 5 3
4	河川の水位と発表される洪水予報等	2 5 4
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	2 5 5
6	避難情報の発令基準	2 5 6
7	避難情報の解除基準	2 6 2
8	協力・助言を求めることのできる機関	2 6 2
9	避難情報の伝達方法	2 6 2
10	避難情報の伝達文	2 6 3

- 別添
- 1 「新川洪水浸水想定区域図」
 - 2 「星置川洪水浸水想定区域図」
 - 3 「避難勧告等発令地域一覧（洪水災害）」
 - 4 「主要水位・雨量観測所一覧」

巻末資料

- I 新川タイムライン
- II 星置川タイムライン

1 避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
＊具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
＊住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下へ立ち入り等にも留意が必要。
- ③ ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

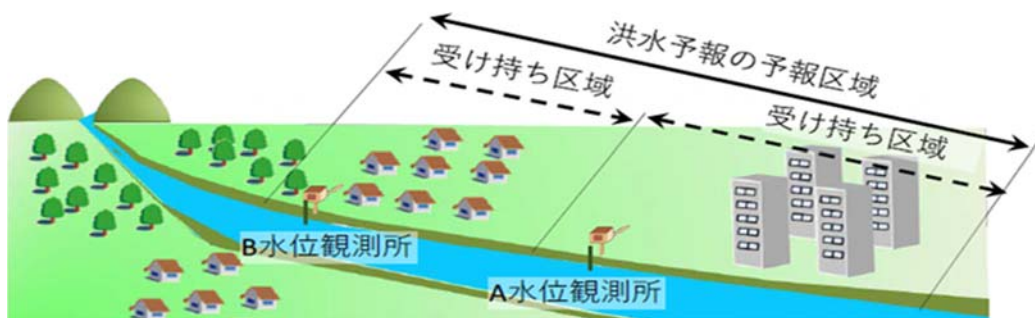
2 避難情報の発令対象区域

《洪水予報河川・水位周知河川》

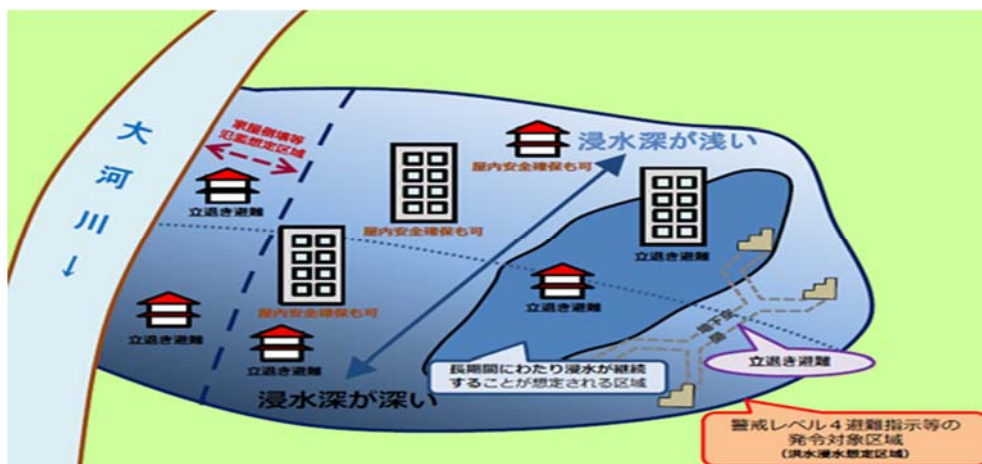
洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市町村は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて【警戒レベル4】避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(水位観測所と受け持ち区域のイメージ)



(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

《水位周知下水道》

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

《その他河川等》

その他河川等からの氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用することも考えられる。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3 避難情報の発令等を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html （ID・パスワード必要） ≪緊急速報メール≫ （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ ≪市町村向け川の防災情報≫
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン）（一般向け、市町村向け） https://frl.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	≪北海道防災情報システム≫
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	≪気象庁ホームページ≫
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。 1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫

項目	提供元	説明	主な提供システム等
洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川(洪水予報河川を除く)の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。 河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

水位危険度レベル	水位	指定河川洪水予報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル3 (警戒)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
レベル1	水防団待機水位	

※ 同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載しているため、どこを観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 【レベル2水位】 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位。
- ②避難判断水位 【レベル3水位】 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。
- ③氾濫危険水位 【レベル4水位】 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。

■洪水予報の発表

- ①氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫が発生又は継続しているとき
- ②氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
 - ・ 氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）

- ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
- ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）

④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）

- ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報〔洪水〕)
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報〔洪水〕)
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報〔洪水〕)
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報〔洪水〕)
	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位。
【レベル2水位】
- ②避難判断水位 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。
【レベル3水位】
- ③氾濫危険水位 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。
【レベル4水位】

■水位到達情報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
- ・ 氾濫が発生したとき
- ②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
- ・ 氾濫危険水位に到達した時
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
- ・ 避難判断水位に到達した時
- ④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
- ・ 氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、（削除）避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令基準)

《洪水予報河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、新川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル 3 水位）である6.27mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、新川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	新川の浸水想定区域 (銭函 3～5 丁目)
【警戒レベル 4】 避難指示	1 指定河川洪水予報により、新川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）である7.32mに到達したと発表された場合 2 新川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル 4 水位）である7.32mに到達していないものの、新川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である8.51mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位」の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令 ※夜間・未明であっても、発令基準例 1 から 5 に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※6 については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 新川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である8.51mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（【警戒レベル 5】相当情報〔洪水〕、水防団からの報告等により把握できた場合）	

《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 星置川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.46mに到達した場合 2 星置川の水位観測所の水位が一定の水位（6.29m）を超えた状態で、次により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・星置川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の2を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる。	
【警戒レベル4】 避難指示	1 星置川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である6.75mに到達した場合 2 星置川の水位観測所の水位が一定の水位（6.46m）を超えた状態で、次により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・星置川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	星置川の浸水想定区域 (銭函2～3丁目、星野町)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 星置川の星置水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である7.53mに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天満高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防組織からの報告により把握できた場合）	

その他の河川

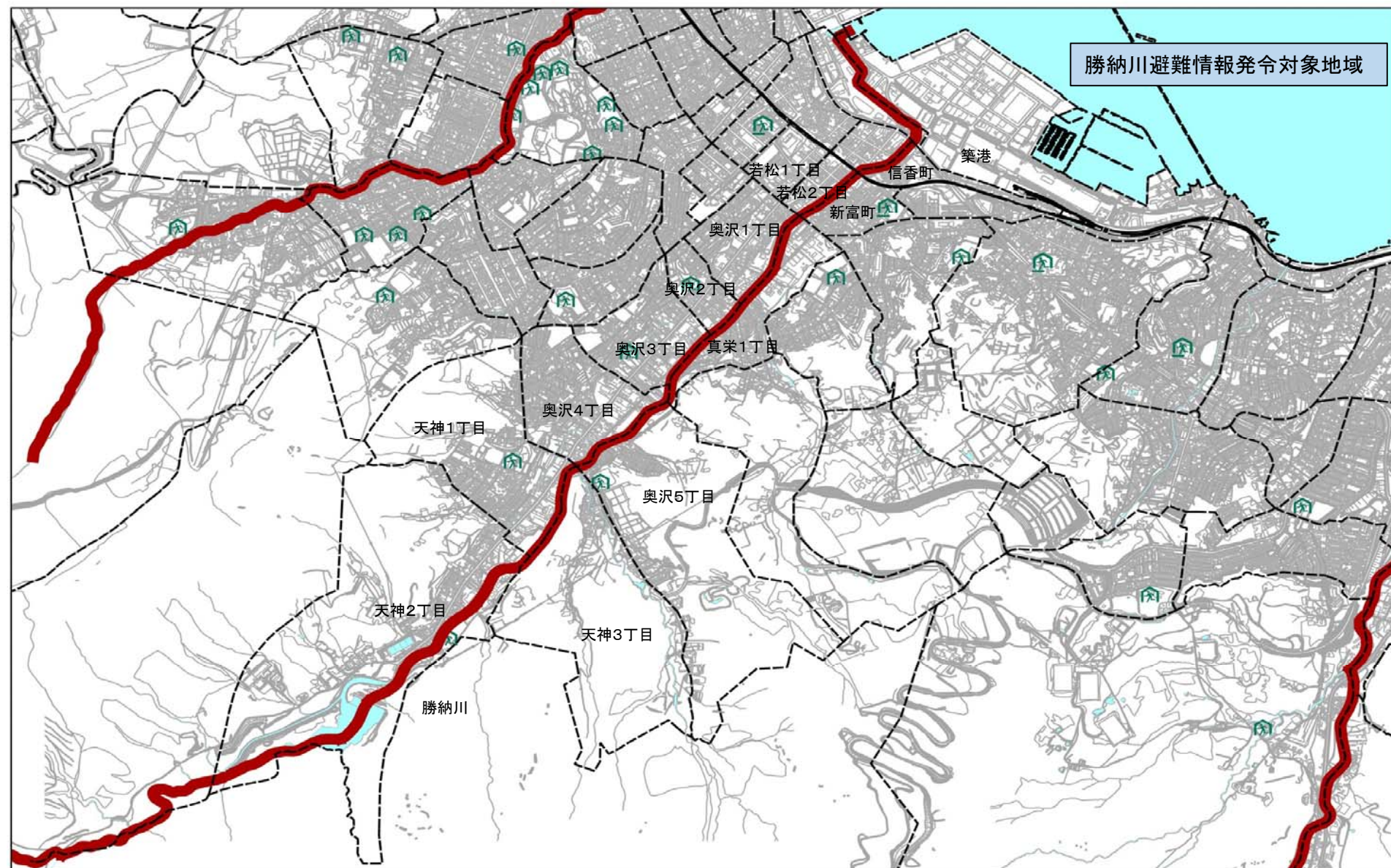
《勝納川・塩谷川・蘭島川》

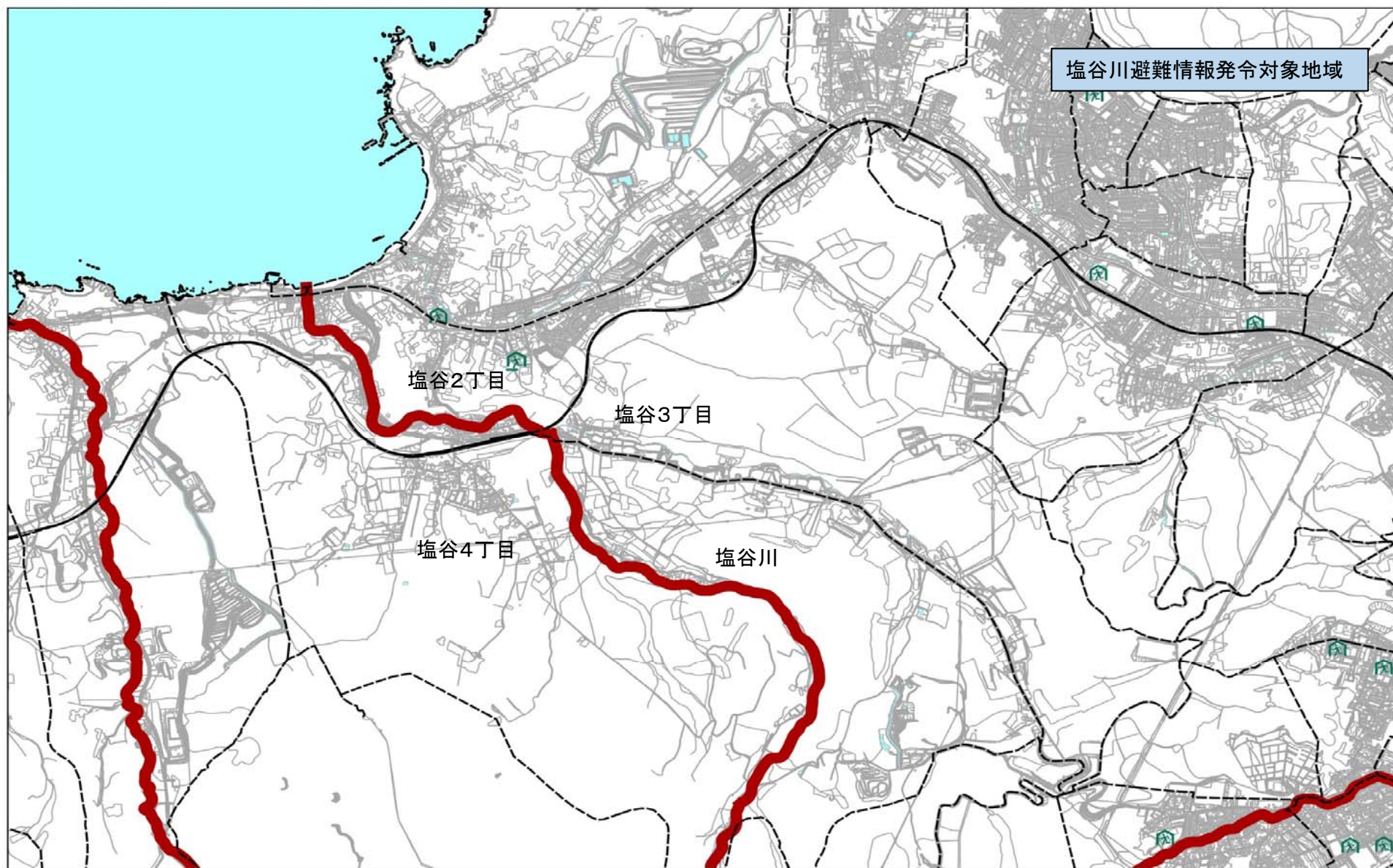
区分	基準（次のいずれかに該当した場合に発令する）
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 各河川の水位観測所の水位が水防団待機水位（下表①）に到達し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（下表②）に到達する場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 4】 避難指示	1 各河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（下表③）に到達し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（下表②）を大きく超過する場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 各河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）（下表④）に到達した場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、【警戒レベル 5】緊急安全確保の発令対象区域は、適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防組織からの報告により把握できた場合）

河川名	勝納川	塩谷川	蘭島川
①水防団待機水位（m）	16.31	36.92	1.91
②流域雨量指数の洪水警報基準値	10.4	8.4	5.9
③氾濫注意水位（m）	16.89	37.33	2.59
④堤防天端高又は背後地盤高（m）	17.55	37.81	3.35
発令対象地域	築港 若松 1～2 丁目 信香町 新富町 真栄 1 丁目 奥沢 1～5 丁目 天神 1～3 丁目	塩谷 2～4 丁目	蘭島 1～2 丁目 忍路 2 丁目

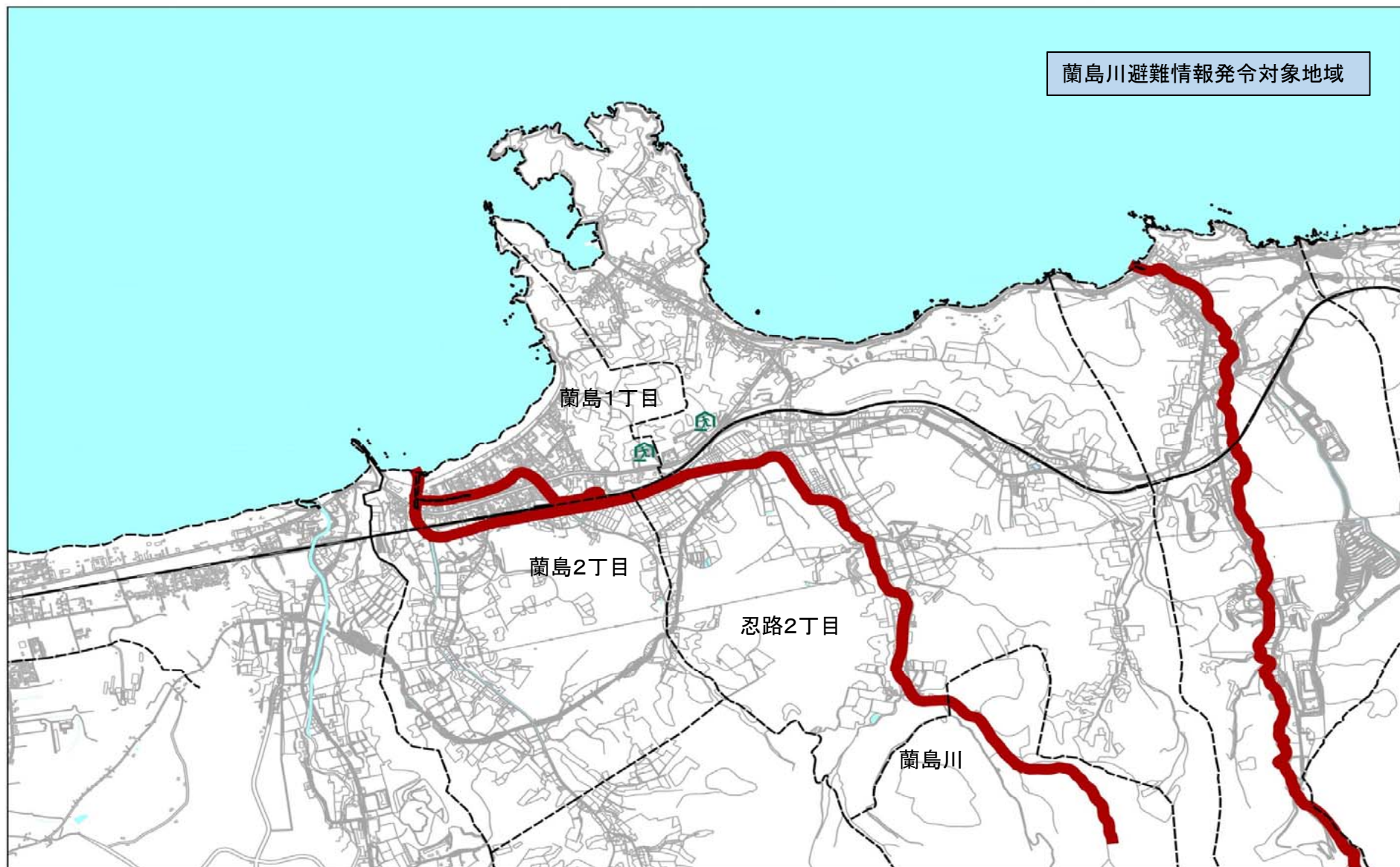
※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準と異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。





蘭島川避難情報発令対象地域



7 避難情報の解除基準

《洪水予報河川・水位周知河川》

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として、解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台気象防災部予報課 【電話番号011-611-6123】	・気象の警報等に関すること。
空知総合振興局札幌 建設管理部事業室治水課 【電話番号011-561-0452】	・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局小樽 建設管理部事業室治水課 【電話番号0134-25-2198】	・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号0136-23-1345】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
災害対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送 視聴者
		ラジオ放送 聴取者
		緊急速報メール 市内に滞在する携帯電話保持者
	F Mおたるラジオ放送	聴取者
	電話・F A X・電子メール	後志総合振興局 小樽開発建設部防災対策官 札幌管区気象台気象防災部予報課 小樽警察署
	登録制メール	登録者
広報広聴課	ホームページ・フェイスブック・ツイッター 小樽市公式LINE	P Cユーザー等
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）
	電話・F A X・電子メール	消防団
福祉総合相談室	電話・F A X・電子メール	福祉保険部が所管する要配慮者利用施設※
介護保険課	電話・F A X・電子メール	所管する要配慮者利用施設※
生活安全課	電話・F A X・電子メール	町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	広報車	住民等（巡回ルート）
教育委員会	電話・F A X・電子メール	学校等

※要配慮者利用施設に対して【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル3】！【警戒レベル3】！）
- こちらは、小樽市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル3】「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル4】！【警戒レベル4】！）
- こちらは、小樽市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル4】「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

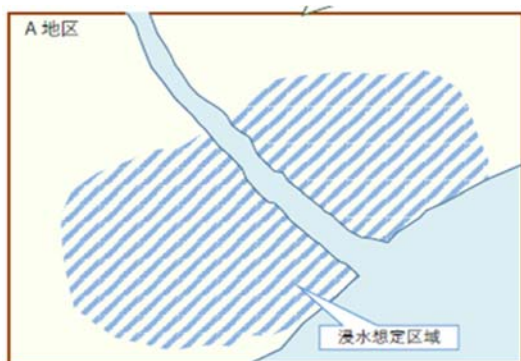
- （河川氾濫が切迫している状況）
- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル5】！【警戒レベル5】！）
 - こちらは、小樽市です。
 - 〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル5】「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

- （河川氾濫を確認した状況）
- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
 - こちらは、小樽市です。
 - 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。（注）
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 浸水想定区域＜旧市町村界単位、浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度の場合。

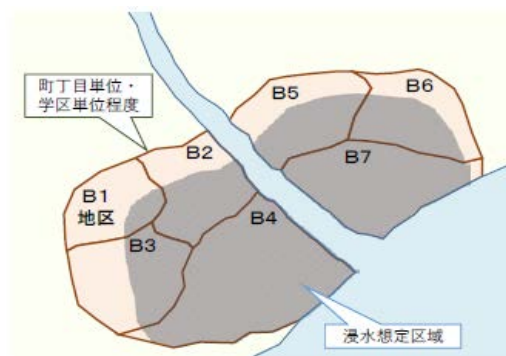
（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域＜旧市町村界単位＞



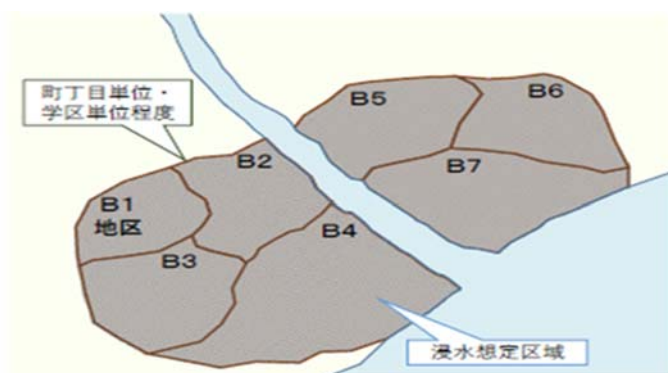
(発令対象：「A地区の浸水想定区域」)

《浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度＞



(発令対象：「B 1～B 7地区の浸水想定区域」)

- ※2 浸水想定区域≡町丁目単位・学区単位程度の場合。
《浸水想定区域≡町丁目単位・学区単位程度》



(発令対象：「浸水が想定されるB 1～B 7地区」)

- ※3 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること。
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

- ※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

- ※5 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

(4) 【緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

小樽市：【警戒レベル4】避難指示

00/00 00:00

地区：〇〇地区

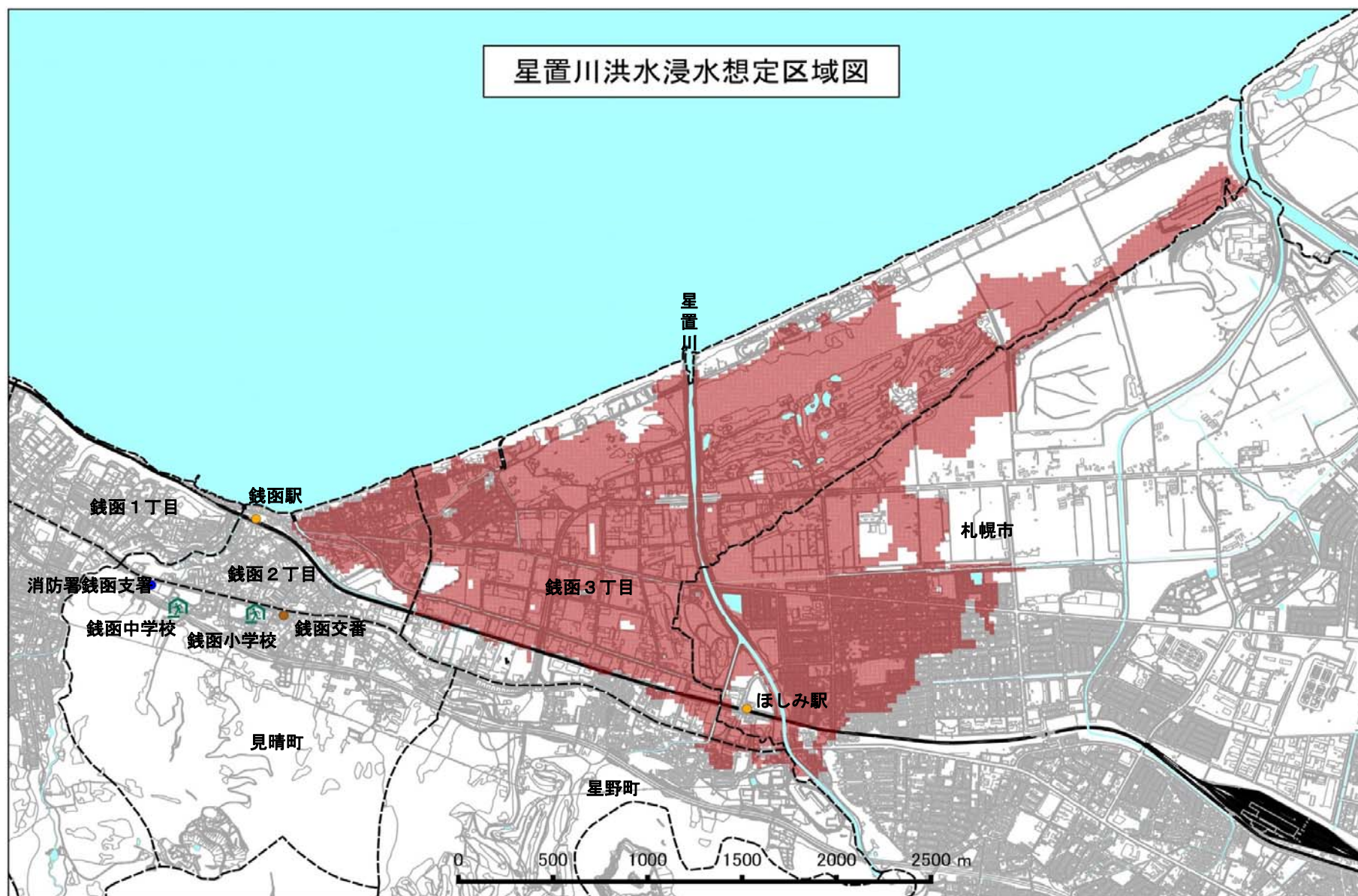
避難場所：〇〇小学校

理由：××川氾濫のおそれ

備考：〇〇地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である〇〇地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。





	防災情報システム 入力住所	浸水想定地域			
避難 勧告等 発令対象 地域	銭函2丁目	銭函2丁目3 (星置川)	銭函2丁目32～54 (星置川)		
	銭函3丁目	全域(星置川) 銭函3丁目3-73(新川)			
	銭函4丁目	銭函4丁目157、161 (新川)			
	銭函5丁目	銭函5丁目50 (新川)			
	星野町	星野町17～20 (星置川)	星野町22 (星置川)	星野町23 (星置川)	星野町25～27 (星置川)
地域 数	3				
開設 する 避難 所	銭函小学校				
	銭函中学校				
箇所 数	2				

別添 4

○主要水位・雨量観測所一覧

【洪水予報河川】

水 系	河 川 名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	所管 事業所
新川水系	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m	北海道建設管理部

【水位周知河川】

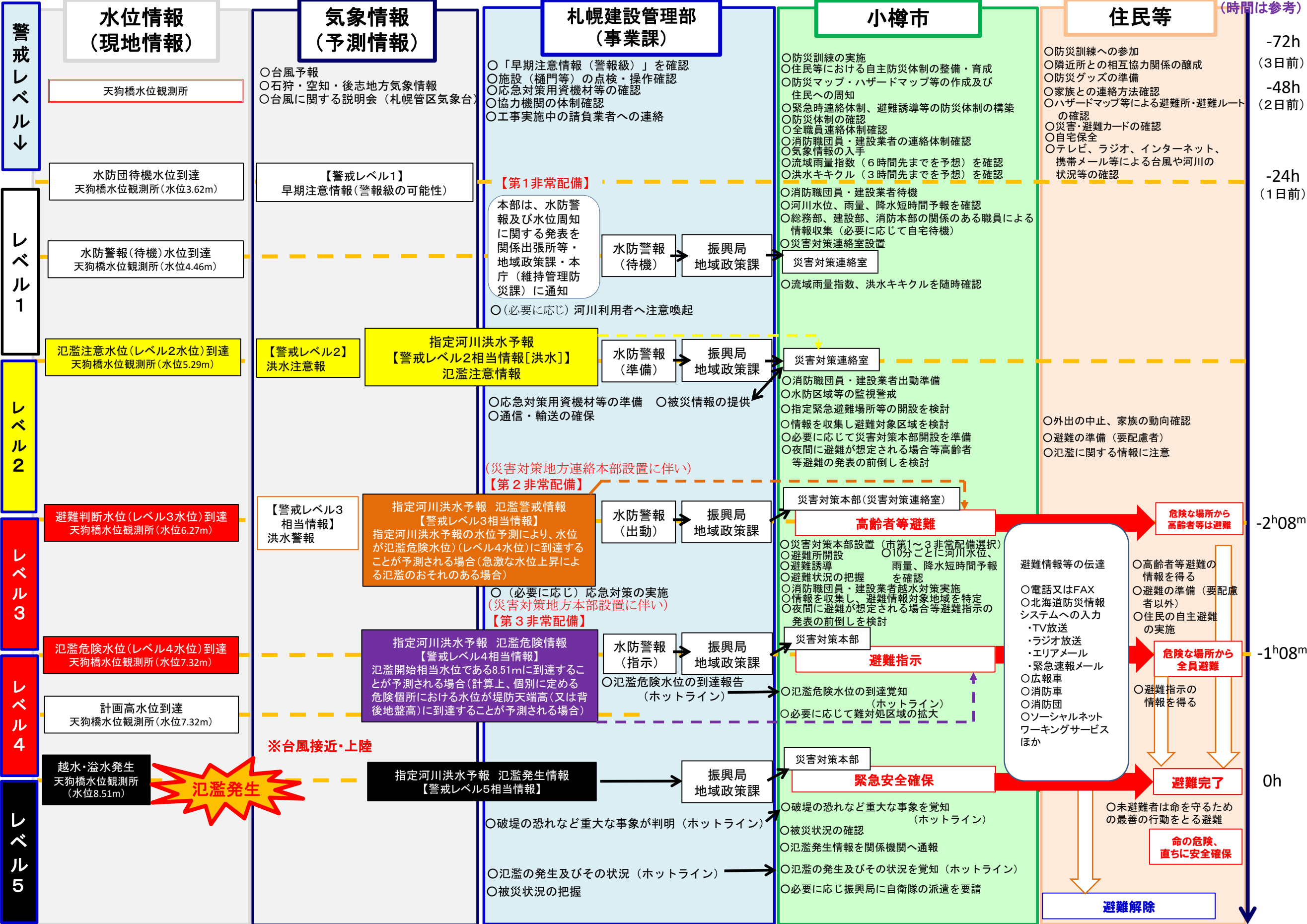
水 系	河 川 名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	所管 事業所
星置川水系	星置川	星置川	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m	北海道建設管理部

○平成 22 年～平成 26 年における水防警報発表状況

年月日	河川名	最高水位	時間	気象状況
H23. 9. 6	星置川	6.23m	06:20	台風第12号から変わった温帯低気圧

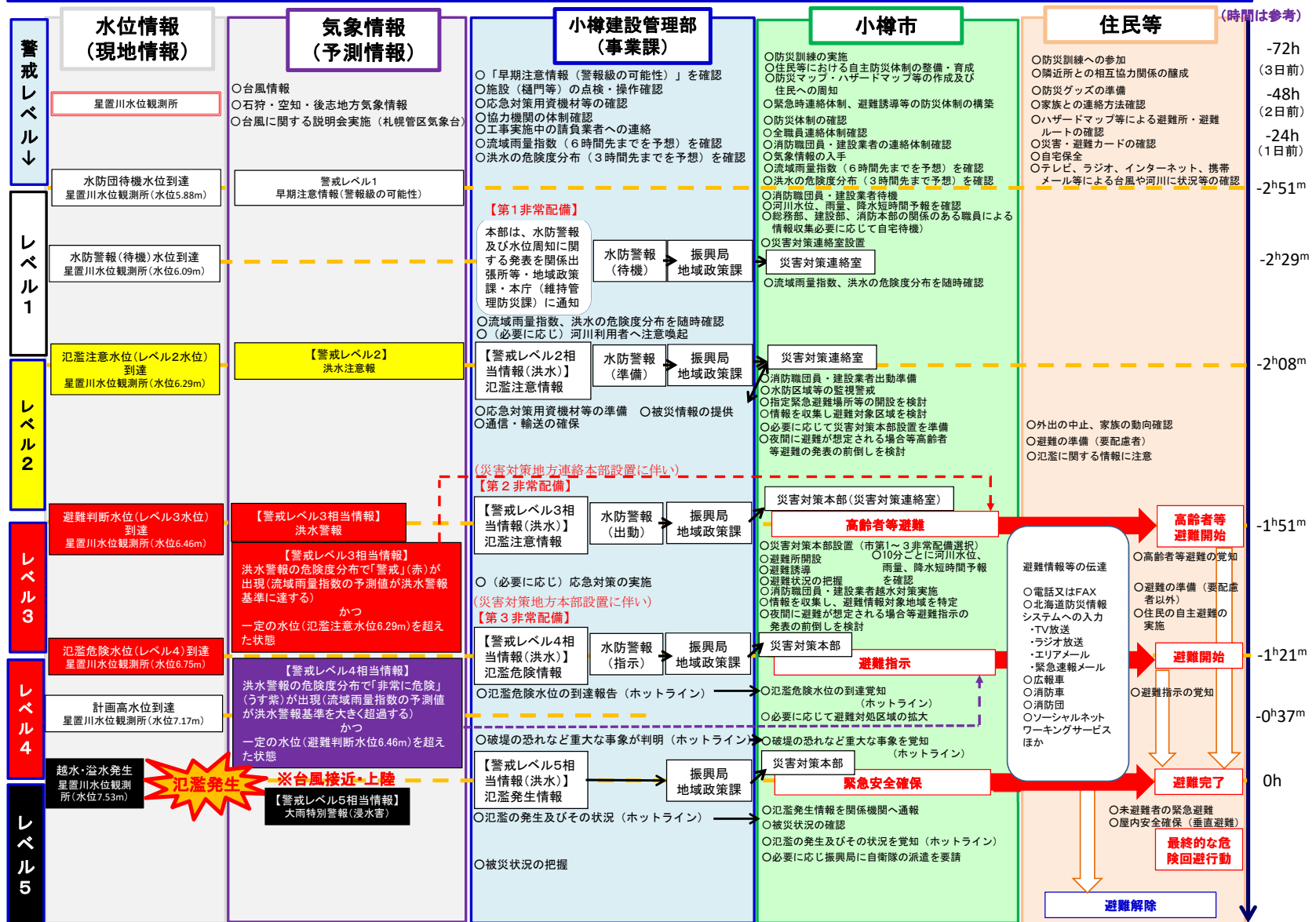
台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報着目型タイムライン(防災行動計画)
(新川水系新川 天狗橋水位観測所)

266-3



巻末資料 I 新川タイムライン

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報発令着目型タイムライン(防災行動計画) 【星置川水系星置川 星置水位観測所】



指定避難所等の指定

1. 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所として指定する場所

公園や学校のグラウンド及び津波避難ビルを対象として指定する。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

災害対策基本法第49条の4第1項、災害対策基本法施行令第20条の3第1～3号に基づく、指定緊急避難場所の指定基準を以下のとおりとする。

災害の種類	指 定 基 準
地 震	1 門扉等の開錠が不要、もしくは緊急時に市職員、管理者等による入口の門扉等の開錠が可能なグラウンド等のスペースであること。 2 当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がないこと。
津 波	1 標高5mを越える場所にあること。 2 標高5m以下の場所にあるときは2階以上に避難できるスペースがあること。
大規模な火事	1 門扉等の開錠が不要、もしくは緊急時に市職員、管理者等による入口の門扉等の開錠が可能な公園等のスペースであること。 2 面積が10ha以上で、火災延焼から安全を確保できるスペースがあること。

2. 指定避難所

(1) 指定避難所として指定する施設

学校や公共施設等を対象として指定する。

(2) 指定避難所の指定基準

災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく、指定避難所の指定基準を以下のとおりとする。

- ① 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 避難所入所者だけでなく、在宅での避難生活者に対しても、必要な支援を講じる際の拠点となることを踏まえて、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

「災害による影響が比較的少ない場所」とは、以下の条件の場所をいう。

災害の種類	立 地 条 件
土 砂	1 指定避難所までの経路が土砂災害警戒区域または、土砂災害危険箇所（以降「危険区域」）内にあること。 2 危険区域外にあること。
地 震	施設管理者が小樽市以外の施設は、新耐震基準による耐震性が確保されていること。
津 波	標高5mを越える場所にあること。
洪水※	想定浸水域外にあること。

※洪水は、水位周知河川「星置川」を対象とする。

第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画 【別表】避難所

No.	施設名 所在地	電話 FAX	指定避難所		指定緊急避難場所						標高	備蓄食料			主な防災用品																	
			1次：優先的に開設 2次：調整後に開設	収容 可能 人員	収容 可能 人員	洪水	土 砂	地震	津 波	大規模火災		収容 可能 人員	クラッカー	パン	アルファ米	毛布	シート	ストーブ	簡易トイレ (非常処理セット含む)	救急箱	防災セット	間仕切り	段ボールベッド	防災行政デジタル無線 (MCA無線)	移動式発電機	LED投光器	コードリール		赤外線ヒーター	電気ポット	感染症対策備蓄品	その他
																											50m	30m				
									人	食	食	食	枚	枚	台	台	セット	セット	セット	台	局	台	セット	台	台	台	台	台	セット			
1	忍路中央小学校・忍路中学校 忍路1-171	64-2301 64-3354	1次	102	538	グラウンド	○	○	○	○	—	3,839	25	280		150	60	15	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
2	塩谷小学校 塩谷2-18-1	26-1103 26-1115	1次	211	983	グラウンド	○	○	○	○	—	6,293	26	700		400	110	40	2	10	1	2		1	1	3	1	2	1	1	1	
3	桃内町内会館 桃内1-167	26-2915 同上	1次	16	47	△	—	—	—	—	△	15	0	72	100	50		1	5	1	1		1							1		
4	幸小学校 幸4-21-1	24-0425 24-0426	1次	219	979	グラウンド	—	○	○	—	—	5,603	109	350		200	50	19	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
5	長橋中学校 長橋4-16-1	24-0465 32-2897	1次	345	1,514	グラウンド	—	○	○	—	—	9,875	66	420		200	50	34	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
6	小樽桜陽高等学校 長橋3-19-1	23-0671 33-0898	1次	194	606	グラウンド	—	○	○	—	—	4,218	87	140		150	50	66	1	5	1	1		1							1	
7	高島小学校 高島5-6-1	25-1854 25-1855	1次	316	1,180	グラウンド	—	○	○	○	—	5,621	52	700		300	100	44	2	10	1	2		1	1	3	1	2	1	1	1	
8	手宮中央小学校 末広町13-5	25-0037 25-0038	1次	285	991	グラウンド	—	○	○	○	—	3,901	37	420		350	100	43	2	10	1	2		1	1	3	1	2	1	1	1	
9	花園小学校 花園5-4-1	25-5233 25-5234	1次	218	938	グラウンド	○	○	○	—	—	2,483	44	210		200	50	19	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
10	山の手小学校 花園5-2-20	32-2200 32-2201	1次	266	813	グラウンド	—	○	○	—	—	5,100	73	280		200	50	38	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
11	いなきたコミュニティセンター 稲穂5-10-1	27-7676 27-7678	1次	93	325	駐車場	—	○	○	○	—	2,000	12	210		200	50	27	1	5	1	1		1							1	
12	市民センター（マリンホール） 色内2-13-5	25-9900 25-9700	1次	49	243	△	—	—	—	—	△	8				50	25	1	5	1			1	1	3	1	2	1	1	1		
13	入船六三町会会館 入船2-23-16	32-1947 同上	1次	21	50	△	—	—	—	—	△	42	280		200	50	28	1	5	1	1		1							1		
14	稲穂小学校 富岡1-5-1	23-8382 23-8381	1次	229	967	グラウンド	—	○	○	○	—	2,320	29	350		200	50	27	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
15	小樽市教育委員会庁舎 緑3-4-1	32-4111 33-6608	1次	57	297	△	—	—	—	—	△	104	280		300	50	41	2	10	2	2		1		4					2		
16	小樽未来創造高等学校 最上1-29-1	23-6105 23-6388	1次	79	322	駐車場	—	○	○	—	—	1,000	120	140		150	50	61	1	5	1	1		1							1	
17	潮見台小学校 新富町9-13	23-9251 23-9252	1次	215	1,055	グラウンド	○	○	○	○	—	2,327	14	210		200	50	25	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
18	潮見台中学校 潮見台1-17-1	33-1080 33-1081	1次	240	1,020	グラウンド	○	○	○	—	—	6,952	53	210		200	50	31	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
19	向陽中学校 天神1-7-11	23-8158 23-8159	1次	265	1,264	グラウンド	○	○	○	—	—	10,108	100	420		350	100	49	2	10	1	2		1	1	3	1	2	1	1	1	
20	小樽潮陵高等学校 潮見台2-1-1	22-0754 22-5954	1次	192	921	グラウンド	○	○	○	—	—	3,708	45	140		150	50	61	1	5	1	1		1							1	

指定緊急避難場所凡例 ○：基準を満たしている場所 —：対象外

No	施設名 所在地	電話 F A X	指定避難所		指定緊急避難場所						標高	備蓄食料			主な防災用品																	
			1次：優先的に開設 2次：調査後に開設	収容可能人員		洪水	土砂	地震	津波	大規模火災		収容可能人員 人	クラッカー	パン	アルファ米	毛布	シート	ストーブ	簡易トイレ (排泄処理セット含む)	救急箱	防災セット	間仕切り	段ボールベッド	防災行政デジタル無線 (MCA無線)	移動式発電機	LED投光器	コードリール		赤外線ヒーター	電気ポット	感染症対策備蓄品	その他
				感染症対策を考慮した人数	最大収容可能人数																						50m	30m				
21	小樽水産高等学校 若竹町9-1	23-0670 23-4553	1次	93	334	グラウンド	○	○	○	○	—	3,249	28	140		150	50	25	1	5	1	1		1								1
22	望洋台小学校 望洋台1-8-25	52-2007 52-2017	1次	234	1,116	グラウンド	○	○	○	—	—	6,000	110	490		200	50	27	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
23	望洋台中学校 望洋台3-6-1	52-1577 52-2261	1次	219	857	グラウンド	○	○	○	—	—	8,492	158	210		200	50	37	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
24	朝里小学校 新光2-6-1	54-6414~5 54-6423	1次	332	1,373	グラウンド	○	○	○	○	—	3,362	35	630		250	50	31	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
25	桜町中学校 桜1-29-1	54-6505 54-6553	1次	188	1,058	グラウンド	—	○	○	—	—	3,306	97	350		200	50	26	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
26	東小樽会館 桜1-4-16	54-4594 54-4594	1次	17	53		—	—	—	—	—		31		144	150	50	11	1	5	1	1		1							1	
27	銭函小学校 見晴町5-2	62-2004 62-2022	1次	209	854	グラウンド	○	○	○	○	—	4,583	34	420		200	60	28	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
28	銭函中学校 見晴町2-12	62-2853 62-2870	1次	265	1,102	グラウンド	○	○	○	○	—	5,409	50	280		200	50	25	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
29	桂岡小学校 桂岡町23-1	62-2176 62-2199	1次	181	873	グラウンド	—	○	○	—	—	6,000	132	140		150	50	24	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
30	北海道高等専門学校 銭函1-5-1	62-2624 62-2663	1次	92	327	グラウンド	—	○	○	—	—	6,200	37	140		200	50	26	1	5	1	1		1							1	
31	忍路中学校旧校舍 蘭島1-28-1	なし なし	2次	85	573	グラウンド	○	○	○	○	—	6,347	19	280		100	50	16	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	※令和4年4月 忍路中央小学校に併置
32	塩谷サービスセンター 塩谷1-18-7	26-1500 26-4197	2次	12	20		—	—	—	—	—		5			50	8	1	5	1			1								1	
33	北しりべし広域クリーンセンター 桃内2-111-2	28-3753 28-2177	2次	20	68		—	—	—	—	—		127		72	100	50	8	1	5	1	1		1							1	
34	長橋小学校 長橋4-5-1	22-3427 22-3415	2次	275	1,094	駐車場	—	○	○	—	—	1,670	48	420		300	50	22	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
35	赤岩保育所 赤岩2-21-1	22-9536 同上	2次	18	100		—	—	—	—	—		75			50	39	1	5	1			1	1	3	1	2	1	1	1		
36	手宮保育所 梅ヶ枝3-23	23-1810 同上	2次	12	20		—	—	—	—	—		7			50	36	1	5	1			1	1	3	1	2	1	1	1		
37	北陵中学校 清水町5-1	24-5500 24-5501	2次	200	891	グラウンド	—	—	○	—	—	8,789	45	490		350	100	43	2	10	1	2		1	1	3	1	2	1	1	1	
38	菁園中学校 花園5-4-2	23-9272 23-9271	2次	298	1,127	グラウンド	○	○	○	—	—	2,763	50	350		200	50	31	1	5	1	1		1	1	3	1	2	1	1	1	
39	旧堺小学校 東雲町9-12	23-8224 23-8225	2次	186	485	グラウンド	—	○	○	○	—	2,500	32	280		100	50	10	1	5	1	1		1							1	
40	公会堂 花園5-2-1	22-2796 なし	2次	66	200		—	—	—	—	—		61			50	70	1	5	1			1								1	

指定緊急避難場所凡例 ○:基準を満たしている場所 —:対象外

No.	施設名 所在地	電話 F A X	指定避難所		指定緊急避難場所						標高	備蓄食料			主な防災用品																		
			1次：優先的に開設 2次：避難後に開設	収容 可能 人員	洪水	土砂	地震	津波	大規模火災	収容 可能 人員		クラッカー	パン	アルファ米	毛布	シート	ストープ	簡易トイレ (排泄処理セット含む)	救急箱	防災セット	間仕切り	段ボールベッド (MCA無線)	防災行政デジタル無線 (MCA無線)	移動式発電機	LED投光器	コードリール		赤外線ヒーター	電気ポット	感染症対策備蓄品	その他		
																										感染症対策を考慮した人数	最大収容可能人数					50m	30m
41	市民会館 花園5-3-1	25-8800 25-8899	2次	94	500		—	—	—	—	—	59			50	178	1	5	1				1								1		
42	総合体育館 花園5-2-2	33-3710 24-4334	2次	463	2,000		—	—	—	—	—	65			50	212	1	5	1			40	1								1		
43	西陵中学校 富岡2-26-1	23-4204 23-4205	2次	257	1,063	グラウンド	—	—	○	—	—	87	210		200	50	26	1	5	1	1			1	1	3	1	2	1	1	1		
44	松ヶ枝中学校 最上1-31-1	25-5528 25-5529	2次	251	980	駐車場	—	○	○	—	—	127	280		200	50	31	1	5	1	1			1	1	3	1	2	1	1	1		
45	勤労青少年ホーム 緑1-9-4	24-0920 24-0909	2次	60	180		—	—	—	—	—	51			50	89	1	5	1				1								1		
46	北照高等学校 最上2-5-1	32-0331 32-5213	2次	115	386		—	—	—	—	—	193	140		150	50	25	1	5	1	1			1							1		
47	小樽明峰高等学校 最上1-14-17	22-7755 25-0662	2次	96	612		—	—	—	—	—	97	140		150	50	46	1	5	1	1			1							1		
48	小樽商科大学 緑4-4-14	27-5226 27-5233	2次	140	823	屋外運動場	—	—	○	—	—	134		144	150	50	42	1	5	1	1	250		1							1	簡易ベッド10台 ユニバーサルトイレ1台 ひなんルーム1台	
49	奥沢小学校 奥沢2-5-1	23-6295 23-6296	2次	211	927	グラウンド	○	—	○	—	—	48	420		350	100	19	2	10	1	2			1	1	3	1	2	1	1	1		
50	奥沢保育所 奥沢3-22-1	22-4641 同上	2次	18	20		—	—	—	—	—	44			50	23	1	5	1				1	1	3	1	2	1	1	1	1		
51	市民消防防災研修センター 天神2-18-17	22-1517 同上	2次	10	29	グラウンド	—	—	○	—	—	88			50	16	1	5	1				1								1		
52	双葉中学校 住ノ江1-3-3	31-5000 27-6776	2次	63	282	グラウンド	—	○	○	○	—	20	210		200	50	14	1	5	1	1			1							1	※現在、休校中	
53	小樽双葉高等学校 住ノ江1-3-17	32-7342 22-3098	2次	84	294		—	—	—	—	—	21	140		150	50	24	1	5	1	1			1							1		
54	桜小学校 桜1-16-1	54-6417 54-6457	2次	238	1,120	グラウンド	—	○	○	○	—	38	560		200	50	23	1	5	1	1			1	1	3	1	2	1	1	1	1	
55	朝里中学校 新光3-7-1	54-6321 54-6322	2次	263	1,152	グラウンド	○	○	○	○	—	33	420		250	50	26	1	5	1	1			1	1	3	1	2	1	1	1	1	
56	旧豊倉小学校 朝里川温泉1-231		2次	42	422		—	—	—	—	—	105	420		100	50	21	1	5	1	1	503	294	1	1	4	1	2	2	2	2		
57	張碓小学校 春香町215	62-3220 62-3248	2次	95	423	グラウンド	—	—	○	—	—	91	140		100	50	21	1	5	1	1			1	1	3	1	2	1	1	1	1	
58	銭函サービスセンター 見晴町3-26	62-2017 62-3975	2次	14	20		—	—	—	—	—	39			50		1	5	1				1								1		
59	銭函保育所 銭函2-23-13	62-2890 同上	2次	12	20		—	—	—	—	—	19			50	15	1	5	1				1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	
60	銭函市民センター 銭函2-28-10	62-2654 同上	2次	90	220		—	—	—	—	—	5	210		150	70	15	1	5	1	1			1							1	1	

指定緊急避難場所凡例 ○：基準を満たしている場所 —：対象外

No.	施設名 所在地	電話 FAX	指定避難所		指定緊急避難場所						標高	備蓄食料			主な防災用品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
															収容可能人員		洪水	土砂	地震	津波	大規模火災	収容可能人員	クラッカー	パン	アルファ米	毛布	シート	ストーブ	簡易トイレ (排泄処理セット含む)	救急箱	防災セット	間仕切り	段ボールベッド (MCA無縁)	防災行政デジタル無線	移動式発電機	LED投光器	コードリール		赤外線ヒーター	電気ポット	感染症対策備蓄品	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			1次：優先的に開設 2次：調整後に開設	感染症対策を考慮した人数	最大収容可能人数	50m	30m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			人	食	食	食	枚	枚	枚	枚		枚	枚	枚	枚	枚																					枚	枚					枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

指定緊急避難場所凡例 ○：基準を満たしている場所 —：対象外

○災害記録（自然災害）

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
明治11年 8月26日	大 雨	勝納川が氾濫、川岸の家屋倉庫等流失
〃 12年 2月	暴 風 雪	港町などで民家が埋没破損、死傷者数十人
〃 12年 4月22日	融 雪	勝納川が氾濫、土蔵2棟、民家21戸流失
〃 21年 9月20日	暴 風 雨	神威岬航行中の船舶が遭難
〃 23年 9月25日	暴 風 ・ 波 浪	港内停泊中の船舶及び海岸の家屋、堤防等に被害
〃 23年12月28日	暴 風 雪 波 浪	花咲丸(20t)が小樽港沖で、高島の漁船が祝津沖で沈没
〃 25年 9月 5日	暴 風 雨	於古登川、勝納川、稲穂川、朝里川等が氾濫、橋梁・家屋の流失・浸水、札樽間の鉄道橋が破損 共成株式会社の朝里水車場では米 830俵が浸水流失、3名溺死
〃 25年 9月13日	暴 風 ・ 波 浪	海岸の石垣及び川崎船、磯船、保津船、三半船等の破損、朝里・熊碓・勝納・若竹等で被害
〃 26年 1月 5日	暴 風 ・ 波 浪	沿岸道路の石垣、船入澗が破壊、港内停泊の船舶が沈没、港外の漁船が難破、沈没、漁師63名が溺死
〃 26年12月	波 浪	堤防が破壊、通船がてん覆、蒸気船が破損
〃 31年	霖 雨	銭函川出水、家屋・橋梁等流失破損
〃 32年 9月30日	落 雷	焼失1戸、死者6名
〃 34年12月 6日	波 浪	漁船8隻難破、溺死者59名
〃 37年 1月21日	波 浪	磯船20数隻が遭難、死者14名
〃 40年12月 7日	暴 風 雪	忍路で船庫全壊17、半壊19、住宅全壊2、半壊19、浸水4 漁船破損73
〃 42年 4月 6日 ～ 7日	融 雪	勝納川が出水、家屋の浸水約1,000 戸、家屋の流失 3棟5戸
〃 45年 3月	暴 風 雪	増毛丸が港内で沈没、船員8名溺死、日露丸は、熊碓に坐礁
〃 45年 4月10日	地 す べ り	手宮町26で山崩れ発生、全壊13戸、死者(圧死)10名
大正 6年 1月24日	暴 風 波 浪	漁師21名が死亡
〃 15年 4月 5日	暴 風 雪	祝津町で鯨船が20数隻遭難、乗組員26名が溺死
昭和 2年 1月 1日	崖 崩 れ	張碓トンネル入口上部430㎡が落下
〃 2年 2月26日	暴 風 雪	吹きだまり2.4mに達した
〃 2年 7月18日	大 雨	列車不通、100余戸浸水

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
昭和12年 2月 3日	雪 崩	張碓トンネル入口で客車転覆、重軽傷者30名
〃 13年 1月26日	暴 風 雪	銭函沖で汽船沈没、31名水死
〃 13年 6～ 8月	干 ば つ	奥沢水源地の貯水量が激減
〃 15年 8月 2日	地 震 ・ 津 波	午前0：08ころ発生 震源：積丹半島沖（M7.5）、津波1.5m
〃 31年 8月17日 ～18日	大 雨	床上、床下浸水合わせて74棟、橋の流失 1 件
〃 32年 8月23日	大 雨	床上浸水26棟、床下浸水 124棟
〃 34年 4月 5日 ～ 6日	暴 風 雨	5日朝から 6日正午までで39 ^ミ の降雨、床下浸水 2 棟、電話不通 524件
〃 34年 9月19日	台 風	台風14号、家屋倒壊2棟、家屋破損20棟、倒木 6本
〃 36年 7月24日 ～26日	集 中 豪 雨	降り始めから終わりまで194.7 ^ミ 床上浸水 144棟、床下浸水 978棟、崖崩れ10ヵ所、橋流失 1、家屋半壊 4 棟、農作物被害 352ha、被害総額 3,253千円
〃 37年 8月 3日 ～ 4日	台 風	8月2日の夕刻から 4日朝までの降雨量 267 ^ミ 台風9号により被害戸数 2,896戸 3,833世帯、死者6名 行方不明2名、重傷2名、被害総額19億 2,300万円余 （災害救助法の適用、自衛隊災害派遣要請）
〃 44年 2月 6日	波 浪	低気圧による大時化のため銭函沖合で漁船(54t)が坐礁転覆、乗組員5名死亡
〃 45年 7月29日	集 中 豪 雨	入船 2 丁目で床上浸水9棟、床下浸水53棟
〃 45年 8月16日	台 風	台風9号により住宅の半壊2棟、一部破損97棟、負傷者10名、農作物の被害 717ha、被害総額1億3,000万円
〃 47年12月 1日	強 風 高 潮	国鉄銭函・張碓間が不通、入港中のリベリヤ貨物船(6,000t)が座礁、被害総額 8,400万円
〃 48年 8月17日 ～23日	集 中 豪 雨	連続集中豪雨 232.5 ^ミ 床上浸水23棟、床下浸水56棟
〃 49年 4月21日	強 風	死者2名、重傷者4名、家屋の半壊5棟、一部破損717棟、被害総額1億2,000万円余
〃 50年 8月22日 ～24日	台 風	台風6号により住宅の半壊 1 棟、床上浸水21棟、床下浸水106棟、農作物の被害 280ha、被害総額4億2,000万円余
〃 54年10月 8日	強 風	銭函沖合約500mでサケ定網起船(2.5t)が転覆、乗組員4名死亡
〃 54年10月19日 ～20日	台 風	台風20号により重傷者1名、家屋の一部破損26棟、浸水家屋4棟、漁船沈没1隻、流出2隻、農作物被害17.7ha 被害総額1億 2,700万円余

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
昭和56年 8月 3日 ～ 6日	大 雨	前線と台風12号による大雨により家屋一部破損1棟、 床上浸水31棟、床下浸水 194棟、農作物被害15.1ha、 被害総額2億1,100万円余
" 56年 8月21日 ～24日	大 雨	台風15号と前線による大雨により家屋半壊34棟、一部 破損 307棟、床上浸水 151棟、床下浸水 200棟、農作 物被害 183.3ha、被害総額7億1,700万円余
" 60年 9月 1日	大 雨	台風13号による大雨により、家屋の一部破損1棟、 床下浸水116棟、床上浸水18棟
" 62年 9月 1日	暴 風 雨	台風12号による暴風雨により、家屋の一部破損 123棟 農業被害 222ha、漁船破損 4 隻、文教施設被害27ヵ 所、福祉施設被害5ヵ所、公園樹木36本、 被害総額1億5,700万円余
" 63年 8月26日	大 雨	床下浸水8棟、道路冠水12ヵ所、崖崩れ5ヵ所、 被害総額 2,400万円余
" 63年10月29日	暴風波浪	港湾施設8ヵ所、漁船破損6隻、漁網被害74件、農業 被害 1haほか被害総額 9,400万円余
平成 4年 8月31日 ～ 9月 2日	大 雨	住家一部破損 1棟、床上浸水 4棟、床下浸水12棟
" 5年 7月12日	地震・津波	北海道南西沖地震(M7.8)、22:17 ころ発生、 小樽は震度 5 を記録、津波到達高は小樽港で 0.8m 住宅一部破損14棟、道路被害 2ヵ所、港湾被害 1ヵ所 商工業被害 3件ほか被害総額54,647千円 (災害対策本部設置)
" 6年 8月12日 ～13日	集中豪雨	12日降水量51.5 ^ミ 、最大時間雨量36.5 ^ミ (12日22:40 ～23:40)住宅一部破損 2件、床上浸水 9件、 床下浸水15件、道路亀裂など80件の被害
" 8年 1月 9日	暴 風 雪	観測史上最高の84 ^{センチ} の降雪量を記録(8日9:00～9日9:00) 9日は、夕方近くまで国道 5 号張碓付近不通、札幌バ イパス不通、J R小樽札幌間運休、中央バス運休など、 ど、交通まひ状態が続き、市民生活、経済活動に支障 がでた。(緊急雪害対策室設置、自衛隊災害派遣要請)
" 8年 6月 4日	雷雨ひょう	塩谷地区方面で、農業被害 4.98ha(ぶどう、レタスほか) 被害総額 11,427千円
" 9年 8月 5日	大 雨	降り始めから午後 9 時までの降水量101.5mm 最大時間雨量22mm(13:19～14:19) 床下浸水 3 件、がけ崩れ(市道平磯線横)、商工業被害 (工業 1 件、床上浸水)、農業被害(1.8 ^{ヘクタール} 535 万円:きゅうり・とうきび)(災害対策連絡室設置)
" 15年 9月26日	地 震	平成15年(2003年)十勝沖地震(M8.0)、04:50 ころ発生、小樽は震度 4 を記録、市内約11,000世帯で 停電、市民会館・蘭島下水終末処理場・市立小樽病院 ・北山中学校・旧日本郵船株式会社小樽支店で軽微な 被害(災害対策連絡室設置)

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
平成16年 9月 8日	台 風	台風第18号により9月8日午前11時30分瞬間最大風速44.2m/秒を観測（観測史上第1位） 人的被害41名（重傷14名）、住家半壊15棟・一部破損523棟、畑作物被害13ha・営農施設（ビニルハウス）被害78農家、商業被害85件、工業被害46件など。被害総額12億4,100万円余 （災害対策本部設置）
平成19年 4月30日	土 砂 災 害	融雪により、4月30日13時頃に地すべり発生 札幌ゴルフ場クラブハウス直下100m付近 スキー場下の市道及び道道に土砂流出 土砂流出量：7,500～8,000m ³ 崩落の範囲：幅員120m、延長150m 人的被害なし
平成29年 7月16日	大 雨	低気圧による、午前11時10分までの1時間に約80mm（レーダー解析）の猛烈な雨 1時間降水量の日最大値観測史上1位を更新（50.5mm） 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報発表 道路冠水のほか商業施設が浸水、人的被害なし （災害対策連絡室設置）
平成30年 9月 6日	地 震 大 規 模 停 電	北海道胆振東部地震（M7）が午前3時6分頃発生 小樽は震度4を記録 人的被害なし 地震発生直後から市内全域（約65,600戸）で大規模停電発生（7日午後11時頃全域復旧） 避難所開設（塩谷小、長橋小、手宮中央小、山の手小、潮見台小、朝里小、銭函小） 観光客向け避難所開設（ウイングベイ小樽） 備蓄食料、支援食料配付 （災害対策本部設置 第2非常配備）

○災害記録（火災・爆発）

発 生 年 月 日	災 害 の 概 要
明治14年 5月16日	金曇町(現信香町方面)から出火、375戸焼失
〃 14年 5月21日	芝居町(現若松方面)から出火、11町に延焼、585戸(425戸ともいう)焼失
〃 18年 5月	入舟町から出火、130戸焼失
〃 18年 6月10日	入舟町から出火、348戸焼失
〃 20年 6月 9日	永井町(現住吉町方面)から出火、400戸焼失
〃 23年 5月11日	蘭島町から出火、50数戸を焼失、山火事に発展し忍路に飛火 忍路においては、207戸（全戸数中10戸を残すのみ）焼失
〃 25年 4月19日	色内町から出火、146戸焼失、4名焼死
〃 27年 5月 3日	手宮町、同裏町から出火、600余戸焼失
〃 28年 7月 3日	堺町から出火、色内町、破崎町へ延焼、156戸焼失
〃 29年 4月27日	住の江町から出火、永井、山の上、有幌各町に延焼、786戸焼失
〃 29年 5月	潮見台奥及び入船川上流で山火事、延焼10日以上
〃 31年 8月12日	入舟町から出火、104戸焼失
〃 36年 4月18日	手宮町から出火、750戸焼失
〃 37年 5月 8日	稲穂町から出火、2,410戸焼失
〃 37年 5月29日	手宮町から出火、186戸焼失
〃 39年 1月19日	稲穂町から出火、112戸焼失
〃 39年 6月	色内町から妙見河畔にわたり247戸焼失
〃 39年10月19日	町名不詳、113戸全焼
〃 41年 4月29日	花園町から出火、150戸焼失
〃 42年 5月12日	手宮町から出火、700戸焼失
〃 44年 5月16日	手宮町から出火、1,251余戸焼失
〃 45年 3月	稲穂町から出火、166戸焼失
〃 45年 4月12日	手宮町から出火、141戸焼失
大正 2年 4月25日	稲穂町から出火、241戸焼失
〃 2年 5月 4日	稲穂町から出火、163戸焼失
〃 2年 5月 5日	緑町から出火、241戸焼失

発 生 年 月 日	災 害 の 概 要
大正 8年 3月30日	高島町から出火、1 0 7 戸焼失
〃 8年10月 1日	引越町(現高島方面)から出火、1 0 7 戸焼失
〃 12年 2月29日	奥沢町から出火、1 7 7 戸焼失
〃 12年 6月29日	奥沢町から出火、2 5 0 戸焼失
〃 12年 8月29日	奥沢町から出火、1 7 0 戸焼失
〃 12年12月27日	稲穂町から出火、1 0 4 戸焼失
〃 13年12月27日	手宮駅構内で火薬爆発、住家、倉庫、船舶等に被害、即死者 5 3 名 重傷者 1 1 名、行方不明 3 0 名
昭和 2年 5月12日	錦町から出火、2 9 2 棟 19,819 m ² 焼失、り災戸数 4 3 5 戸、 傷者 3 2 名
〃 31年 5月 3日	色内小学校から出火、1 1 1 棟 21,886 m ² 焼失、り災世帯数 2 6
〃 31年 5月13日	桜町から出火、4 3 棟 4,264m ² 焼失、り災世帯数 5 0
〃 38年 9月27日	手宮小学校全焼、6,741 m ² 焼失、傷者 3 名
〃 40年10月19日	花園小学校半焼、1,152 m ² 焼失
〃 52年 1月25日	花園小学校半焼、2,675 m ² 焼失

注) 火災については、概ね 1 0 0 戸以上の焼失があったものを記載した。

平成 28 年度北海道地震被害想定調査結果（小樽市）

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
地震動		地表における震度	6.3	6.3	6.3
急傾斜地崩壊危険度		崩壊の可能性が高い（箇所数）	195	195	195
		崩壊の可能性がある（箇所数）	160	160	160
		崩壊の可能性が低い（箇所数）	46	46	46
建物被害	揺れによる 建物被害	全壊棟数	50	22	50
		半壊棟数	593	210	593
	液状化による 建物被害	全壊棟数	2	2	2
		半壊棟数	3	3	3
	急傾斜地崩壊による 建物被害	全壊棟数	105	105	105
		半壊棟数	248	248	248
	計	全壊棟数	156	129	156
		半壊棟数	844	461	844
火災被害		全出火件数	1 未満	1 未満	5
		炎上出火件数	1 未満	1 未満	2
		焼失棟数	1 未満	1 未満	127
人的被害	揺れによる 人的被害	死者数	1 未満	1 未満	1 未満
		重傷者数	8	4	7
		軽傷者数	75	33	59
	急傾斜地崩壊による 人的被害	死者数	19	7	11
		重傷者数	33	12	18
		軽傷者数	105	38	59
	火災被害による 人的被害	死者数	1 未満	1 未満	2
		重傷者数	1 未満	1 未満	1 未満
		軽傷者数	1 未満	1 未満	2
	計	死者数	20	7	14
		重傷者数	41	16	26
		軽傷者数	179	71	120
	避難者数	避難所生活者数	3,585	3,293	3,757
		避難所外避難者数	1,930	1,773	2,023
		避難者数計	5,516	5,066	5,779

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	49	49	49
		断水世帯数（直後）	9,420	9,420	9,420
		断水人口（直後）	20,804	20,804	20,804
		断水世帯数（１日後）	5,636	5,636	5,636
		断水人口（１日後）	12,447	12,447	12,447
		断水世帯数（２日後）	5,324	5,324	5,324
		断水人口（２日後）	11,759	11,759	11,759
	下水道の被害	被害延長（km）	14.2	14.2	14.2
		機能支障世帯数	1,207	1,207	1,207
		機能支障人口	2,666	2,666	2,666
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	10	10	10
	その他の道路の被害	被害箇所数	60	60	60
	橋梁（１５m以上）の被害	不通箇所数	１未満	１未満	１未満
		通行支障箇所数	１未満	１未満	１未満
	橋梁（１５m未満）の被害	不通箇所数	１	１	１
		通行支障箇所数	２	２	２

- (1)本資料は、平成３０年２月に北海道より公表された「平成２８年度北海道地震被害想定調査結果」より、後志管内で人的被害が最大となる地震モデル（留萌沖の地震 走向N225°E）における、小樽市の被害想定結果を抜粋したものである。
- (2)各データは、地震モデルに対して中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではない。
- (3)津波による被害は含まれていない。
- (4)端数処理の関係で、各数値と合計値が一致しない場合がある。